

熊本県文化財調査報告 第49集

古坊中

——熊本県阿蘇郡阿蘇町・白水村——

一九八〇

熊本県教育委員会

古
坊
中

— 熊本県阿蘇郡阿蘇町・白水村 —

卷首凶版



笈 仏

序 文

熊本県教育委員会では、県内各地に分布する文化財の基礎資料の整備・充実を図るため、遺跡分布調査を中心に地域や種別を限って基礎的な調査を進めております。

これまでに、装飾古墳総合調査（四十八～四十九年度）、中世城跡調査（五十～五十二年度）、菊池川流域文化財調査（五十～五十二年度）、糸里制調査（五十～五十一年度）などが、一応終結し、その成果は熊本県文化財調査報告として刊行してきました。

古坊中調査もこれらと一連の事業として計画したもので、五十二～五十四年度の二カ年にわたり阿蘇山頂及び坊中の修験関係について、発掘・文献・金石文・民俗調査を実施しました。

本書が文化財に対する認識と理解さらに学術・研究上の一助になれば幸いです。

調査に当たり、文化庁をはじめ関係町村教育委員会、専門調査員、調査協力者など、多くの方々の協力を受け、円滑に調査が遂行できましたことに對して、ここに厚くお礼を申しあげます。

昭和五十五年三月三十一日

熊本県教育委員会

教育長 井本則隆

古坊中 熊本県文化財調査報告 第四十九集

目次

序文

第一章 序言

- 一 調査に至るまで……………一
- 二 調査のための組織……………一
- 三 調査の進捗……………一
- 四 本報告書の作成……………二

第二章 古坊中をめぐる歴史的環境

- 一 阿蘇山の自然……………三
- 二 阿蘇谷における遺跡と遺物……………五
- 三 古代の阿蘇山信仰……………七
- 四 古坊中と麓坊中……………一〇

第三章 古坊中

- 一 古坊中の現状……………一一

二 古坊中の空中写真……………	一三
三 阿蘇山古坊中地形図について……………	一五
四 坊舎・庵室について……………	一九
五 甕棺の出土……………	二二
六 古坊中出土の遺物……………	二三

第四章 坊中をめぐる民俗

一 西巖殿寺の由来と行事……………	二七
二 西巖殿寺周辺地区の年中行事と人生儀礼……………	三六

第五章 三十七坊の変遷

一 古坊中時代……………	五九
二 麓坊中の成立……………	六七
三 坊 と 庵……………	七九
四 峰 入 り……………	一一二
五 乙護法信仰……………	一二八
六 神仏分離と寺領返還……………	一四〇
七 廃寺後の変遷……………	一四九
結びにかえて……………	一五七

〔付記〕

乙護法像のかたち……………	一六〇
---------------	-----

付論

阿蘇山上古坊中出土の石塔群	乙 益重隆	一六三
---------------	-------	-----

資料

I 阿蘇大峯記録(寛政十二年)	一六七
II 阿蘇大峯記録(文化十四年)	一七五
III 阿蘇大峯十界行□(文政十一年)	一九一
IV 大庭執行儀式(万延元年)	二〇〇
V 阿蘇大峰修行文久二戌年古先手控	二〇八
VI 阿蘇山打越宮秘法(嘉永六年改)	二二四
VII 『阿蘇文書』記載の僧侶名と坊名一覧	二三九
VIII 麓坊中絵図	二五三
IX 阿蘇山上古坊中地形図	

図版

巻首図版 笈仏

図版1 古坊中空中写真(1)

図版2 古坊中空中写真(2)

図版3 甕 棺

図版4 古坊中採集遺物(1)

図版5 古坊中採集遺物(2)

図版6 (1)学頭坊寺領地百石増の目録

(2)学頭後任職について衆徒中への申渡覚

図版7 (1)治部卿英彦の磨紫金袈裟着用並に大先達職補任状

(2)戒定院からの掟書

(3)内山先達から放生院辨恭への免許状

図版8 (1)学頭坊日記

(2)衣体論争の記録

(3)阿蘇大峯記録

(4)・(5)衆徒年行司の記録

(6)行者方那羅延坊の年中記録

(7)文政十三年の衆徒・行者の現住名録及び衆徒山伏と行者山伏の現房

名録

図版9 (1)享保九年の請書

(2)同上請書の後年の写

図版10 (1)明治四年鎮国山出仕記録に記載されている現住名録

(2)明治四年十一月に宝剣十振を阿蘇社へ渡した覚書

図版11 (1)六十六部墓

(2)天神山の墓

(3)ヤンボシ墓

図版12 (1)大山寺跡

(2)踊山の墓

(3)天神山の墓

図版13 (1)契雅の墓

(2)成道坊の墓

(3)善性坊俊慧の墓

(4)得善坊の墓

図版14 (1)良等大先達の墓

(2)峯三十七度と刻まれに寛文十年の墓

(3)鏡観坊の墓

(4)大越家豪雄の墓

図版15 (1)行者方山伏正現坊の墓

(2)峯中権大僧都法印の墓

(3)行者方山伏覚祐坊の墓

(4)妙圓坊創設圓栄、二世喜喜、三世祐勝の位牌

図版16 (1)万延元年の峰入りの護摩札

(2)笈仏

図版17 (1)火伏団扇

(2)ホラ貝

(3)最多角念珠

図版18 (1)阿蘇社の牛王寶印

(2)鏡観坊の堂と墓

図版目次

- 図版 19 (1)・(2)・(3)山上本堂の乙護法
(4)西嶽殿寺の乙護法①
- 図版 20 (1)西嶽殿寺の乙護法②
(2)佐藤家蔵の乙護法①
(3)佐藤家蔵の乙護法②
(4)佐藤家蔵の乙護法③
- 図版 21 (1)・(2)・(3)佐藤家蔵の乙護法④
(4)佐藤家蔵の乙護法⑤
- 図版 22 (1)宮岡家蔵の乙護法
(2)・(3)・(4)片岡家蔵の乙護法①
- 図版 23 (1)・(2)・(3)片岡家蔵の乙護法②
(4)宮本家蔵の乙護法
- 図版 24 (1)・(2)・(3)川上家蔵の乙護法①
(4)川上家蔵の乙護法②
- 図版 25 (1)稲實家蔵の乙護法①
(2)稲實家蔵の乙護法②
(3)山下組の乙護法①
(4)山下組の乙護法②
- 図版 26 (1)(2)(3)山下組の乙護法③
(4)桜間家蔵の乙護法
- 図版 27 (1)山口家蔵の乙護法①
(2)山口家蔵の乙護法②
(3)長浜家蔵の乙護法
(4)福田家蔵の乙護法
- 図版 28 (1)・(2)坂梨の乙護法堂と乙護法
- 図版 29 (3)佐藤家の乙護法堂
(1)宮本家蔵の十一面観音
(2)元行者御祈祷所にあった十一面観音
- 図版 30 (1)(2)川上家蔵十一面観音(光背を取りはずしている)
(1)川上家蔵の十一面観音(光背を取りはずしている)
(2)・(3)同右
- 図版 31 (1)宮岡家蔵の十一面観音
(2)桜間家蔵の十一面観音
- 図版 32 (1)稲實家蔵の十一面観音①
(2)稲實家蔵の十一面観音②
- 図版 33 (1)児玉家蔵の十一面観音
(2)片岡家蔵の十一面観音
- 図版 34 (1)小島家蔵の十一面観音
(2)片岡家蔵の打越神社の御神絵
- 図版 35 (1)古島家蔵の阿弥陀如来
(2)桜間家蔵の薬師如来
- 図版 36 (1)覚家蔵の聖観音
(2)覚家蔵の薬師如来
- 図版 37 (1)佐藤家蔵の弁財天
(2)小島家蔵の制吒迦童子
- 図版 38 (1)佐藤家蔵の毘沙門天
(2)片岡家蔵の毘沙門天
- 図版 39 (1)覚家蔵の大日如来
(2)覚家蔵の延命地藏
- 図版 40 (1)稲實家蔵の延命地藏
- 図版 41 (1)稲實家蔵の延命地藏

	(2)古島家蔵の地蔵	図 2	阿蘇の気候図	四
図版 42	(1)実家のえんつう庵内部	図 3	阿蘇地方遺跡分布図(1)	五
図版 43	(1)実家えんつう庵内の子女観音	図 4	阿蘇地方遺跡分布図(2)	六
	(2)実家えんつう庵内の聖観音	図 5	阿蘇古坊中附近地形	九
図版 44	(1)実家えんつう庵内の神像	図 6	古坊中位置図	一〇
	(2)川上家蔵の神像	図 7	古坊中地形図(1)	一一
図版 45	(1)児玉家蔵の青面金剛	図 8	空中写真にみられる方形区画	一三
	(2)児玉家蔵のシヤク魔	図 9	古坊中地形図(2)	一六
図版 46	(1)小島家蔵の毘沙門天	図 10	方形区画坪数分布図	一八
	(2)小島家蔵の不動明王	図 11	坊舎・庵室概念図	一九
	(3)川上家蔵の不動明王	図 12	弘治一年逆修碑拓本	二一
	(4)稲實家蔵の不動明王	図 13	古坊中出土遺物(1)	二四
図版 47	(1)古島家蔵の誕生仏	図 14	古坊中出土遺物(2)	二五
	(2)覚家蔵の誕生仏	図 15	墓の位置図	一〇五
	(3)西巖殿寺の舍利塔	図 16	ヤンボシ墓の配置図	一〇六
	(4)本田家蔵の舍利塔	図 17	麓 坊 中 図	一〇八
図版 48	(1)古島家蔵の大黒天	図 18	現在の坊中図	一〇九
	(2)西巖殿寺の角大師がついた鏡	図 19	峰入りコース図	一一三
図版 49	児玉家蔵の経筒	図 20	那羅尾氏宅平面図	一二七
図版 50	豪潮の宝篋印塔	図 21	乙護法所在図	一三六
図版 51	豪潮の宝篋印塔実測図			
図版 52	西巖殿寺舍利塔実測図			
挿 図				
図 1	古坊中の位置	表 1	阿蘇と札幌の気温比較表	四
		表 2	古坊中方形区画一覧表	一七

表目次

表 3 寺領高表…………… 六八

表 4 衆徒方坊の間敷…………… 八〇

表 5 行者方坊の間敷…………… 八一

表 6 山上堂社の間敷…………… 八二

表 7 衆徒方坊の現住表…………… 八四

表 8 衆徒方人別数…………… 八五

表 9 行者方坊の現住表…………… 八五

表 10 年行事名一覽表…………… 八六

表 11 衆徒方山伏と行者方山伏…………… 九一

表 12 衆徒方山伏の房と庵の關係…………… 九二

表 13 衆徒方山伏の庵名と庵数…………… 九二

表 14 衆徒方相統表…………… 九四

表 15 衆徒方五カ寺組…………… 一〇七

表 16 峰入り人数…………… 一一二

表 17 大越家一覽表…………… 一二五

表 18 袈裟筋一覽表…………… 一二六

表 19 坊中周辺の乙護法一覽表…………… 一三一

表 20 乙護法所在地一覽表…………… 一三五

表 21 木造彫刻等一覽表…………… 一六一

本文資料

資料 1 衆徒方坊の構成…………… 八八

資料 2 衆徒方山伏の構成…………… 九五

資料 3 坊中六十六部墓…………… 九八

資料 4 天神山の墓…………… 一〇〇

資料 5 ヤンボシ墓…………… 一〇二

資料 6 阿蘊大峯名附記録…………… 一二六

資料 7 乙護法講式…………… 一二九

資料 8 乙護法參拜由來…………… 一三二

資料 9 肥後国阿蘊山西巖殿寺由來略記…………… 一四〇

第一章 序 言

一 調査に至るまで

熊本県教育委員会では、昭和五十三年・同五十四年にかけて、文化庁の国庫補助金を受け、古坊中遺跡の調査を実施した。古坊中は古くから山岳宗教の関連遺跡として著名であったが総合的な調査は行われていない。古坊中遺跡の再評価と、現状に於ける遺跡の構造を明らかにすることに主眼を置いて調査を実施した。

二 調査のための組織

調査の実施にあたっては左記のような調査組織においてこれを行った。

- 調査主体 熊本県教育委員会
- 総括 文化課長 岩崎辰喜
- 庶務総括 庶務係長 村上孝司
- 庶務担当 主事 石原昭宏

調査総括 文化財調査係長 隈 昭志
調査担当 学芸員 安田宗生

嘱託 島津義昭
佐藤征子

専門調査員 熊本県文化財保護審議員 松本雅明

同 同 白木原和美
同 同 佐藤光昭

三 調査の進捗

昭和五十三年度は、次年度への予備調査として、古坊中遺跡関連資料の所在確認および現地踏査を行った。昭和五十四年度はその成果を受けて、自然条件の良好な夏季の現地発掘調査を予定し準備をおこなっていたが、昭和五十四年六月、阿蘇中岳が大爆発をおこし秋にかけて小爆発が続き降下する大量の火山灰の為、現地調査の実施が不可能となった。したがって急遽調査の重点を古坊中関連資料の調査に移した。調査項目は以下のとおりである。

- (一)古坊中関係の古文書類の調査
- (二)古坊中関係の伝承の調査

一 調査に至るまで

以上のうち、(一)については昭和四十九年、古文書緊急調査として阿蘇文書の調査を行い、阿蘇文書の写真版を刊行している^註ので、今回は西巖殿寺が熊本大学に寄託している西巖殿寺近世文書の実見をおこなった。(二)については黒川地区を中心に民俗調査をおこない、宗教地としての坊中の年中行事にどのような特殊性があるのか、あるいはないのかを明らかにした。(三)については坊の末裔を中心に仏像

仏具類の写真記録をおこなった。この調査には文化課学芸員 高木正文、熊本県立美術館学芸員 梶谷亮治氏が参加した。

註 熊本県教育委員会編『阿蘇文書』(一九七四年)として刊行された。

四 本報告書の作成

本報告書の執筆者は以下の通りである。第一・二・三章 島津義昭 第四章 安田宗生 第五章 佐藤征子 付記 梶谷亮治 付論 は乙益重隆教授、資料Ⅰ～Ⅳは熊本大学松本寿三郎助教授の指導のもとに国史研究室の川副義敦、松井順子、松田典子の諸氏がおこなった。使用した写真の撮影は齋藤益博、白石巖、島津がおこなった。また文中の図については執筆者の原図を基に島津が製図した。なお

豪潮の宝篋印塔は高木正文、阿蘇谷遺跡分布図は鶴島俊彦の製図である。本書の編集は島津が行い、佐藤がこれを助けた。

調査を遂行するにあたり、地元阿蘇町教育委員会をはじめとし、一の宮町、長陽村、高森町、白水村各教委員会の多大の協力があったことに心より感謝の意を表す。また西巖殿寺および坊末裔の各家から物心に渡る協力をいただいた事にも満腔の謝意を表わすものである。以下調査の協力者の御芳名を記し謝意とする。

佐藤 亮雄氏・宮岡 唯平氏・片岡 建長氏・宮本 頼輝氏
実 ヒサカ氏・覚 ハマ氏・古島 宗子氏・那羅尾英男氏
児玉 富三氏・川上 二郎氏・片岡 雄三氏・稲実 シキ氏
桜間 重春氏・坂田 清行氏・伊藤 正氏・小島 喜義氏
本田 義武氏・佐藤 モト氏・井沢 長俊氏・桜間 マヨ氏
池田 久見氏・佐藤ハツミ氏・山口 宗男氏・長浜 重雄氏
福田 明氏・笹原 助氏・重松 敏美氏・鈴谷 正男氏
中村 耕作氏・佐藤 成一氏・渡辺 照義氏・関谷 良雄氏
森 昭夫氏・鷺岡 慶照氏・元黒川山下組・坂梨上仲町組
久木野村堀渡地区のみなさん。

西巖殿寺・含藏寺・御船町四宮神社 熊本大学附属図書館
阿蘇町教育委員会・一の宮町教育委員会・白水村教育委員会・波野村教育委員会・高森町教育委員会・久木野村教育委員会・東背振村教育委員会・環境庁阿蘇公園事務所

第二章

古坊中をめぐる歴史的環境

一 阿蘇の自然

阿蘇地方は南国九州にあつて、特異な自然と風土をもっている。^註阿蘇地方は自然地形の同一性や河川の共通性などにより以下の六地区にわかれる。

(一)阿蘇谷・南郷谷 阿蘇地方の中心地域をなす。南北二十三キロ、東西十六キロの大カルデラの中に阿蘇山と総称される阿蘇五岳（高岳、中岳、杵島岳、烏帽子岳、根子岳）をもち、北側を阿蘇谷、南を南郷谷と称す。標高は約五百五十メートルから約六百メートルをはかる。

(二)小国盆地 カルデラの北側で、東を九重連山、西を酒吞童子山、八方ヶ岳などに挟まれる小盆地で、原野に発する多くの小河川が杖立川となり、やがて筑後川に合流する。標高約三百メートルをはかる。
(三)波野・久住高原 カルデラの東外側にあたり、名前のとうりの緩斜面が大分県との県境付近まで続く。

(四)井無田高原 カルデラの南外側で、宮崎県と境を接する。

(五)大矢野原高原 井無田高原に続くカルデラの南外側で、緑川の峡谷を隔てて九州山地に続く。

(六)吉無田高原・鞍岳西斜面 阿蘇外輪山の西斜面で白川を挟む南北の地区

以上のように、阿蘇地方は阿蘇山を中心にカルデラと外輪山およびその山麓部の地区からなる。これ等の地区に共通する自然は、この地方は俗に灰石と呼ばれる溶結火山砕屑岩が基盤としてあり、土壤はすべて黒色の火山灰で覆われていることである。阿蘇地方の景観はカルデラ内の水田、外輪山麓部の畑地および植林地、高原地区の草原として特長づけられるが、これ等は全て歴史的に形成された人工観察である。古坊中の存する中央火口丘は火山活動の直接の影響を受けるのでイタドリ・コイワカンスゲ・ミヤマキリシマなどの

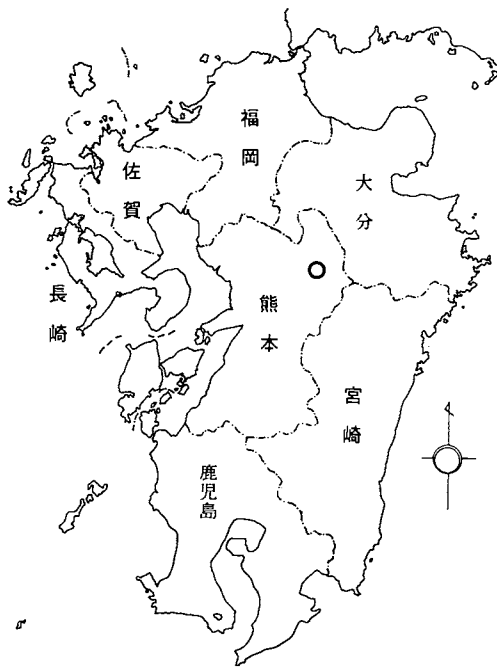


図1 古坊中の位置

植物群をみるのみである。この地区の気候についてみると初夏から
 すぐ秋の季節に入り盛夏が無く、冬の期間が長いのが特長である。
 十一月には霜を見、冬季中は五岳は積雪が常時見られる。また山地
 気候の為雲や霧も多く、天気の変化が激しい。年の平均気温からす
 るとおおむね東北地方に等しいとされている。以上のような自然条
 件の共通性は同時に風土の共通性としてあらわれるので歴史の変遷
 も共通の動きを示すのである。

註 自然に関する記述は日本自然保護協会編 『阿蘇の自然』(一九七三年・鈴木
 時夫「阿蘇・久住の自然」(一九六六年)・日本生物教育会編『熊本の自然』(一
 九七七年)に依っている。

表1 阿蘇と札幌の気温比較表

要素	地名	年平均	7月	8月	1月	2月
平均気温	阿蘇	9.2	19.5	19.9	-2.3	-1.0
	札幌	7.6	20.0	21.7	-5.5	-4.7
最高気温	阿蘇	12.9	22.5	23.5	1.0	2.5
	札幌	12.5	25.0	26.6	-1.4	-0.4
最低気温	阿蘇	6.2	17.4	17.6	-5.2	-4.3
	札幌	3.0	16.0	10.2	-10.2	-9.5

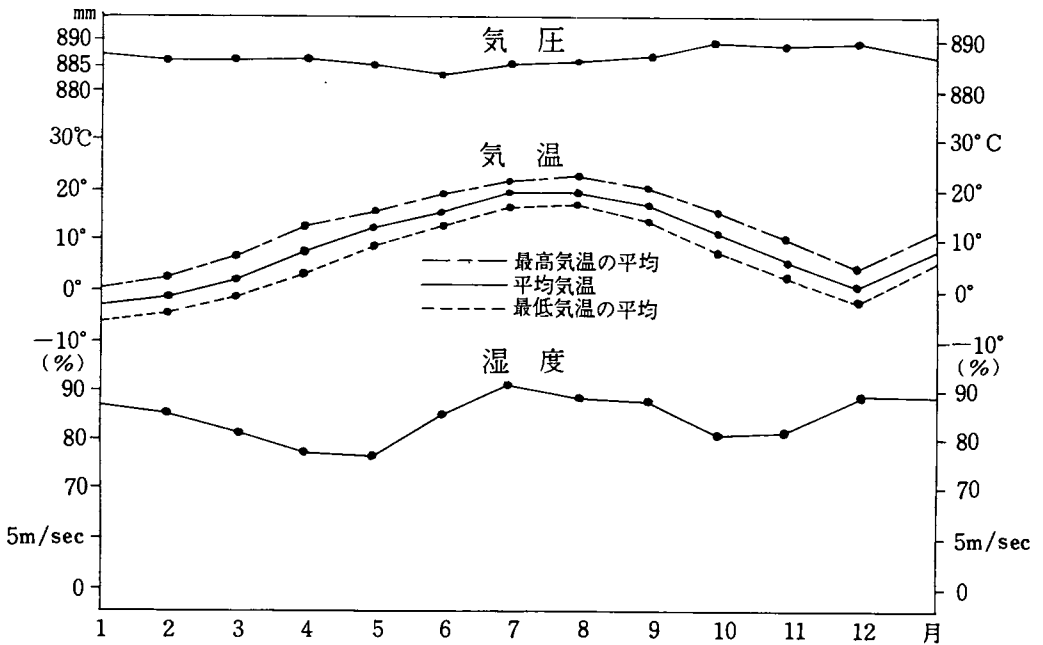


図2 阿蘇の気候図

二 阿蘇谷における遺跡と遺物

阿蘇地方の考古学的調査は、平野部のそれと比してかならずしも十全とはいえない。通史として概観する蓄積を有していないといえる。ここでは原史時代から古代にかけての遺跡とその分布を通して阿蘇地方の原始・原史時代を記述する。^{註1}

(一) 先土器・縄文時代 ^{註2} 従来阿蘇地方には原始時代の遺跡は存しないとされていた。それは阿蘇山の火山活動や自然条件の劣悪さを考えるなら狩猟・採集経済にとつて有利な土地柄とは言えないからである。しかし一九六〇年代後半から始められた熊本商科大学文化財研究会のフィールドワークに依り、多くの縄文期の遺跡が外輪山内壁山麓部で発見された。おおむね標高四百五十メートルから六百メートルの地帯に分布する。これは、山麓部に森林地帯が形成されていて、狩猟の対象動物が多く居たことと、この地帯に多くの湧水地帯があるので生活地として適していたことなどの理由に依るのであろう。

しかし遺跡の規模は小規模で、海辺部で大遺跡が形成される縄文後・晩期にも阿蘇谷の遺跡の面的拡がりは見られない。このことは縄文期を通じて阿蘇谷の遺跡が非定着的性格を有していたことを窺わ

二 阿蘇谷における遺跡と遺物

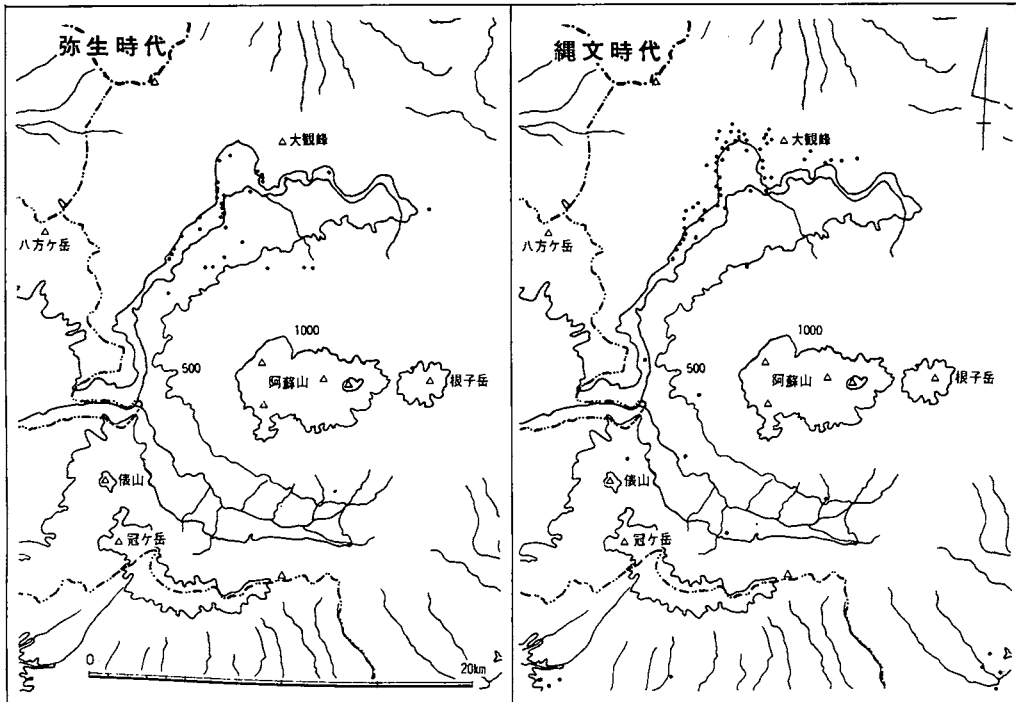


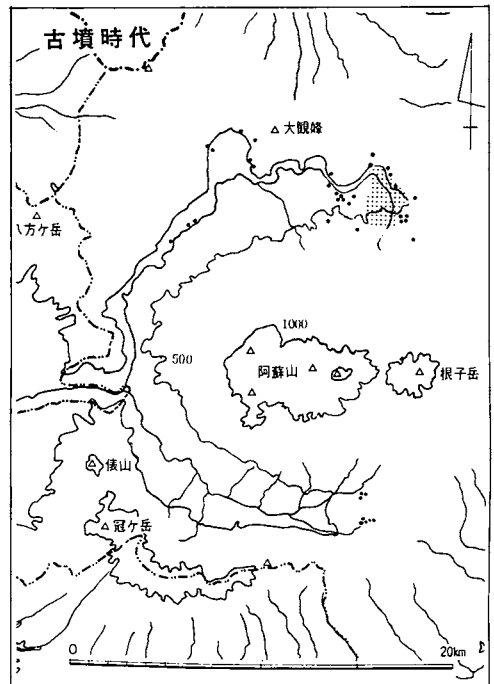
図3 阿蘇地方の遺跡分布図 (1)

せる。一時的な野营地とみられるような極小規模な遺跡も数多い。

(二) 弥生時代 縄文時代終末から弥生時代への転換を示す遺跡はみられない。中期の初頭頃の土器を出土する小数の遺跡を除いて、大部分の遺跡は弥生時代後期である。この期になると、縄文期の山麓線からカルデラ平坦面にも遺跡がみられるようになる。カルデラ内を流れる黒川の自然堤防上に遺跡が立地する。このことは小規模であっても農業生産が始まったことを暗示しているとみられる。カルデラに面した中央火口丘の先端に立地する阿蘇町赤水宮山遺跡の住居跡の床面から粃粒が出土した。^{註3} また阿蘇町乙姫からは銅戈が出土^{註4}して、すでに弥生時代後期にムラの中に格差が生じ始めていたことを窺わせる。

(三) 古墳時代 古墳時代になると、弥生時代に始まった農業生産がより拡大され、有力なムラを中心にして各地区の小首長が盛に古墳を築いているので、その規模や出土品を参酌しながら地域毎のムラおよび首長の消長をみていくことが可能である。阿蘇谷の古墳の分布は、一の宮町中通地区を中心の数ヶ所の古墳群がみられる。^{註5} 発掘調査が実施されたものが数少いが出土品や墳形から次のように考えられる。

最古の古墳は阿蘇町山田塔本古墳で、主体部は大型の扁平石を使用した箱式石棺、封土を有し、円墳であったらしい。伴出土器の年代から五世紀前半期に比定できよう。^{註6} 古墳時代の後期になると横穴



※アミは条里地割の分布を示す。
図4 阿蘇地方古墳分布図(2)

も作られるようになる。南郷谷も有力な首長が存したことが上ノ園古墳群から窺える。^{註7}

中通古墳群は、恐らく阿蘇国造家の墳墓とみられ、築造年代は順に五〜六世紀と続いている。中通古墳群の主墳は長目塚古墳で直径百二メートルの規模を持ち肥後でもトップクラスの古墳である。^{註8}

(四) 奈良・平安時代 施行された年代は明らかでないが、一の宮地区には条里型地割りがみられた。また建徳三年(一三七二)の「阿蘇社領宮地居取田検見馬上帳」には条・里名がみられるのであるが、それより復原すると、東岳川より東側に五条の条がみられる。^{註9} このようないの宮地区の条里は恐らく古墳時代以降のこの地区の開発と無関係ではなからう。阿蘇君一族の阿蘇谷に於ける経済基盤は一の宮

地区の水田経営にあったとみられるのである。さらに『延喜式』記載の肥後の四座のうち、三座が阿蘇谷にあることに注目される。^{註9}このことは古代阿蘇君が有力であったことを示すばかりでなく、さらに後述するよう阿蘇山の火山活動を媒介として政事・祭事を行った古代阿蘇氏の特異性が注目される。阿蘇山の異変が直ちに中央政府に通じ、しかも大規模に齋修が行われる背景には、阿蘇山信仰の祭司者としての阿蘇氏の成立がなければならぬ。火山に対する畏敬の念は農業経営が始まった弥生時代以降存在していたに違いないが、古墳時代を通じて農業経営の規模が拡大するに順い、収穫高を左右するものとして火山活動が重視された結果、それを祭司するものとしての阿蘇君と、火山そのもの神格化である健甞龍命への信仰が同一化され、やがて開拓神としての性格が付加され阿蘇氏の祖としての健甞龍命が位置付けられたのであろう。

註

- 1 阿蘇地方の考古学的事実を記述するに際し熊本大学商科大学文化財研究会の成果を活用させていただいた事を明記し謝意を表す。
- 2 杉本尚雄『中世の神社と社領―阿蘇社の研究（一九五九年吉川弘文館）五頁。
- 3 緒方勉『宮山遺跡』（一九七二年 阿蘇町教育委員会）
- 4 梅原末治、他『熊本県下に於ける銅剣銅鉾調査報告書』『熊本県史蹟名勝天然記念物報告2』（一九〇〇年）
- 5 乙益重隆『阿蘇谷の古墳群』『熊本県文化財調査報告 第三集（一九六二年

- 熊本県教育委員会）乙益重隆『阿蘇谷の古墳群』『日本古代遺跡便覧（一九七三年 社会思想社）
- 6 高森町文化財保護委員会「上園古墳群第4号墳（土城墓）調査報告（一九七三年 孔刊）
- 7 坂本経堯『阿蘇長目塚』『熊本県文化財調査報告 第三集（一九六二年 熊本県教育委員会）
- 8 乙益重隆『阿蘇谷の条里制遺構』『西日本史学復刊二号（一九六六年）・日野尚志『阿蘇谷の条里』『熊本本の条里』（一九七七年 熊本県教育委員会）
- 9 延喜式卷十 神祇十 神名下 肥後国四座小三座 阿 郡三座大一座健甞龍命神社 阿蘇比咩神社 吉川弘文館 国史大系に依る。

三 古代の阿蘇山信仰

六国史等に散見する阿蘇山は次のとおりである。^{註1}

- 延暦十五年（七九六） 大宰府言。肥後国阿蘇郡山上有沼。其名曰神靈池。水旱経年。未嘗増減。而今無故涸減。千餘丈。考之卜筮。一主旱疫。（日本後記）
- 弘仁二年（八二五） 阿蘇神靈池二十餘丈涸渴。（類聚三代格）
- 承和七年（八四〇） 大宰府言。在肥後国阿蘇郡健甞龍命神靈池。洪水大旱未嘗増減。而涸竭卅丈。（続日本後記）
- 貞観六年（八六四） 大宰府言。肥後国阿蘇郡正二位勳五等健甞龍命神靈池。去十月二日夜。有聲震動。池水沸騰空中。東南洒落。其

落_レ東方_一者。如_レ布延_一。廣十許町。水色如_レ漿_一黏_一着草木。雖_レ經_一旬日。不_レ消_一解_一。又比賣神嶺。元來有_三三石神_一。高四許文。同夜_二三石神類崩_一。府司等決_二之龜筮_一云。應_レ有_二水疫之災_一。〔日本三代實錄〕

このように、阿蘇山に対する信仰は墳火口の池（神靈池）に対するものを中心であり、それが健甕龍命神靈池と呼ばれていた時期が在った事が知れる。また、貞観六年の記事に見える「此賣神嶺」の「三石神」は火口周辺の巨石であるので、火口の全体が神とみなされていたことが解る。神靈池という呼称に代表されるような古代人の水霊認識の観念は大場磐雄氏に依ると次のような要素が抽出されるという。^{註2}

(イ) 日常生活に必要な飲料水の根源

(ロ) 農耕に欠くべからざる灌漑用水の源体

(ハ) 増減その他それ自身活動を行う神秘力

(ニ) 所在の環境による神靈感

(ホ) 治病その他特殊な靈験の示現

(イ)(ロ)は阿蘇山全体に相應するが、神靈池の信仰には(ハ)の要素が強く人々の間に意識されていたのであろう。

阿蘇山の異変は大宰府を通じて中央に奏上され、その度に阿蘇の神の位は向上し封戸_一が寄進された。承知十四年（八四七）阿蘇国造神社が官社となり、続いて貞観元年（八五九）には阿蘇比咩神社が官社になる。ここに阿蘇氏の私営田領主としての基礎が形成された。

このような神主家としての阿蘇氏の活動とは別に延暦十五年（七九六）の神靈池の涸滅に際して中央政府は「令_二每寺三日齋戒誦経悔過_一」として、仏教側での対応を行ったのである。しかし阿蘇の地における仏教的行事は、延暦十三年（七九四）の次の記事を初見とする。

遣少僧都伝灯大法師位定等於_二豊前国八幡、筑前国宗像、肥後国阿蘇三神社_一。誦_レ経、為_二三神度_一三人（後略）〔類聚国史〕

このような祈禱色の強い仏教はやがて、山頂神靈池付近にも及び寺坊の発生に繋って行くのである。

註

1 以下の引用は吉川弘文館 国史大系本に依る。

2 大場磐雄「水霊信仰の考古学的考察」『祭祀遺跡』（一九七〇年、角川書店）

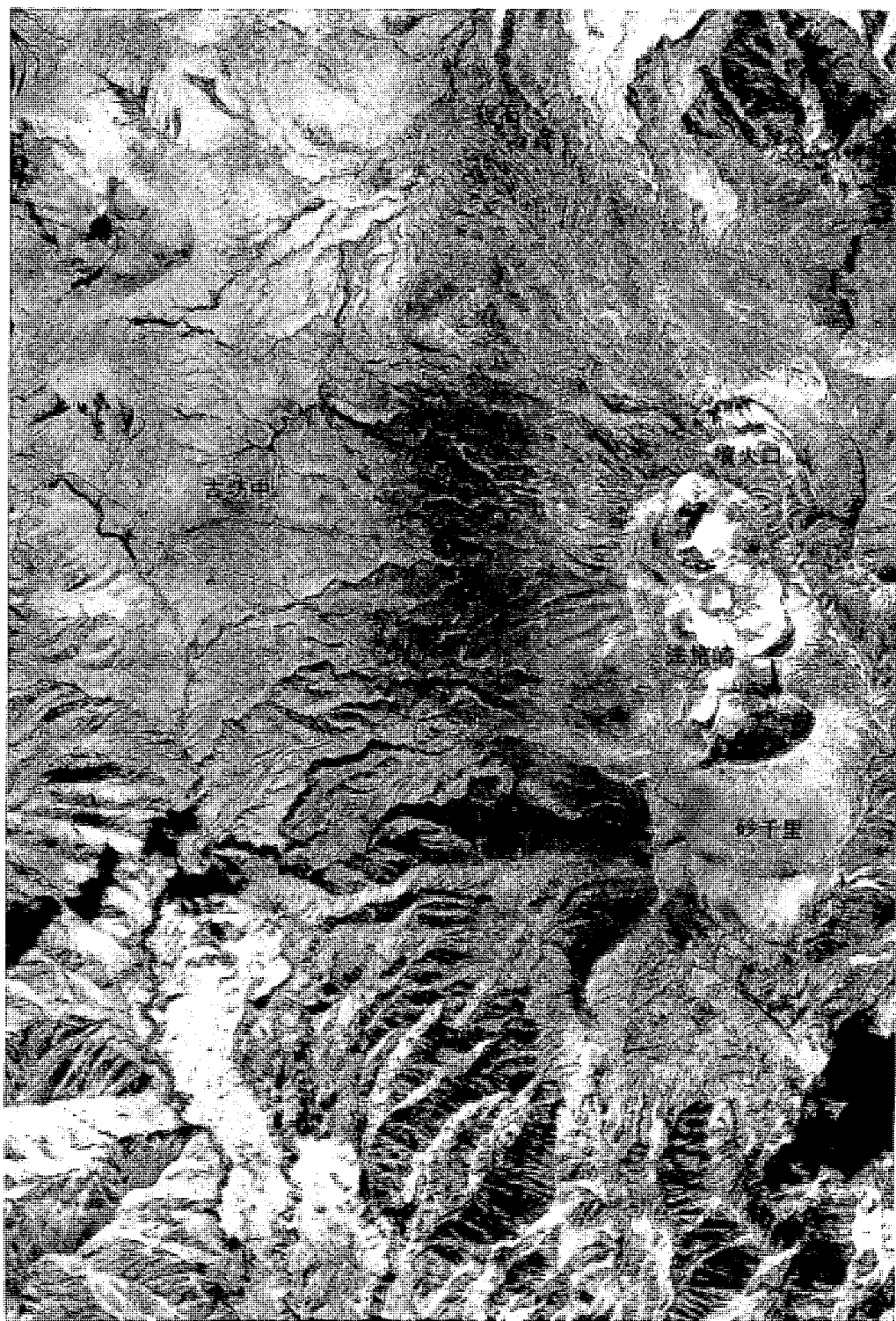


图5 阿蘇古坊中附近地形图

四 古坊中と麓坊中

古坊中は天正年間に滅亡したと伝えられ、加藤清正により今日の阿蘇町黒川坊中地区に再興された。この再興は伝えられるように清正の朝鮮出兵に際し有力坊であった長善坊契雅の仏力に依る加護があつたというような無稽なものではなく、旧然たる勢力を持つ、阿蘇氏および阿蘇神社、山上西巖殿寺に対してその結合を破壊し、自己の支配と監視下に置くという清正肥後入国以来の施政の方針が貫徹されたとみられよう。^註古坊中の滅亡が具体的にどのような因に依っているかを明らかにする資料は無い。恐らく火山活動の活発化による山上堂宇の荒廢と、天正十五年の秀吉の九州下向が惹起した政治的混乱によって衰退したのであろう。爾来、山上の坊地区を「古坊中」と呼び、慶長年間以降の黒川地区の麓坊中と区別する。山上までの距離は十五町である。

註

松本雅明「加藤清正と下城氏（熊本県文化財調査報告 第三七集『下城遺跡』一九七九年）」

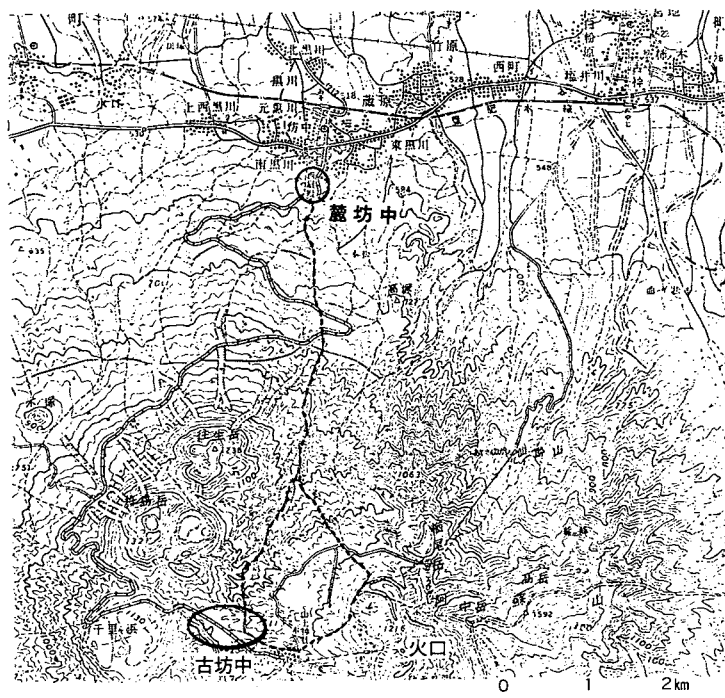


図6 古坊中位置図

第三章 古 坊 中

古坊中の現状

古坊中は行政域としては熊本県阿蘇郡阿蘇町大字黒川字古坊中および阿蘇郡白水村大字中松字古坊中に存する。阿蘇町と白水村の境は一部境未定の箇所がある。阿蘇町役場の昭和三十三年作成の地籍図に依ると地目は原野で面積は約二十ヘクタールある。噴火口の西側に位置し、火口迄約千メートルをはかる。一帯は、中岳と杵島岳、

烏帽子岳に囲まれた平坦地である。古坊中内は深い谷によつて数カ所に区切られている。標高は千メートル前後である。現在、古坊中の南側を西から東へ山頂駐車場へ観光道路が通じている。また南側の谷には湧水点が数カ所見られ、山頂の水道の水源となつてゐる。

(一)草地改良とスキー場の建設 昭和三十九年古坊中の西側地区を中心に牧野改良が行われた。牧野改良は山容を変えるような大規模なものではなかつたが、ブルトーザーを使用しての整地で地表は大きく削られ変形して、わずかに元来の起伏を留めているのみである。加えて昭和四十二年、阿蘇町町営スキー場が杵島岳の南斜面に建設されそれに伴う駐車場等の整備により地上の遺構類は消滅した。この折出土した石造物は、現在阿蘇山上本堂の境内、内牧菅原神社の

境内および古坊中の一角に残つてゐるが散乱したものが寄せられてゐるので旧状を保つてゐない。石造物の出土は膨大な量であつたと関係者は伝えている。

(二)古坊中の記録について 昭和三十年代まで古坊中地区に坊跡とみられる方形の土墨が存していた事は黒川地区の多くの住民の記憶に残つてゐる。古坊中の記録としては、坊舎の存在を示す「阿蘇文書」所収の文献資料があるが坊舎の配置やその構造については具体的に記されていない。ここでは阿蘇町所有の空中写真および「古坊中地形図」と題する測量図によつて古坊中の遺構の検討をおこないたい。

註

阿蘇町役場、白水村役場において地籍図および字図の閲覧をおこなつたが具体的な境界については判然としなかつた。従つて図5で示す範囲は固定的なものではないことを明記しておく。参考として、黒川地区の小字名を掲げておく。

- (甲) 黒川 澁川、上油田、下油田、上芹川、下芹川、岩狩、小敷岩、萱車、東竹鶴、西竹鶴、打越、水入石、吉の久保、原の上、南竹鶴、古坊中、阿蘇山、牧の口、西大門、東大門、古瀬、東中原、小次郎瀬、東村上、西村上、野々中、原口、西中原、堂床、天神尾、山下、宇漕川
- (乙) 黒川 塔の本、田代、下筒井原、居屋敷、前田、高柳、三十一、上瀬間、西瀬間、下瀬間、下浜、新井手、中川原、成川、西上成川、東上成川、東北塚、中北塚、西北塚、揚場
- (丙) 黒川 黒川、園田、上堀の口、中堀の口、下堀の口、菅荷塚、上黒戸川、中黒戸川、東黒戸川、前平、日向、寒の池、灰塚尻、西灰塚、灰塚、中灰塚、鷲の木、東灰塚、下鬼島、上鬼島、年神、東白水、西白水、走り落、松本、善應寺、西の山、横道、宇土原、西原、東大戸、南大戸、上大戸、大戸、梶の山、尾西、浦口、八の久保、川原、年山、牧西
- (丁) 黒川 筥引川原、英屋坂、東田の上、土井の内、東前無田、西前無田、西田の上、東水洗、西水洗、火床、上火床、下火床、東大無田、西大無田、中火床、西大無田、東中無田、下中無田、中無田、上中無田、西中無田、西下中無田、下口の森、中口の森、上口の森、立石、西立石、東立石、子安川原、横井の本、下津山、大坂、湯道、花原、飛畑、西年山、往生嶽、大川原、杵島山、都山、西子安川原、二本松、大平、突廻、黒川千町

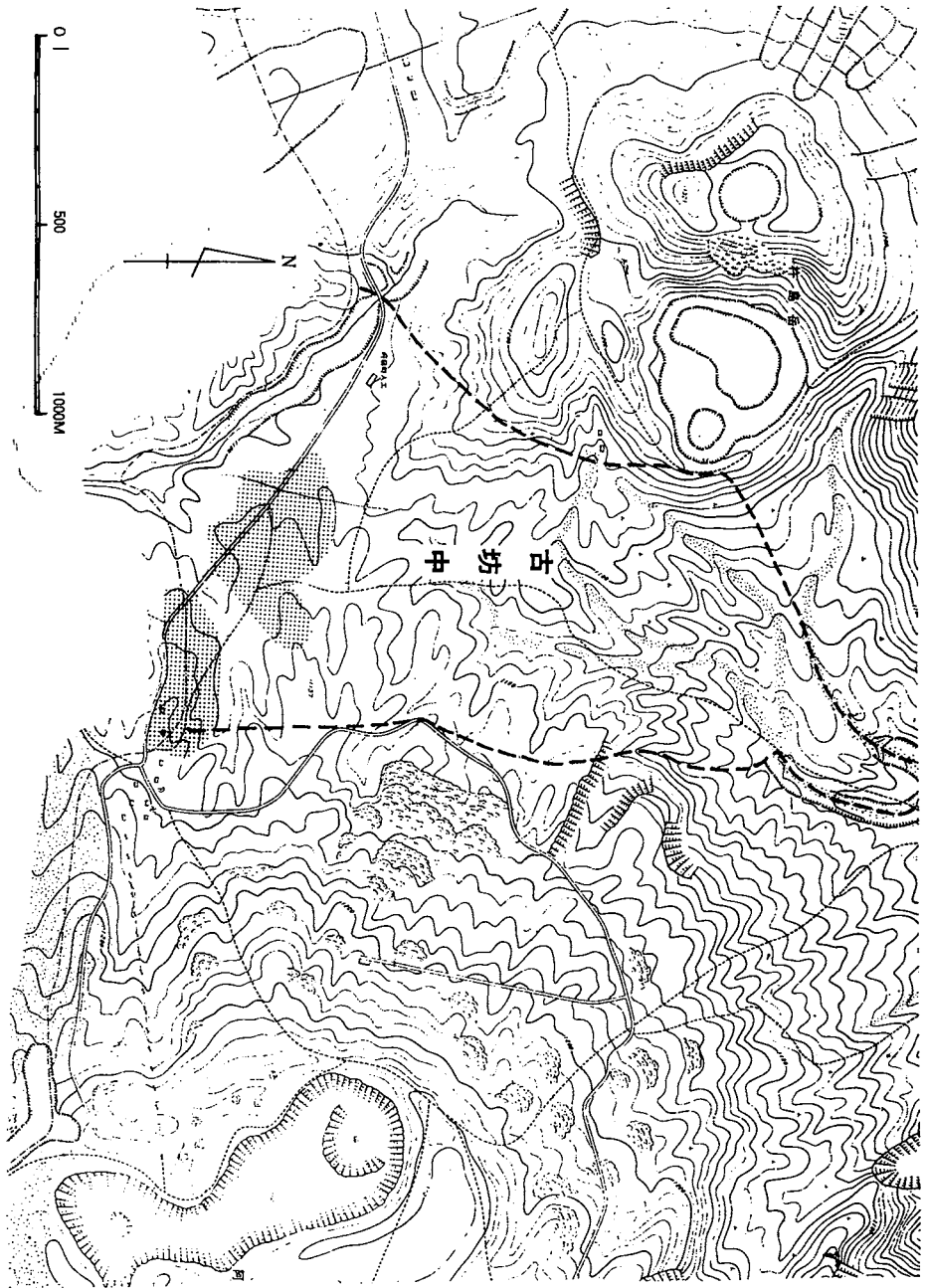


図7 古坊中地形図 (1) アミ部は方形区画が存した部分

二 古坊中の空中写真

二 古坊中の空中写真

阿蘇町所有の空中写真で、撮影年月日は昭和三十二年十二月二十四日、飛行高度二千九百八十メートル、撮影梯尺一万五千分の一の注記がある。撮影月日からも知れるように冬の撮影であるので積雪がみられるが、この為地上の草木が隠れ方形区画が良く観察できる。記述の都合上全地区を谷、道を境にA～Jの十地区に区分する。

A地区 十七カ所の方形の区画がみられる。区画はさらに三群にわかれ、それぞれの間は小さな谷で区切られている。中央部には正方形をなす区画があるが、区画の北側の東と西の角は切れている。またその土塁の北側のものは方形の土塁の内が更に二本の土塁によって区切られている(図版1参照)。

B地区 この地区は北側に東から西に延びる丘陵があり、そこに連続する方形の区画がみられる。南側の群との間は小さな谷になっていて、ここには区画はみられない。南側の区画は長方形をなすものが多く、それぞれの区画は一边を共有している。B地区の西側を北から南へ続く道(a)はいくつかの区画を切断しており、区画より後の時期のものであることを窺わせるが、南側の東西に延びる道(b)

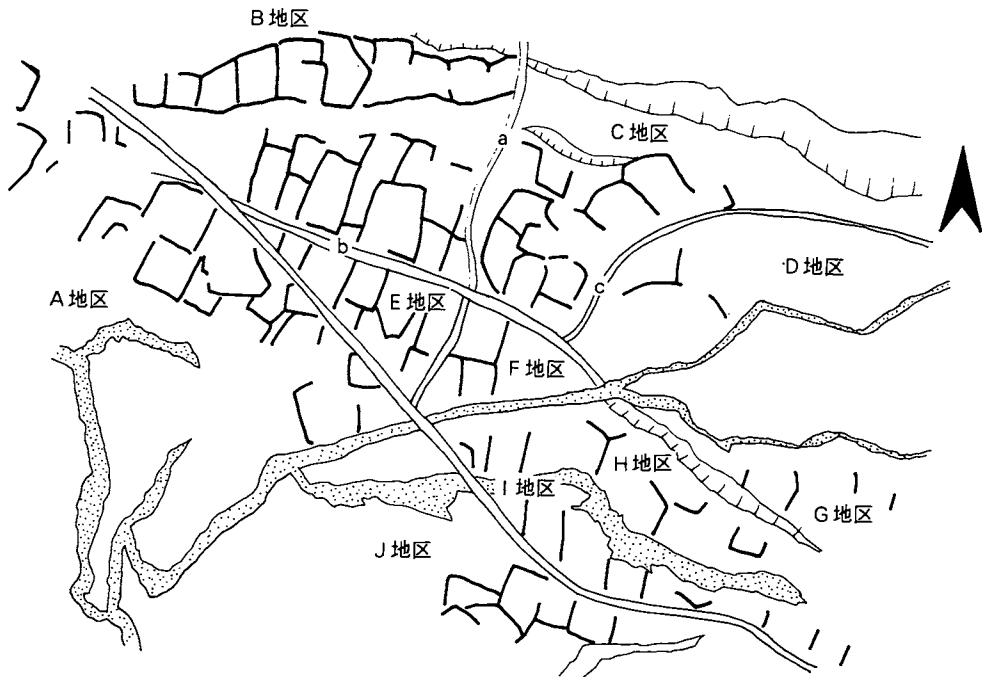


図8 空中写真にみられる方形区画

は、E地区の区画との間を通っているので区画と同時期のものであるか、古い時期のものである事を示している。

C地区 道を境に一地区としたが、元来はB地区の南側の群の続きである。平面形が不整形のものが多い。

D地区 この部分はAとC地区に比して高所である。扇形の土塁状の高まりがみられる。

E・F地区 道（b）を挟む東西の地区で、元来一連の地区であったとみられる。十二カ所の方形区画が観察される。南側の方形区画は観光道路に切られているが元来A地区と一連のものらしい。この区でも道（b）は、土塁を切っている。

G地区 G地区は崖下谷沿いの地区である。植物の為明瞭ではないが、数本の土塁線が観察される。

H・I地区 同じ高さの東から西に向って順々に低くなる丘陵であるが、中央部に谷があり二地区に区分される。I地区では、丘陵上に連続する方形区画がありB地区の北側のものと似る。

J地区 方形区画の南端で、I地区より一段下る。七カ所の区画がみられる。

以上の各地区のうち、A・B・E・F地区には今日土塁はみられない。C・D・GとI地区は部分的に土塁状の高みがみられるが、現地を踏査してみるとミヤマキリシマ等の繁茂により必ずしも空中写真で観察出来るような状況が広がっているわけではない。しかし

昭和三十二年時点に約八十カ所に及ぶ方形区画が存つたのは事実である。その性格については後述する。

三 阿蘇山古坊中地形図について

「阿蘇山古坊中地形圖」は、縮尺千分の一の図の地図で昭和五年六月に本山又藏氏により作成されたもので文化課所蔵の地図は、元熊本大学理学部南葉宗利氏所有の写しを譲渡されたものである。^{註1}トラーパス測量により作成されたもので、標高基準点を設置して、それからの相対的な標高で表記してある。コンターは一メートルで、地形の細部迄良く表わしてある。この地図で注目されるのは、地図中にみられる方形区画と坊名等の注記である(資料Ⅸ参照)。

(一)方形区画 方形区画の分布は前に検討した空中写真にはほぼ一致するが、空中写真で判読出来なかつた細部がよく地形図によつて解する。方形の区画には次の三種がある。

- ① 四周を土塁で囲まれているもの
- ② 四周を段落して形成するもの

方形区画が連続してする時、①②は一つの区画の中に混在する場合が多い。すなわち一方は土塁を築き、残りの部分は段落しをなす場合や、逆に三方に土塁を築き一方を段落しにする場合などがある。

これを③とする。

これらの各種の分布をみると、尾根上に位置するものには②が多く、小平坦地には③が多い。①は極めて少い。尾根上に位置するもの③は、周辺を段落しするばかりでなく、中央部を削平して、平坦ならしめている事が推定される。以上のように方形区画は立地する場所によつて構築法が違つていた事が知れる。

(二)方形区画の構造 方形区画の一方が切れているのがみられる。とくにA地区とB地区の南側のものは、道(b)に面する中央部に切目を持つものがある。これは入口とみられよう。また、道に面する部分が土塁であるもの(39・40・42・44・45)と段落しのもの(10・11・13・15・18・20・28・29・33・34・53)が混在してみられるが、恐らく後者の道に面する部分には築地が作られていたと推定される。また、道に入口を持たず小路を作っているものがある(16・46・47・49)。

なお、古坊中地形図を参考にして方形区画の面積を求めてみると表1のようになる。最小のものは57の三二九平方メートル。最大のものは20の四五七〇平方メートルで、大小区画の差異が著しい。平均値を求めると二二〇六平方メートルになる。今ここに、坪数に換算したものを一覧化すると左記のようになり、百坪から三百坪台のものが最も多い事がわかる。このような数字はあくまでも敷地の広さであり、建物の広さを直接には反映していないが、一応敷地と建坪の間には相関関係があるとみてよいと思われる。^{註2}



图9 古坊中地形图 (2)

表2 古坊中方形区画一覧表

番号	東西長	南北長	面積	形状	備考	番号	東西長	南北長	面積	形状	備考
1	20	22	440	四角形		47	34	30	775	台形	谷に位置する
2	27	31	600	六角形		48	45	25	1000	〃	
3	24	29	696	四角形		49	45	30	650		北辺に入口あり
4	34	45	1350	台形		50	45	30	825	五角形	西辺に入口あり
5	32	47	1476	五角形		51	39	45	1500	〃	No.45と同一坊か 北辺に入口あり
6	38	48	1800	四角形		52	27	31	600		東辺に入口あり
7	39	54	1715	五角形		53	60	43	1825		北辺に入口あり
8	21	22	—	—	東・南辺不明	54	23	22	425	四角形	
9	22	22	400	五角形		55	53	27	1175	三角形	
10	38	22	—	—	北・東辺不明 No.11と同一坊か	56	13	15	165	四角形	
11	39	72	—	—	南辺にNo.10と共通の入口あり	57	18	27	319	台形	
12	24	23	—	—	北・東辺不明	58	38	28	800	〃	
13	43	65	2476	四角形	南辺に入口あり	59	20	25	400	〃	
14	16	60	960	四角形		60	21	12	211		
15	31	60	1900	四角形	南辺に入口あり	61	30	26	475		
16	35	39	1025	四角形東 北部突出		62	42	35	1375	五角形	南辺に入口あり
17	24	35	730	四角形		63	40	38	1275		北辺に入口あり
18	49	56	2400	台形	南辺に入口あり	64	52	30	800		
19	26	12	287	四角形		65	23	40	760	三日月状	
20	57	87	(4570)	四角形	東・北辺不明 南辺に入口あり	66	60	30	1100	半円形	北辺に入口あり
21	15	30	625	六角形		67	30	50	1175		
22	19	37	473	四角形		68	40	15	375		No.69と同一坊か
23	24	60	1050	ひん うた		69	42	39	1450		
24	75	33	1675		坊内に小丘あり No.29と共通の入口あり	70	53	53	1750		
25	64	19	1200	四角形		71	50	45	1600	三角形	
26	46	32	1225	五角形		72	38	18	525		
27	22	56	1300	四角形	No.26側に入口あり	73	34	45	1400	五角形	南辺に入口あり
28	32	22	550	台形	南辺に入口あり	74	38	27	937	四角形	北辺に入口あり
29	61	54	2825	隅丸方形	東・西辺に入口あり	75	25	68	1100	〃	南辺に入口あり
30	54	20	(900)		北・東辺不明 No.31側に入口あり	76	33	64	1800	半円形	南辺に入口あり
31	100	100	7500			77	30	42	950	台形	南辺に入口あり
32	41	40	1200	台形	南・東辺に入口あり	78	19	36	600	五角形	南辺に入口あり
33	26	26	660	四角形	入口あり	79	40	22	750	三角形	南辺に入口あり
34	44	45	1675	六角形	四辺に入口あり	80	45	29	725		傾斜地
35	37	74	2800	L字形		81	38	46	1325	六角形	
36	43	40	1615	四角形	北西、北東部に入口あり	82	34	27	950	五角形	東辺を道路が限る
37	35	44	1400	〃	南西・南辺に入口あり	83	25	38	825	四角形	
38	25	39	1000	〃	北西・北辺に入口あり	84	37	29	925	五角形	
39	50	90	4300	〃	北辺に入口あり	85	18	16	200	台形	
40	37	50	1600	五角形	北辺に入口あり	86	19	31	575	五角形	
41	40	57	1550			87	25	19	—		南辺不明
42	31	38	1150	四角形		88	51	54	1775		北辺に入口あり
43	19	24	425	〃	西辺に入口あり	89	33	30	900	五角形	
44	38	72	1850		東・西辺に入口あり	90	30	24	600	四角形	
45	20	12	280	四角形	51と同一坊か 東辺に入口あり	91	37	14	820		
46	30	44	1050	五角形	南西部に入口あり	92	73	60	3100	隅丸方形	

() は推定値・長さの単位はm・面積の単位はm²

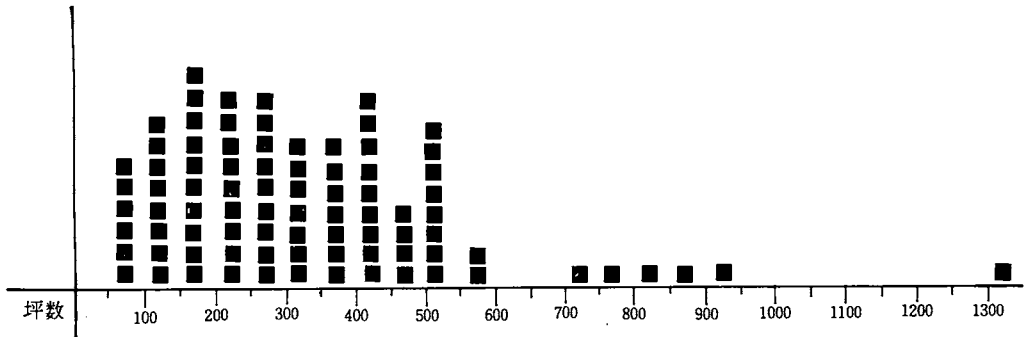


図10 方形区画坪数分布図

(三)道 地形図の中央区に東西に続く道 (b) は、掘込み道で、幅約一メートルを測る。観光道路建設前の草千里から山頂に至る登山道であった。この道は、前述のように坊と同期かそれ以前のものだとみられる。またこの道に交る南北の道 (a) は、麓からの古道であるが、古坊中付近は新しい時期のものであろう。また谷の手前で b から分枝し北へ延びる道 (c) がある。これも b 道と同期のものであろう。

註

- 1 南阿蘇有料道路建設に伴う文化財の調査を進めていた熊本県文化課では関係資料の集取を行った。その折平岡勝昭氏が南葉氏より譲渡されたものである。
- 2 英彦山の建築を調査された和田一雄氏は坊を構成する要素として①坊舎 ②門及び外柵 ③持仏堂 ④廁 ⑤庭園をあげられ、坊舎建築の中に客室系と住居系がある事を論じられた。和田一雄「英彦山の建築」『英彦山』(一九七八年田川郷土研究会) ⑤を除いて基本的に古坊中の坊舎にも該当するとみられる。
- 3 肥後国志下巻 阿蘇郡 内牧手永に次の記載がある。
山上登山ノ道程 黒川村坊中大門ヨリ山上本堂迄五十町アリ……(中略)……上リテ追分アリ右ノ方へ行ケハ打越水神社アリ社前……後略……

四 坊舎・庵室について

古坊中に多くの坊と庵が存在していた事は文献より知られる事実である。昭和三十年代迄古坊中一帯にみられた方形の区画はそれぞれが残っていたものと考えられるが、一つの方形区画はどのような建物が人員の構成を持っていたであろうか。それ等の点については全く資料を欠いている。

近世の資料を勘案して、坊舎と庵室の構成を復原すると次のようになる。

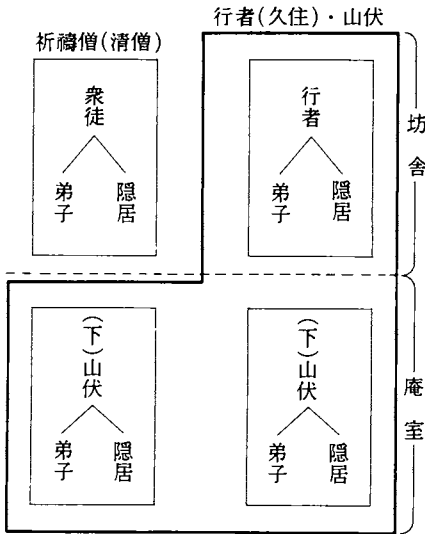


図11 坊舎・庵室概念図

つまり坊舎は行者と衆徒、庵室はそれぞれの下山伏の居住地の呼称であったとみられ、一建物には図中で細線で囲んだ部分が生活していたと考える。古坊中時代の庵に居住した山伏についてその数を記しているのは阿蘇山本堂供養法則案写で、阿蘇山本堂供養の法則を述べた中に「大衆八十仁」と記されている。^{註1}この大衆は、後世の記録ながら「肥後国阿蘇山西巖殿寺由来略記」(慶應四年一八六八資料9)に記す大衆と同じく山伏を指しているものとみられる。寛政二年(一七九〇)の「阿蘇山中堂社并寺院且亦本庵等間数相書上」では合計五十二人の衆徒および人の行者方の下山伏を記すが、居住の形態については不明である。古坊中時代の文書に現われる坊名を整理すると資料Ⅶのようになるが、古坊中時代の全体数は把握出来ない。坊職としての三十七坊は古坊中時代既に存在したとみられる。^{註2}十四世紀においては「堂住不断之行者」と称した久住等^{註4}の他に、一時居住する山伏も数多く存したと考えられるのである。

坊舎、庵室の規模については、明らかでない。行脚者が宿泊出来るような規模があり、宿泊が盛で宿坊^{註5}としての役割りを果していた時期があったとみられる。

坊の配列については、一般論として衆徒、行者が中心部に位置し、庵室が周辺にあったと憶測されるが復原の手懸りを欠く。わずかに中谷という古坊中の地名が記録として見えるが、今日その地名は伝承されていない。

阿蘇山古坊中地形図記載の坊名について福蔵坊の後裔である片岡建吉氏の復原されたものがある(資料Ⅷ)。非常に細密な復原で古坊中に対する氏の想念を知る事の出来る貴重な記録である。

註

1 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三九号 この文書は江戸時代の写しであるが、内容は嘉吉三年(一四四三)の阿蘇山本堂供養の法則を伝えている。

2 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一三八号の「鹿渡橋用抄 阿蘇山年行夏」にみられる「本坊」は、この坊職として固定した坊を指すものであろう。しかし逆にみれば坊職として固定しえない坊が数多く存した事も考えられる。

3 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』四一四頁

4 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』五一号「阿蘇山久住等連署起請文」(應永元年 一三九四)は久住で坊職者を次のように記している。

鏡善坊 行達 乘一 行遊

慈眼坊 了音 鏡心房

鏡勤坊

道場坊

幸法坊 幸乘 法介

鏡一坊 覺心 開徳

妙圓坊 鏡珙 善徳

了忍坊 妙淳

開達坊 行音 行得 天得 妙空

普通 金實 金満 云得

善住 行覺 了善 鏡清

これによって開達坊のように十一人もの弟子分を持つ坊と、弟子を持たない坊の存った事が解る。

5 註3の正平七年(一三五九)の阿蘇撤久住等の規式誓文の中で「山上參詣道者

6

之外者、…中略…、雖爲一夜久住等之各々之住所仁不可宿置」としている。

『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一七八号の「大江政家大般若若供米請取状案

(正長二年 一四一九)に「年行事 中谷 満樂坊」とみえる。この中谷は既に二〇

四号 天授三年(一三七七)の「阿蘇山衆徒料足等納帳」に「中谷升 二〇七

号(天授三年)の「阿蘇山本堂造營料足米支配預注文」には「升者中谷御校」として記されている。恐らく地名であり同時に特定の坊を示すものであろう。

なお図12の逆修碑に見る南谷も古坊中の地名を指すものであろう。このよう

に山中を方位によって呼ぶ事は豊前求菩提山にもみられる。重松敏美編著

『豊前求菩提山修験文化論攷』(一九六九年 豊前市教育委員会)



图12 弘治二年逆修碑拓本

五 甕 棺 の 出 土

古坊中では昭和三十九年（付論乙益論文）、昭和五十四年五月に甕棺の出土をみた。^註

(一)立地 古坊中の南側にあたり、白水村に属する。烏帽子岳の北裾で標高約千メートルをはかる。すぐ北側は谷になっているが、この谷と山裾の間に白水村迄続く道が通っている。この部分には五輪塔、宝篋印塔などが散乱していた。五輪塔は十基以上、宝篋印塔は五基以上を計えた。まだ多くの石塔が埋設しているとみられる。

(二)甕棺の出土状態 道の中央部に陶器が散乱し、人骨も認められた。大甕は直立して埋められていたが上半部は欠失して底部三十センチが残っていた。甕の上部には一個の宝篋印塔の相輪部が置いてあったが、埋葬時のままの状態を示しているとはみられない。しかし、甕棺の上部に五輪塔、宝篋印塔を建てることのないわけではない。甕棺の中の甕の破片と土砂が入っていた。土に混じって肢骨が出土したが、非常に脆くなっていた。副葬品はみられなかった。

(三)甕棺 散乱する破片等を接合すると肩部付近迄復原された(13図)。現在高六十センチメートル、底部径四十センチを計る。暗褐色

色を呈し、胴土には砂粒が多くみられる。外面は縦方向の刷毛目が見られる。内面はなでられている。厚さ二センチメートル前後で、底部は焼歪みによるものかやや凸凹をなす。備前焼だとみられる。

(四)被葬者および年代 このような山地での埋葬は里人の埋葬とは考えがたく、古坊中時代の坊閥係者の墓所とみられる。甕棺に使用された大甕は典型的な中世の備前焼とみられる。備前焼を入定甕として使用する風習は他地でも見られる風習である。恐らく、昭和三十九年の甕棺と同じく室町時代のものであろう。

今回の甕棺の出土地は、方形区画の存する地域より西側にあたる。昭和三十九年の甕棺の出土地は坊内およびその周辺地とみられるが、今回の地区は明らかに建物の存しえない場所である。

註

この調査は古坊中調査の一環として実施し、熊本県文化課の島津および横尾泰宏が現地調査をおこなった。調査には阿蘇町教育委員会の渡辺照義、佐藤成一氏が参加され、また西巖殿寺住職鷲岡慶照氏は立会われ貴重な助言をいただいた。なお、この調査の契機となったのは当該地区の草地改良であるが、農用地開発公園九州事務所からは竜田優氏が始終調査に立会われた。

六 古坊中出土の遺物

ここに紹介する資料は古坊中一帯で採集されたもので、調査時に採集したものの他に森昭夫氏、日野茂雄氏採集のものを合せて報告する。量的に不充分であるが、古坊中の遺物の全種類を含んでいると考える。^{註1}

(一)土師質土器(13図4~7) 器高の低い皿で赤褐色をなす。口径の大きさに大(6・7)、小(4・5)がある。底部は全て糸切り痕がみられる。4の口縁部には煤の付着がみられ燈明皿として使用された事を示している。出土遺物の中では、この土師質土器の皿が最も多い。

(二)瓦質土器(13図11~17・14図2) 壺形(13図11~17)とこね鉢(14図2)で、前者には頸の部分に各種の文様を持つものが多い。

12は傾向の沈線、14は円形のボタン状の貼付けをもち、その周辺に菊花文に似た円形文をもつ。15も二個の円文の貼付けをもち、草葉文を付す。以上の文様は全て印で押圧されたものである。色調は11が赤褐色をなす他全て灰色である。壺形のものには内面に二次加熱を受けているものがあり火舎としての使用されたものとみられ

る。

(三)陶器(14図1・3・4) 1は摺鉢、3・4は大甕の底部である。いずれも赤褐色をなし表面は荒い。胴土に多くの石英粒を含む。色調、胴土から備前焼とみられる。

(四)磁器(13図8) やや黒味をおびた青緑色をなす。縦の沈線をもつ。全面に貫入がみられる。明代の竜泉窯系の碗である。この他に同安窯系の青磁の小破片もある。

(五)金属製品(13図1・2・3) 1・2は銅製の碗である。ほぼ同寸で全面に緑青がみられる。飲食器として用いられたか、あるいは六器のなかの小碗であるかもしれない。3は銅製の脚付碗である。胴部中央に釉葉状の凸凹がみられる。表面はかなり減耗している。総高一三・四センチメートルをはかる。置香炉として使用されたものであろう。

(六)石製品(13図15) 砂岩質の石皿。外面は鑿によって細く調整され、内面は良く平滑に研磨されている。外面は火を受け赤変している。祈祷用の護摩炉として用いられたのかもしれない。

(七)硯(13図9) 瓦質の硯。海の部分はかなり使い込んである。内面に墨の付着がみられる。外面黒色、内面灰色をなす。

以上の他に古銭、鉄釘なども出土している。これ等の遺物は古坊中時代に使用されたとみられるが、土師質皿十陶質大甕十瓦質火舎十輪入磁器という遺物の組合せは、熊本県内の中世の遺跡に通常に

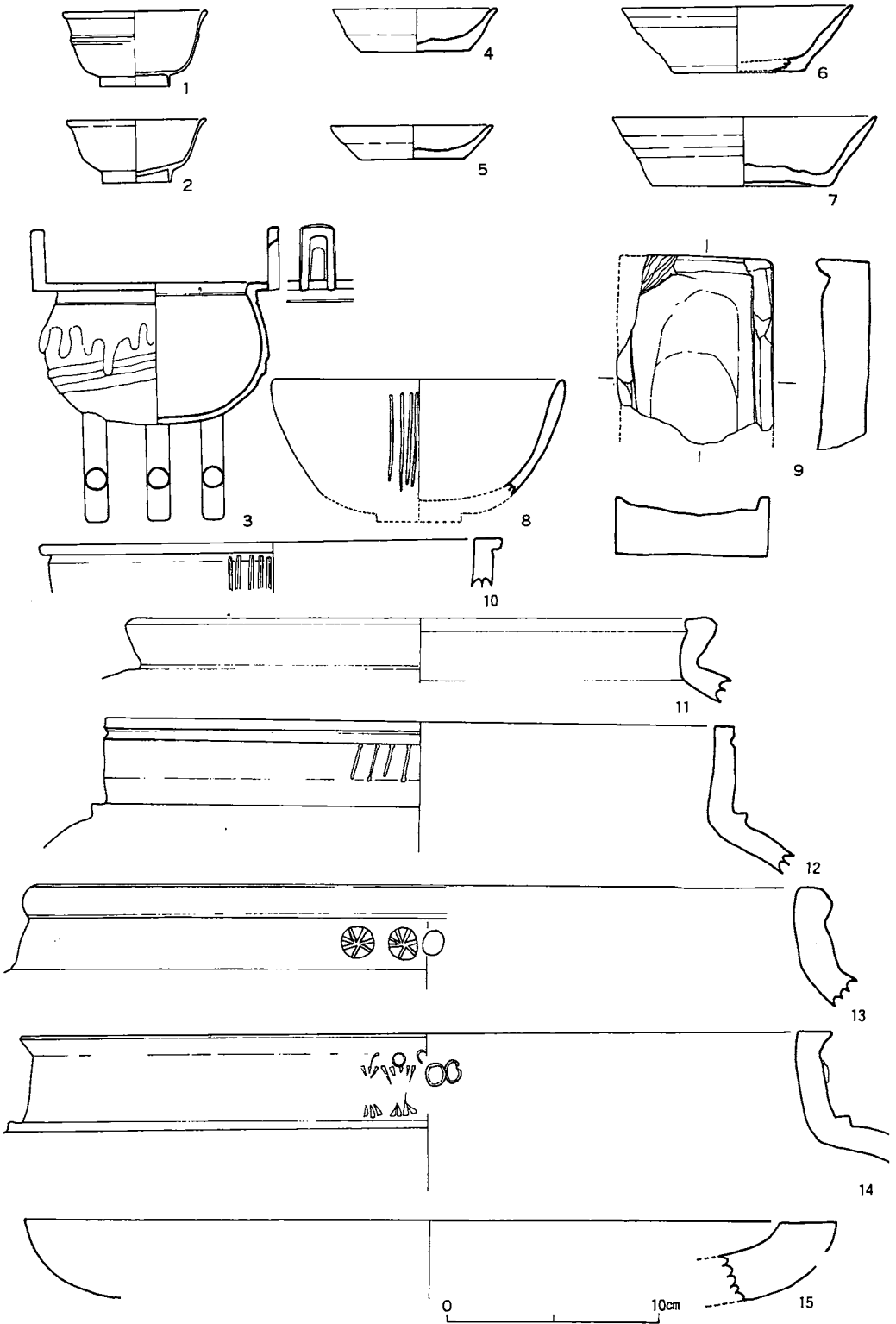


圖13 古坊中出土遺物 (1)

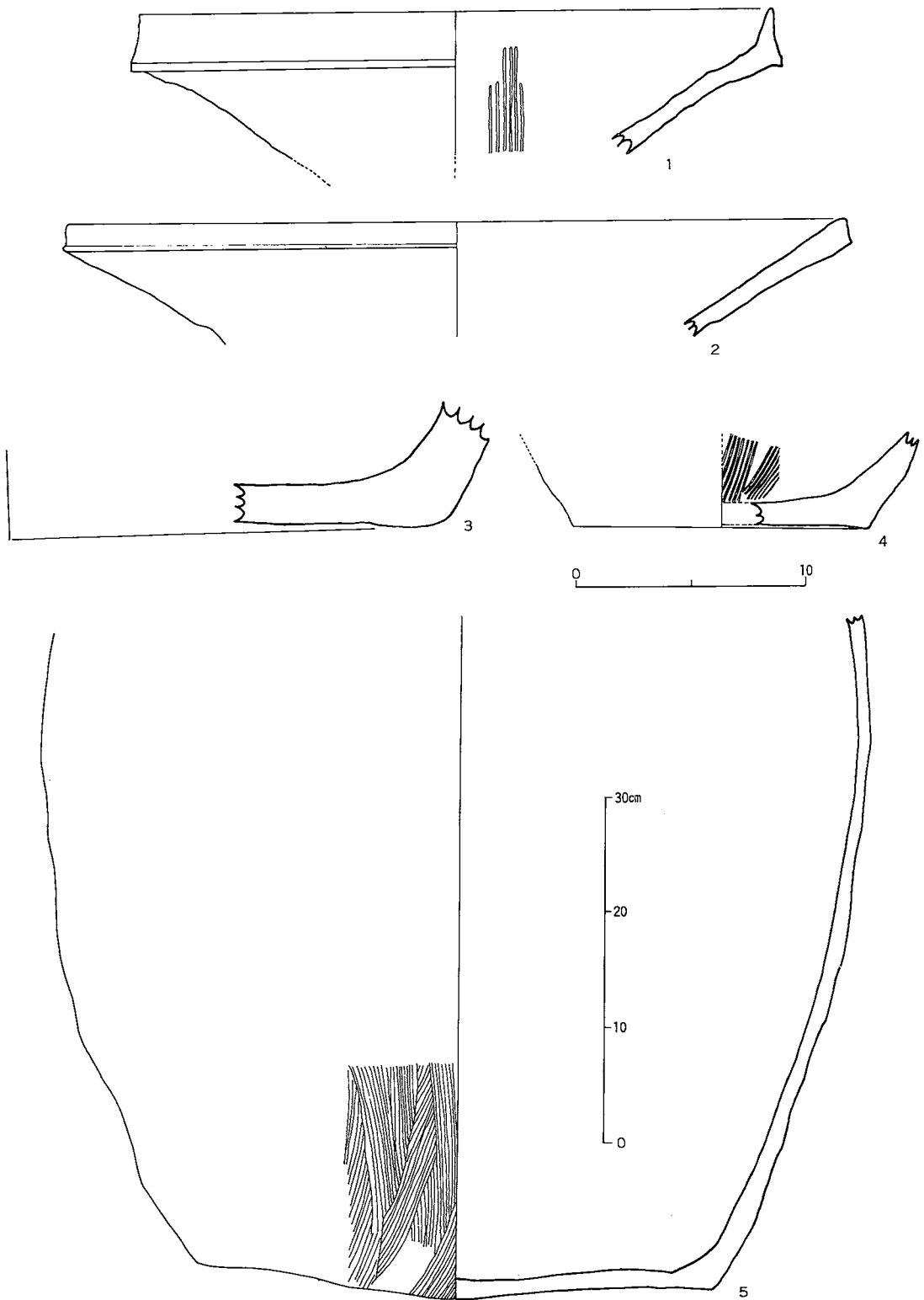


图14 古坊中出土遺物 (2)

みられる現象である。それに加えて仏具類が出土する点に宗教遺跡としての古坊中の特殊性が存する。

中世のものであると推定されるが、細分の進んでいる輸入青磁および瓦質土器を例にするならば室町時代の年代を与える事が出来よう。その他の遺物もこの年代観と矛盾を来さない。今後発見されるであろうより多くの遺物から古坊中の年代を更に追求する事は必要である。しかし今回の採集遺物の年代がたまたま限られている事は古坊中の消長と決して無関係でないと考ええる。すなわち古坊中の繁栄がこの期にあった事の消極的な証左になると考えられるのである。

遺物名	備 考
○播 鉢 A・B	(瓦器質土器) A：櫛目による7本の沈線がある。1組の刻線の間にはある程度の間隔があり、典型的な中世期の播鉢である。二次的な火をうけている。 B：櫛目による4本の沈線が右左から交差する。沈線のつけ方は荒い。
火 鉢	口縁部。押印による花びらの文様がある。
大 甕	100点を越える破片が表採され、そのほとんどは備前焼きである。(一部地元窯が含まれていると思われる) 最大破片は20cm×10cmである。
竜泉窯系青磁	蓮弁の文様がみられる。二次的な火をうけている。
同安窯系青磁	細片が1片
口 禿 青 磁	細片が1片
染 付 青 磁	1片・底部
白 磁	2片、器の $\frac{1}{2}$
土師質土器 (A・B)	A：底部は糸切りで器面は乳白色をしており、薄く硬く焼きしまっている。 B：(完形)底部は糸切りで、器面は茶褐色、ぶ厚い。
須 恵 器	A：経筒外甕片と推定される。 B：甕の破片
染 付	底部
古 銭	4枚(洪武通宝、他)

註

1 昭和五十一年に古坊中の現地を踏査された阿蘇品保夫・太田幸博氏は表面採集の結果を次のように集約されている。阿蘇品保夫「阿蘇山古坊中の遺跡について」『英彦山と九州の修験道』(一九七七年 名著出版)四三―一頁。

第四章 坊中をめぐる民俗

一 西巖殿寺の由来と行事

(1) 由来

西巖殿寺の創建時期については従来から二説あつて確定し得ない。

第一の説は聖武天皇の神龜三年（七二六）に創建されたとするものである。この年の十一月一日、天竺毘舍離国貴明王の太子である最栄讀師が阿蘇山頂で奉経に務めていた。その時、山中が震動し、瑞光が天に輝やき九頭龍が天空に登り、龍の上に十一面觀世音菩薩が姿をあらわした。これを当山の人々がことごとく仰ぎみて随喜した。そこで最栄讀師は自ら一刀三礼を尽して赤梅檀に十一面觀音を彫り山上の本堂に安置した。この本堂が山上西巖殿寺である。その後、讀師の門葉が次第に繁り、三十七ヶ寺（衆徒二十、行者十七ヶ寺）を数えるに到った。これが山上に栄えた古坊中の始まりである。

第二の説は近衛天皇の天養元年（一一四四）、甲子八月三日、比叡山の慈恵の徒であつた最栄が時の大宮司友孝の許しを得て阿蘇山

上に居住しひたすら法華経を唱読していた。そこで、人々は彼のことを最栄讀師と呼んだ。彼は自ら十一面觀音を彫り、山上に一字の堂を建てて安置した。この堂は阿蘇山の西の巖に位置していたので雲上西巖殿寺と号した。これがかつての山上本堂（現在阿蘇山上神社が建てられている所）である。これが古坊中の始まりである。それ以降、衆徒、行者三十七ヶ寺に達したというものである。

この両説ともそれを決定する史料はない。従つて、いずれが正しいか判断し難い。西巖殿寺を中心とする各坊では神龜三年創建という文書が残されており、伝承においても聖武天皇の勅願祈禱道場として創建されたといわれている。

上記の二説とも『肥後国誌』に記載されている。国誌によれば、第一の説は阿蘇家伝巻三阿蘇略紀にあり、第二の説は阿蘇宮由来略にみられるという。

また、幕末の頃に記された『肥後国阿蘇山西巖殿寺由来略記』によれば起源は神龜三年ということになっている。

それはともかく、阿蘇山頂に三十七坊と数多くの庵が建ち並び、九州有数の山岳宗教の拠点となつていった。

しかし、天正年間に入ると大友、島津両氏の確執が激しくなり、その頃から次第に衰微し始め、天正十五年（一五八七）になると長善坊を除いてすべての坊が離散してしまつたとされる。^(註)これにより、山上での活動はほとんどやんでしまつた。

その後、肥後の国主となった加藤清正は慶長五年（一六〇〇）に名地に散在していた衆僧を集め、阿蘇山麓の黒川村（現在の阿蘇町大字黒川）に坊社を再建した。これが麓坊中である。

麓坊中には山上坊中と同数の三十七ヶ寺を中心に数多くの庵が聲を競った。

この麓坊中も明治維新後の神仏分離、修験道廃止令などによって潰滅的な打撃を受け、ほとんどの寺が廃寺となり、これに伴って大多数の僧侶が僧籍を離れて帰農するようになった。

これ以降、麓坊中における宗教活動は衰退し、その性格も大きく変容してしまった。しかし、僅かに宗教活動を行う人は居た。そこで、かつての坊の人達が中心となって西巖殿寺の再興に尽力した。坊中に一軒の寺院もなくなるということは避けなければならないという考えが強かった。坊中の各坊は細川藩の知行寺であり、衆徒の浄教院、行者の妙円坊を除いて無常に関与することはできなかった。ところが、これらの坊が廃絶してしまつたので葬儀をとり行うこともできないという状態になり大いに困窮していたといわれる。その面からも西巖殿寺を再興する必要に迫られていた。そこで、明治四年（一八七一）に山上にあつた本堂を麓におろし旧学頭坊の敷地内に移築した。これが坊中の西巖殿寺本堂である（現在の山上本堂は明治二十三年に建てられたものである）。明治四年に移築された本堂は現在の本堂より西側の杉林のなかに東向きに建てられていた（今の本

堂は北向きになっている）。その本堂の左右に足手荒神堂、役行者堂があつた。この役行者堂の横に厨亮俊師の墓があつた。

この本堂を現在地に移したのは大正年間、内柴法印の時代である。移転した理由は二つの火事騒ぎであつたという。一つは日露戦争下の明治二十八年の盆施餓鬼の時に廊下を焦がすということがあつた。この頃は施餓鬼が本堂で行われていたが、本堂は夜になると青年達の遊び場でもあつた。青年達は遊ぶ時は廊下の各敷居に線香を置き、その明りを目印としていた（本堂は回廊形式になっていて、現在地に移転した折に取り除かれて、今はなくなっている。また、本堂は暗かつたので目印になる明りが必要であつた）。その線香から火事になりかけたのである。幸い火事にならずにすんだが、本堂が下の庫裏から見えないので管理がむづかしいということで移転した方がよいという意見が出てきた。その後、役行者堂の床下に住みついていた浮浪者の火の不始末から堂を焼きかけるという事件が起つた。この時も大事に到る前に消しとめた。そういつたことがあつたので現在の場所に移すことになった。それに伴つて足手荒神、役行者堂、及び厨亮俊住職の墓も移され、現在みるような本堂と小祠の配置とつた。

ところで、すでに廃寺処分になつてしまつた寺を復興するということは不可能であつた。そこで適当な寺を買ひとつて復興するということになり寺探しを始めた。その時、芦北郡田の浦に台宗の法雲

寺が株を売つてもよいといつてゐることを聞き早速この寺を買いつた。これが明治八年のことである。当時、法雲寺の住職は野坂帰水という老僧であつた。野坂氏は相当の高令であり、坊中に伴つてきた時は大八車に乗せて運んだ程であつた。寺の行事を務めることもむつかしい状態であつたといわれる。そして、比叡山延暦寺末寺となつた（それ以前は上野東叡山寛永寺に属していた）。

この法雲寺を明治八年に西巖殿寺と改称する。同九年、権僧正で高良山蓮台院住職を兼ねていた厨亮俊を住職として迎えた。厨亮俊は着任すると直ちに阿蘇郡内を積極的に歩き説経して回つた。説経の目的の一つは政府に反抗する西郷隆盛に加担せぬように説得することであつたとされる。それが原因で同十年、西南の役が起ると坂梨に陣を構えた西郷軍に連行され虐殺されてしまつた。坊中の人々は住職の死を知り、遺体を西巖殿寺に運び盛大に葬つたという。以後、毎年彼の死去した四月十三日に招魂祭を西巖殿寺が主催することとなり現在も続けられている。厨亮俊は非常に美男な僧であつたとも伝えられている。西巖殿寺の復興と厨亮俊の死に到るまでの経緯は明治十二年に記録された『芦北日誌』、あるいは『芦北日記』と俗称される日記に詳しく記されている。

(二) 組 織

西巖殿寺の門徒の数は大正十四年四月の内柴弘俊住職時代の調査では二百五十戸であつたが、現在は約三百五十戸である。この門徒の大部分は黒川地区（元・東・西・南・北黒川と坊中の六区に分けられている）に居住している。それ以外に隣接する乙姫、永草が多く、蔵原、竹原、西町及び波野村にも少数ではあるが存在している。

これらの地域に居住する門徒を三十三の小単位に分割し、地区総代（世話人ともいう）が置かれている。この地区総代が置かれたのは昭和三十三年のことである。それ以前にはそのような制度はなかつた。

三十三の小単位を七つの地区（坊中、南・元黒川、上西・下西黒川、北黒川、東黒川、乙姫、蔵原・竹原・西町をそれぞれ一つの単位とする）に統合し、各地区から一名の寺総代が選出されることになつている。このような地区分割と寺総代を置くようになったのは昭和三十三年からである。

更に、この寺総代のなかから三名の責任役員が出てゐる。責任役員を置くようになったのは昭和二十九年からである。これは宗教法入法による寺運営を図るために設けられたものである。これに住職

が加わって寺を運営することになっている。

地区総代はそれぞれの単位での推薦によって決められている。その選出方法はムラによって異なっており、ハツヨリ（初寄）の席で決められる所もある。任期は特別に定まっていない。

地区総代は正月十六日の初参り、盆の十六日の施餓鬼会、天台会の案内状を配ること、及びみそ代を天台会の時に集めるのが主な仕事である（みそ代は現在はお金になっているが、以前は大豆と麦を納めていた）。それから、特別に寄附を募ることがあれば、寄附金を集めるのも地区総代の役目である。

寺総代は寺の維持管理に参与する。寺の運営は総代会でほとんど決められる。

かつては三名の寺総代が置かれていた。総代は名家の出で経済的にも裕福な家から出ていた。それで、総代を務める家はほとんど決まっていた。この頃の総代の任期はなかったという。これが現在の責任役員ということになる。責任役員の任期は三年となっている。

(三) 年中行事

坊中における年中行事についてはほとんど分からなくなっている。西巖殿寺が復興されてから今日まで僅か百年余りしか経過していないが、行事内容が大きく変化しているものもあれば、現在も行われ

なくなったものもある。また、新たに近年になって始められた行事もある。ここでは復興されてからの行事とその変遷について報告することにする。

なお、行事は旧暦でなされていたが、現在は新暦に移行しているので現行の月日によって記述することにした。

一月

元日 修正会

お守り加持である。まず、麓本堂で行い、次に山上本堂で法華三昧を行う。この日に「阿蘇山本堂祈禱札」と印されたお札を作る。

これは全門徒に配られるものであるが、門徒外であっても加持を受けにきた者にも配る。

この行事は古くから行われていたとされる。伝承によれば、かつて坊中が衆徒と行者に分かれていた頃、衆徒は上の御祈禱所（釈迦堂跡）、行者は下の御祈禱所（現在の天理教会のある附近）でそれぞれ行っていたとされる。

三日 元三会

元三大師をお祀りする日である。古くは山上本堂でお守り加持がなされていたとされる。この日に元三大師の化身である角大師のお札を刷って配っていたともいわれている。現在は麓本堂においてお務めをするだけである。

元三会は現在行われているが、坊中の古老達は三日の日になされ

ていたのを実見したことはないといっている。途中で中断されていたのかも知れない。

なお、坊中の人々は元三大師をおみくじの神様という。元三大師百籤といわれるおみくじが行われていたのかも知れない。

十日 正月護摩

この日は麓本堂で護摩供養がなされていた。古くは御祈禱所でなされていたといわれる。この行事は第二次大戦中まで続けられていたが、戦後になってから中断してしまった。

十六日 初参り

この日に各門徒は西巖殿寺にお参りする。阿弥陀様の縁日であり、内仏殿でお祭りがある。

この初参りがこの日に統一されたのは新らしく、昭和三十年代まではこの日までに各戸が随時都合のよい日にお参りするようになっていた。

それから、十五日前までに寺側から各門徒へ箸（古くは二、三人分の栗箸、今は赤の塗箸十人分）とお守り札（正月一日の修正会のお札）、鏡餅、及び星祭りとお参りの案内状を添えて贈る。これは住職が一軒一軒回って配っていた。数が多いので家にあがるということはず、戸口で渡すだけであった。現在は地区総代が代行している。鏡餅は年末に各門徒から寺へ贈られる餅米（今は餅代としてお金になつている）で作られる。以前は寺で門徒が集まって餅搗き

がなされ二斗位搗いていた。これを割って配るのである。

十八日 観音講

この観音講は現在の西巖殿寺の復興に寄与した人々に対する感謝の意味でなされたものである。今はまったく行われていない。

寺側が招待するのは山上本堂を麓へ降り、再興に尽力した十二軒の人々である。その人達は字頭坊、成満院、大宝院、福蔵坊、万福院、仙行坊、実相坊、金光坊、頼現坊、本了坊、福泉坊といった坊関係者である。それに寺総代が加わってなされていた。

この観音講は当初毎月十八日に行われていた。その後、正月と春秋彼岸の十八日というようになり、第二次大戦直前になって中断され現在に到っている。

二月

節分 節分会

かつては護摩焚きと大般若転読が行われていた。現在は行われていない。

星祭もこの日になされている。星祭は厄除、開運の御祈禱である。これはあらかじめ申込みのあった人に対して行われるものである。

十五日 涅槃会

寺に涅槃図が掛けられ、説経が行われていた。かつては終日参詣人で賑わったとされるが、今は参詣人もなく、寺だけの行事となつてしまっている。

四月

八日 降誕会

坊中の人々は花祭り、お釈迦さん祭りといっている。大きな桶のなかに高さ七寸位のお釈迦様を安置し、その周囲を花で飾った。このお釈迦様に甘茶をかけ、その甘茶を子供達が瓶に詰めて持ち帰るということをしていた。終日多くの参詣人があったというが、現在は麓本堂で寺だけの行事となってしまうている。一般の人々はお参りしない。

十三日 招魂祭

前述の厨亮俊住職の命日であり、招魂祭を行う。同時に、日清戦争以降の戦没者の慰霊祭もあわせて行うようになっていた。

現在、麓本堂において大般若転読を行う。その後、本堂前において柴燈護摩がなされている。この行事は昭和五十四年で第三回目である。柴燈護摩を行う行者はその年によって異なっており、特定の派と結びついてなされている訳ではない。

十六、七日 彼岸会

かつては阿蘇山参りが行われ、法印も山上本堂へ登っていた。麓本堂では大般若転読が行われていた。これらの行事は現在行われていない。その後、彼岸に何の行事も行われなくなってしまうた。そこで、昭和三十六年以降観音霊場巡りをこの日に行うようになった。一般の人は単に彼岸巡りというが、正式には阿蘇西国三十三ヶ所霊

場巡拝という。バスにのって巡拝する。参加するのは女性が多い。秋の彼岸も同様の行事が行われる。巡拝する三十三ヶ所は次のとおりである。

- | | | |
|------------------|---|--------|
| 一、阿蘇山上西巖殿寺（山上本堂） | 同 | 阿蘇町元黒川 |
| 二、善応寺（善通寺） | 同 | 竹原 |
| 三、観音寺 | 同 | 役犬原四分一 |
| 四、清応寺 | 同 | 内牧 |
| 五、満念寺 | 同 | 西湯浦 |
| 六、今山寺 | 同 | 西湯浦中組 |
| 七、徳林寺 | 同 | 湯浦 |
| 八、長福寺 | 同 | 同 |
| 九、中福寺 | 同 | 小倉 |
| 一〇、慈光寺 | 同 | 山田 |
| 一一、龍水寺 | 同 | 一の宮町宮地 |
| 一二、青龍寺 | 同 | 同 |
| 一三、千徳寺 | 同 | 宮地植木の原 |
| 一四、福寿寺 | 同 | 古城阿蘇品 |
| 一五、福門寺 | 同 | 坂梨 |
| 一六、円通寺 | 同 | 坂梨福岡 |
| 一七、浄土寺 | 同 | 高森町 色見 |
| 一八、安楽寺 | 同 | |

一九、含蔵寺	同	高森
二〇、長福寺	同	南在
二一、清水寺	同	久木野村清水
二二、夕照寺	同	白水村吉田新田
二三、光寿寺	同	同
二四、西安寺	同	同
二五、妙音寺	同	久木野村久石原尻
二六、片山寺	同	久石
二七、光照寺	同	白水村中松
二八、正通寺	同	中松寺坂
二九、登山寺	同	中松
三〇、通泉寺	同	中松三区
三一、観音寺	同	久木野村宝町通
三二、垂玉寺	同	長陽村垂玉
三三、栃木寺	同	栃木

このような順番で観音霊場を巡拝するのは新しいが、この三十三ヶ所を巡拝することは古くからなされていた。古くはできるだけだけ巡拝するのに都合がよい順に回っていたという。徒歩で順番どおりに回ると二日かかったという。それで順番を無視して回ったという。

これをサンジヤマイリ(三十三ヶ所巡るからそう呼ぶという)と称していた。サンジヤマイリの日は特別に決まっていなかったが、彼

岸の頃が多かったという。

なお、彼岸には県内の天台宗の寺院からも手伝いの法印が七、八名やってきていたという。これは盆の時も同様であったという。

また、明治初年の頃までは麓本堂の裏にあった堂に二十一日間おこもりする修行がなされていたといわれている。その目的、内容についてははっきりしない。僧侶になるための加行が行われていたとも考えられる。

八月

十三〜五日 孟蘭盆会

現在は施餓鬼を行うことも少なくなっている。門徒中に初盆を迎えた所があれば行っているだけである。かつては毎日施餓鬼がなされていた。以前の盆は

十三日 晩に施餓鬼会がなされていた。今上天皇の施餓鬼会である。

十四日 昼夕、二回の施餓鬼会が行われる。多い時は三回もなされることがある。昼をヒルノザ、夕方をバンノザという。

十四日の昼の座は永代供養をした人のためのものであり、晩の座は初盆を迎えた家の施餓鬼会である。初盆を迎えた家では個々にお寺へ依頼するというのではなく、東黒川なら東黒川で初盆を迎える家がまとまって行ってもらうということになっていた。十五日も同様の施餓鬼を行う。

盆の供養は麓本堂でなされていた。回廊形式になっており、法印が廊下を一周し、仏様の正面で一札し、その時に紙で作ったれんげの花をまくということをくり返していた。子供達はこの花を拾うのが楽しみであったという。ハナクバリ（花配り）とかレンゲマキと呼んでいた。

かつては盆施餓鬼には老若男女が集まり、特に未婚の青年男女にとつては一年の最大の楽しみであったといわれる。夜遅くまで本堂で遊び、寝泊りしていたという。門徒以外の人々も施餓鬼をお願いに泊まりがけでやってきていた。

また、寺ではかならず説経が行われていた。県内から法印が集まり、坊様の人数も多かった。

このような盆行事が失なわれるのは第二次大戦からである。殊に戦後における食料難の時期に毎日行うということがむつかしくなりやめてしまった。

十六日 施餓鬼会

昭和二十七年からこの日にまとめて行うようになった。理由は前述のとおりである。

十一月

二十四日 天台会

天台宗の祖である天台大師をお祀りする日である。各門徒はお寺参りをして先祖供養に務める。この日のことをゴシヨウキといつて

いる。年間の寺関係の行事のなかでも、正月、盆とならんで天台会是最も大切な寺参りの日と意識されている。それで門徒も寺参りを欠かさない。これは現在も変わっていない。

かつてはお経が終ると葉のついた小みかんと小さな丸餅をまくという行事が行われていた（小餅のことをオゲソクといっている）。

一時期、餅の間にお金を入れてまくということも行われたが好ましくないということで中止された。この行事はまったくなされていない。

お寺ではオトキが出されるが、これは今も行われている。

四 そ の 他

西巖殿寺の年中行事は以上の通りである。それ以外の活動についても若干報告しておくことにする。

火伏せの札、現在も南関町肥猪から秋頃もらいにやってくる。これは、肥猪の町にかつて火災が多く発生した。そこで阿蘇の行者に御祈祷してもらった。それ以降火事が起らなかったことによるといふ。肥猪以外の地区にお札を配ることはない。

地請作法 安鎮の法、一般の人はジモライという。土地をもらうことはよく行われている。建築儀礼のなかで関与するのはジモライの時のみである。

それ以外に、馬屋祓い、荒神祓い、あるいは家祓いが行われている。

る。

かつては憑物落し、魔祓い、病氣直し、あるいは方角占といったことが行われていた。名付けは余り頼まれることはなかったといわれる。しかし、今ではむしろ命名を依頼されることが多くなってきたといわれる。

御祈祷はかつて広くなされていたとされる。特に、病氣直しが多く行われていたといわれている。けれども、御祈祷を行うことは少なくなってきた。ただ、依頼を受けることは今でもあるという。

これらの面については西巖殿寺以外の寺でも行われていたようである。以前はかまど祓いなどを行う人が善応寺の傍に居たという。

病氣直しは那羅延坊が有名であったという。古老達も子供の頃まで那羅延坊に行つて御祈祷を受けた経験があるといっている。

牛馬の守護は打越神社が行っていた。お守り札も発行していた。

打越社は非常に尊敬を集めていたとされる。神官がやってくると皆は正座して頭を低げてお迎えすることになっていたという。打越神社も現在は希望者にお札を配るだけである。

坊中関係の各種の札を配っていたのは実相坊の子孫であった。お寺へお金を納め、札を配る権利を得ていた。配る範囲は県下全域に及んでおり、坊中に居住する時間はきわめて少なかったといわれている。この札配りも今はまったく行われていない。

このように、西巖殿寺と各坊の活動についてはほとんど断片的な資料しか得られない。

註

山上古坊中の衰退の直接的原因については明確でない。『肥後国誌』や『肥後国阿蘇山西巖殿寺由来略記』には島津と大友との確執の折と述べられているだけである。

伝承によれば、山上坊中は島津と大友が争った時、大友軍によって焼かれたとされる。この時、長善坊が寺宝を櫃に入れて坂梨の大山寺へ避難したという。その際長善坊を護衛したのが頼現坊であるという。頼現坊にはその時用いた薙刀が伝えられていた（この薙刀は西巖殿寺へ納めていたが、後に失われてしまった）。坂梨の大山寺には長善坊住職の墓がある。なお、このことは前掲の『西巖殿寺由来略記』にも記載されている。

また、寺宝は砂千里の先のくりから谷に隠したとも伝えられている。ここは深い谷になっていたので隠すのに適している場所である。

山上坊中を焼いたのは島津か大友軍か不明である。『阿蘇郡誌』（大正十五年）では大友氏が焼いたとある。この焼き打ちした兵士（何軍かは伝えられていない）が宿泊した所は現在の菊池郡大津町室の大願寺であるという。それでこの寺の住職が立野を越えて阿蘇に入ると今でも山が荒れるといわれている。

それから、加藤氏による麓坊中創建に関して次のような話が伝えられている。

加藤清正が朝鮮出兵に参加し、ある戦場で苦戦を強いられた。その時、おびただしい矢が飛んできて加藤軍を援護した。清正は不思議に思い矢を

拾ってみると阿蘇山長善坊と記されていた。その後、加藤氏が肥後の国主となるや早速長善坊を探し出して城に招いた。そこで長善坊が坊中再建を願い出てこれを許されたといわれる。長善坊はそこで各地に散在していた衆僧を呼び集め坊中を復興した。復興に大きく寄与した長善坊の住職は契雅法印である。長善坊は坊中を復興した功により中坊より上坊に擬せられたという。山麓の坊中創建の時の坊の配列は山上坊中のおりに行ったとも伝えられている。

なお、山上坊中は一般に「三十六坊五十二庵」であったといわれる。これについては前述のとおり、坊の数は衆徒二十、行者十七の計三十七坊である。庵の数は『蘇溪温故』によれば、山伏三十一、衆徒十八、行者十三の合計六十二庵あったとされる。また、幕末頃に描かれたと考えられる麓坊中の絵図には坊庵六十六が記されている。これからみても、「三十六坊五十二庵」というのは実数ではないと思われる。この三十六坊ということは坊中において自ら称していたことが近世の各坊の記録からもうかがえる。三十六、あるいは五十二という数は仏教的な数であると考えられる。

二 西巖殿寺周辺地区の

年中行事と人生儀礼

麓坊中における宗教活動は明治初期の段階でほとんどやんでしまっている。そのため、現在の古老達のなかにも宗教活動を行っていた人は居らず、実見したことも僅かである。そのような訳で麓坊中における各坊の活動内容についてほとんど聞くことができない。そこで、旧黒川村における年中行事と人生儀礼についての調査を実施した。これらの儀礼のなかにかつての宗教活動の痕跡があるかも知れないと考えたからである。但し、この調査は一般的な聞き調査の方法をとっていない。

調査は旧黒川村のなかの西巖殿寺の位置する坊中地区に点在するかつての坊関係者の家でなされている行事に重点を置いた聞き調査を行った。これは、本来麓坊中は衆徒と行者の各坊で構成されており、一般の人々は居住できなかつた。従って、現在のような一般農家や商家が入って街を作り上げるのは明治以降になってからである。現在、この地区には二百七十の戸数があるが、古くから居住していた坊関係者は二十軒程度でしかない。なかでも、農業に従事する家はきわめて僅かである。このようなことから坊関係者を中心とする調

査を行い、明治以降転入してきた一般農家などの調査はほとんど行っていない。農耕儀礼についての記述がほとんどないのはそういう理由によっている。

なお、調査は坊中区を中心にして行ったが、かつて坊中に居住している人については調査を実施した。その場合、西巖殿寺、及び各坊の活動などに関する伝承を報告するに留めた。それらの家々における年中行事、人生儀礼についての調査も一応行っているが、坊中におけるそれらと異なる点もあるので報告することは避けた。この相違が坊ごとによる違いを意味するかどうかといったことが判断できなかったからである。

以上のような訳でここに報告する事例はかならずしも坊中一般の行事、儀礼となっていないかも知れない。この点あらかじめ明記しておきたい。

黒川村は旧藩時代にあつては山田、内牧、尾ヶ石、永水とともに内牧手永に属していた。この黒川村は坊中、東、西、南、北黒川、黒川の六つに分けられていた。明治十二年の段階では役犬原、西町、竹原の各村が、乙姫、蔵原、黒川村がそれぞれ一つの行政区域をなしていた。その後、若干の異動があつたが明治二十二年四月に役犬原、西町、竹原、乙姫、蔵原、黒川の各村が合併して黒川村となった。それから、昭和二十九年四月の町村合併によって阿蘇町が誕生してからは大字黒川となった。この報告でいう黒川は旧藩時代

における黒川村のことである。

なお、行事の大部分は新暦でなされているが、ここではすべて旧暦で表記している。

(一) 年中行事

一月

一日、ワカミズクミ(若水汲み)

早朝に行つて汲む。汲むのは男性である。男性の居ない家は汲まれないといわれる。汲む前には身体を清める。ミズタゴ(水桶)にしめ縄を張る。汲む場所は井戸である。坊中区は西巖殿寺内にある井戸で汲んでいた。この井戸水をゴリヨウスイという。ゴリヨウスイは神聖な水であり、高貴の身分の方々に差しあげる水でもあつたとい^註う。ゴリヨウスイは湧水であり、昭和十二年に簡易水道が設けられた時はここを水源とした(昭和三十年に水が枯れた)。

行く時には何も供物などは持たないという。汲む際には唱え言をするが、これをウタヨミという。「年の始めの若男、よろずの宝我れぞ汲みとる」という文句である。この文句は家によつて若干の相違が認められるようである。この若水でお茶をわかして飲んでい^註た。

黒川地区では正月のハガタメ(歯固め)といい、雑煮を食べる前

に干柿を一個食べることにしている。この時に若水でわかしたお茶を飲む。お茶のなかには梅干を一個かならず入れなければならぬとされている（梅干を焼いてお茶に入れて飲むと風邪薬になるといわれる）。

正月に起す火は大豆の殻を用いることになっていた。起す時に唱え言があつたかどうか不明である。

正月の料理は餅の雑煮である。餅のほかに人参、昆布、里芋などが入れられる。竹輪、するめといったものが入れられるようになったのは大正期になってからである。そのなかで、里芋は正月に欠かすことのできないものとされており、里芋を食べない者は親不孝になるといつている。また、この里芋は親芋ではなく子芋の方を食べる。芋は切つてはならず丸のまま用いるものであるとされている。なぜ切つてはいけないかということについては明らかでない。

なお、料理の一番下には大根の皮を六角形に切つたものを入れることになっていた。

門松、普通男松が用いられていた。松は付近の山で伐採してきた。門松はこの山の松を切つても黙認されていたといわれている。松のなかでも三葉のものは縁起がよいといつて好まれたがこのようにな松は滅多になかった。門松を飾る風習は昭和三十年代になつて行われなくなった。松が盆栽用として伐られるようになったからである。

松にはゆずり葉をつける。門松を立てる所は門口に一對、馬屋、お釜様、井戸に各一つである。倉にもたてるがあつたが、立でない家もあつたといわれている。米俵には小さな門松を作つて飾ることになっていた。

元日はイワイコモルものであるといつていた。家の内で騒動したりしてはならないとされていた。戸を開けるのも遅くなってからで早く開けると福の神が逃げるといつていた。掃除するのもさけた。掃除すると福の神が逃げるといつていう。どうしても掃除せねばならぬ場合には床の間の方向に塵を集めなければならぬとされている。

また、この日にお金を使うことも避けた。この日にお金を使うと一年中出費がかさむようになるといわれていた。

二日 仕事始め

一般農家ではこの日にワラウチオコシ（藁打ち起し）を行つていた。その年に用いる荷縄、馬鞆の引緒などに使用する縄をなう日である。なう時にはかならず左になうことになつていた。縄は年間用いるだけのものを作つた。これらの縄で大黒、ひょうたん、寿といつたためたい形のものを作つて表の間に飾つていた。縄ないが終了すると朝粥を食べた。

商家ではこの日が初売りである。ワカウリ（若売り）という。書きぞめも各家で行なわれていた。カキハジメ（書初め）という。正月にふさわしい初日の出といつた文句が好まれた。

年始回りもこの日から行われていた。最初は男性が挨拶に行くのが礼儀であるときれた。その年の最初の客が女性だと「出入りが多くなる」といい、一年中出費が多くなると考えられていた。それで、男性客がくると「男がきたんで早くお茶を汲め」といい、喜んででもなした。挨拶に回る時、隣保班の家にはタオル一本、あるいは半紙一帖を持って行った。

これらの品物にはのしをつけることになっていたが、古くはのしもなく白紙に包んで持って行くだけであった。隣保班の客であればカワラケの盃を出すことになっていた。女性はこの日に出歩くことはさけていた。

年賀状が普及してくるのは大正時代半ば以降であったという。

正月には大黒、フキヨシといった芸人がやってきた。大黒は二人一組で「福の神が舞い込んだ」と囃しながら、一人は鼓、一人は扇子を持って舞った。扮装は烏帽子を被り狩衣を着ていたという。フキヨシは大小のだいだいを紐でくりつけたものを手にして「親だいたい、子だいたい」と唱えながらやってきた。フキヨシには家々から餅をもらって歩く者がついていった。これらの芸人がどこからやってきていたか分からないという。

四日 フツガリ（福刈り）

朝、山に入ってかやを切ってきた。このかやでかまどの火を焚いてお茶をわかつて飲むことになっていた。このかやは盆の精霊の箸

として用いるものである。家によってはかやでなく、薪をとるといふ。この行事も今はまったく行われていない。

六日 六日ドシ

六日を年の晩といっている。大晦日の晩と同じように魚をオヒラにこしらえて食べていた。この日を年の晩という理由は不詳であるが、大正月を仏の正月、七日を百姓の正月という伝承があることと関係しているかも知れない。

七日 七日正月

早朝、まだ夜が完全に明けきらぬうちにオニビタキを行っていた。広場の中央にオニギと呼ばれる大きな孟宗竹を三本立てて、先端を紐でくりつけそのまわりに竹を立てかける。竹は前日に切っておき、各家からももらっておく。これを燃やし、なかに餅を入れて食べる。この餅は各人が家から持ってくる。燃え残りの竹はマハライといい、家に持ち帰って焚きつけにして七草粥を炊いた。このオニビも十四日のドンドヤも昭和三十年代になくなった。このようにして炊いた七草粥を食べると体が丈夫になるといっていた。

七草粥は七草を入れる。セリ、ナズナ、ハコベラ、ホウレン草、シユンギクなどを入れる。粥はまず神棚にお供えされる。七草を刻む時の唱え言はないという。

十一日 ツナイワイ（綱祝い）

一般農家ではこの日に農作業用の荷縄、腹帯などをなつた。本数、

長さも大体決まっております、引緒六本、唐引き三ヒロ半、荷繩五ヒロといった具合であった。なつた繩はかまどの上に掛けて保管する。煤が付着して繩が強くなるからである。繩をなつてから小豆の入った雑煮を食べていた。

十三日 打越社の春祭り

この日は打越社の祈願祭で牛馬安全のお札が配られていた。

十四日

早朝、モグラウチが行われていた。子供達が孟宗竹の先にわらを巻きつけたもので軒下から順に庭を打って回る。こうするとモグラが逃げ出してしまうといわれている。叩いてもらった家では子供達が餅を与えていた。

成木責はモグラ打ちの後に行われていた。南黒川ではすべての成木に対して行っていたというが、柿の木についてのみ行っていたとする地区がほとんどであった。

この行事は男女一組で行うとする所が多い。男性が鉈を持って成るるか成らぬかと問いかけ、女性の方が最初は成らぬと答える。そうすると鉈で傷をつけて成らぬならうち切るぞという。そこで、成ります成りませんと返答して終る。この行事も今は行われていない。

スキブチキリもこの日に行われていた。普通の年は十二本、閏年は十三本作っていた。竹は良質の赤竹であり、それ以外の竹は利用できないとされる。スキブチは農作業の際、田の中で休む時に杖と

しても利用できた。これを持っておくと疲れが軽減されるという。それで、農家には欠かすことのできぬものであった。赤竹は葉の落ちぬ前に切ってきて火の上でくすぶらせる。こうすると虫に喰われることもない。くすぶらせた竹を束ねて縄で巻いて壁に立てかけておく。ばらばらに立てかけておくと叩いた時に折れてしまうという。かならず束ねて立てかけるようにする。

夕方、ドンドヤが行われていた。南黒川ではサギツチョという子供中心の行事で、内容は七日の鬼火焚きと同じである。正月のしめ飾りなどもこの時に焼く。餅も焼かれるが、この餅はモグラ打ちの際にもらったものである。燃え残りの竹はマハライになるといつて持ち帰っていた。

晩方、イロリのカマチが焦げる程勢いよく火を燃やすことになっていた。できるだけ沢山木をくべるようにしていた。これは灰が多く出る程よいとされていたからである。灰が多いと「小金が多くて年柄がよい」といつていた。それから、このたきぎから消し炭をとっていたという。

また、イロリの縁に板木を十二本ならべ、これを一月から十二月という風に数え、どの板が最初に焦げるかをみた。最初に焦げた板の月は日よりも悪いと考えた。この行事は明治末年に行われなくなりました。

マメマキもこの日に行われていたという。豆は大豆で「鬼は外、

福は内」と唱えてまいた。この豆まきは娯楽の少なかつた戦前にあつては非常な楽しみで大いに賑わつたという。ただ、大豆のなかに生のもも混じつていてそれを食べて腹痛を起すということもあつたという。それから、この日を十四日ドシといい、年の晩であるといつていた。大晦日と同じ料理を作つて食べていた。

十五日 トボサク

稲の品種名を記した竹の管(一寸位の長さのもの)を小豆粥のなかに入れて炊く。それから竹管を取り出して割り、なかに入つていゝ米粒の多少によつて豊凶を占なつた。そして米粒の多く入つた品種をその年に沢山栽培するようにした。これも明治末年頃に失われつてしまつた。

なお、この小豆粥は塩抜きで炊かれていた。塩を入れると田にカルシウムが入ると考えられていた。

なお、十八日には富岡唯平氏宅に祀られている乙護様に久木野村からお参りがある。オトゴサンマイリと呼ばれている。悪病退散、豊作祈願のためであるとされている。乙護法は坊中における最も大切な神様であつたといわれるが、その性格については分からない。一説によると乙護法は学問の神様であるともいわれている。

二十日 二十日正月

この日にひどい目に会つと一年中ひどいめにあうといわれている。

また、この日には粟餅を食べていた。粟餅を食べると蜂に刺されないといわれている。粟餅を搗かなかつた家では米餅を持つて粟餅を搗いた家に行つて交換してもらつて食べていたという。これも今は行われていない。

豊作の年は二十日頃に虎舞や牛舞がやつてきた。虎舞は成川、竹原、西町から、牛舞は永草からやつてきた。これらは農耕の予祝芸能としてなされてきたものである。

これらの芸能は豊年時のみに上演されるものであり、毎年行われるということではなかつた。現在、虎舞も牛舞も存続しているが、二十日頃に各ムラを回つて演ずるといつたことはなくなつてしまつた。

二十日正月が正月の終りであるということ遅くともこの日までには年始をすませることになつていた。

正月に行われ、それ以外の月にも同様の行事がなされるものについてはこちらでまとめて記すことにする。

十六日 山の神祭り

正月と六月(新暦に移行してからは七月)の年二回行われる。この日は山の神の骨休みの日であるといわれている。それで山に入つてはならないことになつてゐる。一般農家の人も入ることを避けるが山仕事に従事する人は特に厳しく守る。

十八日 観音講

正、五、九月の年三四回行われる。隣保班単位でなされている。祭りの座元をオザという。祭りはオザに集まって行われる。オザは一回で交代する。次のオザはくじによって決められる。オザは料理を作る。他の家は御神酒代と米五合を持ち寄る。祭りには観音様の掛軸を用いる組と何も祀らないところがある。

二十一日 お大師様

正、三、七月の年三回、竹田のお大師様にお詣りする。

二十三日 三夜待

正、五、九月の年三回、三夜待を行う。三夜待は女性の祭りであるとされている。団子を作り、お茶を飲みながら月の出るのを待つ。

二十四日 地藏さん祭り

正、七、九月の年三回行われる。この日には餅を搗き、小豆飯を炊く。七月には線香山の行事が行われていた。これについては七月の項に記す。

二日 奉公人の出替り

現在は三月三日に行われるようになっていた。下男、下女は親と一緒に主人の家に行く。そこで賃金の清算をし、その後酒宴が催されることになっていた。

奉公人の契約は年契約であった。性別、年令、体力等によって賃金が異っていた。労働内容も細かく話し合っただけで決められていた。ま

た、病気をした場合ほどのようにするかといった点もとり決められた。奉公人の年令は十二、三歳からの子守り奉公から徴兵検査前から結婚前までの年代であった。年給は労働内容などによって異なっていたが、軽労働は三十円(米四、五俵)、高賃金の場合でも百円以下であったという。

奉公人はこの日から一週間位休むことができた。新しい奉公先に入るのは十五日までであった。それで、奉公人にとっては最もものびりできる時期であった。「二月二日がきょうならよかる。きょうがあすならまだよかる」という唄が歌われていた。それ程楽しみな日であった。

節分

豆まきが行われる。大豆を炒って「福は内、鬼は外」と唱えてまく。

西蔵殿寺においても節分が行われる。また、星祭りも行われる。氏名、年令、干支を書いて寺へ持参する。寺で御祈禱が行われ、氏名が書かれたお札をもらって帰る。これを各家では南向きの柱に貼りつける。無病息災、家内安全を祈願するものである。

節分の日もトシトリという。年の晩とされる。大晦日と同じ料理を作る。

初午

お稻荷様へお参りするという人も居るが、ほとんど参ることはな

いという。

三月

三日 節供

女の子の節供である。よもぎ入りのふつ餅を作った。菱餅を作つて神仏へお供えし、親戚にも配つていた。この年に女の子が生まれた家では素焼きの人形（彩色をしたもの）を飾つていた。

十日 コンピラサン祭り

坊中区にある金毘羅様を祀る。これは本来個人でお祀りしていたものであるが、その家が絶えてしまったので行者組で祀るようになった。大正時代に入ってから隣保班で行うようになった。この祭りは十一月にも行われる。

彼岸

春秋の彼岸には阿蘇登山が行われていた。これを阿蘇山参り、彼岸参りといっていた。古くはオンダケサンマイリ（御岳様参り）と呼んでいたといわれている。彼岸参りという語は大正以降の呼び名であるといわれる。

彼岸参りに参加するのに資格等はなかったという。ただ、結婚前の女性は一度は登らなければならぬとされていた。特に、山上の写経橋を渡らなければならぬといわれていた。この橋は行ないの悪い者は渡ることができないと考えられている。昔、熊本市にあったマस्याという大店の娘が橋を渡ろうとしたがどうしても渡ること

ができず、ついに大蛇と化してしまったという。マस्याは二重マスをういて米の量をごまかしてもうけていたという。それで渡ることができなかつたといわれている。写経橋を渡つたことのない娘はしき者ではないということである。写経橋を渡つたことのない娘は心が判からぬという。そういうことから結婚話を進める前に「あの娘は阿蘇参りをすませただろうか」と聞いていたとされる。阿蘇山に登つてなければ結婚の資格がないと考えられていた。このことは逆に縁談をことわる際の口実にもなつたという。娘がまだ山に登つていないからといえばそれで通用したからである。

古くは未婚の女性は手織りの着物に赤い腰巻を穿いて登ることになつていたという。その姿を人々は彼岸花と呼んでいた。

高森方面では彼岸参りの時は前日から寺などに泊まり、夜明け前に出発し、明け方には山上に到着していたという。未婚の男女にとつては最大の楽しみの一つであつたといわれている。この時に夫婦約束がなされることも多かつたという。

サンシャマイリ

彼岸の時に行われるとは限つていなかったが、この頃に観音霊場巡りを行なつていた。これをサンシャマイリと呼んでいた。これは三十三のお寺へお参りするからそう呼ぶと説明されている。三十三の寺の順番（西巖殿寺の由来と行事の項参照）は関係なく、各人の都合のよい順に三十三ヶ所を回つていったという。順番通りに巡る

と二日間かかっていたといわれる。

この霊場巡りは個人参加であり、関心のない人は行かなかつた。この彼岸巡りには西巖殿寺の住職が案内を務めていたとされる。参加者は女性が多く、普段着で回っていたという。巡礼用の着物を着ている人はきわめて少なかったという。

四月

四日 カザマツリ（風祭り）

四月と七月の年二回行われている。これは現在も旧暦で行われている。四月は播種後に行われることになる。小麦団子を作つて神棚へお供えする。風穴をふさぐといい風の神様を各家で祀り、裸足でお宮参りをしていた。豊作祈願である。この日は何も仕事をしてはいけない日とされている。

八日 お釈迦さん祭、花祭

現在は新暦の四月八日に行われている。桶のなかに七寸位のお釈迦様を入れて甘茶をかけていた。かつては大きな釜で何回も甘茶をわかしていた。子供達はめいめい瓶を準備してお釈迦様にかけて後の甘茶を持ち帰っていた。甘茶の木は西巖殿寺の境内に沢山植えられていた。この祭りは子供の祭とされ、子供が多かつた。「甘茶参りにただ行ってはいけない」といい、おさいせんをもたせてやるのが普通であつた。

十八日 鞍岳さん祭り

阿蘇外輪山の一つが鞍岳で、この山頂に鞍岳権現という馬頭観音が祀られている。牛馬の守り神として信心を集めている。古くは牛馬を連れてお参りする者が多かつた。お参りした後、人々は丘の上にごちそうをひろげて飲食し終日楽しんだ。この祭りは新暦四月に行われている。

五月

五日 節供

現在は新暦五月五日に行われている。

男の節供である。各家ではよもぎ、しょうぶを神前にお供えする。軒先にも挿す。こもに包んだ粽や団子を作つて神棚へお供えする。しょうぶで鉢巻をすると病気にかからないとされている。しょうぶ湯にして入るとよいともいう。これらは今も行われている。

男の子が生まれた家では初節供で親戚から贈られた矢幟を立てる。以前は鯉のぼりや矢幟といったものを立てるといふことは長男の場合のみで次、三男について行くことはなかつた。それもかなり経済的に裕福な家だけであつたといわれる。大正の頃からどの家でも祝うようになつてきたとされる。

のぼりを立てるのは一週間前ということになつてしたが、今はそれより以前に立てる家が多くなつてきている。

のぼりの竿は八朔の日に倒すことになつている。節供に用いた竿を切断して使用してはならないとされている。また、竿は祝い事に

用いなければならぬともいわれている。それで、家の新築時に壁材の一部として用いたりしていた。

六月

一日

特別の名称はない。

この月は厄祝いが行われている（人生儀礼の項参照）。宮参りが行われる。

七月

四日 風祭り

四月の時と同じであるが、この日から二十八日まで宮参りが行われている。

七日 七夕

朝早く里芋の葉についた露をとってきて墨をする。七夕様は学問、裁縫の神様と考えられており、男の子は短冊に字を書いて供え、と字が上手になるとされる。女の子は縫い始めのものをあげるとよいという。それで、一寸位の長さの織物を供えていたといわれる。

七夕の竿は新竹を選び、その日の午前中に立てることになっている。この竹竿は八朔の日に倒して物干竿にしている。この竹で作った物干竿に干す着物は本末いずれから通してもかまわないとされている。それに、「この竿に干した着物はとりきらん」ともいわれ、決して盗難にあうことがないと信じられている。それで、各家では

この日に何本かの竹を切って物干竿としていた。

また、この日の午前中に墓掃除を行う。雑草を刈り、花筒を新らしいものとりかえる。この日からウラボンが始まると考えられている。

十三～五日 盆

十三日 ショウロウサンムカエの日である。夕方、晩飯前に墓まで迎えに行く。提灯はさげていく家と持っていない家とがある。

迎えに行くのは男（ほとんど老人）が多く、女が行くことは稀である。この時は線香、花（別に決まりはなく、野に咲いている花を摘んでいたという。花を摘む時間のない人は花を買って供えていたという）、トウキビの葉に包んだ洗米を持って行く。

料理は精進料理であり、「ナマクセモンはバチカブル」といっていた。生臭い物を食べるというようなことはなかった。現在では魚などを料理するようになっていた。

十五日 精霊様を送る日である。精霊様はできるだけ遅く送った方がよいとされている。十六日になる直前に送る。早くても午後十時以降に行く。送る前にはお茶をお供えする。送る時にはソウメン、煮メ団子、野菜などを芋がらの葉に包んで持たせる。芋の茎は精霊様の杖であるという。送る場所は組によって異なっている。西巖殿寺附近の中小路組では本堂傍の地藏様の前までである。これから先は地藏様が案内していくとされている。行者組では各戸の門口までである。

このように送る場所は組によって異なっているが、初盆を迎えた家では墓地まで送って行くことになっている。

盆の十四、五日には西巖殿寺で施餓鬼がなされていたが、今は十六日にまとめて行っている（西巖殿寺の由来と行事の項参照）。

十六日は地獄の釜の蓋の開く日といわれており、お寺参りを行う。今はこの日に施餓鬼がなされている。

二十四日 地藏さん祭り

新暦に移行してからは八月になされていたが、坊中では大正時代に入ってから中断してしまつた組が多い。

子供達が河原から砂をとつてきて泉水や築山などを作る。泉水には水を入れていた。初盆を迎えた家から提灯をもらつてきて飾る。砂を盛つて山を作り、この上に何本も線香を立てる。この祭りをセシコウヤマというのはこのことからきている。

線香山を作る場所は組によって異なっていた。中小路組では西巖殿寺の地藏様の前で行っていた。この堂の前にネコブクを敷き、子供達が輪になって座る。そして、南無阿弥陀仏と唱えながら鉦を叩いていた。この子供達を大人が接待することになっていて、小豆飯、まんじゅう、煮メなどを作つてもてなした。また、組ごとに前掛を作つてお地藏様に着せていた。

八月

一日 八朔 サクマワリ（作回り）

一家の戸主が早朝、田畑を回って歩く。竹筒を吊げた竹を田の水口に立て、このなかに御神酒を注ぐ。回るのは所有する田畑全部であるが、すべての田畑に御神酒を供える訳ではない。酒を注いでから「ヨカミノイルゴツ」と祈願する。この時には頼みごとをしてはならないという地区もあるが、坊中ではそういうことはないといっている。

作回りの途中で出会つた人に御神酒をあげるといったことはなかつたとされている。但し、気の合つた人に会うと話合つて作回りの終つた後一緒に酒を飲むということがあるという。

この作回りはかならず男性が行わなければならないとされている。女性が行くと「田の神さんが泣きなはる」といい、女性が行つてはならないとされる。作回りが終つてから朝食をとることになっている。

また、この日は牛を預かつていた者が持主へ牛を返すことになっていた。持主は預けていた牛を家の前に揃べてつなぎ皆にみせていた。持主は預けていた者を招いて酒宴を催していた。牛を預かつて者は子を産ませる。最初の子は持主のものである。次からの子供はその四分の一の代金を預かつていた者がとつていた。

この日は奉公人に夏の期間中許されていた昼寝が終る日でもあった。

作回りの行事は今もなされるが、新暦九日一日に行っている。

十五日 十五夜

これは旧暦で現在も行われている。

かるかや、萩、ききょうの花をとってきて飾り月見をする。

庭先に臼を出し、その上に箕を置く。この箕に御神酒、里芋（十五個）、塩をのせる。里芋は切らずに供えることになっている。ゆがく時に塩を入れてはいけなさとされている。その理由は不明である。十五個というのは十五夜だからであるといわれる。この芋は男性が食べるようになっていた。女性が食べると子供を十五人以上もつようになるといわれている。

供物は月のあがる方角に向けて置く。月があがる時には月を拝む。月のあがり具合や、その日の天候をみてその年の作物の豊凶を占うといったことはないという。

また、坊中では綱引も行われていない。阿蘇町一帯ではこの日か、もしくは一月十五日に綱引が行われているが、両月ともしていない。それから、この日に供物を盗むという風習もなかったという。

この八月十五日は里芋の収穫開始日であるとされ、この日以前に収穫してはならないとされている。里芋の初物儀礼としての性格が濃い行事である。

九月

九日 マツリアゲ

霜神社で行われていた火焚神事の祭りあげの日である。現在は新

暦十月十八日になっている。

十三日 打越さん祭り

明治十二年に打越社を建ててから大字黒川が主催して行うようになったものである。昭和四十七年頃に行われなくなってしまった。

この祭りはかつては阿蘇郡内最大の祭りとして賑わっていた。最盛期は朝鮮動乱の頃で、この日には臨時列車が出ていた。

この祭りは大字黒川と蔵原が加わって行われていた。たとえば、蔵原が一のみこし、東黒川が二のみこしをかつぐ時は南と元黒川は子供の行列を出し、北と西黒川は行列の馬と神官ののる馬を出すとしようになっていた。この役割は毎年かわることになっていた。坊中は祭りに直接参加せず、余興として十三、十四日の二日間芝居を奉納することになっていた。

祭りは成就祭（春は祈願祭）で御幸大祭ともいわれ、那羅延坊から踊山神社までの神幸があった。行きは二のみこしが先頭に立ち、帰りは一のみこしが先頭に立つことになっていた。参詣人はこのみこしにおさい銭をあげていた。このおさい銭はみこしをかついだムラの収入ということになっていた。みこしが壊れた時の修理は全ムラで分担することになっていたという。行列には唄が伴っていたが、この唄を歌う青年もムラから四名選択されていた。唄の練習は一カ月前から行われていたとされる。

祭りの当日は学校も休みになっていた。この祭りは子供中心の祭

りであつた。行列に加わつた子供達にはこずかい金が渡されてた。

打越社は本来水神を祀るといわれ、祭神は水波能女命と手力男命とされる。しかし、一般には牛馬の守護神とされ、牛馬を飼つてゐる農家の信仰を集めてゐる。

祭りの日は阿蘇郡一帯、菊地郡や大分県直入郡あたりから多くのお詣りがあつた。遠方からやってくる人は腰に草鞋を一つさげて朝早くから出発してゐたといわれる。そして、牛馬安全の門札を求めて帰るのであるが、参詣人が多く札を配るための臨時の小屋が壊れることもあつたという。参詣人は米一升を供えるのがならわしとなつており、最盛期には一日で三、四十俵分の米があがつたとされる。

神社側では参詣人にオトキを出して接待した。このオトキは飲み放題、食い放題で非常によかつたといわれ、米一升で酒が飲めるといわれてゐた。打越社には一度に百人の客をまかなえる膳、碗が揃つてゐる。酒は古くはドロクで、神社で作られていたが後に酒にかわつた。

鉄道ができてからは駅から打越社までの道筋には多くの商店がならんだ。鍬屋、鎌屋から家具までが売られ、各商店では多くの店員を出して応待してゐた。家具などの大きなものは注文だけを受けて商品は後日発送するということになつてゐた。また、坊中に一杯飲

屋や飯屋ができ、これらの店も賑わつた。

各家では来客の接待に忙殺され、殊に女性は外に出ることもできない程であつたという。この日にはおはぎをかならず作つてゐたとされる。

打越社の春秋の祭礼は現在行われてゐないが、牛馬守護の門札は発行されている。それから、かつては神官が各戸を廻つて家祓いをしてあわせて牛馬の安全を祈願することがなされていたが、これも今は行われなくなつてしまつてゐる。

十一月

十五日 踊山神社祭礼

踊山は北黒川(田代)、東黒川、北黒川、及び坊中の氏神様である。踊山神社は水神であるといわれる。境内に湧水池があつた。この水は各戸に動力ポンプが普及し地下水を汲みあげるようになってから出なくなつてしまつたとされる。

この踊山神社という名称は明治になつてから使うようになったという。古くは宇都宮神社といつてゐたと伝えられている。ここは古くから雨乞ひ時に踊りがなされてゐた。踊りを行うのは神社傍のオドリムタと呼ばれる所であつた。

なお、踊山の神様は子供の神様でもあるといわれている。その理由は明らかではない。

祭りは氏子になつてゐる各区が交代で務めることになつてゐる。

氏子が全員参列するということはない。区長と氏子総代が祭りを行うことになっている。竹筒に御神酒を入れたもの、鏡餅、野菜などの初物もお供えしている。神官は地元の人が務めているが、この人の都合が悪い時は一の宮町の阿蘇神社からやつてくる。

現在新暦十一月十五日に行われている。

二十四日 ゴシヨウキ

西巖殿寺では天台会と呼んでいるが、門徒の人々は単にゴシヨウキ^註といっている。

二十三日は伝教大師のなくなられた日といい、二十四日は葬式を行った日とされている。二十四日の日には節分と同じように豆まきが行われていたとされる。今はしなくなった。

この日には西巖殿寺で説経があり、葉みかんや餅まきも行われている(西巖殿寺の由来と行事の項参照)。この日は正月、盆とならんで門徒にとつて大切な行事とされており、先祖供養のための寺参りがなされている。寺でオトキをいただく。

十二月

二十日 ヤマンバの洗濯日

この日は山姥が洗濯をする日とされ、山に入ってはならないといわれている。

二十三日 冬至

この日にかぼちやを食べると中風にかからないという。これは今

も行われている。それから、菊の花の枯れたものを集めて燃やし、その煙にあたると中風にかからないといっていたという。

柚風呂に入るとよいことはいっていない。

正月準備

年末になると煤払いや餅搗きが行われる。餅搗きはウシとウマの日はさける。「ヒがあれる」といい、この日に搗くと火事が起るとされている。それ以外の日であればよいという。搗いた餅を最初にちぎる時は翌年の年歳様の方向に向けて行うことになっている。餅搗きは組単位で搗いており、各戸が少なくとも一斗六升から二斗は搗いていた。それで真夜中になって搗くことが多かったという。現在はその半分も搗かなくなってしまうている。

大晦日は小作料の支払い、掛売の代金回収の期限日でもあった。

註

1 ゴリヨウスイがいかなる意味であるかははっきりしない。高貴の身分の方に供する水であったので御料水というのだとする説(仏様にお供える水は山上にあり、これをゴクスイ=御供水という)、また、この井戸に五つの龍頭があったので本来は五龍水と呼んでいた。それが訛つたのだという説がある。

このゴリヨウスイは非常に良質の水であった。昔の人は「末期の水はゴリヨウスイを飲みたい」といっていたという。このことから、本来、この水が一般の人々には供されていなかったのではないかと考え

られる。明治以降、この水が一般に用いられるようになったのであろう。近年まで豆腐作りにはこの水でなければならぬとされてきた。天台会をゴシヨウキということについて、盆・正月・両彼岸・及び天台会には米一升をかならずもつていくことになっていた。それで五升忌と呼ぶのだという話が伝えられている。この天台忌が伝教大師の没した日とされている理由もよく分からない。なお、六月会は古くから行われていた形跡はない。

(二) 人生儀礼

出産から成育までの儀礼

帯祝い 妊娠五ヶ月目の戌の日に腹帯をしめる。妻方から白木綿が贈られる。長さは八尺である。仲立人も酒を持って行って祝う。

妊娠中の禁忌 火事をみると子供に赤ホヤケができるという。葬式に出ると黒ホヤケができるという。それで、火事をみたり、葬式に参列することはさける。もし、火事をみたり、葬儀に出なければならぬという時は手を体の後に組んでおけという。そうすると防げるとされる。手を腹にあてるとホヤケができるといわれる。

また、兎の肉を食べると三ツ口の子供が産まれるという。それで、妊娠している時でなくても兎肉を食べるのを避けていた。

安産祈願 四月十五日に乙姫にある子安観音にお参りが行われていた。その帰りに実氏宅（かつての実相坊）にお詣りをしてきた。

実氏宅には観音様が祀られている。

妊婦はまずゴガン（御願）を立てる。そして出産後にお礼参りをするようになっていた。

出産 陣痛が始まる頃になると実氏宅の観音様の掛軸を借りに行く。この掛軸を産婦の枕元に置いておく。そうすると無事出産することができると信じられていた。すべての人が掛軸を借りにやってきた訳ではなかった。出産後、掛軸を返しに行く。

出産方法 古くからネザンであったといわれる。初生児の場合は妻の実家で産んでいた。出産場所は納戸であった。畳をあげるといふことはなかったとされる。ふとんの上にボロ布を敷いて出産していた。

お産を手伝うのは産婆であった。

出産時に男が家に居てはいけないという。初生児が産まれる時に男が家に居ると、次の子供からも男が家に居なければ産まれなくなってしまうといわれている。

出産が無事にすむと直ちにウブツチ（産土）の神様にお供えをする。供物は御神酒とウブメシ（産飯）である。産飯を入れる容器は盃のような小さなものであり、これがひっくり返る程高く盛っていた。高く盛ると乳の出がよくなるといわれていた。

この産飯を炊く時には多く炊くことにしていた。産飯をできるだけ沢山の人に食べてもらった方がよいとされていた。数多くの人々

に配って食べてもらっていた。

産着 赤ん坊の着物を事前に準備することはさけていた。赤児の着物は「作って待つものではない」といわれていた（理由不詳）。

出産してから縫い始めるものとされていた。産着は二、三日後に着せていた。それまでは母親の着物でくるんでいた。

ヘソの緒は産婆が切って保管する。

後産 後産のことをエナという。エナは納戸の床下に埋めていた。穴はできるだけ深く掘る。犬などに食べられないようにとの意とされる。穴の上は石でふさぐ。エナは出産時にふとんの上に敷いていたボロ布で包んで埋めていた。これも産婆が行っていた。エナを包むボロ布を産婆があらかじめ準備することもあった。

埋める場所は床下が一般的であるが、便所の入口に埋める家もあったという。その後、墓地に埋めることも行われるようになった。焼却するという例もみられたという。

双児児 フタゴを特別視することはなかったといわれる。双児の出生に関する特殊な儀礼といったことについても聞くことができない。ただ、男女の双児はミョウトゴ（夫婦子）と呼ばれ、好ましくないと考えられていた。その場合、どのように処置するかについては聞くことができない。

毒くだし 赤子に乳を与える前にフキの汁をガーゼや脱脂綿に浸して吸わせる。今は行わなくなっている。これを毒消しともいって

いる。余り多く吸わせると胃をこわすのでよくないとされていた。夏にはフキがあるので与えるのは容易であるが、冬は根しかないので根を掘り出し、それを水につけて吸わせていた。

カミタテ 産後三日目に行く。身内の者、産婆が集まり、さらしの肌着を縫って着せてやる。冬ならネルの肌着を作って着せる。

名付けもこの日に行われていた。名は父親が付けたものとされていた。名前をつけると生年月日、氏名及び父母の名を記した半紙を床の間に貼る。現在では名付けの日が遅くなってきた。また、西巖殿寺の法印に命名してもらうことも増えているという。

七日目には何の行事もないという。ただ、カミタテの日まで産婦のひだちが悪くて祝いができないような場合、五日、あるいは七日目にカミタテを行うということもあった。

なお、産婆は七日、あるいは九日まで赤子を湯に入れるのによつてきていた。

ヒアキ 日明きは男は三十、女は三十一日である。子供を抱いて観音様へお参りする。家では産婆を招いてお祝いをする。

モモカ 百日目には赤飯を炊く。親戚の者を招いて祝いをする。産婆は招待しない。赤飯を赤子の口に含ませる。一粒でも食べると丈夫な子に育つと喜んで喜ぶ。

大晦日には産婆の所へ鏡餅を持って行っていた。鏡餅を贈ることには子供が大きくなるまで続けられていた。

初正月 別に何もしなかった。羽子板なども実際に遊べるようになってから与えていた。

初節供 男は五月五日、女は三月二日である（年中行事の項参照）。

五月の節供には粽を作るが、粽はよしの葉で縛って吊げておく。粽は腹痛の薬であると考えられていて、夏までとっておいていた。その頃になると粽はカラカラになってしまっていたという。

初誕生 特別に祝いをするとはなかったとされる。

カミオキ 男女とも数えの三才の時に行われる。髪の毛を剃るが耳の傍の毛は残しておくことになっていた。

ヒモトキ 男女とも数えの四才時になされた。十一月十五日にお宮参りに出掛ける。氏神へお参りすることになっていたが、現在では一の宮町の阿蘇神社へ参詣することが多くなつてきているといわれる。

紐解きはそれまでは体の前で結んでいた紐から帯へかわることを示すものであった。この紐解きの祝いには親戚を呼んでお祝いをする。但し、長男子に対してのみなされることが多かったという。長男子以外に長女についても行うこともあった。

俗信など エナの埋め方が悪いと赤ん坊が夜泣きするという。この場合、エナを埋め直すといとされていた。

生まれた子供が虚弱で成育が危ぶまれるような場合、何軒もの家を回って布切れをもらって歩き、この布でつぎはぎだらけの着物を

作って着せると育つという。

百日咳の時には三世代の夫婦が健在な家へ子供を連れて行って御飯を食べさせると直るといわれている。

それから、「窓ごしに物をもろうと盗人がらう」といつて嫌う。窓ごしに物をもろうと盗人になるというのでそのようなことをしないように厳しくしつけていた。物をもろう時は、かならず玄関を通つてもらうことにしていた。

初潮祝い 別に何もしていなかったという。家によつては赤飯を炊いて祝うことをしていた。

一人前 一人前の基準が決まっていた訳ではないが、学校卒業後が一つの目安であった。ムラ公役に出て一人前とされる年令は、十七才であった。これが一応の基準と考えられていた。

婚姻

シタバナシ 見合いによる縁談の場合には、シタソクリと呼ばれる人が下話をし双方の内々の同意をとりつける。嫁方では形式的でも二、三回は話をことわるのが普通であった。

ナカダチ 仲人を仲立人という。婿、嫁両方から仲立人を立てるのが普通である。仲立人が縁談を申し込む時は双方の同意を得てからである。

仲立人の礼 話がまとまると早速その日の晩に婿方の仲立人が嫁方に向いて挨拶をする。これを仲立人の礼という。

親の礼 仲立人の礼が行われた後、掣の両親が揃って酒、肴を持って嫁方に行き礼を述べる。

タルイレ 樽入れは挙式の前日の晩方に行われていた。仲立人、両親が酒、肴を持って嫁方に行く。この時、掣は同行しないことになつてゐる。

結納もこの日に納められていた。掣方から傘、足袋、下駄、帯を嫁に贈る。仲立人は反物二反を嫁に贈る。掣方では嫁の母親にも反物を贈る。父親には扇子（桐の箱に大小二本の扇子が入つたものが普通）を贈ることになつてゐた。

また、この日の夕方に嫁入道具を運んだ。たんす、長持が主なものであつた。近ければ人の肩を利用してゐたが、遠い所であれば馬車で運んだ。馬車を用いる場合でもムラのなかに入ると担いで行くことになつてゐた。運ぶ時に長持唄などが歌われるといふことはなかつたといわれている。ただ「ヤイサ、ヨイサ」と声を掛けるだけであつた。その掛声を耳にして婚札が行われることを知つたものだという。

ムコイリ レイムコイリという。親の礼から挙式までそれ程時間をおかないのが普通である。しかし、何らかの都合で縁談がまよつてから挙式までの期間が大幅に延びるといつたような場合、親の札の時に掣入りが行われる。掣入りの時は掣に水をかける風があつた。今は水のかわりに米を投げるようになってゐる。掣入りがすむ

と、挙式前でも男は女の家に通うことが許される。

シユウギ 結婚式のことを祝儀という。祝儀には日柄を選ぶ。大安友引の日が好ましいとされている。それから、マツリアゲの月は祝儀をしてはならぬとされる。マツリアゲとは阿蘇神社で行われる旧暦二月の「田作り神事」のことである。この祭りは阿蘇の神の結婚式が行われる。それで、一般の人々はこの月に挙式することをさけることになつてゐる。もしも、この月に挙式すると必ず離縁するといわれている。この時期に挙式する場合、何としても正月中に行うようにしてゐた。

ムコニゲ 祝儀の当日、午後三時頃までに掣は嫁の家に行くことになつてゐた。これをヨメサンムカエといつてゐる。

この時、掣はできるだけ早く逃げ帰らなければならないとされている。但し、逃げてよいのは出された料理に手をかけてからとされる。掣は着席する時に袴の裾を上にあげておき、走りやすいようにしてゐたという。料理に手をつけると直ちに逃げ帰つた。これを掣逃げという。自宅まで逃げ帰るのが普通であつたが、遠方の場合には嫁の隣家を借りてそこで逃げることになつてゐた。

なお、嫁方に行く時は遠方の場合着物が汚れてしまうので馬車などの乗物を利用することが多かつた。

カネツケ 挙式の前にはカネツケが行われてゐた。しかし、現存の古老も経験しておらず、見聞しただけであるといふことからみて、

これは明治の早い時期に行われなくなったようである。

デタチ 嫁は家を出る前に仏壇を拜む。出るのは玄関からである。出立ちの際の作法は別になかったという。

ナカヤド 嫁入りの途中に宿を設けることはしていなかったという。ただ、遠方から嫁入りの時に設けられることもあったとされる。きわめて稀であるという。

入家 婿方は途中まで嫁の一行を出迎える。嫁には嫁方の親戚の年輩の女性がヨメトギとしてつく。ヨメトギは、花嫁の衣裳を直したり盃のやりとりの時に嫁を手伝う。

家に入る時はテヒキバアサンが手を引いて勝手口から入ることになっていた。家に入るとまず仏壇を拜む。それから、へやに坐る。

嫁が家に入る時、通り道にわざとほうきを置いておくということがよく行われていた。嫁の性質をみるためといつていた。嫁がほうきにかまわず跨いで行くと気がきかない、手にとつてかたづけると気がきく嫁ということになる。ほうきを置くのは隣近所の人達であったという。

式 まず、三々九度の夫婦盃があり、次に嫁を婿の両親との親子盃、嫁と婿の兄弟との固めの盃がかわされる。それから、披露宴となる。婿は三々九度の盃が終了すると台所にひっこむ。婿はそれから宴に出ることはなく、カンツケをしていたという。

酒がすむと本膳が出される。本膳の場合、膳の継ぎ目が前になる

ようにして出す（葬式の時は坐っている人の方に継ぎ目が前にくるように置く）。箸は膳の縁にのせて出す（葬式の時には落し箸にする）。

嫁方の親族はこの箸を故意に落して縁起でもないと言句をつけたりした。あるいは、本膳がさげられるとお茶が出るが、膳をさげる時には箸を手元に残しておくことになっている。その箸を袖に隠して箸までさげてしまったといったりしていた。祝儀の席において嫁方が婿方の接待にあれこれ文句をつけるというのがならわしとなっていた。お茶のことをイネジャという。この時、お茶を運ぶのは嫁であった。嫁はこの時に婿方から贈られた帯をしめることになっていた。お茶を運ぶ際に嫁の行儀作法を観察していたといわれている。

宴は夜半に及ぶのが普通であった。嫁方が引きあげる直前にワラジガケといつて酒を出すことになっていた。この時の酒は盃に注ぐものではなく、茶碗の蓋を用い庭先で出されるものであった。嫁方が帰った後もアトニギワカシが続いた。

祝宴は長い場合、七日間も続けられることもあったという。以前は村の人（戸主）、青年団といったようにそれぞれ別個にお祝いが必要であった。今は一緒に招かれるようになった。

このような結婚式は昭和四十年頃まで行われていた。その後、いわゆるデアイ祝儀という式場を借りての式が多くなってからすたれてしまった。同時に結婚式の儀礼も簡略化してしまった。

相性など 結婚相手を選ぶ時に相性がよいとかよくないとかいっ

ていた。好ましいとされるのは、夫より一歳年上の女性である。年令差が七つというのも好ましいとり合せとされた。また、先と下の組み合わせはよいという。たとえば、長男と末娘、または長女と末子といった具合である。好ましくないとされるのは丙午生れの女性との結婚である。

ヨメフケリ 三日目の嫁の里帰り前に行われる。智の母親が嫁を連れてムラ内を回った。今は戸数も増加してしまったので組内だけになっている。挨拶する時には手ぬぐいを持って行く。智養子の場合には嫁の父親が連れて挨拶回りをする。これをムコフケリという。

ミツメ 三日目の初めての里帰りである。ハツイリ(初入り)ともいわれている。嫁に智と、祝儀に参列できなかった親戚の者が同行する。土産は持つて行く。

嫁方でも祝儀に出られなかった親戚が招かれる。この日の料理は嫁方で準備することになっていたが、酒、肴は智方で負担することになっていた。酒、肴は前日に人数を確認しておいて運び込んでおいた。嫁は髪を結び直して出掛ける。智の両親は同行しない。この初入りは日帰りであり、嫁も泊まることはない。

離婚 リエンという。妻に落度がない場合、嫁入りの道具も返していた。お金をつけて離婚するということもあった。妻の方に原因がある時は荷物を返さないのが普通であった。着物は本人以外に着用できぬので返していた。子供は夫方に残すのが普通であった。

なお、妻が夫に若くして死別し、夫に適令期の未婚の弟が居るような場合、弟と結婚させるということもみられていた。このような例では、結婚式はきちんと行っていたといわれる。逆に、妻が死亡した場合に妻の妹と結婚するという例はなかったといわれる。

年祝い

厄年 男は四十一歳が厄入りで、四十二歳で厄晴れになる。女は三十三歳が厄年という。厄入りの時は親戚の者が厄を迎えた祝いを言う。厄晴れの時は本人が親戚の者を招待して祝うことになっている。厄入れ、厄晴れは六月一日に宮参りをする事になっている。近年、厄祝いは早目にした方がよいということで正月過ぎに行うこともみられるようになってきている。

還曆 男女六十一歳になると祝いをする。

七十一歳をガ(賀)の祝いという。古稀という表現はしない

七十七歳を喜の字の祝いという。喜と書かれたものを兄弟達に配る。

八十八歳は米寿である。女性なら茶袋を作り、なかに茶を入れて配る。男性の場合はトボ祝いといい、トボを作つて配る。

茶袋 トボともに八十八個作る事になっている。それで早くから作り始める。これはまず親戚の者に配る。余るとムラ内の人達に配る。また、親戚には一升と五合のマス配る。これは「一生をこえた」という意味とされる。年祝いは米寿で終るが、「百歳の祝いは身内だけで行うことがある。九十六歳をこえると百の祝いをしてよ

いといわれている。

葬制

死の予兆 からす鳴きが悪いと死人が出るという。

一死 魂呼ばいのようなことはしていかなかったという。

死者は直ちに仏壇の置かれている部屋に移し、北枕にする。枕元には一本花、一本線香を立てる。屏風は逆さにする。神棚は扇を逆にして立てたり、白紙を貼ったりして隠す。

死人の傍にはかならず一人ついておかなければならないとされる。猫が遺体を跨ぐと死人が起きあがるといい、猫が近寄ることを嫌う。

枕飯 すぐに炊いて供える。枕飯は残してはいけなさとされている。お供えする分だけを炊く。

死の通知 死の通知をタヨリツケという。かならず二人一組で行くことになっている。まず、お寺へ知らせる。通知を受けた寺では真夜中であつても直ちに行つて枕経を読む。

葬式準備

棺は杉材を用いて作る。坐棺で一尺四寸の寸法である。組で作られることもあつたが、多くは大工に依頼していた。大工への礼金は通常の日当計算で払うことはなかった。普通、二日分の日給を払い、それに一日分の賃金額を礼金として包むということになっていた。木棺が主体であるが、金持ちや僧侶はかめを用いていたといわれる（古くはかめが多く用いられていたといわれる）。

買物 手分けして出掛けていた。買物物は買物帳に記しておく。

湯灌 死者の近親者が行う。水を入れた桶に湯を注いだもので体を清める。清める前に死者に声を掛ける。黙つて起してはいけなといわれる。また、ひげを剃る際はヒキゾリしてはいけなとされている。上から下に向けて剃ることになっている。

湯灌に用いた湯は床下に流した。その上に大麦をまいておいた。なお、湯灌した者は水神さんに行くな、お釜様に参るなという。水を汲むこと、煮炊きすることはできない。神社へお参りすることもよくないとされている。現在、湯灌は病院で死亡することが多くなつたので以前のように丁寧に行われることはなくなつた。

入棺 死者の着物は生前とは逆にする。帯はたて結びにして結ぶ。着物は結び目を作らない糸で縫う。死者には六文銭をもたせてやる。これは冥土の渡し賃といっている。遺体のまわりに紙袋を一杯入れる。これは遺体が動かないようにするためであるが、この紙は死者の兵糧といわれている。

出棺前にオコゾリがある。剃得式である。それから、お経をあげる。そして引導作法となる。土葬の時は鍬、火葬の時は松明でもつて円を描き、なかに梵字を書く仕種をする。これで引導を渡したということになる。

棺は縁側から出す（僧侶は入る時も縁側からである）。出棺時には一本ぼうきで部屋を掃く。棺の上にはカンザヤといって二尺二、

三寸幅のものを置いた。カンザヤには尾根のついた立派なものとうでないものがある。これは墓の上に置かれるものである。

墓掘り イケカキという。人数は四、五名で輪番制となっていた。当番の家に不幸があれば他の者と交代する。穴はできるだけ深く掘った方がよいといわれていた。それで八尺位は掘るものであった。

イケカキには酒一升、肴、握り飯をもたせてやる。このイケカキ用の料理は残してはいけないといわれる（料理の残り物を家に持ち帰ってはならないということである。）それで全部食べてしまうようにする。イケカキは葬儀が終了するまで家に戻ってはならないことになっている。

野辺送り 野辺送りをノベダチという。葬式には友引の日を嫌う。友引の日にあたる時は一日延期するのが普通である。野辺送りは夕方に行われることになっている。葬列の通る道筋には六道を立てておく。葬列は次のような順である。

六道 松明 旗 位牌 棺 僧侶 旗 親族 一般会葬者

葬列は途中西巖殿寺の地藏さんの所に寄り、ここで外経が行われていた。今は寄りなくなった。

僧侶は墓地で穴経を読む。棺は西向きに埋められる。古くは、僧侶を埋める場合に東向きにすることもあったといわれている。最初に土をかけるのは喪主である。土を二回かける。それから、死者の近親者が順に土をかけ、後はイケカキが土をかける。穴の中央部に

は竹を一本立てておく。これが墓の中央を示す目印となる。

墓地からの帰り道に他の墓に詣ってはいけなさとされる。ついぞ詣りをする、詣られた故人が再びお詣りしてもらいたいために新たな死者を作ってしまうからといわれている。それから、棺を担ぐ四人は草鞋を穿くが、この草鞋は帰り道はぬぎすてて帰ることになっていた（棺を担ぐのは身内の者である）。

家に帰り、家に入る前には塩で身体を清めてから入る。

ツカマルメ 葬式の翌朝、遺族は墓地に行く。墓の周囲に丸石を置いて墓域を作る。穴の中央に立てていた竹は抜き取る。

レイサン（礼参） 葬式の翌日の昼頃お寺参りを行う。これを礼参という。お経をあげて死者の供養に務め、一同がオトキをいただいて帰る。それから、この日に葬式を出した家に泊まると初七日まで泊まらなければならないとされている。それで、この日に泊まるということはできるだけさけるようにする。

また、ミツカゲヤミ（三日くやみ）に行くものではないという。死後三日目のくやみに行くものではないとされている。

七日ごとのタイヤにはお寺に連絡して家まできてもらう。お経をあげて供養に務める。また、七日ごとにソトバが立てられる。餅も七日ごとに搗く。

三十五日のイツナヌカをオチャイレ（お茶入れ）という。親戚、知人を招いて法要を行う。料理は精進料理であった。現在では刺身

なども出されるようになってしまっている。四十九日は、とくに盛大に行うということはなかったといわれる。四十九日は月が三月にかかる時は二十五日で法要はやめる。しかし、寺ではそういうことに関係なくソトバを立てている。

四十九日の日には墓へ行って仏石を立てる。この日までには死者の魂が家に留まっているといわれている。それで、家の解体、屋根の修繕といった家を扱うということはしてはならないとされている。

また、この日で精進あげとなる。神棚の白紙などもこの日にとり除く。

以前は、葬式から四十九日までの法要を含めてお寺へのお礼はすべて米であった。米一俵のお礼ですべてがすんでいたという。裕福な家では二俵も出すこともあったが、このようなことは稀であった。一俵も出せないという家も相当あったといわれている。子供の死亡した場合には米一、二斗位のものであったといわれる。現在はお金によるお礼をするようになってきているが、米も二俵位は出すようになってきているという。

百ヶ日 親戚を招いて法要を行う。僧侶は家に行つて読経する。

祥月命日にも、僧侶は家へ毎月一回行つてお経をあげる。

年忌法要は、一、三、七、十三、二十五、三十三、五十年忌である。通常は三十二年忌が最終年忌であるが、五十年忌をする家もある。それ以上の年忌法要はなされない。

五十年忌をすぎた位牌は、寄せ位牌にする。お寺へ持つて行って

焼却してもらう。

石塔を建てるのは七年忌以降とする所が多いようである。これは遺体が完全に骨化してからのの方が好ましいからだともいわれている。墓は年忌がきてから建てるといい、年忌法要の行われる年に建てるようにすることが多い。そして、年忌法要と墓碑建立の祝いを一緒に行うようにするのが普通である。

五十年忌のとむらいあげのすんだ墓はそのまましておく。意識的に石塔を倒すというようなことはないという

不慮の死、あるいは特殊な死をどけた者に対して、通常の葬式と異なる特別な葬法がとられるといったようなことはなかったとされている。

幼児の死についても、通常の葬式を行ったといわれている。但し、赤子の場合にはきわめて簡略にし、身内だけで葬式を出すことになっている。

妊婦の死についても特別な処置を施すということとはなかったとされている。妊婦が死ぬと赤ん坊は必ず出るものとされている。しかし、赤子が出なかった時の処置についてはよく分からない。

伝染病による死者に対しては、火葬することがあった。但し、古くは病院のなかで死亡した者に対してのみとられていたとされ、伝染病であっても家で死んだ場合には通常の死者と同じように土葬していたといわれる。

第五章 三十七坊の変遷

一 古坊中時代

(一) 山岳仏教と阿蘇山信仰

山岳信仰、山岳崇拜は世界各民族が持つ原始信仰の一つで、日本では山は死者の霊が入っていく死者の世界、冥界として意識された。租霊は田の神に変化し、その田の神は秋、收穫後山へ帰っていき山の神となる、つまり田の神と山の神は同一の神であるという信仰も根強かった。また山は豊かな稔りを齎す水の源として信仰の対象とされた。そして奈良時代にはいり、人々が畏怖の念を持つて崇拜したこれらの山へはいり修業し、神霊の意志を伝えようとする山岳修業者があらわれた。大和の葛城山の役小角もその一人であった。役小角は『続日本紀』文武天皇三年（六九九）五月廿四日の条に

丁丑^{廿四}。役ノ君小角^{ヲツメ}流^ニ于伊豆ノ嶋^ニ。初メ小角住^ニ於葛木山^ニ。以テ呪術ヲ稱セラル。外從五位韓國連廣足師トス焉。後宮^ニ其ノ能^一ヲ譏スルニ以テ妖惑^一ヲ。故配^ニセラル遠處^ニ。世相傳^テ云ク。小角能ク役^ニ使^ソ鬼神ヲ。汲^レミ水ヲ採^レラム薪ヲ。若シ不^レレハ用^レ命ヲ。即以^レ呪縛^レスト之ヲ。

と記されている。役小角は葛城山の神事を司祭する賀茂氏に奉仕する賀茂役氏の出身であった。小角を譏言によって伊豆配流に陥れた弟子、韓国連広足は外来の宗教家であった点を鑑みて、土着の呪術者として秀れていた事が推察される。奈良時代、各地の諸山に役小角と同様の山岳修行者がいたことは霊山の開基伝説から窺い知ることが^{註1}できる。

一方、僧侶の山林修行は仏陀の修業時代に由来し、仏教と起源を等しくする重要な修業法の一つであった。すでに大宝元年（七〇一）に公布された大宝律令の一部門である「僧尼令」の第十三条で

凡僧尼有禪行修道意樂寂靜不^レ交^ニ於俗^ニ欲^レ下^レ求^ニ山居^ニ服^レ解^上

と定めている。「僧尼令」は僧尼に対する禁制であるが、天平時代以降、有名無実のものとなつていき、人頭税の免除をはじめとする国家の保護をうけていた僧侶の質の低下は著しかった。しかし、山林修業は奈良時代末、道鏡に代表される南都諸大寺の墮落等により都をすていく僧侶が多くなり一層その傾向に拍車がかげられた。やがて、吉野の比蘇山等ひたすら仏道に励む寺院がでてきた。そして山林修業の僧侶の中から最澄と空海が、新しく天台宗と真言宗を起し、それぞれ比叡山と高野山に寺院を設け、修業の場とした。

天台大師は「摩訶止観」の中で修業の二十五方便を説き、

第三閑居静処者、雖具^ニ衣食住^ニ云何、若隨^ニ自意^ニ触^レ処^ニ可^レ安、三
種^ニ三昧^ニ必須^ニ「好處^一」、好處有^ニ三、一深山遠谷、二頭陀抖擻、三闍若伽藍

と一番修行に適するのは深山遠谷だと述べた。最澄はこの教義を日本に伝え、弘仁九年（八一八）に山修山学十二年の制を「八条式」において規定した。一方、空海は修行中はもとより、真言宗を起こした後も、生涯を通して山林修行を実践した。

これら密教系山岳仏教の興盛により加持祈祷が呪術として重要視され、人々の間で山中で修練苦行を積んだ僧侶の祈祷は験力が大であると歓迎された。験力が優れた密教系僧侶は験者として尊敬され、その験力を得るための修行を修験、あるいは僧侶自身が修験と呼ばれた。この新しい状況の中で、密教系の僧侶をはじめとする呪術修行者の山林修行が盛んになり、各地の山岳に籠って心身を鍛え、験力を強めようとした。これらの修行者は行者と呼ばれ、その信仰も密教化していった。役小角が役行者と称されるにいたったのもこの頃、つまり平安時代の中頃である。そして山林修行によつて験力を修めた者は僧侶でなくとも修験と呼ばれるようになった。また、修業の態度を意味した山臥（伏）^{註3}がやがてその人を意味するようになった。

翻つて阿蘇山をみると、阿蘇山信仰の中心地は阿蘇のお池^{註4}と呼ばれ、池沼に喩えられた山上の噴火口であった。「日本後紀」延暦十五年（七九六）七月廿二日の条に神霊池の状態が詳細に大宰府から報告されている。「續日本後紀」^{註5}承和七年（八四〇）九月廿一日の条では健甞龍命の神霊池と述べ、火山活動の活発化はこの神の怒り

として、また異変の前兆としてとらえられた。山岳信仰のなかで、噴火する山はまさに人々の畏敬の対象であった。山の頂に神の存在をみ、一般の人々は遠くより神について想像を巡したと考えられる。^{註8}

阿蘇山頂に修行僧侶があらわれるのは言い伝えでは神龜三年（七二六）である。天竺毘舍利國の最榮讀師が来朝し、阿蘇山に登つて阿蘇明神の姿を感得し、その本地仏として、十一面観音像を作り、仏閣に安置した。この最榮の旧室を西巖殿寺と呼んだという。^{註9}一説には比叡山慈恵大師の徒、最榮が天養六年（一一四四）、阿蘇大宮司友孝に請うて阿蘇山に住み、法華経を誦誦したので最榮読師と呼ばれるようになったという。^{註10}この二説の真偽はともかくとして阿蘇山に僧侶が居住したことを示す一番古い記録は、建久六年（一一九五）七月廿八日付けの「阿蘇御峯住僧等」宛の文書である。^{註11}

(二) 三十七坊

最榮読師が阿蘇山にやってきた年は二説あるが、その後、十一面観音を安置した最榮の旧室、西巖殿寺を本堂として、本堂を中心に坊が造建されていったという。「阿蘇宮社家供僧由来畧」^{註12}によれば、先ず、成満院・萬福院・大寶院・福満坊・得善坊・学頭坊が建立されて棟梁寺と称し、その後六坊の徒弟住職の寺院、門葉寺が三十一坊建てられ、三十七坊になったという。そして、三十七坊のうち、

棟梁六坊と長善坊・成道坊・娯楽坊・新樂坊・了覚坊・善性坊・淨光院^{註14}・萬樂坊・極樂坊・陽泉坊・那羅延坊の合せて十七坊を衆徒と称し、道場坊・鏡觀坊・鏡一坊・幸寶坊・了忍坊・鏡善坊・妙圓坊・慈眼坊・圓達坊の九坊を行者、禮徳坊・大徳坊・成實坊・妙境坊・實門坊・福性坊・了實坊・鏡珍坊・密教坊・圓鏡坊・幸密坊の十一坊を講衆と称した。講衆はその後、禮徳坊から福性坊までの六坊を衆徒に、了實坊以下五坊を行者に分割されたと伝える。

後述するが、天正年間に山上の坊が没落して十余年後、慶長年間に坊が麓、黒川村に再興された折（このため山上の事を古坊中、麓の事を坊中と称するようになる）、衆徒と行者で構成される三十七坊として坊中の組織は踏襲された。残された史料から今少し三十七坊について考察を加えてみる。

坊とは僧侶自身を意味するものであるが、二十七坊は坊職であり、坊舎をも意味し譲られ相続された。この事についての最初の記録は、延文五年（一二六〇）久住（後述するが十五世紀以降行者と呼ばれるようになる）が連署で衆徒に対して書いた起請文^{註16}に署名している圓榮が残した文中三年（一二七四）の妙圓坊職の讓状である。^{註17}

讓与

阿蘇御嶽妙圓坊職事

妙賢房齋喜所

右坊職者、令圓榮開發所立坊舎也、然間、齋喜与之、云恒例佛事、云

御祈禱等、可令勤行、圓榮一期之間者、致給事、終焉之後者、可訪菩提^{註18}、仍爲後日龜鏡讓状如件、

文中三^甲年二月九日

圓榮書判

その後文明十六年（一四八四）新樂坊職の相続のこと等相続に関する記録がいくつかみえる。^{註19}

行者方九坊の名はすでに應永元年（一三九四）衆徒に対して書かれた起請文^{註20}に阿蘇山久住としてみえる。つまり、十四世紀末には行者九坊の坊職は成立していたと推測される。なお衆徒方十七坊の名前も同様に十四世紀末まで「阿蘇家文書」・「西巖殿寺文書」の中に見い出せる。そして文明六年（一四七四）、同じく行者が衆徒に対して、書いた起請文^{註21}に「衆徒方講衆中」の文字があり、署名者の中に講衆であったと伝える了實坊・圓鏡坊さらに講老永悟の名前がある。つまり、文明年間に講衆は衆徒と行者に分化していたことを窺い知ることができる。^{註22}

棟梁、門葉の関係については先の文明六年の起請文に「門家門葉」の文字があり、文明八年（一四七六）学頭坊長宣が萬福院に対し、萬福院の門葉である行者方の鏡善坊へ坊地を分けてやるようにと書状^{註23}を出している点から、これもまた文明年間にその関係が定まったと推定される。^{註24}とすれば、「阿蘇山衆徒吉書誓判^{註25}」の寛正四年（一四六五）の頃の「此代二久住方衆徒坊成」という註記は後代のものだが、

正鶴を得ているといえるようである。つまり、十五世紀の半ばに衆徒方二十三坊、行者方十四坊の三十七坊職が成立し、その棟梁、門葉関係も出来上ったといえる。

一方、健磐龍命を祀る阿蘇神社は、阿蘇山の火山活動の活発化により位階が昇進していき、その祭司を司どった阿蘇家は祭政一致の首長として古代から中世にかけて大いなる力を発揮した。そして衆徒、行者も阿蘇氏の保護と規制の下におかれた。三十七坊職は大宮司より安堵され^{註26}、「衆徒行者坊職之事、被任忠節候て御了簡候^{註27}」というのが大宮司家の態度であった。さらに加えて、大宮司家の政治的動きに左右され、特に大宮司家が南北朝から戦国時代にかけて分裂抗争すると、衆徒と行者も対立した^{註28}。その結果、永正九年（一五一一）衆徒方に属していた陽泉坊・極楽坊・那羅延坊の三坊職が行者方に捕された^{註29}。ここに至り、衆徒方二十坊、行者方十七坊となり、以後、明治初年の廃寺までこの関係が持続することになる。

(三) 衆徒と行者そして山伏

衆徒は十四世紀の書状、記録等で「上宮衆徒^{註30}」・「山上衆徒^{註31}」・「御嶽衆徒^{註32}」・「阿蘇嶽衆徒^{註33}」・「阿蘇山衆徒^{註34}」・「阿蘇社衆徒^{註35}」と様々に呼ばれている。阿蘇の噴火口が神霊池とみなされていた事は前に述べたが十四世紀になると「あそ大みやう志んの上くう^{註36}」として奇進

の対象とされ、山上の衆徒は阿蘇大明神上宮の奇瑞を注進した^{註37}。これらの注進状の中で阿蘇大明神の本地は十一面觀世音菩薩と述べている。ところで衆徒は「顯密勤行之御祈禱僧^{註38}」「淨行自律之僧侶^{註39}」であり、「上宮本堂内殿^{註40}」で祈禱を行い、護摩供料として田地の寄進をうけた。その組織は正平十一年（一三五六）の内談に二十五名^{註41}が署名連判を行っており、また建徳二年（一三七一）「三郎太郎年貢送文^{註42}」の宛先は「年行事御坊」となっていて年行事が定められている点等から考えると、かなり整備されていたといえる。つまり、十四世紀の半ばには衆徒は祈祷僧の集団として本地垂迹の理論を展開してかなりの実力をもつに至った。ために十一面觀世音菩薩を本尊とする本堂と上宮は一体視されたのではなからうか。衆徒の呼び方が多岐にわたっているのはその反映だと思われる。十五世紀になると一山の組織が固まり、阿蘇山衆徒の呼び方に統一される。

久住は十四世紀の起請文の中で「常住不斷之行者^{註43}」と述べており、山上に居住して生活する行者、すなわち先に述べた密教験者であった^{註44}。当時久住は衆徒に服従しており、延文五年（一二六〇）と心永元年（一二九四）^{註45}の衆徒に対して忠誠を誓った起請文が残されている。後者の起請文に「離山々臥共仁不可同心仕候」と記されている。阿蘇山における山伏の記録として最初のものである。離山したと書かれている事から推して既に以前より阿蘇山を修業の地としていたと思われる。また、久住が山伏と共に衆徒に背反した事が窮られる。

永享三年（一四三二）の「阿蘇社規式」^{註48}では久住に代つて行者の呼び方が使われているが、この中で「入峯自今以後無怠、國家繁榮可爲丹祈也、山伏者衆徒雖爲寺中、入峯其外行者可爲支配事」と山伏は行者の下で峰入りするという関係が明記してある。久住から行者への呼び方の変化は山に常住の久住が、山伏と共に峰入りを行い、山林抖擻の修行を始めた事に由来するのではなからうか。^{註49}ともかく行者と山伏は修験者という点からは仲間であった。そして、衆徒の支配を脱しようと離山^{註50}を試み、行者は服従の誓いを書かせられることになる。文明六年（一四七四）の起請文^{註51}で行者は「御惣官衆徒の御成敗ニそむき申ましき事」「今度衆徒方講衆中の御坊にめしつかわれ候山ふし、此方よりあいかたらい申さす候」と忠誠を誓っている。ところがこの起請文の中で述べているが、山伏の衣裳である兜巾、山伏が檀那^{註52}を廻つて配布する刷り物が行者の成敗である以上、行者と山伏は行動を共にし、「あいかたらふ」ようになる。

しかし、行者が山伏と連帯して衆徒に対抗を試みてもそこには限度があった。室町時代のもとされる「阿蘇山行者契状」^{註53}で行者は衆徒に召使われ、従順である事、衆徒の造営には人夫をだす事と誓約しているほかに次のような事項があった。

（雇 供 料）
こまくれうの田地下給候、すこしもおほせのさためをやふり申ましく候、よねを上申候する時、あしき米を上申ましく候、返々しゆ中さま^{（衆）}ねんきやうしよりおほせ候するま、くちこたへ申さすめしつかはれ

申候へく候、

つまり、経済面においても、衆徒の支配下におかれていた。先に述べたように棟梁・門葉の関係が文明年間にでき上ったというのも、衆徒が棟梁寺を中心とする支配体制を確立し、行者方をその配下にくりこもうとした姿勢のあらわれではなからうか。

山伏は衆徒、行者に属して檀那の阿蘇詣の道案内者、先達をつとめていたと推測される。正平七年（一三五二）二月三日に衆徒が^{註54}二月四日に久住が起請文を書いている。その誓文中「於向後者、上宮參詣道之外者、十歳以後六十未滿之女性屋女共、雖爲一夜」は共通で以下は「衆徒各々之住坊に不可宿置」と「久住等之各々之住所仁不可宿置」となっているが、同じ事を誓っている。当時、女性を含めて参詣する者が多く、衆徒、久住の坊が宿坊として提供されている事を窺い知ることが出来る。これら参詣者を案内するのは山伏の仕事であった。山伏の住いが庵室で、後述するが、嘉吉年間に八十有余の庵があつたと伝えられる。衆徒の支配下にあり、坊職は阿蘇大宮司により安堵される等の制約が多い行者と異なり行動の自由がきく山伏は刷りものの配布等を通じて、檀那を獲得していったと思われる。山伏の実力を物語るものとして鹿渡橋の再興がある。鹿渡橋は「當神之御橋、万人之通路誠以無比類、（中略）就中國中之諸且方、雖有参詣神拜之志、無此橋者無其甲斐歟」と意識された重要な橋であつた。^{註55}文明十年（一四七八）に洪水の為に墜落した橋を、

同十三年、惣大工正賢を中心として山伏十二、三人が手助つて再興した。また中宮造営について次の史料がある。^{註58}

中宮造營之事、泉藏坊結構候、誠肝要候、彼方之事ハ徘徊の方にて候
さへ、依志如此之大儀成就候處、作事中、山上之衆徒行者、一向無奔
走之由承候、無是非次第候、殊ニ今度御遷宮時分、不弁之躰承及候、
曲事ニ存候、就中彼中宮之事ハ、行者之役候間、^(同前)惟家御代なども、悉
皆雜用祝儀等、山伏方より弁候なる、縦非本役候共、衆徒行者之事ハ、
觀音大明神權現之御影候て被罷居、結句神奉公之儀無沙汰之至、不及
覺悟候、既從先代行者之役候處、於當代至如在候事、如何様之當概候
哉、(後略)

この史料によつてわかる通り衆徒と行者は中宮造営を怠り阿蘇惟長より詰責され、造営は山伏方が成し遂げた。中宮は麓坊中時代の文書では「^阿種中宮權現」、「中宮權現」、「阿蘇權現」と呼ばれ、中宮が權現堂を意味していることがわかる。權現堂については「御たけこんけんたう」と正平十八年(一二三六八)に書かれているものが損色目録であることから推して十四世紀の前半には既に建てられていたといえる。衆徒が阿蘇大明神を本地仏十一面觀音として上宮本堂に祀り、祈禱を盛んに行つていたのに対抗して久住達は修験の本尊である權現、阿蘇權現を祀り、信仰の独自性を示した事を意味している。まさに中宮造営は行者の役であつたわけである。ところが行者がその役を怠り、代つて山伏が果したわけである。阿蘇修験として山伏の名目發揮を物語っている。つまり山伏は山林を自由に抖擻

して活躍し、檀那を方々に持ち経済力があつたと推測される。

註

- 1 宮家 準『修験道』(一九七八年 教育社)二七―二九頁
- 2 和歌森太郎『修験道史研究』(一九七二年 平凡社)は、役小角が役行者と称されるにいたつた役行者伝説の変化と修験道の性格の変化と対応させて考察している。
- 3 右同書では「山臥」とは山林抖擻家的性格と呪術師的性格を持つもので、第一の性格を意味する山臥と呪術を行うことを意味する修験という第二の性格とがどのようにして同一人物の二面となるか、山臥が修験と一致して「山臥」と通称されるようになったかを研究課題として論理を展開している。
- 4 平野流香編著『熊本市史』(一九三三年)は「阿蘇登山のことを『御池参り』と呼んだ。『神池』・『神靈池』―噴火口―参拝の意味である。阿蘇山を『靈山』・『靈峯』・『神山』と呼ぶのと關係があり、歴史的にも、九州中の或る地方で、久しい間、行はれた思想である。」と述べている。八頁
- 5 「辛亥。(中略)大宰府言。肥後國阿蘇郡山上有沼。其名曰「神靈池。水旱經年。未嘗増減。而今無。故涸減二十餘丈。考之卜筮。事主旱疫。民之無辜。恐蒙其殃。方欲修德施惠。消妖拯民。其天下鏗聲。獨不能自存者。量加賑給。兼令「每三日齋戒讀經悔過。庶恤隱之感。格於上天。靈應之徵。被於弊土焉。」^{廿一}
- 6 「癸巳。大宰府言。在肥後國阿蘇郡「健磐龍命神靈池。洪水大旱未嘗増減。而涸竭冊丈。」
- 7 「三代實錄 貞觀六年(八六四)十二月廿六日の条「廿六日己卯。大宰府言。肥後國阿蘇郡正二位勳五等健磐龍命神靈池。去十月三日夜。有聲震動。池水沸騰空中。東南洒落。其落「東方」者。如布延繩。廣十許町。水色如「紫黏」着草木。雖「經旬月。不消解。又比賣神嶺。元來「三石神。高四許丈。同夜「三石神頽崩。府司等決之龜策云。應「有水疫之穴。」
- 8 村山修一「山伏の歴史」(一九七〇年 塙書房)四五―五一頁

- 9 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』二五二号
 『肥後國誌』に所収されている「阿蘇宮由來寄伝」による。
- 10 『阿蘇文書之一(阿蘇家文書上)』九号
 『肥後國誌』所収
- 11 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』に収録されている麓に再興された後の文書には統領と記されている。そこで麓坊中の記述は統領で統一した。
- 12 浄光院は寶永六年(一七〇九)浄教院と改称する。
- 13 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』二〇四・二〇七号は天授三年(一三七七)の記録であるが、鏡乘房・太楽坊・但馬坊・如月坊・圓智坊・慶善坊・了賢房・了運房・鏡住房・幸勝房・方力坊・大力坊・常道坊・善了房・定楽坊・成力坊・性徳坊の名前が、三三九号の嘉吉三年(一四四三)の記録には長琳房・祐善房・連蔵房・乘仙房・喜久蔵房・圓琳房・永琳房と三十七坊以外の数多くの名前がみえる。なお『阿蘇文書之一(阿蘇家文書下)』の三九九頁の建武二年(一三三三)の記録に大進坊、『阿蘇文書之一(阿蘇家文書上)』一八七号、正平廿五年(一二七〇)の文書にはひらわたの大しんほうのあと・によ一ほうのあと・御たけのまんりきはうと記されている。(資料Ⅵ参照)
- 14 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』四二二号
 右同文書 四七号 なお、明治維新後、廃寺となった妙圓坊の後裔、坊中の宮岡家には「山上當寺開基法印圓榮 応永七甲寅(一三七四)二月九日、二世法印春喜 明德二辛未(一三九一)八月八日、三世法師祐勝天文三甲午(一五三三)四」と書かれた位牌が伝っている。
- 15 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』二二九・二三〇・二三二号は萬福院坊職、一四号は幸實坊職、七九号は得善坊職、八一号は佐楽坊職についての記録である。
- 16 右同文書 四五号
 右同文書 四五号
- 17 講衆は交衆(『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』一八一号 以下同書の番号である)、向衆(七九号)とも書かれ、正平十二年(一二五七)衆徒内談の記録(一八二号)に「山上雜掌交衆」と記されている様に衆徒の配下に置かれていた。同じく文中二年(一二七三)の内談では講衆の規式が定められているが、衣鉢の面等で制約されている。ただ得善坊職をめぐる書状に「向衆中六借御申候」(七九号)と書かれているようにその発言力は認められていた。麓に坊がつけられると講衆十一坊は脇坊(三四号)と意識されている様に、衆徒、行者方に六坊と五坊分れて属することになると下の坊に位置づけられている(『肥後國誌』)。講衆という呼び方は廃寺に至るまで在統し、衆徒講衆(二五三号)と衆徒側に存在し、同文書では、正月十日に「講衆ノ吉書諸法度定」が定められ、かつて六月に如法経が一日から二十日まで浄光院において「交衆計」で読誦されたと記されている。後述する相統のところでもふれるが衆徒の弟子の中で坊の相統の資格を持った人達を交衆と呼んだ。つまり、一山の各種の法会、明神講その他に参加できる人達であった。以上の事から推察すると山上での講衆の中の十一坊が職として、衆徒・行者方に属する様になったといえないだろうか。
- 18 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』三三二号
 杉本高雄「中世の神社と社領」(一九五九年 吉川弘文館)三七二―四四四頁
- 19 『阿蘇文書之一(阿蘇家文書下)』六五七頁
- 20 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』一八二二号
 右同文書 同番号
- 21 右同文書 三四号
 右同文書 六六号
- 22 右同文書 二二号
- 23 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』六〇号
 右同文書 三三〇号の永正二年(一五〇五)阿蘇惟長が萬福院に宛た書状で幸實坊は棟梁進退の坊舎であると述べている。
- 24 右同文書 二〇九号
 右同文書 二一九号は萬福院坊職が安堵されているが八一号では佐楽坊職についてクレームがつけられた。『阿蘇文書之一(阿蘇家文書下)』三三二頁では新築坊職が安堵されている。
- 25 『阿蘇文書之三(西麻殿寺文書)』三三二号
- 26 右同文書 二二九号
- 27 右同文書 同番号
- 28 右同文書 三四号
- 29 右同文書 六六号
- 30 右同文書 二二号
- 31 右同文書 二二号
- 32 右同文書 二二号
- 33 右同文書 二二号
- 34 右同文書 二二号

- 35 右同文書 四号
- 36 右同文書 六号
- 37 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』三八九頁・三九二頁
- 38 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一八二号
- 39 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』三九五頁
- 40 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』八号
- 41 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一八二号
- 42 右同文書 四〇号
- 43 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書)』四一四頁
- 44 行智の「木葉衣」の注で五来 重氏は「常住 客僧に対して、その山はえぬきの山伏が、常住もしくは常住の禪徒である。高野山では山籠^{さんろう}という。これは、修験道の成立した高山では、頂上もしくは中腹の神社・僧房は冬には住めないで、麓の里坊に下りる。しかもその間も、堂舎の香花、神社の神供を絶やすことはできないので、残留するものが、常住もしくは山籠である。」と述べている。
 (『木葉衣・踏雲録事他——修験道史料』九九頁 一九七五年 平凡社)これに関連して、『肥後國誌』に「里坊ハ南郷ニアリ是モ亦古坊中ト云^いの記載があり、久住が山上に常住したのに対して寒い冬の間、衆徒は山上を下っていたのではないかと想像される。
- 45 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』四二号
- 46 右同文書 五一号
- 47 史料に山臥と書かれており、また山に臥すという本来の意味も含めて、「山臥」が的確かと思えるが、量的に多い麓坊中の史料は「山伏」となっているのので、「山伏」で統一する。
- 48 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』三四四頁
- 49 杉本尚雄氏は「山上に常住することよりも民間布教を重んじた活動であるために、久住という呼称が漸次行者方という呼称に変化していくのである。」と述べている。
 (『中世の神社と社領』三八六頁 一九五九年 吉川弘文館)
- 50 衆徒と行者の対立は離山という形をとられる事が多く、行者の帰山に反発して衆徒が離山したりした。『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一三四号・三〇一号
- 51 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』四五号
- 52 右同文書 一八二号に、檀那則當國々司菊池肥後守武光三三九号に、時惣官惟忠、前大宮司三位惟郷、大壇那^{だいだん}とあり、信徒の事を意味した。なお一八一号には「然則致祈禱之精誠、饒靈神法味、依衆徒之効驗、爲成檀越之願」と記されており、檀那と檀越は同じ意味合いを持っていた。
- 53 右同文書 二七三号
- 54 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』三九五頁
- 55 右同文書 四一四頁 久住の誓文では「上宮」は「山上」となっている。
- 56 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』二三八号
- 57 熊本大学附属図書館に寄託されている西巖殿寺所蔵西巖殿寺近世文書、(以下、西巖殿寺近世文書と表記する)の中、正月に書く吉書に鹿渡橋造宮の事は掲げられている。寛政四年(一七九二)と安政三年(一八五六)の吉書が残されている。
- 58 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一〇六号
- 59 右同文書 一六〇号 後述するが、麓坊中が再興された後、寛文年間十七世紀半ば、衆徒と行者の間で中宮権現の社職をめぐる論争が生じた時、行者は行者一藁が司どるべきであることを主張している。
- 60 右同文書 一六一号・二五六号・二六八号・三四七号
- 61 右同文書 二三四号
- 62 右同文書 三五号

二 麓坊中の成立

(一) 清正の入国と坊中再興

慶長四年（一六〇〇）十一月二十九日、加藤清正は阿蘇社の再興と黒川村に坊舎を復興する旨の判物を出した。^{註1}

抑當社退点之儀、^(體)先年大閣御所御下向之砌、郡中之者共邪心を相搦儀、神主一人之科ニ究、御成敗候、其付而當社も破滅候、彼邪心之者御成敗之上者、阿蘇大明神破滅不仕様ニ可被 仰付哉と達上聞、當社造宮等并坊中をも取立、社領等可申付と雖念願候、高麗在陣に付而押移候、然處、大閣様御他界ニ依而、其志も無詮候、然者、爲冥加豊國大明神を當分領中へ灌頂可申覺悟候、令灌頂事成就之上にて受神明、其上を以神領等をも可申付之条、各相集、阿蘇大明神之行等、先規之姿を可有勤行事尤候、然時者、寺社居屋敷并沙弥一人死之堪忍分、黒川村内を以可申付之間、各令還住、少庵をも可被結事肝要候也、

慶長四年十一月廿九日

清正（花押）

阿蘇大明神 長善坊
寺社中

二 麓坊中の成立

これより前、豊後の大友氏の支配下にはいつていた阿蘇氏は天正十二年（一五八五）、薩摩より北上した島津軍に敗れ、四歳の当主惟

光は上益城郡月丸の山中に逃れた。一方、阿蘇氏の保護と支配の下にあった衆徒二十坊、行者十七坊、さらに衆徒、行者に仕える山伏の庵で構成された阿蘇山上の坊中は衰退し、衆徒、行者、山伏は諸方に散った。「阿蘇宮社家供僧由来畧」^{註2}によれば、長善坊のみ残留し、神仏に奉仕したという。^{註3}その後、豊臣秀吉の島津征伐後、佐々成政の後をついで清正は天正十六年（一五八八）潤五月に肥後に入国した。そして、文禄二年（一五九三）、清正が朝鮮へ出兵中に秀吉の命で阿蘇惟光は花岡山で斬られた。先の清正判物の成敗はこの事をさす。

清正の判物は鑑みれば、阿蘇氏と衆徒、行者の僧徒集団との結びつきを弱め、阿蘇氏は神主として阿蘇谷に、僧徒集団は黒川に定着させて、清正が自らの支配監視の下におこうとする意図の表れであった。^{註4}翌慶長六年（一六〇一）阿蘇氏の所領は三五八石三斗四升とされた。衆徒二十坊に百八十九石式斗、行者十七坊に百六拾石八斗の寺領が与えられた。^{註5}

寺領の割りふりは表3の通りで、上、中、下といった寺格に応じたものであった。^{註6}衆徒の上の坊は統領寺がしめたが、長善坊は再興の労により上の坊の扱いになったという。^{註7}かっつての講衆の十一坊はすべて下の坊に位置づけられ、寺領の少なさが注目される。この寺領は加藤忠広の改易後、細川氏が入国した後も代々、藩主が代る毎に先規に基づき寄進という形で踏襲された。

表3 寺領高表

坊名	寺領高	新地高	統領・門葉の関係	寺格
(衆徒)				
学頭坊	12石 5斗 升	※(後 100石加増)	統領寺	上の坊
成満院	〃	29石 2斗 8升 8合 勺	〃	〃
萬福院	〃	33 8 1 3	〃	〃
大寶院	〃	8 3 7 8	〃	〃
福満坊	〃	16 6 4 4	〃	〃
得善坊	〃	25 7 1	〃	〃
長善坊	〃	48 7 4	(統領・門葉の関係無)	〃
成道坊	9 6	22 2 9 2	成満院の門葉寺	中の坊
娛樂坊	〃	19 4 9 4	〃	〃
新樂坊	〃	4 7 4	〃	〃
了覚坊	〃	31 8 9 5	萬福院の門葉寺	〃
善性坊	〃	3 3	〃	〃
浄光院	〃	24 9	学頭坊の門葉寺	〃
萬樂坊	〃	5 8 8	萬福院の門葉寺	〃
禮徳坊	5 7 5	6 2 5 9	成満院の門葉寺	下の坊
大徳坊	〃	2 5 5 2	〃	〃
成實坊	〃	1 7 5	〃	〃
妙境坊	〃	無	〃	〃
實門坊	〃	無	萬福院の門葉寺	〃
福性坊	〃	7 9 4 2	〃	〃
(行者)				
道場坊	11	6 3 1 4	成満院の門葉寺	上の坊
鏡観坊	〃	12 1 2 2	〃	〃
鏡一坊	〃	11 4 7 2	〃	〃
幸寶坊	〃	4 7 3	萬福院の門葉寺	〃
那羅延坊	10	3 5 3 4 7	成満院の門葉寺	中の坊
陽泉坊	〃	5 7 9 7	〃	〃
極樂坊	〃	3 2 9 6 3	萬福院の門葉寺	〃
了忍坊	〃	2 9 5 1 7	〃	〃
鏡善坊	〃	4 7 2 2 7	〃	〃
妙圓坊	〃	2 1 2 6 7	大寶院の門葉寺	〃
圓達坊	〃	6 6 4 7 7	得善坊の門葉寺	〃
慈眼坊	〃	7 2 7 3 3	福満坊の門葉寺	〃
了實坊	7 3 6	2 3 9 7	成満院の門葉寺	下の坊
鏡珍坊	〃	6 6 7 3	萬福院の門葉寺	〃
密教坊	〃	4 7 3	〃	〃
圓鏡坊	〃	1 9 1 8 7	大寶院の門葉寺	〃
幸密坊	〃	4 7 3	学頭坊の門葉寺	〃

〈備考〉

この表は『肥後國誌』によって作成した。新地高はその後の開発によるものであるが参考のために記載した。

※100石は貞享4年(1687)、加増された。

黒川村に衆徒、行者が還任そして定着させられたのは清正の肥後国支配の政策の一環であったが、その後、寛永二年（一六二五）、清正のあとをついだ忠広により、行者と山伏で構成される阿蘇修験は厳しい政治的規制をうけるにいたる。山伏殺害に端を發し、^{註8}「今度行者中就諍論、遂糺明候之處、破戒之者共露顯之間、糺輕重處罪科、就中極樂坊爲重科故、令行死罪候」と極樂坊は嚴罰に処せられた。さらに圓達坊、那羅延坊は国扱いとなり、陽泉坊、慈眼坊、妙圓坊は穿鑿中に逐電してしまつた。元来、修験内では独得の教団律があり、私刑も行われていた。^{註10}極樂坊死刑は山伏の古法に統制が加えられ、藩体制の秩序の枠に繰り込まれたことを物語っているのではなからうか。

既に山野を縦横無尽に抖擻して政治軍事面で活躍した修験に対する規制は徳川幕府によつて着手された。当時、修験界は天台宗の聖護院を本山とする天台系修験の本山派と真言宗の三寶院が統轄する真言系修験の当山派があつた。本山派は全国諸山の修験者を年行事、さらに先達として認め、彼等にその地方の一円支配（霞一円支配）を行わたのに対して、当山派は当山正大先達（三十六先達衆）とその配下の弟子（袈裟筋）の師弟関係によりなり立つていた。この両派の組織の相違は争いの一因となり、幾度となく衝突を繰り返した。^{註11}家康は室町時代にその組織化を完了している本山派勢力を警戒し、慶長十八年（一六一三）、修験道法度を出した。^{註12}本山派の霞一円

支配を禁止し、当山派と同様の筋目支配の形をとらせた。この法度によつて修験集団は両派のどちらかに属することになった。

(二) 山門末寺から東叡末寺へ

徳川幕府によつて修験道が規制され、本当派と当山派の両派が公認されたが、仏教界の最大宗派である天台宗も同様で二分されるにいたつた。まず、慶長十八年（一六一三）、関東天台宗法度が出され、本寺として寛永二年（一六二五）東叡山寛永寺が設立された。ついで比叡山の三宮門跡と対抗して、明暦元年（一六五五）に輪王寺宮門跡がたてられた。

古坊中以来、阿蘇山の衆徒を中心とする三十七坊は天台宗比叡山末に属しており、嘉吉三年（一四四三）十月に行われた阿蘇山本堂供養の表白は「比叡山西塔東谷之等覺院」^{註13}の筆によるものであつた。ところで黒川村で衆徒とほぼ等しい寺領の知行をうけ、宿坊の管理といった定住生活を送りはじめた行者は仏門の上で衆徒と対等の扱いをうけることを欲した。一つは衣体の問題で、布衣の行者は衆徒と同様に素絹着を用を望んだ。もう一つの望みは戒壇の建立であつた。二つの望みについて衆徒方は勿論反対し、行者は寛永二十年（一六四三）、比叡山へ登つて訴えた。^{註14}これに対して同年六月次のような提書が下された。^{註15}

掟 肥後国阿蘇山

- 一 神前之勤行専神事祭禮、可抽 天下安全精誠事
 - 一 毎月十七日 東照大権現可致法味事
 - 一 非大阿闍梨者不可授別行并戒師事
 - 一 衆徒行者専戒律、行儀法式可任先規、縦雖爲出世器量之人、於乱行僧者早可令追放事
 - 一 顯密佛法相續密者穴太流於山門可被受職開壇事
 - 一 衆徒戒牒次第可爲列座事
 - 一 背於國司之制法不可致私檢斷事
- 右、條々堅可相守者也、仍如件、

寛永廿年六月日

山門三院執行探題大僧正

この掟で「行儀法式可任先規」とあり、行者方の希望は通らなかつたので、正保二年（一六四五）再び山門へ登り、阿蘇山の本寺である正覚院へ訴えた。正覚院僧正が衆徒へ和談を促したが、衆徒方は受け入れず、ついで慶安二年（一六四九）の和解策も失敗に終わった。^{註16} 山門内で解決がつかないため慶安五年（一六五二）五月九日に先ず行者方が、ついで五月十四日に衆徒方が東叡山の最教院と双巖院宛に訴状を書いた。行者惣代の鏡観坊は訴状の中で「縦衆徒々行者ハ、下位之様ニ申成候共、少茂不苦儀ニ御座候、只數年以來之本望を達申候様ニ奉頼候事」と懇願した。^{註17} また同日、行者那羅延坊も正保元年（一六四四）から慶安二年（一六四九）まで山門西谷の交

衆であつたため、帰国後三年間は交衆分として素絹を着用している事に対して、衆徒から非難をうけ、正覚院から証明をうけたと訴えた。^{註18} これに対して衆徒は学頭坊と衆徒惣代大徳坊が連署で行者の事を「前々者久住と申候而、衆徒中へ随付山伏一類ニ御座候」とのべ、素絹着用については「縦從正覚院御墨付參候共、慈眼大師様衆徒行者行儀法式、如先規と御壁書ニ御座候」と主張し、「行者方之者共、大阿闍梨不仕候者ニ而、近年私ニ別行ヲ授戒申引導等仕」と寛永二十年の慈眼大師の掟に違反した行動をとっていると訴えた。^{註19} さらに衆徒は細川藩寺社奉行にも行者が旧規を乱していると訴えた。^{註20}

この内紛について山門正覚院は同じ山門の明覚坊や涼松院へ相談して調停に努めるが、結局、翌承応二年（一六五三）卯月五日、東叡山より行者方に非ありとして、その追放を命ずる書状が細川藩に届けられた。^{註22} つまり、衆徒と行者の理非決定は比叡山を離れ、東叡山によつて行われた。そして、五月十九日、行者十七坊は連署で衆徒に対して起請文を書き、同日鏡観坊・圓達坊・幸密坊・那羅延坊・鏡一坊・密教坊の六人の追放が命ぜられた。^{註23} 起請文は次の通りである。^{註24}

阿蘇山之破古法近年我々行儀法式依新儀之私仕、礼舊例被仰付御法度之掟守申ニ付、仕上ル起請文

一 戒師、學頭坊職得度之儀、統領ニ申理、御分別次第二候、我々會以仕間敷事

一 別行授、右同理、

一 引導之導師、學頭坊職、若無住之時者、衆徒之内々被遊候、我々仕間敷事

一本堂押申大般若目錄被遊儀、右同理、

一 入峯之時、山上惣札、右同理、

一 年頭統領へ出仕不怠可仕候事

一 大明神講初仕之者案内之初禮衆徒中へ可仕之事

一 大般若經轉讀仕間敷候、依之近年我々手前二仕置候大般若經、衆徒中へ相渡申候事

一 きぬ毛地之足駄衣着用申間敷候、布衣着用可仕候、是又近年新儀二仕置候きぬ毛地之衣、衆徒中へ相渡申候事

一 色之大五條着用仕間敷候、白地薄墨之間之小五條着用可仕候、是又近年手前二仕置候色之大五條、衆徒中江相渡申候事

一 諸尊之行法停止可仕候、是又近年仕置候尊法、衆徒中江相渡申候事、右十一ヶ條敷、近年新儀二私を仕候處ニ、本寺之為御□阿蘇山衆徒、

行者、行儀法式、法衣着用、神事祭禮、社役、年中行夏、惣而守古法之掟、近年新儀仕候儀共堅御法度被仰付候間、自今以後、右山中

之守舊例申候、若雖為末世、毛頭茂破御法度之掟、至衆徒中於惡念野心存者、如何様之曲事ニ茂可被仰付候、

忝七

奉仰梵天、帝釋、四大天王、内海外海龍王龍衆、日本惣廟伊勢天照太神宮、熊野三所權現、箱根、三嶋大明神、王城之鎮守、稻荷、祇園、賀茂、春日、松尾、北野、平野、愛宕大權現、九州惣廟宇佐八幡、千葉、河上、殊當國鎮座阿蘇上宮三所、中宮權現、下宮十二社、本社、北宮、打越、踊山、乙護法、就中役行者、八大金剛童子、惣而日本國中三千余座大小佛神、三寶勸請申、現在三者白癩黒癩受病、

未來ニ者八寒八熱無間阿鼻大地獄奈落底墮在仕、我々身心ニ御罰可罷蒙候、仍後龜鏡之起請文一通如斯、

承應二年五月十九日

了忍坊判

極楽坊同

道場坊同

慈眼坊同

幸寶坊同

陽泉坊同

妙圓坊同

鏡珎坊同

了寶坊同

幸密坊同

鏡善坊同

那羅延坊同

圓達坊同

鏡觀坊同

鏡一坊同

密教坊無判

圓教坊同

衆徒中

衆徒と行者の争いは衆徒の勝利という形で、一応の決着をみたわけだが、この争いは山門正覚院末寺の阿蘇山を東叡山輪王寺宮の下へという変革をもたらした。同年六月二十六日毘沙門堂門跡公海よりその旨の書出が下された。^{註26}

行者の行儀法式についての願はその後も続いた。^{註27} 元禄九年（一六

九九)には行者は阿蘇大宮司家を頼り、山伏と共に離山を願った。^{註28}
 寛政九年(一七七九)にも行者は離山を願い出、衆徒と行者は共に東叡山の下知を拒否したため、細川藩寺社奉行は坊舎断絶に至ると和談を促した。^{註29}

そして漸く、文化七年(一八一二)に行者に承応二年(一六五二)の起請文に書いた大般若転讀に関する条が許され、^{註30} ついで、文政十一年(一八二七)に大五條袈裟の着用が許されるにいたった。^{註31}

(三) 一山の衆頂・学頭坊

学頭坊は一山の学頭職として、応仁二年(一四六八)に成満院がその書状の中で述べている様に「智行兼備之器量」の人が求められた。^{註32} 実際には嘉吉三年(一四四三)十月に行われた阿蘇山本堂供養の法則表白は比叡山西塔東谷の等覚院の筆によるものだが、この快順賢者は「所生本国九州肥後國阿蘇山学頭符中太龍院二代祖弟子」であり、供養の導師を勤めたのは「所生国備中陶山遍照寺住呂」の「法印長順学頭阿蘇山池邊寺符中談義所法頭」^{註33}であった。また元和二年(一六一六)に書かれた「健龍院豪歡阿彌陀如来像由来書」^{註34}には「肥后州功德池邊寺立田常樂前任持健龍院三部大阿闍梨法印豪歡阿蘇山学頭坊當住之時節修補之」とある様に、学頭坊はその人材を阿蘇一山にとどまらず、広く天台宗寺院の中から求められ、山門とも

つながりが深かった。つまり学頭坊は一山の主要行事を主催する教義に詳らかな僧侶であった。しかし「一山衆頂」^{註35}ではなく、主導性を發揮することはなかった。

一山の規範として機能したのは統領寺、門葉寺の関係であった。^{註36} その関係について明暦二年(一六五六)正月に大寶院、成満院、福満坊は連署で「往古より之記録ハ無御座候へ共、先規申傳ヲ以任舊例、只今迄何も門葉統領之筋目、違亂無御座候」と細川藩の寺社奉行衆に答えている。ところが、同答申書で淨光院が学頭坊の門葉であるかどうかの尋問に「淨光院被申候ハ、統領之出仕、古来之記録も無御座候處、今更學頭門葉ニ成申儀不罷成」と淨光院の言葉そのまま記載している。また福満坊が同年四月に再び寺社奉行からの尋問に答えて、例をあげて、衆徒内部において統領寺の門葉寺支配はかなり形影化している実態を述べている。^{註37}

統領、門葉についての意識の変化は後住問題で顕在化した。統領萬福院の跡職は遺言に従って取り立てられたが、^{註38} 統領成満院の後住決定は衆徒内部で対立が生じた。成満院は寛文四年(一六六四)六月に亡くなったが、後住はなかなか決らなかつた。そこで前年上京し、山門より三部灌頂大阿闍梨權大僧都法印の官位を受け、日光山で輪王寺門跡より紋白纒帽子着用の免許を受けた福満坊が^{註39} 主導し、九月二十七日、衆議を開き、後住取立て人として福満坊が選ばれた。ところが、成満院の門葉である大徳坊は留守中で衆議に不参加だっ

たので異議を申立てた。結果、福満坊支持派と反福満坊派に分れ、後任決定の差図を寺社奉行に依頼した。「御惣談之上議定可然存候、此方々之差圖會而以無之候、菟角舊例之通無相違様ニ御僉儀尤ニ存候」と達しがあり、福満坊が後任取立人となったが、その選定に大宮司家も相談に加わったりして困難をきわめた。

しかし、一方衆徒方の行者方に対する統領支配意識は強固なものであった。寛文二年（一六六二）行者鏡善坊が統領寺萬福院の添状を持たずに寺社奉行へ入寺初禮にいった事に対して衆徒方は古例を乱すものだと言張した。これに対して行者方は「繼目之時分、統領之狀取申儀、古例ニハ無御座候」と衆徒方へ申入れている。後任決定についても衆徒の行者支配は強かった。寛文三年（一六六三）、圓達坊は統領寺の得善坊に後任の名前を明記した遺言状を残したため認められた。だが、萬福院門葉の幸寶坊が、翌寛文四年に学文のために上洛すると書置きを残して離山すると、その跡職について統領寺の萬福院を中心とする衆徒方と行者方の対立が生じた。萬福院が統領寺としてイニシヤティブをとろうするのに対して行者方は後任者を決定し、統領寺へは報告だけですませようとした。これは行者方の新儀だとして衆徒方が寺社奉行へ訴えたために奉行所より衆徒、行者両番に出頭が命ぜられた。この出頭命令に驚き、一山内の解決をはかるため、結局、萬福院が後任をきめ、行者はそれに従わざるをえなかった。寛文七年（一六六七）に幸密坊が貧しい寺で、寺役

が勤め難くて離山した。この折は統領寺である学頭坊が無住であったため、衆徒・行者が立合って寺産を改めた後、その處理は行者に任せられた。寛文十一年（一六七一）の道場坊の場合は同じ行者の了忍坊に後任の取立てを依頼する旨の遺言状を残したが、統領成満院が統領の裁許によると譲らなかつた。しかし、結局行者の選んだ後任が寺社奉行に認められた。

この様に後任問題が難航し、衆徒内部の対立さらに衆徒と行者の内紛は統領寺・門葉寺という規範が現実に沿わず破綻に期していることを意味した。そこで、細川藩は管理体制を強化するために学頭坊を衆頂に偶することにした。先ず、天和三年（一六八三）に学頭坊造営料が下附され、翌春着手された。そして、山門東谷南谷禪林院大僧都舜敬法印が学頭坊住職として入山し、貞享四年（一六八七）十二月二十八日、細川綱利から新規百石加増の判物がでた。以後、学頭坊は一山の中心として主導性を發揮することになる。なお、学頭後任職は細川藩主、東叡山輪王寺門跡等の話し合いによって決定をみるために一年以上の月日を要した（図版6参照）。

（四）当山派内山先達と阿蘇修験

先に当山派修験は三宝院を本寺とすると述べたが、その組織の中核は当山派正大先達で室町時代は三十六先達と呼ばれた。吉野の金峰山を中心に大和地方に広がる三十六の社寺の修験者であった。こ

の正大先達も江戸時代には減少し、延宝年間に十一ヶ寺十二院となり、以後当山十二先達と呼ばれるようになる。^{註54}内山永久寺はその一つで、関東・近畿・北九州地方に配下の修験者（袈裟筋）を擁した。^{註55}阿蘇修験、行者と山伏は山上において熊野系修験の影響がみられるが、^{註56}山上を落去した後、当山派修験との接触、その働きかけがあったためか、麓において真言系当山派修験として登場する。^{註57}

ところで、当山派正大先達は独自の組織をもつて運営にあたり、配下の袈裟筋に補任状を出していた。しかし、慶長十八年（一六一三）の修験道法度の制定後、醍醐三宝院は当山派の本山として重きをなしてきた。そして正大先達を通しての間接的支配でなく、当山派の山伏を直接掌握するために、寛永八年（一六六八）一月、山伏の補任状を三宝院門跡がだす旨を傳達した。^{註58}阿蘇山に対しては翌寛文九年（一六六九）四月二十五日、三宝院門跡の家司衆から行者に宛た次の様な書状が届く。^{註59}

阿蘇山修験道之事先規有來行者中任筋目諸山伏法式猥無之様下知可仕
 候若違背之輩於有之者急度可致言上之旨 三寶院御門跡御氣色之所仍
 執達如件

寛文九年四月廿五日

飯田備後家廣 判
 甲村壹岐定勝 判
 淳昭法眼 判

肥州阿蘇山

行者中

同日、細川藩寺社奉行宛に同じく三宝院門跡内の三名より行者方へ修験道仕置の書出を下した旨の書状が出されている。^{註60}

三宝院門跡が補任状を出すことに正大先達からは勿論、反対の声が上がったが、諸国の山伏が三宝院門跡の宗教的權威に傾くことは否めなかった。阿蘇修験を袈裟筋とした内山先達も従わざるをえなく、寛文十一年（一六七二）に衆徒方と行者方にそれぞれの下山伏に三宝院門跡の掟を守らせる様にとり書状を出す。^{註61}

しかし、吉野の峰入りは正大先達によって執行され、参加する山伏は正大先達の袈裟筋として従った。元禄十四年（一七〇一）に長善坊下山伏知浄坊が他の衆徒方の山伏三人と共に吉野へいき、金峰山の花供の峰入に内山先達にひきいられて加わった。そして、知浄坊は磨紫金袈裟の着用と法印職の免許を受けて帰国した。^{註62}ところが、この事について行者方より「阿蘇山修験道之儀、従古來行者方十七ヶ寺之袈裟筋目ニ而、山伏方之儀者、従行者方修験道下知申付候」「於阿蘇山ニ一山之法式ニ而、下山伏磨紫金着用成不申候」と三宝院へ訴えた。つまり、阿蘇修験においては山伏は行者十七坊の袈裟筋に属し、行者の配下におかれその命に従っていた。三宝院からは知浄坊に対して、「磨紫金袈裟并補任状等、行者中より可取上之旨、申遣候間、迅可相渡候、若右之一儀ニ付、申分ル儀有之候ハ、早

速醒醐江罷登、言上可仕者也^{註64}と強い姿勢の書状が届いた。これに対

して内山先達は「惣而當山末流之山伏へ者、何連ニ而も競望次第第二令免許候^{註65}」であつたが、「法式者難相背候」と譲歩せざるをえなかつた。

衆徒、行者の下山伏は行者方の配下におかれて免許状の取得も限定されていたわけだが享保九年（一七二四）三宝院門跡からの通達で下山伏も順次第で出世職の免許が許されるようになった^{註66}。享保十二年（一七二七）に衆徒下山伏圓学坊は出世并錦地の免許状を三宝院門跡から授けられた^{註67}。その時の禮物は次の通りであつた。

覺

一金五、兩壹分五分^{（此所二印判有り）}

右者、出世御禮物并諸役人筆料等也、

一同壹分六匁五分^{（此所印判有）}

右者、錦地御禮物并諸役人筆料等也、

右之通、隨請取、役人中江相達申候畢、

三寶院御門跡御内

藤村兵助印

享保十二年

肥後阿蘇山衆徒下山伏

圓覺坊御房

三宝院門跡の直接支配に対して、当山派正大先達も抵抗を続け、袈裟筋に補任状を出した独自の法服をもつた。阿蘇山にも内山先達からの天明六年（一七八六）五月八日付で戒定院普照宛の「五條袈裟免許」と「七條袈裟免許」、「黒衣直綴免許」が、放生院弁恭

（福満坊下山伏福泉坊弁恭）宛の「五條袈裟免許」と「七條袈裟免許」が、廻向院宛の「黒衣直綴免許」が残っている（図版7の(3)参照）。

三宝院と内山先達の間で勢力争いが生じている頃、寛文九年（一六六九）八月から十一月にかけて、衆徒と行者は本堂内陣の鍵と中宮権現社の社職について争論をくりかえした^{註69}。行者は内陣の勤行について「従往古御神前之儀を衆徒行者無勝劣相勤、同前ニ承儀を以、一山両番と申候也^{註71}」と、中宮権現の社殿については「従前々中宮之鍵、行者一和尚預り、于今所持仕候上者、無紛社役之儀者、可為分明候^{註72}」と主張した。結局、本堂内陣の鍵は衆徒が管理し、中宮権現の社職は行者が勤めるといふ衆徒の上宮―本堂に対して行者の中宮―権現堂という形で決着をみた。ついで、長善坊下山伏頼現坊の剃髪に端を發した事件は、山伏の剃髪は行者方年行事に届出を必要とするが、下山伏の追放還俗は行者方と関係なく処理すること^{註73}で落着いた。

この二つの出来事はきわめて象徴的な事件といえよう。天台宗僧侶として衆徒より下位に位置づけられている行者が、修験として真言系当山派に属することで三宝院門跡という後楯を得た。この事によつて、衆徒に対して行者が独自性を強調し、主張したのではなからうか。

註

1 「阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）」四〇八号

- 2 『肥後國誌』
- 3 『蘇溪温故』では長善坊は契雅という名前であったと記しているが、西黒川の善応寺に「阿蘇山一和尚大僧都法印契雅 文禄三(一五九四)」の墓がある。なお、長善坊は坂梨の大山寺へ逃れて、後に、清正の知遇を得たという説もある。(『阿蘇郡誌』)(図版13の(1) 参照)
- 4 松本雅明「加藤清正と下城氏」(熊本県文化財調査報告 第三七集『下城遺跡』一 一九七九年)
- 5 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』四一―号は寛永一三年(一六三三)の「細川氏寺社奉行衆社領総目録」であるが、先規に基づいての寄進と明記してあるの
で、清正の寄進と同高とみなされる。
- 6 『肥後國誌』
右同書
- 7 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』十四号、三一七号
右同文書 四一〇号
- 8 和歌森太郎『修験道史研究』(一九七二年 平凡社)二七九―二八二頁 私刊法の
一つに石こづみ(石子詰)があり、深い穴を掘り、中に石を据えて罪人を繋ぎ
山伏達が石を投げ込んで打殺すというものであった。求善提山でも、京都で修
行を終え、将来を嘱望されていた玄沖が同僚のうらみをかかって石子詰で殺され、
彼の呪いで山が衰退したという伝説が残っている。
- 11 宮家 準『山伏―その行動と組織』(一九七三年 評論社)九五―一一頁
- 12 修験道之事、従先規如_レ有米_レ諸國之山伏任_レ筋目_レ可_レ致_レ八峯_レ当山本山各別
儀候条、諸役等互不_レ可_レ有_レ混乱_レ。自今以後堅守_レ此旨_レ無_レ論議_レ可_レ有_レ下知_レ
者也
- 13 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三九号
- 14 右同文書 一六〇号・二三五号
- 15 右同文書 三三六号
- 16 右同文書 一三五号
- 17 右同文書 右同番号
- 18 右同文書 二一〇号
- 19 右同文書 一六〇号 他に三一号・二九六号・三二四号参照の事
- 20 右同文書 二五四号 同文書で「公儀ニ行者方罷出候時之支度、古法として長
精頭巾山伏袈裟ニ而 妙解院様御入國之年頭□□□□夫々以来、右之袈束不仕
候事」と述べている様に、行者は公の場所では、衣体は山伏の袈束であった。
- 21 右同文書 二九号
- 22 右同文書 二〇号 その他一六号も参照の事
- 23 右同文書 四一二号 なお同文書では密教坊となっているが、行者十七坊の坊
名になく、多分、密教坊の事をさすと思われるので、密教坊と改めた。
- 24 右同文書 二五五号
- 25 右同文書の二三号 山門の明覚坊と覚任坊が阿蘇山の衆徒年行事に宛た書状中、
多武峰等でも衆徒と行者の出入が起り、いずれも衆徒側の勝利の形で解決をみ
ていると述べている。当時、定着化がすすんだ修験と以前より寺院に定着して
いる衆徒の間で内紛が各地で生じ、山門は苦慮していたようである。なお二六
号も参照の事
- 26 右同文書 三三三号 他に九号・四一三号も参照の事
- 27 右同文書の三七八号・三四一―三四四号・四一六号は衆徒と行者の法式・衣鉢
の争いに関するものであるが、西巖殿寺近世文書にも寛政五年(一七九四)、
享和元年(一八〇一)、文化七年(一八一二)の争論についての記録が残ってい
る。
- 28 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三七八号
- 29 右同文書 三四二―三四四号
- 30 西巖殿寺近世文書
- 31 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』四一六号 この下知書に「社頭江行者共出仕
之節、衣軀者絹衣着用、袈裟者如古格曆紫金袈裟可為着用」とあり、註20で述
べたように行者は修験、山伏としての袈束が正装であった。
- 32 『阿蘇文書之二(阿蘇家文書下)』四〇五頁
- 33 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三九号

- 34 右同文書 四〇九号
- 35 右同文書 三四七号
- 36 杉本尚雄「地方寺院の師資相統―阿蘇山西巖殿寺について―」(熊本史学会『熊本史学』第十四号 一九五八年)
- 37 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』二六九号
- 38 右同文書 二七〇号
- 39 右同文書 一六二号・三三四号
- 40 右同文書 一六九号
- 41 右同文書 三四〇号
- 42 右同文書 一一八号・二四六号・二四七号・二九〇号・三四一号・三五七号・三六二号・三六四号
- 43 右同文書 一六四―一六六号
- 44 右同文書 二二九号
- 45 右同文書 一六七・一六八・二九五号
- 46 右同文書の二四一号の萬福院の寺社奉行への書状では幸賢坊は女難のために離山したと記している。
- 47 右同文書 一三二号・一七〇号・一七二号・一七三―一七六号・二四三号・二四四号・二五七号・三五六号・三五八号・三五九号
- 48 右同文書 一三〇号・一七二号・三六九号
- 49 右同文書 一五四号・二六六号・二七八号・二八七―二八九号・二九四号・三五三号・三五四号・三五五号・三六八号・三八八号 なお一五四号・三五三号・三五四号・三六五号・三六八号・三八八号の編者の(寛文元年)の注は寛文十一年のまちがいである。
- 50 右同文書 二八号
- 51 『阿蘇文書之一(阿蘇家文書上)』三三四号
- 52 西巖殿寺近世文書には「衆徒中江申渡覚」として芋頭後住職の覚が五通残されている。墓碑銘と照らすと次の様になる。
- 芋頭坊徴観、文化五年(一八〇八)六月死去→後住職成満院弘解任命が文化六年(一八〇九)九月↓文政八年(一八二五)八月死去→後住職長善坊光潤任命が文政九年(一八二六)六月↓死去天保九年(一八三八)四月↓後住職大寶院俊快任命が天保十二年(一八四二)九月↓死去嘉永三年(一八五〇)七月↓後住職長善坊光徹任命が嘉永五年(一八五二)十月、なお芋頭坊舜敬が死去して二年後に浄光院豪栄が任命されるが、年月日は不明である。
- 53 行智著 五来 重編注『木葉衣・踏雲録事他―修験道史料―』(一九七五年平凡社)三四三―三四四頁
- 三十六所は次の通りである。
- 和州金剛山、同 安部、同 三輪、同 釜口、同 菩提山、同 鴨川、同 桃尾、同 信貴、山城伏見、和州高天、同 茅原、同 松尾、同 矢田、和州靈山寺、和州法隆寺、同 中の川、同 西小田原、江州飯道寺岩本、勢州世儀寺、紀州高野、紀州根米寺西、同 寺西、同 粉川寺、和州超昇寺、泉州榎尾、泉州神尾、同 高蔵、同 和田、同 中川牛滝、撰州丹生寺、城州海重山和州多武峰、同 吉野桜本、同 内山、同 初瀬
- 54 右同書 三四四―三四六頁
- 和州添下郡鳥見莊鼻高山靈山寺
- 伊勢度会郡山田町 教王山 世儀寺
- 紀州伊都郡高野山金剛峰寺行人方
- 和州吉野郡井光山五台寺桜本坊
- 同 添下郡補陀洛山松尾寺中福寿院
- 同 山辺郡内山永久寺
- 同 添上郡菩提山正曆寺
- 江州甲賀郡金寄山飯道寺岩本院
- 和州式上郡三輪山平等寺
- 同 葛千郡宝有山高天寺
- 同 添上郡菩提山正曆寺中宝蔵院
- 江州甲賀郡全寄山飯道寺梅本院
- 55 宮家 準「山伏―その行動と組織―」(一九七三年 評論社)二二九―

- 三〇頁
- 56 十一世紀に組織化が完了したといわれる彦山修験と阿蘇山との間には山伏の往来がみられる。『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』二〇九―一一三号・一一二号・一二二号・二九八号) また、弘仁年中(八一〇―八二四)と伝える彦山座主法蓮が阿蘇山参詣の帰途、小国で遭過した奇端の話は示唆的である(右同文書四一四号)。つまり、阿蘇修験の成立には彦山修験の働きかけが大であったとみなしていいのではなからうか。彦山は熊野修験の一翼を荷ったが、鳥を左右にあしらった阿蘇社牛王寶印は彦山、さらに求菩提山のそれに類似しているし、それは熊野神社のものに基づくものであると推定される(図版18の(1)参照)。
- 57 後述するが麓坊中での峰入りの記録として一番古いのは元和二年(一六一六)のものであるが峰入りでの大越家、二宿、三宿という役割は当山派に基づくものである。(図版18の(1)参照)
- 58 宮家 準 『山伏——その行動と組織——』(一九七三年 評論社) 一三一―一三二頁
- 59 『肥後國誌』
- 60 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三八四号
- 61 右同文書 二四五号
- 62 右同文書 一三三号
- 63 右同文書 三九三号
- 64 右同文書 三八二号
- 65 西巖殿寺近世文書
- 66 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三二八号・三九一号
 なお、三宝院門跡は元禄十三年(一七〇〇)十一月、江戸戒定院を鳳閣寺と改め、同寺住職を諸国総袞袞頭とし、当山派の山伏の補任、諸法式の制定、公事の沙汰等を行わせた。(宮家 準 『山伏——その行動と組織——』(一九七三年 評論社) 一三三頁)、行者那羅延坊の後裔、那羅尾家に天保四年(一八三三)正月発行のものが残っている(図版7の(2)参照)。
- 67 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三三号
- 68 宮家 準 『山伏——その行動と組織——』(一九七三年 評論社) 一三一―一三四頁
- 69 西巖殿寺近世文書 放生院牟恭は墓碑銘から判明したが、戒定院と廻向院は山伏名は不明である。
- 70 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一六一号・二四九号・二五〇号・二五六号・二六八号
- 71 右同文書 一六一号
- 72 右同文書 二六八号
- 73 右同文書 三〇九号・三三五号・三八五号
- 74 右同文書 三九二号

三坊と庵

(一) 坊

山上において三十七坊が職であり、坊舎であったことは前に述べた。また、清正が黒川村に坊舎を再興し、衆徒・行者を還住させて寺領地を与え、管理統轄をはかったことも先にふれた。職としての三十七坊であったために寺領地は寺格に應じて与えられたが、衆徒方の實門坊、行者方の圓鏡坊の坊舎は再興されなかった。(表4・5参照)

圓鏡坊は承応三年(一六五三)の衣体をめぐる紛争の時に、行者方が衆徒方へ書いた起請文に名前を連ねている。實門坊は寛文四年(一六六四)五月に伊勢参宮のための往来切符を細川氏社奉行へ依頼し、同年九月に開かれた成満院後任の取立人を決める衆議に参加して福満坊を支持している。そのほかにも住職として存在したことを示す史料は多い。明暦四年(一六五八)四月五日、福満坊秀算は口上書で「成満院門葉之成道坊、去々年之暮ニ上方へ被參候處ニ、舊冬衆中へ書狀下シ被申候ハ、最早下申儀難成候間、弟子之取立寺

役等指引、實門坊被仕候様と申來ニ付、實門坊去冬より成道坊へ移居被申候」と述べていて、坊舎がない實門坊が他の坊舎に居住していた事がわかる。逆に坊に住職がない時は着坊といって、他の坊が坊舎の管理を行った。

一つの坊舎には弟子と隠居が同居していたが(資料1参照)、現住の坊数と出家人の割合をみると、一つの坊舎に二人位の出家が生活していたといえる(表8参照)。

坊舎の実態をみると(表4・3参照)、火事にあい仮屋のままの坊舎が衆徒方行者方の双方にみうけられる。衆徒方は寺内に地藏堂、天神社等祀っていたが、そのいくつかは現在も残っている。神前は双方にあるが、仏間は衆徒方は学頭坊舎だけに(代りに神前はない)、行者方は六坊に存在するのは注目される。

なお、山上には三十余の堂社があつた(表6参照)。この堂社の守りをするのは山伏で、衆徒方山伏と行者方山伏がそれぞれ当番であり、番屋を宿舎とした。火山活動が活発化したりする異変も彼ら山伏によつて、学頭坊の下に注進された。なお後述するが、峰入りの時、当番に当たっている山伏は番屋から途中の小篠の宿へ駈入り参加した。これらの堂社のうち山上本堂と乙護堂、山王堂は明治四年の廢寺に際して、麓へ下された。しかし、残りの堂社は廢仏毀釈に伴つて破壊されたものと思われる。

衆徒方、行者方もそれぞれ運営にあたっては月行事を置き、春

表4 衆徒方坊の間数

神前	仏間	客殿	座敷	玄関	廊下	居間	客殿取合	茶間	台所	長屋	本門(薬医門)	備考
学頭坊	2.5間 × 4間	3.5間 × 9間 東方に3R×6間の炬付		2.5間 × 2.5間		2.5間 × 4間 東方に3R×2.5間炬付	9 ^R × 3.5間	3.5間 × 4間 西方に3R×5間の炬付	3間 × 6間	2.5間 × 10間	1間 × 1.5間	門間：3R×5間 門間：2間 × 5間 客殿の東方に3R×6間の炬付 客殿の西方に3R×6間の炬付 本門(薬医門)：2.5間 × 1.5間
禮徳坊	2 × 3.5	3.5 × 6		9 ^R × 2		2 × 3			3 × 7			6年以前に焼失 （尺貫：2間 × 5間、東西 （北方）に1間 × 1間） （尺貫：2.5間 × 7間、東西 （南方）に1間 × 1間）
成実坊	(2 × 1.5)	(2 × 4)		(9 ^R × 2)					(2.5坊に3R×5間の炬付)			
得善坊	2 × 3	3.5 × 6.5		9 ^R × 2	2 × 2	2 × 3			3 × 8.5			
長善坊	2.5 × 3 ^{※3}	3.5 × 8.5		9 ^R × 2	2 × 3	2 × 3.5			3 × 6	8R × 1丈5R		地震：7R × 20間、東西 （尺貫：7R × 20間、東西 （北方）に1間 × 1間）
福性坊	(2.5 × 2 ^{※2})	(2.5 × 7.5)		(2 × 2)					(2.5 × 4)			元文1年(1736)焼失 （尺貫：20間 × 8間、東西 （南方）に1間 × 1間、東西 （北方）に1間 × 1間）
了覚坊	2.5 × 2.5	3.5 × 5	2.5 × 4.4	9 ^R × 2 × 2					3 × 7.5			
娯楽坊	2.5 × 3 ^{※3}	3.5 × 4	2.5 × 4	9 ^R × 2	9 ^R × 2	3.5 × 3.5			3.5 × 6.5	1 × 1.5		標置明神御守室：1間、四方板付
普性坊	2 × 2		2.5 × 6 東方に6間の炬付						2 × 7.5			
實門坊	前々より寺家無御座候											
大寶院	2.5 × 2.5	3.5 × 6	2 × 3.5	2 × 2		2 × 3		2.5 × 5	2.5 × 4		1 × 1	
福壽坊	2 × 2	2.5 × 6 東方に3R × 4間の炬付		2 × 2 前方に4R5の炬付 3 × 2間の炬付		2 × 3		3 × 4 西方に1間 × 2間の炬付	2.5 × 3		1 × 1.5	6年以前に焼失、当時の尺貫2.5間 × 3間、東西
新樂坊												
萬福院	3.5 × 3	3.5 × 5	2.5 × 5	9 ^R × 2				3 × 3.5	3.5 × 4		1 × 1.5	
萬樂坊	2 × 2.5	3 × 7			2 × 2	2 × 2			2.5 × 7.5			
淨教院	2 × 2.5	3.5 × 7		2 × 2		2 × 3.5			3 × 8.5 坊に3R × 6間の炬付		5 ^R × 1.5	標置室：3間四方 標置室：3R × 6R 天神室：3R四方板付
妙境坊	2.5 × 3.5	3.5 × 5										
大徳坊	2 × 2	2.5 × 7				2 × 4		2.5 × 3	2.5 × 2.5			
成満院	2.5 × 3	3.5 × 7		9 ^R × 2	9 ^R × 2	2.5 × 4		3.5 × 7				
成道坊	2.5 × 2.5	2.5 × 3	2 × 3			9 ^R × 3		2 × 2.5	2 × 2.5			(土間) 2 × 2.5坊に1間 × 3間の炬

〈備考〉

この表は西嶺殿寺院近世文書によって作成した。※は文書が欠失しているため判読できた分の数値である。なお衆徒の坊と表7に掲げた山上堂柱について記録してある。表紙が欠失して年代は不明だが元文一年(1736)に福住坊が焼失して原屋が造られているので大体18世紀中頃の記録だと推定される。()は焼失以前の間数である。

表5 行者方坊の間数

	神前	拝仏間	方丈	客間	座敷	広間	居間	茶間	中台所	玄間	内玄関	次の間	料理間	台所	薬医門	塀門		
幸賀坊	2 × 3	1 ^間 × 3	間	2.5 × 2	2.5 × 2	間	2.5 × 2	間	2.5 × 2.5	2 × 9		2.5 × 3	間	2.5 × 6				
鏡観坊	2.5 × 3				2.5 × 2		2.5 × 3		2.5 × 2.5	2 × 9				下 ¹ 台 ^所 2.5 × 7				
了忍坊	2.5 × 3				2.5 × 2	2.5 × 3								2.5 × 8.5				
極楽坊	2 × 4	3 ^N × 1		2.5 × 2.5 東方に3尺×8間の障子付		2 × 6			2.5 × 6	2 × 9				2.5 × 7 東方に3尺×7間の障子付				
道場坊	2.5 × 2.5	1 × 9		2.5 × 2	2 × 3	2.5 × 3	3 × 2.5		2 × 9	2 × 9				3 × 7	1 × 9			
鏡善坊	2 × 2.5	1 × 2.5	3.5 × 7				2 × 4			2 × 9				2 × 6				
鏡一坊	2.5 × 2.5				2.5 × 2.5	2.5 × 2.5 東方に3尺×4間の障子付	2 × 3		上 ¹ 台 ^所 2.5 × 2.5	2.5 × 2.5	9 × 2.5			下 ¹ 台 ^所 9尺 × 3	1 × 1.5			
了實坊	3 × 3.5						3 × 3 大風で押付け そのまま							3 × 2				
慈眼坊	2.5 × 3.5	4 × 0.5 東方に障子付		2.5 × 4			2 × 4			2 × 9				2.5 × 7.5 2.5 × 5障子の 折廻し障子付				
密教坊	2 × 2				2 × 5		2 × 4			2 × 2				2.5 × 7.5	1 × 1.5			
那羅延坊	2.5 × 2.5	2 × 1			3 × 9			居間茶間 3.5 × 3		2 × 3				2 × 7	1 × 1.5			
鏡珍坊	2.5 × 1.5				2.5 × 2		2.5 × 5			2 × 9				2 × 2				
瑞泉坊	2.5 × 3.5				2.5 × 2		3 × 3	2.5 × 3 神前より茶間まで に8間×3尺の障子付		2 × 9				2.5 × 6				
圓達坊	2 × 2.5				2.5 × 2		2.5 × 3			2 × 2				2.5 × 6				
幸密坊	9 ^R × 2.5				2 × 2.5	2.5 × 3	1 × 3 東方に障敷より 8.5間×3尺の障子付	神前より茶間まで に8間×3尺の障子付		2 × 2				1 × 1.5	2 × 5			
妙圓坊	2.5 × 2.5	2.5 × 2			2.5 × 2		2.5 × 4			2 × 3				2 × 6				
圓鏡坊	鏡坊中以来寺家無																	

〈備考〉この表は安永二年(1773)の「阿蘇山上堂社普賢間敷覚知」によって作成した。間数には表7に掲げた山上堂社と行者方の坊についての記載されている。

表6 山上堂社の間敷

名称	間取	備考	名称	間取	備考
本堂	5間×9間	桁葺 内陣：1丈2尺×3間 本尊：十一面觀世音 不動明王 毘沙門天王 外陣 左：慈惠大師 <small>當山開祖</small> 右：最榮讀師	本堂	5間×9間	桁葺
中宮権現社	8尺×1丈6尺	小板葺石体(拝神・隠神2体)	中宮権現堂	1丈6尺8寸×8尺8寸	板葺
山王権現二一社	7尺5寸×2間	小板葺	山王堂	1丈2尺・8尺	板葺
天神社	9尺×9尺5寸	小板葺(神体2体)			
乙護法社	8尺×1丈3尺	小板葺 拜殿：2間×3間	乙護法社	1丈3尺5寸×8尺7寸	桁葺 拜殿：2間×3間杉葺
役行者堂	3間×3間	桁葺 <small>(ママ)</small> <small>(ママ)</small> 左右守護 五鬼・善鬼(石体) 護摩爐(石爐) 9尺×9尺	役行者堂	1丈8尺四方	桁葺
拝所鳥居	廻り3尺 高さ9尺5寸	木 (笠木下の台輪の広さ6尺5寸)			
			六観音堂	7尺×3尺5寸	板葺
			地藏堂	4尺×3尺3寸	板葺
			釈迦堂	4尺5寸×4尺	板葺
不動小社	面：2尺3寸 脇：1尺4寸 高：1尺9寸	板屋根 石体	不動堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
毘沙門小社	面：2尺3寸 脇：1尺4寸 高：1尺9寸	板屋根 石体	毘沙門堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
甲佐明神小社	面：2尺2寸 脇：3尺4寸 高：1尺6寸	板屋根 石体	甲佐明神社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
一ノ鳥井	廻り：3尺 高さ：1丈1尺	木 (笠木下の台輪の広さ7尺5寸)			
住吉明神小社	面：2尺2寸 脇：3尺4寸 高：1尺6寸	板屋根 石体	住吉社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
上品橋	横：6尺 長：8尺	板橋			
春日明神小社	面：2尺3寸 脇：1尺4寸 高：2尺	板屋根 石体	春日社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
遙拝鳥井	廻り：3尺 高さ：8尺	木			
伊勢小社	面：2尺4寸 脇：1尺6寸 高：2尺	板屋根 石体	(天照太神社)	2尺5寸×1尺5寸	板葺
十社明神小社	面：2尺4寸 脇：1尺6寸 高：2尺	板屋根 木像	高知尾十社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
天岩戸不動小社	面：2尺3寸 脇：1尺3寸 高：2尺	板屋根 石体	天岩戸不動社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
八幡小社	面：2尺3寸 脇：1尺3寸 高：2尺	板屋根 石体	八幡社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
			上宮太子堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
加茂小社	面：2尺3寸 脇：1尺3寸 高：2尺	板屋根 木像			

三 坊と庵

庵天護法小社	面：2尺 脇：1尺2寸 高：2尺	板屋根 石体			
田鶴原小社	面：2尺 脇：1尺2寸 高：2尺	板屋根 石体	田鶴原社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
			地蔵堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
文珠堂	面：2尺 脇：1尺2寸 高：2尺	板屋根 石体	文珠堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
聖徳太子堂	面：2尺 脇：1尺2寸 高：2尺	板屋根 石体	聖徳太子堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
			妙見菩薩堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
			八大童子堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
郷浦明神小社	面：2尺 脇：1尺2寸 高：2尺	板屋根 石体			
中品橋	広さ：7尺 長さ：4尺	板橋			
荒神小社	面：2尺3寸 脇：1尺7寸 高：1尺8寸	板屋根 石体	荒神堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
伽藍小社	面：2尺3寸 脇：1尺7寸 高：1尺8寸	板屋根 石体	伽藍堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
榎川水神小社	面：2尺3寸 脇：1尺7寸 高：1尺8寸	神体無	榎川水神社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
乙姫小社	面：2尺3寸 脇：1尺7寸 高：1尺8寸	板屋根 石体	乙姫明神社	2尺5寸×1尺5寸	板葺
巻ノ護法	面：2尺3寸 脇：1尺3寸 高：2尺	板屋根 石体	一の護法堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
本堂前の 瑞籬木	南：9間2尺 北：8間半 番所より東西22間 下の入口 北傍 8間 下の入口 南傍 9間				
番屋	2間×6間半	葺葺 南に1間×6間半鉦付 大風で倒れたために仮屋 仮屋：2間×4間 東に3尺の鉦庇付 本堂から番屋へ通い板橋 長さ：8尺、広：4尺			
御供水 (箱升)	長：3尺3寸 横：2尺2寸5分 覆：8尺=入4尺	茅葺			
雪隠	6尺四方	茅葺			
山上打越 水神社	9尺×4間	枋葺 御供屋 2間×3間 茅葺 烏井			
			南巻ノ護法堂	2尺5寸×1尺5寸	板葺
			本堂御供屋	2間×6間半	杉葺 鉦1間6尺

〈備考〉

この表は左側の表は安永二年(1773)の「阿蘇山上堂社并靈間数覚扣」により、右側は西嶽殿寺近世文書によって作成した。空欄は記述なし。

表7 衆徒方坊の現住表

年 名	貞享3 (1686)	享保1 (1716)	安永7 (1778)	安永8 (1779)	安永9 (1780)	寛政5 (1793)	寛政8 (1796)	享保3 (1803)	文政9 (1826)	文政13 (1830)	天保7 (1836)	天保11 (1840)	天保12 (1841)	天保13 (1842)	弘化3 (1846)	弘化5 (1848)	嘉永1 (1848)	嘉永3 (1850)	嘉永8 (1855)	安政6 (1859)	萬延2 (1861)	文久4 (1864)	元治1 (1864)	慶応2 (1866)	明治3 (1870)	明治4 (1871)	
																											学頭坊
学頭坊																											
成瀬院																											
萬福院																											
大寶院																											
福満坊																											
得善坊																											
長善坊																											
成道坊																											
嶋桑坊																											
新桑坊																											
了覺坊																											
善性坊																											
淨(淨光院)																											
風桑坊																											
總徳坊																											
大成坊																											
妙境坊																											
寶門坊																											
相性坊																											
合科	14	20	17	17	12	12	10	13	10	14	12	12	11	11	10	11	11	8	9	7	7	7	9	9	8	7	

〈備考〉 この表は西條殿寺近世文書によって作成した。
淨光院は寶永6年(1709)に淨教院と改めた。

表8 衆徒方人別帳

年 代	現住坊	出家	山伏	俗		そ の 他	計
				男	女		
宝暦6 (1756)	—	28 ^人	26 ^人	165 ^人	152 ^人	牢人3 ^人 禪門7 ^人 尼12 ^人	393 ^人
宝暦12 (1762)	—	24	24	167	137	牢人5 尼14	371
※安永3 (1774)	—	31	23	197	178		429
安永9 (1790)	12	28	22	202	148	尼15	415
文政11 (1828)	—	18	18	229	225		490
天保11 (1840)	12	18	21	—	—		—
弘化3 (1846)	10	18	20	244	205		454
安政2 (1855)	—	20	15	—	—		—
文久4 (1864)	7	20	15	262	199		461
慶応1 (1865)	—	21	16	—	—		—

〈備考〉

この表は西巖殿寺近世文書によって作成した。

※安永3年

学頭坊分は出家4人山伏3人

家来支配の者 男27人、女23人 計54人

行者方は出家21人山伏20人

家来支配の者 男118人、女80人 計239人

坊中全体の人口 668人

三 庵と坊

表9 行者方坊の現住表

年 名	貞享3 (1686)	寛政12 (1800)	文政8 (1825)	文政13 (1830)	天保7 (1836)	天保11 (1840)	明治1 (1868)
道場坊	○	○	○	○	○	○	○
鏡観坊		○	○	○	○	○	
鏡一坊		○	○	○	○	○	○
幸寶坊	○	○			○	○	○
那羅延坊		○	○	○	○	○	○
陽泉坊		○	○				
極楽坊	○		○	○	○	○	
了忍坊		○			○		
鏡善坊	○	○					
妙圓坊	○	○	○	○	○	○	○
圓達坊	○	○	○				○
慈眼坊	○	○					
了實坊	○						
鏡珍坊	○	○					
密教坊	○	○					
圓鏡坊							
幸密坊							
合 計	10	13	8	6	7	7	6

〈備考〉 この表は西巖殿寺近世文書によって作成した。

表10 年行事名一覧(2)

年 代	春	秋
寛文2(1662)	成 満 院	
寛文4(1664)	了 覚 坊	
寛文21(1672)	得 善 坊	
延宝2(1674)	娛 楽 坊	
延宝5(1677)	浄 光 院	
文禄15(1702)	福 満 坊	成 道 坊
宝永2(1705)		得善坊豪快
享保1(1716)		長 善 坊
延享2(1744)		得善坊代了覚坊
3(1745)	長 善 坊	
延享5(1747)	※ 浄 教 院	娛 楽 坊
宝暦4(1754)		浄 教 院
5(1755)	娛 楽 坊	萬 福 院
6(1756)	善 住 坊	成 満 院
宝暦8(1758)		新 楽 坊
9(1759)		萬 楽 坊
宝暦12(1762)		成 満 院
13(1763)		福満坊代成満院
14(1764)	成 道 坊	得 善 坊
明和3(1766)		了 覚 坊

※寶永6年(1709) 浄光院から浄教院と改称。

表10 年行事名一覧(1)

年 代	両 年 行 事
天授3(1377)	満楽坊 ・ 新楽坊
應永6(1399)	学頭坊 ・ 成道坊
應永6(1425)	那羅延坊 ・ 福満坊
33(1426)	了覚坊 ・ 長善坊
正長2(1429)	成満院 ・ 満楽坊
永享9(1437)	那羅延坊 ・ 成道坊
10(1438)	得善坊 ・ 長善坊
11(1439)	浄光院 ・ 極楽坊
12(1440)	伍楽坊 ・ 大寶院
嘉吉1(1441)	福満坊 ・ 善性坊
2(1442)	陽泉坊 ・ 萬福院
3(1443)	満楽坊 ・ 成満院
文安1(1444)	新楽坊 ・ 成道坊
2(1445)	得善坊 ・ 極楽坊
文安4(1447)	浄光院 ・ 了覚坊
5(1448)	大寶院 ・ 新楽坊
文明4(1472)	Ⓢ 浄光院 ・ 福満坊
文明6(1474)	Ⓢ 陽泉坊 ・ 善性坊
7(1475)	成道坊 ・ 萬福院
文明8(1476)	年行事 大寶院
文明12(1480)	年行事 浄光院
文明15(1483)	年行事 萬福院
文明17(1485)	秋年行事 浄光院宣順
18(1486)	秋年行事 長善坊
明應8(1499)	年行事 福満坊
永正4(1507)	年行事 浄光院豪宣
天正12(1584)	Ⓢ 福満坊 Ⓢ 新楽坊

(備考)

この表は『阿蘇文書』一〜三によって作成した。

三 坊と庵

文政 6 (1823)	得 善 坊	新樂坊代成滿院
7 (1824)	成道坊光潤	萬 樂 坊
文政 9 (1826)		娛樂坊代萬福院
10 (1827)	萬福院代娛樂坊	
11 (1828)	成 滿 院	
12 (1829)	成 滿 院	
13 (1830)	了 覚 坊	長善坊代萬樂坊 激海
天保 7 (1836)	得 善 坊	
天保11 (1840)	万福院代浄教院	善 性 坊 弘 純
天保13 (1842)	成 道 坊	得 善 坊
14 (1843)	新樂坊代得善坊 激海	長善坊代成滿院
弘化 3 (1846)	娛樂坊覚韵	萬 福 院 弘 秀
4 (1847)	善 性 坊 弘 純	成 滿 院 弘 英
5 (1848)	福 滿 坊 弘 純	成道坊代了覚弘盟
嘉永 2 (1849)		新樂坊代成滿院
3 (1850)	成 滿 院 弘 英	
安政 2 (1855)	善性坊弘安代 成道坊	
安政 5 (1858)	年行事代成滿院	成 滿 院
6 (1859)	娛樂坊代萬福院	
萬延 2 (1861)	福滿坊代成滿院 弘安	成道坊代大寶院 俊晟
元治 1 (1864)	了 覚 坊 弘 安	大 寶 院 俊 晟
2 (1865)	浄教院代成滿院弘英	娛樂坊代成滿院弘英
慶応 2 (1866)	萬福院代了覚坊弘安	善性坊代了覚坊弘安
3 (1867)	成 滿 院	
明治 3 (1870)	萬樂坊代成滿院	

(備考)

この表は西嶽殿寺近世文書によって作成した。

明和 5 (1768)	大 寶 院	
6 (1769)	善性坊代萬福院	成 滿 院
7 (1770)	福滿坊代成道坊	
安永 2 (1773)	成 滿 院	
3 (1774)		善性坊代福滿坊
安永 8 (1779)	萬樂坊代成滿院	了 覚 坊
7 (1780)	大寶院代娛樂坊	浄教院代萬福院
天明 1 (1781)		萬 福 院
2 (1782)	善 性 坊	
天明 4 (1784)	得 善 坊	
寛政 2 (1790)	成 道 坊	得善坊代成道坊
3 (1791)		長 善 坊
寛政 5 (1793)	大 寶 院	浄教院代善性坊
寛政 7 (1795)		成滿院代浄教院
8 (1796)	福滿坊代萬樂坊	成道坊代大寶院
9 (1797)		得 善 坊
寛政11 (1799)		了覚坊代大寶院
12 (1800)		娛樂坊代了覚坊
享保 1 (1801)		善性坊代浄教院
2 (1802)	成滿院代大寶院	
3 (1803)	成 道 坊	得善坊代福滿坊
文化 6 (1809)	福 滿 坊	成 道 坊
文化10 (1813)		娛樂坊代長善坊
文政 2 (1819)	大 寶 院	
3 (1820)	娛 樂 坊	萬 福 院
4 (1821)	善性坊代大宝院	成 滿 院
5 (1822)	成 道 坊	

資料1

衆徒坊の構成

学頭坊俊快(三六才)

飽田郡柿原村出身

文政元年(一八一八) 登山 大寶院俊藝へ弟子入

同二年(一八一九) 剃髪

同十年(一八二七) 実門坊住職

天保四年(一八三三) 大寶院へ転住

同十二年(一八四一) 九月学頭坊住職

娯楽坊寛韵(六六才)

大矢野武大夫悻

寛政二年(一七九〇) 五月登山 娯楽坊寛韵へ弟子入

同年 九月剃髪

後に 実門坊住職→娯楽坊住職

大光房寛傳(十四才)

山本郡正院村露島天神主坂本阿波守末子

天保六年(一八三五) 成満院弘観へ弟子入

得善坊激海(四七才)

阿蘇郡内牧手永内牧町 西岡頼平悻

文化二年(一八〇五) 登山 学頭坊激観へ弟子入

同年 剃髪

同十一年(一八一四) 万楽坊住職

天保四年(一八三三) 得善坊住職

妙境坊弘憲(三八才)

阿蘇郡内牧手牧小里村御家人渡辺金八家門同菊次郎悻

文政三年(一八二〇) 登山 得善坊弘藝へ弟子入

同年 剃髪

同九年(一八二六) 妙境坊住職

成道坊光藝(三四才)

阿蘇郡菅尾手永西竹原村甲斐角左衛門二男

文政元年(一八一八) 登山 大寶院俊藝へ弟子入

後 新楽坊住職

天保四年(一八三三) 成道坊転住

光藝弟子

惠光房潤海(十七才)

阿蘇郡菅尾手永柳村佐藤大三郎家門

天保六年(一八三五) 登山 得善坊激海へ弟子入

同七年(一八三七) 剃髪

同十一年(一八四〇) 激海より貫請、光藝弟子となる

浄教院俊忠(三四才)

飽田郡鳴崎村 松野平助二男

文政二年(一八一九) 登山 大寶院俊藝へ弟子入

文政十年(一八二七) 福性坊住職

天保四年(一八三三) 浄教院へ転住

了覚坊弘盟

南郷下色見村住吉傳五弟

文政五年(一八二二) 登山 礼徳坊弘宣へ弟子入

同十年(一八二七) 礼徳坊住職

天保十一年(一八四〇) 了覚坊転住

成満院弘英(三四才)

飽田郡五丁手永北迫村出身

文政七年（一八二四）登山 成満院弘観へ弟子入

同年 剃髪

天保二年（一八三二）福満坊住職

同十一年（一八四〇）成満院住職

長善坊光徹（二五才）

熊本 木村大左エ門家門

文政十二年（一八二九）登山 学頭坊光潤へ弟子入

同年 剃髪

天保六年（一八三五）長善坊住職

萬福院弘秀（二二才）

野尻手永草ヶ部御家人佐藤得次末子

天保二年（一八三一）登山 先住弘澄へ弟子入

同年 得度

同五年（一八三四）萬福院住職

善性坊弘純（二二才）

飽田郡北迫村 中嶋大藏二男

天保二年（一八三一）登山

同三年（一八三二）了覚坊弘賢へ弟子入、剃髪

同四年（一八三三）善性坊住職

成實坊 無住

萬樂坊

無住

三 坊と庵

新樂坊

無住

實門坊

無住

福性坊

無住

禮徳坊

無住

福満坊

無住

大徳坊

無住

大寶院

無住

隠居

大善院俊藝（六四才）

柏木武左衛門二男

天明二年（一七八二）登山

同四年（一七八四）娛樂坊光弁へ弟子入

〔備考〕

この資料は覚家所藏の天保十二年の衆徒方人別改帳の写によって構成した。なお、坂梨村の大山寺は長善坊末寺で、当時無住であった。

と秋の年行事がいた。^{註11}十二月二十八日に秋年行事から春年行事へ諸

道具、記録等を渡し、学頭坊を始め仲間の衆徒中に年行事を勤める

旨の挨拶を行う。そして、七月七日に今度は春年行事から秋年行事

へとバトンタッチされる。春・秋両年行事はその担当期間に起つた出来事を「諸記録」・「萬記録」・「年中記録」として記録していった。^{註12}年行事は交代でなつたが、表10にみられる様に後年、衆徒方に属する様になつた講衆と呼ばれた坊は山上においても麓坊中でもその役を果していない。学頭坊は古坊中時代には年行事になつてゐるが、麓で衆頂となつてからはその任についていない。

ところで、十七世紀末、幕藩体制の確立は同時にその体制を揺り動かす因となる商品経済の発展をもたらした。十八世紀になると、幕府をはじめ諸藩とも財政難に至り、その体制維持のための改革に着手せざるをえなくなる。坊の経済的基礎は先に述べた様に少々の寺領地と開地であつた。そこで、経済上の変化はもろに影響され、坊の経営に困難を生じた。天和二年（一六八二）に寺領地の年貢米が赦免され、^{註13}ついで、元禄十三年（一七〇〇）開地の年貢米も赦免され、同時に未納となつてゐる年貢米も免除された。^{註14}しかし、以後も坊は借財のやり操に追われ、難渋して寺役も勤め難く、寺家の修理もできずに仮屋住いという状態が続いた。^{註15}

坊がこの様な状態であつたため、入門する者も減少し、後任相続も難しくなつていった。表7にみられる様に十八世紀後半から衆徒二十坊のうち住職がいるのは十二坊前後、つまり六割という状態を呈するに至り、明治四年廃寺直前には現住はわずか七坊であつた。行者方も事情は同様であつた（表9参照）。

(二) 庵

坊が無住になつた時、「下屋敷ニ罷居候山伏共ニ、銀米餘ニ預置、後任入院之砌、其寺々之住持ニ相渡」、^{註16}あるいは「衆徒年行夏より山伏等差遣、行者衆中と立寄、寺物等改召置候」^{註17}または統領寺より「山伏兩人差遣、行者中と立寄、寺家相改帳面ニ記置」^{註18}れた。これらの文書により、山伏が坊の下屋敷に居住し、その配下におかれてゐることがわかる。三十七坊が衆徒方と行者方に分れてゐる様に山伏も二つに分れ、さらに各坊毎に所屬が定まつていた（表11参照）。衆徒方・行者方の配下の山伏という意味を含めて「下山伏何々坊」と呼ばれてゐたが、十八世紀後半頃になると「山伏何々房」と書き、衆徒、行者の「何々坊」と区別した形で著すようになる。^{註19}後述するが麓坊中の絵図もその書き方をとつてゐる。

山上に坊があつた時、山伏が鹿渡橋再建や中宮造営で活躍した事は既に述べたが、その数として、^{註20}嘉吉年間の上本堂遷座の時に八十三房あつたと伝えられている。麓におりた後の記録として山伏五十四人がある。^{註21}十八世紀以降の衆徒方山伏の数は表8のとうりで二十人前後である。

ところで、坊が職兼坊舎である様に、庵は山伏の住いであり、^{註22}相續される庵式であつた。^{註23}つまり各坊から庵の敷地を提供されて庵を

三 坊と庵

表11 衆徒方山伏と行者方山伏

	山 伏 名
(衆徒坊名)	
学頭坊	鏡泉(仙)・仙行・智光・観光・観蔵・相円
成満院	万智(知)・福蔵・紫雲・万祐・金光・覚巖・成行・常泉・鏡性・常福
萬福院	真教・玉泉・新光・行蔵・常仙・幸住・一行・雙(相)巖・相傳・勝福・良円・林光
大寶院	大蔵・常行・大仙・仙覚・常善・真乗
福満坊	福泉・円覚・源善・善了・頼仙(泉)・頼久・妙覚・秀蔵・善行・長圓
得善坊	頼福・金輪
長善坊	頼現・蓮乗・常善・正覚・長久・長蔵・知浄・円城・金頼・玉林
成道坊	実相・正行・教覚・観妙・鏡俊・仙蔵
娯楽坊	円蔵・円照・頼智・蓮乗・円智・円成・真成
新楽坊	
了覚坊	行福
善性坊	宝教(鏡)
浄教院	双覚・良覚
萬楽坊	仙祐・花光・仙養
禮徳坊	円行・大泉・龍蔵
大徳坊	
成實坊	
妙境坊	
實門坊	
福性坊	玉円・覚傳
(行者坊名)	
道場坊	正現・真養
鏡観坊	鏡蔵・快行・良音・長福・宝円・教林
鏡一坊	本了・金林・了円・宝光・行泉・大真
幸寶坊	教巖・教傳
那羅延坊	大教・仙識(式)・了泉・養福・南智・円林・円了
陽泉坊	頼円
極楽坊	円乗・鏡式・楽養・仙教・本覚・本行
了忍坊	
鏡善坊	長傳・金蔵・覚円
妙圓坊	慶蔵・仙秀
圓達坊	円識(式)・頼仙・宝智・了巖
慈眼坊	善住・成円・法林
了實坊	雙覚・行智
鏡珍坊	
密教坊	
圓鏡坊	
幸密坊	

<備考>
この表は資料6 阿蘇大峯名附記録及び西巖殿寺近世文書によって作成した。
所属不明の山伏名は保留して記載しなかった。

表12 衆徒方山伏の房と庵の関係

年代 坊名	寛政年中 (1789-1801)		天保12 (1841)	
	庵を持つ房名	庵を持たない房名	庵をもつ房名	庵を持たない房名
学頭坊	仙行・鏡仙		鏡泉・仙行	智行・観光
大寶院	大仙	大蔵・仙覚	大蔵	常行
娯楽坊	円蔵・円照		円蔵・円照	頼智
了覚坊	行福			
萬楽坊	仙祐	花光		
成満院	万知・万祐・金光	福蔵・覚厳	万智	紫雲
萬福院	玉泉・真教・行蔵	常仙・幸住	真教・玉泉	新光
福性坊	玉円			
禮徳坊	円行			
善性坊	宝教			
福満坊	福泉・善了	円覚・頼仙	福泉・善了	円覚・源善
成道坊	実相		実相	正行・(隠居 教覚・観妙)
長善坊	頼現・常善・正覚	長久・長蔵・知浄	頼現	蓮乗
得善坊	頼福	金輪		
計	23 房	13 房	12 房	10房 (隠居は除く)

(備考) 寛政年中の記録は西巖殿寺近世文書により、天保12年の記録は覚家所蔵の宗教人別改帳の写による。

表13 衆徒方山伏の庵名と庵数

安永 9 (1780)	文政 13 (1830)	天保 12 (1841)	天保 13 (1842)	嘉永 1 (1848)	明治 4 (1871)
福泉房	○	○	○		○
頼福房	○			○	
万智房		○			
善了房	○	○	○	○	○
真教房	○	○	○	○	
頼現房	○	○	○		○
覚厳房					
行福房					
玉泉房	○	○			
行蔵房					
実相房	○	○	○		○
大泉房					
常現房					
計13	仙行房	○	○	○	○
	円蔵房	○	○	○	
	鏡泉房	○	○	○	○
	大蔵房	○	○	○	
	金光房				○
	福蔵房			○	○
	円照房	○			
	計14	計12	円覚房		
			計10	計8	大仙房
					計9

(備考) この表は西巖殿寺近世文書によって作成した。

営み、さらに寺領地のうち一部を扶助してもらった。無住となった坊の下屋敷に山伏がいたのも敷地を提供してもらって居住していたためである。寛政年中(一七八九—一八〇二)の庵と天保十二年(一八四一)の庵を比べると(表12参照)大蔵房は寛政年間には庵をもたずに天保十二年には庵を再興している。つまり庵式の相続再興は流動的である。その数の減少は明白であるが、二十四の庵名がわかる。山伏も衆徒や行者と同様に妻帯せず、一つの庵には弟子や隠居と一緒に居住していた(資料2参照)。

庵の経営が坊に依拠する以上、当然坊の経済事情が反映するわけで、庵式の相続、再興は坊の経営が悪化するにつれて、困難になつたと推測される。表13の様に衆徒の山伏の庵は庵の名前と共に数の

上においても変動が認められる。

(三) 相 続

「坊職之事、任師相續之旨(實規)當行者也」というのが、坊職の相続についての原則である。山上では弘治二年(短期)(一五五五)、萬福院俊海が弟子一乘房に譲与している事例がある。(注27)麓においても跡職はその原則が踏襲されたが、統領・門葉寺の関係を強調したために衆徒方と行者方との間で対立が生じたことは前に述べた。

前に掲げた資料1の天保十二年(一八四一)の記録をみると、入門者は阿蘇郡以外の出身者もかなりいて、登山時の年令は最年長者が十七歳、最年少者が七歳で、平均十二歳弱である。住職につくまでの年月は坊により種々である。ところで、同資料の住職の名前をみると、大寶院俊藝の弟子であった学頭坊は俊快、成道坊は光藝、浄教院は俊忠とそれぞれ師の名前の一字を譲りうけている。その他の坊の住職もそれぞれ、登山して入門した坊の住職の名前の一字を与えられている。また師の後住職に五人が就いているが、資料からわかる様に坊から坊への転住があるのでこの数は過渡的である。師資相続の原則は一応維持されているといえる。

三 坊と庵

衆徒方の弟子相続の過程を文政九年(一八二六)から元治元年(一八六四)までまとめたのが、表14である。先ず、文政九年では

学頭坊は無任で、現住坊は十である。交衆として四人いるが、いずれも師の名前を一字譲られている。交衆は山上における講衆の流れをひくもので、弘化三年の欄をみるとわかる様に、交衆は弟子の中で平僧より上位に位置づけられている。文政十三年に中教房俊應は新樂坊住職に、理乘房俊快は実門坊の、一乘房俊忠は福性坊の、実教坊弘盟は礼徳坊住職として登場する。(注28)その他、長善坊光潤は学頭職に就き、得善坊弘誓の死去に伴って(注29)藤次に変化がみられる。新住職の四人は下位で、浄教坊俊宣と萬福院弘澄は京都(比叡山)にしているために最下位に記されている。天保七年になると、新樂坊俊應は存在せず、大寶院俊藝、娛樂坊覚韵、大徳坊栄解の三人は隠居している。萬樂坊激海は得善坊へ、実門坊俊快は大寶院へ、福性坊俊忠は浄教院へ転住している。そして新たに福満坊弘英、長善坊光徹、萬福院弘秀が加わった。長善坊の隠居、法音院覚栄は既に文政九年以前に隠居していたと思われる。天保十三年には大寶院俊快が天保九年に学頭光潤が死去したため学頭職(注30)に就いている。文政九年に大寶院の弟子、理乘房俊快であったのが、実門坊住職となりついで大寶院へ転住して、最後に学頭後住に選ばれたわけである。以下、元治元年まで、交衆から住職へそして転住、さらに隠居をくりかえしている、筋次は学頭坊が勿論筆頭であるが、その他の坊は寺格、統領・門葉寺等とは関係なく、住職になった順序に基づいていたようである。行者も同様であったと推定される。

表14 衆徒方相續表

文政9 (1826)	得善弘誓 大賢俊藝 嶋榮俊昶 了覚弘賢 萬善激海 長善光潤 成瀧弘詮 萬福弘澄 妙境弘憲 淨教俊義 在 _江 在 _京	文政13(1830)	學頭光潤 大賢俊藝 嶋榮俊昶 了覚弘賢 萬善激海 成瀧弘詮 大徳栄解 妙境弘憲 新榮俊應 実門俊忠 福性俊忠 礼徳弘盟 淨教俊宜 在 _京 在 _京 萬福弘澄	天保7 (1836)	學頭光潤 了覚弘賢 得善激海 成瀧弘觀 妙境弘憲 成道光藝 大賢俊忠 淨教俊忠 礼徳弘盟 福瀧弘英 長善光徹 萬福弘秀	天保13(1842)	學頭俊快 得善激海 成道光藝 了覚弘盟 長善光徹 善性弘純 嶋榮俊昶 妙境弘憲 淨教俊忠 成瀧弘英 萬福弘秀	弘化3 (1846)	學頭俊快 嶋榮俊昶 得善激海 大徳栄海 成道光藝 了覚弘盟 成瀧弘英 長善光徹 萬福弘秀 善性弘純	弘化5 (1848) 正月	學頭俊快 嶋榮俊昶 得善激海 成道光藝 了覚弘盟 成瀧弘英 長善光徹 新榮栄親 福瀧弘純 在 _江 在 _江 大賢俊最	嘉永1 (1848) 7月	學頭俊快 嶋榮俊昶 得善激海 成道光藝 了覚弘盟 成瀧弘英 長善光徹 新榮栄親 萬福弘秀 福瀧弘純 在 _江 在 _江 大賢俊最	嘉永3 (1850)	學頭俊快 成道光藝 了覚弘盟 成瀧弘英 長善光徹 新榮栄親 萬福弘秀 大賢俊最	安政2 (1855)	學頭光徹 成道光藝 了覚弘盟 成瀧弘英 新榮栄親 萬福弘秀 善性弘安 大賢俊最 礼徳弘門	万延2 (1861)	學頭光徹 成瀧弘英 新榮栄親 萬福弘秀 善性弘安 大賢俊最 礼徳弘門	文久4 (1864) 正月	學頭光徹 成瀧弘英 新榮栄親 萬福弘秀 了覚弘安 大賢俊最 礼徳弘門	元治1 (1864) 7月	學頭光徹 成瀧弘英 新榮栄親 萬福弘秀 了覚弘安 大賢俊最 礼徳弘門 淨教光暲 成道光徳
(交 衆) 大賢院弟子 中教房俊應 大賢院弟子 理乘房俊快 大賢院弟子 一乘房俊忠 了覚坊弟子 実境房弘盟	記載なし	(隠 居) 大賢院 大善院俊藝 長善坊 法音院覚茶 娛染坊 恵澄院覚昶 大徳坊 寔壽院栄解 (交 衆) 大徳坊弟子 本行房栄親 (後 住) 善性坊後住 弘純 善光 激 啓 萬榮坊後住 新榮坊後住 大部卿弘盤	(隠 居) 大賢院 大善院俊藝 (交 衆) 大徳坊弟子 本行房栄親 (弟子分) 了覚坊弟子 大乗房弘安 淨教院弟子 清浄房俊友 妙境坊弟子 昭善房督海 大賢院弟子 中納言俊最	(交 衆) 大徳坊弟子 本行房栄親 大光房覚傳 了覚坊弟子 大乗房弘安 學頭坊弟子 理乘房俊最 (平 僧) 淨教俊忠弟子 清浄房俊友 得善坊弟子 昭善房督海 成瀧院弟子 大進房弘門	(交 衆) 娛染坊の交衆 大光房覚傳 了覚坊の交衆 大乗房弘安 (弟 子) 淨教院弟子 清浄房俊友 得善坊弟子 昭善房督海	(交 衆) 娛染俊住・交衆 大光房覚傳 了覚坊後住・交衆 大乗房弘安 (弟 子) 淨教院弟子 清浄房俊友 成瀧院弟子 大進房弘門 得善坊弟子 昭善房督海	(交 衆) 娛染坊後住 大光房覚傳 了覚坊後住 大乗房弘安 淨教院後住 清浄房俊友 得善坊後住 昭善房督海 成瀧院弟子 大進房弘門	(交 衆) 娛染坊後住 大光房覚傳 得善坊後住 得善坊後住 一音房督海 在 _江 在 _江	(交 衆) 大光房覚傳 正岡房光暲 中教房光徳 在 _江 在 _江	(交 衆) 正岡房光暲 大光房覚傳 中教房光徳	記載なし												

(備考) この表は西蔵殿寺近世文書の各年代の諸記録及び家所蔵の嘉永8年(安政2年)の「藏中諸記録」によって作成した。

山伏の場合も師との結びつきは深く、資料2でわかる様に鏡泉房文精が登山、入門した師の善了房文叶より文の一字を譲られている様に入門した師の名前の一部を受け継いでいる。登山時の年令は十六歳が最年長で、最年少者は七歳で、平均すると十二歳で、衆徒方でみた坊の入門者の年令とほぼ同じである。また、入門にあたって注目すべき事は衆徒方山伏と行者方山伏は明確に区別されており、弟子入りは衆徒方山伏は衆徒方山伏というのが原則であったようである。そのために実相房快照は行者方慈眼坊の山伏成円房快敏に弟子入りして得度した後、成道坊住職が貰請けて自己の坊の庵式を相継させている。同じく大蔵房豪了も行者方那羅延坊の山伏養福房豪澄の弟子であったために貰請けられた後、庵を相継している。入門の山伏は阿蘇郡内、それも坊の家来の子弟が多いが、衆徒方山伏は衆徒方坊の家来出身であったようで、行者方慈眼坊の山伏成円房へ弟子入りした実相房は行者鏡観坊の家来出身であった。なお、必ずしも士分出身でなかったといえる。

さらに資料2の庵の相継をみると、例えば仙行房庵は天保十年（一八三九）に豪恵が相継しているが、前の仙行房には觀光房という弟子がいたにもかかわらず譲られていないという例がある様に十二の庵の相継のうち六人は弟子入りした師の庵と異なる庵を相継しており、必ずしも師の庵を相継していない。また玉泉房法澄は萬福院において、先ず、真教房庵を相継し、この庵を弟子法秀へ譲り、玉泉

坊庵へ転住している。つまり、萬福院に付属していた玉泉庵を再興して転住したわけである。反対に成満院の下山伏福蔵房豪際が庵を持ち、弟子紫雲房がいたが亡くなったため、成満院より福蔵房庵式の相継が停止され、紫雲房は同じ成満院の下山伏万智房の庵に移り住んだと推定される。庵は経済面その他で坊との係りが密接であるため、その相継はやや複雑であったといえる。

相継に関連して、残されている墓、衆徒方の墓が中心であるロクブ墓、行者方と行者方山伏の墓が残されている天神山、衆徒方山伏の墓で成り立っているヤンボシ墓の三ヶ所を中心に（図15参照）その墓碑銘を調査して、資料3¹⁵にまとめた。墓は自然石がほとんどで、高さは最大長で二メートル余、小さいものは五〇センチメートル位で、横は一メートルから二〇センチメートル位にわたっている。幅は二〇センチメートル内外である。衆徒、行者の墓の方が相対的に山伏の墓より大きい（図版11〜15参照）。

資料2

衆徒方山伏の構成

学頭坊下山伏……四人

鏡鏡泉房文精（三六才）

阿蘇郡山田村松右衛門三男

文化十四年（一八二七）登山 善了房文叶へ弟子入

同 年 得度

天保二年（一八三一）鏡泉房庵相継

(弟子)

智光房文係(十五才)

学頭坊家来小嶋福三郎倅

天保十二年(一八四二)登山 鏡泉房へ弟子入

同年 得度

仙行房豪恵(十七才)

成満院家来新井忠次倅

天保二年(一八三一)登山 福藏房豪探へ弟子入

同三年(一八三二)得度

同十年(一八三九)仙行房庵相統

(弟子)

觀光房恵傳(二四才)

阿蘇郡南郷下色見村岩下九右衛門倅

文政八年(一八二五)登山 仙行房妙恵へ弟子入

文政十一年(一八二八)得度

娯楽坊下山伏……三人

円藏房精顕(四四才)

娯楽坊家来利左エ門倅

文化四年(一八〇七)登山 円藏房精慈へ弟子入

同年 得度

文化十三年(一八一六)円藏房庵相統

(弟子)

頼智房精澄(十四才)

阿蘇郡三ヶ村忠次倅

天保十二年(一八四二)登山 円藏房精顕へ弟子入

同年

得度

円照房精滄(三七才)

阿蘇郡南郷色見村政次倅

文化十四年(一八一七)登山 円照房精覚へ弟子入

同年 得度

文政二年(一八一九)円昭房庵相統

成道坊下山伏……四人

実相房快應(三五才)

鏡觀坊家来久代和平治孫

文化十四年(一八一七)登山 成円房快敏へ弟子入

同年 得度

後に 成道坊先住光潤に貰請られて、実相房庵相統

(注)成円房は行者方慈眼坊の下山伏

(弟子)

正行房快存(十五才)

阿蘇郡北坂梨村次惣太倅

天保十二年(一八四二)登山

同年 得度

(隠居)

教覚房弁應(六三才)

阿蘇郡黒川村丹吉左エ門倅

寛政六年(一七九四)登山 福泉房弁恭へ弟子入

同七年(一七九五)得度

(隠居)

觀妙房弁誨(四四才)

阿蘇郡下原村甲斐勝平悻

文化四年(一八〇七)登山 教覚房弁應へ弟子入

同五年(一八〇八)得度

成満院下山伏……三人

万智房弁忠(四七才)

阿蘇郡永原村片吉悻

文化五年(一八〇八)登山 福泉房弁恭へ弟子入

同十二年(一八一五)万智房庵相統

(福藏房弟子)

紫雲房豪劔(十三才)

大寶院家来荒木惣助悻

天保七年(一八三六)登山 福藏房豪隠へ弟子入

同九年(一八三六)得度

長善坊下山伏……二人

頼現房快典(四七才)

阿蘇郡坂梨村彦次郎悻

享和元年(一八〇二)登山 実相房弁應へ弟子入

文化五年(一八〇八)得度

同六年(一八〇九)頼現房庵相統

(弟子)

蓮乗房快澄(二三才)

学頭坊家来和田傳次悻

文政十二年(一八二九)登山 頼現房快典へ弟子入

同年

得度

三 坊と庵

萬福院下山伏……三人

真教房法秀(三三才)

萬福院家来貞吉弟

文政五年(一八二四)登山 真教房法澄へ弟子入

同年 得度

天保元年(一八三〇)真教房庵相統

(弟子)

新光房法筌(二〇才)

阿蘇郡宮地志賀惣九郎悻

天保五年(一八三四)登山 真教房法秀へ弟子入

同年

得度

玉泉房法澄(五一才)

萬福院家来治平悻

寛政十二年(一八〇〇)登山 真教房法顯へ弟子入

享保二年(一八〇二)得度

同年

真教房庵相統

天保元年(一八三〇)玉泉房へ転住

福満坊下山伏(福満坊は無住)……四人

福泉房弁誨(六七才)

成満院家来嘉市悻

寛政元年(一七八九)登山 福泉房弁恭へ弟子入

同年 得度

文化四年(一八〇七)福泉房庵相統

黒川村の内、古閑に居住

(弟子)

円覚房弁長(二三才)

玉名郡内田芹村大村傳十郎二男

文政十二年(一八三二) 登山 福泉坊弁誨へ弟子入

同年 得度

(弟子)

源善房弁祐(十六才)

福満坊支配西善左エ門育

天保十二年(一八四二) 登山 福泉房弁誨へ弟子入

同年 得度

善了房文叶(六八才)

阿蘇 神人黒田大進養子

寛政元年(一七八九) 登山 浄藏房文盈へ弟子入

同年 得度

後に 善了房庵式相統

大寶院下山伏(大寶院は無住で隠居の大善院がある)……二人

大藏房豪了(四五才)

鮑田郡半田村井ノ上京助弟

文化元年(一八〇四) 登山 養福坊豪澄へ弟子入

同五年(一八〇八) 得度

同十一年(一八一四) 大寶院隠居に貫請けられて大藏房庵相統

(注)養福房は行者方那羅延坊の下山伏である。

(弟子)

常行房恵了(十七才)

長善坊家来善之助俸

天保七年(一八三六) 登山

同八年(一八三七) 得度

〈備考〉

この資料は覚家所藏の天保十二年の衆徒方の人別改帳の写より構成した。

なお、「當院支配下當山方修験天台宗」の「山伏何人」となっており、真言系当山派に所屬していても、宗旨は天台宗であった。

資料3

坊中六十六部墓(通称ロクブ墓)

明治四年の廢寺後、衆徒方の坊舎から墓石が移された。改葬の基本方針として、各坊毎に縦に整理してある。了覚坊の墓石は奥より年代が古い順に並べてあるが、他の坊はややアトラングダムに移し置かれている。ただ全ての墓石が移されたわけではなく、坊舎があった近くに残された墓石もあった。またその他の場所にも坊名が判名する墓石があった。坊名が墓碑だけでなく、位碑、文書等によって判別できたものは坊毎に整理した。坊名が不明の分は年代順に並べた。なお、※印は坊中の西巖殿寺周辺に、※※印は芹川にある墓石を示す。長善坊契雅の墓は善応寺観音堂の近くにあり、※※※印をつけた。

ロクブ墓の由来ともいえる六十六国廻国の法印の墓は一つあった。碑文は次の通りである。

(表) 常陸國筑波郡栗山之住廻國

瓦 覺尊融實法印靈

宝永三^丙 天正月二十九日

(裏) 丹波國回行禪八造立

学頭坊

※一和尙大阿闍梨法印豪榮(一七二四)―麓九世大阿闍梨法印修乘(一

七三八) — 大阿闍梨法印舜陽(二七四二) — 大阿闍梨法印(二七四五)

— 樹音院舜榮法印(二七八五) — 大阿闍梨激觀和尚(二八〇八) —

麓十五世巖淨院弘解大和尚(二八二五) — 大阿闍梨豎者權大僧都光潤

法印(一八三八) — 麓十七世大阿闍梨法印常行院俊快大和尚(一八五

〇) — 光徹(改名佐々晃道)(一八八五)

成滴院

麓六世大豎者智輪(二七三五) — 麓八世大豎者弘榮(二七八六)

— 麓九世弘譚(二七九二) — 麓十一世弘詮法印(二八四六) — 弘英

(改名谷婦)(一八八七)

萬福院

麓十一世贈法印權大僧都權者舜明(二七七五) — 中興十二世弘朝法印

(一八三二) — 弘秀(改名佐藤弘)(一八七三)

大寶院

麓三世贈昇權大僧都豪□(一七二六) — 麓四世權大僧都法印豪運(一

七二二) — 權律師光惠(二七五七) — 麓十一世中興自往院大阿闍梨

豎者法印弘俊(一七八三) — 麓十二世大阿闍梨豎者法印俊藝(一八四

六) — 俊晟(改名得能自在)(一九〇一)

福満坊

大阿闍梨法印秀賢(一六八六)

得善坊

麓十世弘誓大和尚(二八二八) — 十一世激海法印(二八四九)

長善坊

一和尚大僧都契雅(二五九四) — 十七世權大僧都法印英胤(二六九

九) — 權大僧都大阿闍梨契尊(二七二二) — 權大僧都豎者昂法(一七

一八) — 麓十世豎者權律師覺頭(二七七六) — 麓十四世光隆法

印大和尚(一八二二)

成道坊

權律師舜喜(二七二〇) — 麓七世豐岸(二七七〇) — 九世中興光

淋(一八〇四) — 光藝和尚(一八五七)

娛樂坊

麓六世(二七三〇) — 麓八世法印光尹(二七七二) — 麓十世權律

師光辨(二七八四) — 光輝法印(二七九〇) — 光中法印(一八〇〇)

新榮坊

權大僧都智源(二六九〇) — 榮觀(改名野村長太)(一八九九)

了覺坊

權大僧都俊乘(二六三〇) — 權大僧都尊藝(二六四七) — 權律師豪賢

(一七二二) — 權大僧都豎者法印豪海(一七二〇) — 權律師弘演(一

七五三) — 麓七世弘協(二七八八) — 七世弘隆(一八〇四) — 麓九世

大阿闍梨弘賢(一八三八) — 十世豎者法印弘盟(二八五六) — 弘安(改

名覺 早見)(一九二二)

善性坊

一和尚權律師豪祐(一七二〇) — 豎者權大僧都法印俊盛(一七三〇)

— 麓五世大豎者豪等(二七八六) — 麓第六世豎者權大僧都大阿闍梨

俊惠法印(一八〇〇)

淨教院

一和尚顯密傳燈權大僧都法印豪雋(二六〇二) — 權大僧都法印豪堪

(二七一九) — 權大僧都法印豪詮(二七三八) — 麓十四世俊忠法

印大和尚(一八四五)

萬榮坊

榮賢(一八〇四)

禮徳坊

快弁法印(一七五二)―弘宣(一八〇六)

大徳坊

中興榮解法印(一八四七)

成實坊

中興弘彰(一八〇七)

妙境坊

七世弘中(一七八五)

坊名不明の分

阿闍梨精智(一六三二)―和尙大阿闍梨權大僧都豪教(一六二六)―
 權大僧都豪深(一六二九)―權大僧都法印豪精(一六三〇)―三部
 都法大阿闍梨法印豪然(一六三六)―和尙法印豪□(一六三九)―
 三毘都大僧(一六四二)―和尙權大僧都(一六四六)―權大僧都法
 印澄慶(一六五〇)・三部都法大阿闍梨權大僧都契華(一六五〇)―
 權大僧都豪四(一六五七)―權大僧都(一六六〇)―權大僧都法印契鎮
 (一六六二)―權大僧都(一六六四)―賢者權大僧都法印榮宣(一六
 六四)―權大僧都法印豪圓(一六七〇)―圓舜一和尙頭密傳燈權大僧
 (一六七三)―三部灌頂大阿闍(一六八二)―權律師契淳(一七〇六
)―權律師豪現(一七一一)―權律師良絹(一七二二)―權大僧都法
 印俊慶(一七二七)―權律師邦義(一七三三)―賢者權大僧都法印(一
 七二六)―權律師豪賢(一七三三)―律師良決(一七四四)―權大
 僧都法印脩沿(一七五三)―賢者權大僧都法印豪純(一七五六)―權
 律師昌純(一七五七)

資料 4

天神山の墓

天神山周辺には図17の様に行者方の坊、行者方山伏の庵が営まれた。また、行者方御祈禱所も天神山中に設けられた。そのため天神山には行者方に加えて国道五十七号線の建設に伴って元の位置を動かされた墓石もある。坊名が墓石に刻まれた碑文その他で判別できるものは行者方、行者方山伏に分けて坊毎に整理した。しかし、判別できかねる分については年代順に並べた。上部が欠落したり、あるいは土中に埋まって判別できないものもいくつかあった。※印は踊山神社の近くに祀られていた墓で、坊名が判名しているので天神山の分と一緒に整理した。

行者方

道場坊

權大僧都法印永典大先達(一六三二)―權大僧都法印快安大先達(一六七二)―權大僧都秀盛(一七〇〇)―權律師秀圓止大先達(一七二五)―契明法印(一八四七)

鏡観坊

權大僧都法印契教(一六二六)―和尙權大僧都法印良等大先達(一六七八)―良辨(一八三二)―良監(一八五九)―良桑(一八六六)

幸寶坊

權大僧都法印契秀(一六五四)―權大僧都法印真海(一六六二)―權大僧都法印珍采(一六六四)―權大僧都采海(一六九四)―大越家正大先達法印秀仙(一七〇二)―權大僧都慶運(一七一七)―豪海法印(一七五六)―權律師豪慧(一七六〇)―大阿闍梨

豪周法印(一七七七)・權律師豪融(一七七七)——契巖法印(一八

二二)——契源法印(一八四五)——契行(一九三三)

那羅廷坊

一和尚權大僧都大越家法印契典(一六一四)——權大僧都法印豪譽

大先達(二六八五)——權大僧都法印大先達豪澄(二七〇六)——權大

僧都法印大越家正大先達豪辨(二七二〇)——權大僧都法印阿闍梨豪

啓先達(一七三九)——豪鎮法印(二七四一)——豪山法印(一七九

九)——權大僧都大越家豪雄法印(二八三四)——豪忠(一八五九)

陽泉坊

權大僧都法印豪監大先達(一六八七)

極楽坊

契閑法印(一七四三)——麓七世契盤法印(一八〇一)

了忍坊

俊海法印(一八〇二)——豪順法印(二八一四)

妙圓坊

一和尚權大僧都契傳(一六七二)——一和尚大越家權大僧都法印契

淵(一七三八)——豪衛(一七七五)——豪觀(二八三三)

圓達坊

權大僧都長賢法印(一六八四)——長有法印(二七九六)

慈眼坊

大越家嶺慶大先達(一六二二)——契滇法印(二七八〇)

鏡珍坊

豪栄(一七八六)——豪傳(一七九五)

幸密坊

長栄(一七九七)

行者方山伏

円林坊

權大僧都法印長勝先達(一七五〇)——長栄(一八一三)

楽養坊

權大僧都契辨(二七一九)——權大僧都法印快隆先達(一七六五)

——權大僧都法印快諄先達(二七八八)——剋照(二七九九)——契圓法

印大先達(一八三三)

大教坊

峯權大僧都法印長海先達(一七六六)——峯大先達法印長啓(一八二

一)——長昌法印(一八五二)

覚祐坊

大先達法印俊□(一八二六)——大先達俊陽法印(一八七五)

養福坊

權大僧都法印長祐先達(一七〇六)——權大僧都法印阿闍梨長俊先達

(一七三二)——大先達豪清法印(一八三四)

慶蔵坊

權大僧都契歡先達(二六七九)——峯權大僧都法印快昌先達(一七三二)

正現坊

峰權大僧都法印華敦先達(一七三五)

鏡蔵坊

良憲(一八三二)

瀧音坊

峯大先達法印豪運(一八一五)

成圓坊

峯中權大僧都阿闍梨法印快有先達(一七四〇)——快敏法印(一八

四〇)

常行坊

契暢法印(一八六五)

覺冬坊

峯權大僧豪直法印(一七九六)

善住坊

養宣(一七七七)

仙式坊

權大僧都法印契深先達(一七二三)

圓量坊

權大僧都法印長等先達(一七二七)

宝圓坊

權大僧都法印良真先達(一七二六) | 權大僧都法印長祐(一七二九)

鏡式坊

權大僧都法印祐圓先達(一七〇六)

本行坊

峯權大僧都法印快運(一七〇二)

圓誠坊

權大僧都裕榮(一六七八)

本覚坊

權大僧都法印契永先達(一七一九)

真蔵坊

峯中權大僧都慶順先達(一七二三)

行泉坊

峯權大僧都法印快堅(一七一〇)

坊名不明分

權大僧都法印契順大先達(一六一〇) | 權大僧都先達善久(一六一九)

| 南光院教慶法印大先達(一六二〇) | 權大僧都快清(一六五六) ·

權大僧都快珍(一六五六) | 權大僧都法印俊祐(一六六〇) | 權大僧

都教俊(一六六五) | 一和尚權大僧範法(一六六六) | 峯權大僧都法

印快珍(一六六七) | 峯中俊(一六六九) | 峯三十七度權大僧都法印

阿闍梨南泉(一六七〇) | 峯權大僧都快祐(一六七八) | 權大僧都法

印快勝先達(一六八三) | 權律師覚傳先達(一六八六) · 峯權律師兼

金先達(一六八六) | 權大僧都豪典(一六九二) | 長圓先達(一六九

六) | 權大僧都大先達(一七〇〇) | 權大僧都法印(一七〇六) | 權

大僧都法印大先達豪快(一七〇九) | 權大僧都法印大先達良憲(一七

一一) · 權大僧都法印華運先達(一七一) | 一和尚權大僧都法印大

先達真順(一七二二) | 權大僧都法印究意院(一七二三) | 權大僧都

法印大先達長順(一七二二) | 權律師(一七二六) | 權大僧都法印豪

教大先達(一七二九) | 權大僧都阿闍梨法印長昌(一七三〇) | 權大

僧都法印長純(一七三四) | 峯中權大僧都長運先達(一七三七) · 峯

權大僧都法印快欽先達(一七三七) | 峯權大僧都豪全(一七三八) |

權律師秀頭(一七四七) | 峯權大僧都法印良辨先達(一七五二) | 峯

中權大僧都快澄先達(一七六一) | 尊勝院豪欽法印(一七六三) | 權

大僧都真快法印(一七六八) | 權大僧都快堅法印(一七七二) | 一和

尚觀壽院良應法印(一七七四) | 峯權大僧都法印長契先達(一七七五)

| 峯初僧祇秀(一七七七) | 權大僧都豪宣(一七八〇)

資料 5

ヤンボン墓

阿蘇山上への登山道の中腹にある。墓地の中央に次の碑が建っている。
(表)

④ 山上坊中万靈供養塔

(裏)

文政七甲申天

衆徒修験中衆建之

依学頭弘解法印之命令改葬者也

八月吉祥日

石運送寄進

坂梨古閑邑中

この碑文の通り、衆徒修験(衆徒方山伏)の墓を文政七年(一八二四)に学頭弘解の命によって改葬したものがヤンボシ墓である。上部が折れたり、剝離したものにさらに土中に埋って判読しかねないものがあったが、坊明が判明するもの(墓石に刻まれているもののほか、位碑、資料6 阿蘇大峯名附記録等により補った)と不明のものにわけて整理した。○で囲んだ数字は図16の墓石につけた番号で、整理した坊名から、基本的には各坊毎に古い順序に改葬する際、並べていったことがわかる。※は位牌に書かれていた分である。

福蔵坊

⑧④権大僧都舜澄(一六六六)——⑧⑤峯権大僧都法印栄然先達(一七一

九)——⑧⑥峯中権大僧都法印豪順先達(一七二六)——⑧⑧麓六代権大僧都

法印憲順先達(一七三六)——⑧⑨七世権大僧都憲證(一七七六)——⑧⑩

麓八世劔三(一八〇二)——⑧⑪長勤和尚(一八九二)

三 坊と庵

金光坊

⑧⑩四世良等法印(一七二二)——⑧⑨五世法印良栄先達(一七三〇)——⑧⑧

里六世幸宣先達(一七七五)——⑧⑦峯中権大僧都法印長治(一八一五)——

⑧③文志(一八四二)

鏡仙坊

⑧⑩昌显先達(一七五三)——⑧⑨采辨先達(一八〇八)——⑧④長恵(一

八四八)——⑧②八世文精法印(一八五二)——天神山麓⑧⑨九世俊了(一九二〇)

福泉坊

⑧③麓一世真快(一六〇五)——⑧②二世真順(一六二四)——⑧⑦五世(一

七一九)——⑧④麓八世権大僧都法印真栄(一七八七)——⑧⑤麓九世大

先達辨恭(一八三八)——⑧⑤十世大先達法印弁誨(一八四八)——⑧⑩権大

僧都法印文誨(一八五九)

頼現坊

⑧⑨快純(一八〇〇)——⑧⑧大先達快祐(一八〇七)——⑧⑦大先達法印(一

八六八)——ワツブ⑧⑦権律師頼元法橋(一八九三)

実相坊

⑧⑤※(麓開基)契悦先達(一六三四)——⑧⑤権大僧都法印昌永先達(一六

九一)——⑧⑦権大僧都法印慶真(一七三三)——⑧⑥峯中権大僧都法印景順

先達(一七三七)——⑧⑥智海先達(一七八二)——⑧⑥ツツ禁十世権大僧都(一

七九三)——⑧⑩禁九世峯中権大僧都法印實憲先達(一八〇五)——⑧⑥禁十世禁

應法印(一八五三)——⑧③法傳法印(一九二七)

仙行坊

⑧⑧麓七世法印昌運(一七八五)——⑧⑦大先達長傳(一八一二)——⑧⑩麓

善了坊

十世大先達妙恵(一八三五)

峯中権大僧都法印俊雅先達(二七二七)——⑥⑦三代峯中権大僧都法印俊澄先達(二七二八)——⑥⑧麗四世文快先達(二七八二)——⑥⑨麗五世正大先達法印文丑(一七九四)

真教坊

⑭俊長先達(一六三二)——⑭行徳先達(一六六二)——⑭快順(二七三三)——⑭快笈(一七五三)——⑭法顯(一八〇八)——⑭峯中大先達法印法秀(一八六四)

圓照坊

⑭麗五世精賀先達(一七七八)——⑭七世大先達精覚(一八一九)——⑭麗八世峯中権大僧都法印精□(一八三五)

大藏坊

⑭麗一世次法先達(二六一六)——⑭清法印(一八二三)——⑭中興六世大先達法印豪了(一八六〇)

行藏坊

⑭麗五世峯中権大僧都良慶先達(二七五五)——⑭俊祐(一八二〇)

玉泉坊

⑭峯中先達昌契(一六九〇)——⑭麗五世峯中権大僧都法印俊擁先達(一七六三)——⑭先達俊龍法印(一七八四)——⑭峯中権大僧都法印法澄(一八六三)

常福坊

⑭峯中(一六七五)

円覚坊

⑭法印大先達順應(一七三八)
幸乘房
⑭峯中権大僧都養賢(一七四三)

行福坊

②長昌(一七六二)

万智房

④麗三世長快先達(一七六五)

覚藏坊

⑭権大僧都法印慶俊先達(一七二四)——⑭清頭先達(一七九五)

圓藏坊

⑭精意先達(一八〇〇)

頼福坊

⑭権大僧都弁誓(一八三〇)

真乘坊

⑭権大僧都法印良嚴(一八五三)

相圓坊

⑭峯中権大僧都慶瑞先達(二七〇八)

常泉坊

⑥権律師慶順先達(二六六九)

宝鏡坊

⑤⑩峯中祐慶先達(一七一九)

真成坊

⑭峯中権大僧都法印精存先達(一七二四)

長藏坊

③権大僧都法印契智先達(一六七八)

真成坊

⑭峯中権大僧都法印精存先達(一七二四)
頼藏坊

④⑨ 峯中権大僧都法印契珍先達 (一六七〇) 坊名不明分

- ④⑩ 大先達快鎮 (一六〇九) — ②⑧ 正大先達契智 (一六一二) — ③⑤ 先達俊永 — ③⑥ 契存先達 (一六二四) — 一六四三 — ⑨⑥ 権大僧都法師契智大先達 (一六二五) — ③⑨ 大先達俊慶 (一六二六) — ④③ 真□ (一六三二) — ②⑤ 権律師契舜 (一六四四) — ③③ 権大僧都法印清賀 (一六四八) — ③⑦ 権大僧都法印 (一六五二) — ④④ 権大僧都精祐先達 (一六五二) — ②⑨ 契圓先達 (一六六三) — ④⑨ 峯中権大僧都法印精鑑先達 (一六七二) ・ ⑨ 峯中権大僧都法印 (一六七二) — ④⑩ 峯中梅大僧都契佚先進 (一六七二) — ⑧ 峯中権大僧都法印 (一六七二) — ③⑧ 権大僧都慶円先達 (一六七七) — ③ 峯中権大僧都 (一六八二) — ① 峯中権大僧都 (一六八五) — ③② 峯中先達権大僧都 (一六八七) — ②④ 快辨先達 (一六九〇) — ②③ 峯中先達 (一六九二) — ③③ 峯中先達 (一六九四) — ④⑤ 円真 (一六九七) — ⑥① 権大僧都法印真乘先達 (一六九七) — ②⑦ 峯中権大僧都法印快典先達 (一六九七) — ③⑦ 精煩先達 (一七〇二) — ⑦ 権少僧都法印 (一七〇二) — ④⑥ 峯中先達権大僧都法師 (一七〇四) — ⑩ 峯中法印契典先達 (一七〇五) — ④⑧ 峯中権大僧都秀圓先達 (一七〇五) — ⑥① 峯中権大僧都法印三十六度慶園先達 (一七〇七) — ①① 峯中権大僧都 (一七〇七) — ③④ 峯中権大僧都法印慶宣先達 (一七二二) — ②② 権大僧都法印快論 (一七二四) — ③⑨ 峯中権大僧都順海 (一七一五) — 峯中先達快亮 (一七二七) — ②② 峯中贈権大僧都法印契因 (一七一八) — ③⑤ 峯中先達豪□ (一七二二) — ④ 中権大僧都圓忠法印 (一七二四) — ③⑨ 峯中権律師快祐 (一七四四) — ④⑥ 峯中権律師精観先達 (一七四八) — ②① 峯中権大僧都法印契円先達 (一七四九) — ⑩ 峯中権大僧都法印先達慶真 (一七五二) — ③⑥ 峯中権大僧都法印快円先達 (一七五三) ・ ⑩ 峯中権大僧都法印慶敦 (一

七五三) — ③③ 嶮中権大僧都法印快秀先達 (一七六〇) — ②⑩ 峯中権大僧都法印快順先達 (一七六五) — ③⑦ 峯中権大僧都法印 (一七七八) — ③⑤ 大先達精□ (一八一六) — ④④ 僧都法印慶鎮 (一八一八) — ⑦② 権律師契光 (一八四二)

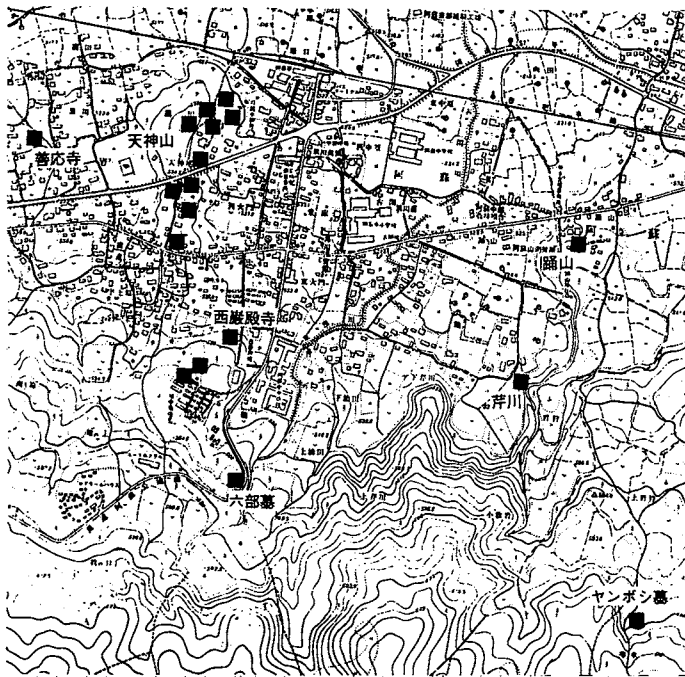


図15 墓の位置図

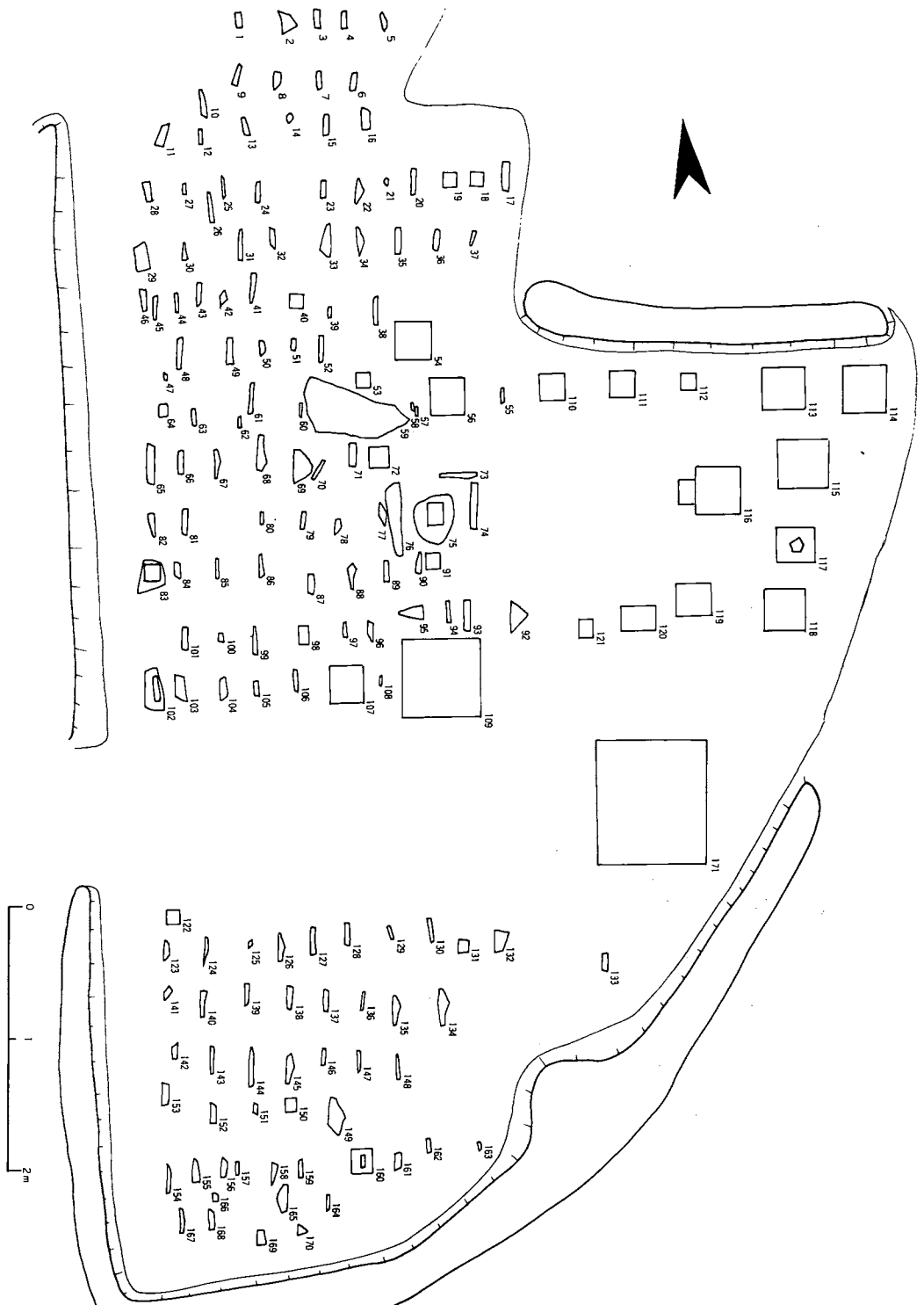


図16 ヤンボン墓の配置図

171が文政7年(1824)の「山上万靈供養塔」である。この塔造立後17-慶応3(1867)55-嘉永1(1848)92-嘉永5(1852)110-安政6(1859)132-元治1(1864)133-大正6(1917)の墓が設けられた。111-121は新しい墓で山伏とは関係ないものである。

(四) 麓坊中の絵図

図17は麓坊中を描いた絵図である。図の中央を豊後往還が走っているが、右手が熊本、左手が大分へ通じる。往還の中央の惣門から山上本堂へ至る山上道が続いている。学頭坊註30の坊舎の近くに宝篋印塔が立っているが、これは豪潮が坊中に滞在した折、文化二年（一八〇五）の秋、造建したものである。つまりこの絵図は文化二年以降の坊中の絵図である（資料Ⅸ参照）。

衆徒二十坊の坊名は山上道の左右に記されている。先に表4で間取りにふれたが、実門坊は麓におりて以来、坊舎がなく、福性坊、成実坊、新楽坊が仮屋住いであった。この図によれば、実門坊舎はなく坊名のみで三坊もそのまま仮屋住いのままにみうけられる。さらに礼徳坊の坊舎もない、火事により焼失したのであろうか。

行者十七坊は往還の童子塚近くの惣門を中心に所在する。図17の通り、坊舎がない圓鏡坊は、地図の向って右手に坊名のみ記されている。鏡観坊・了忍坊・幸密坊の三坊は仮屋住いを続けているようである。

江戸幕府がとった連帯責任を課す五カ寺組は、衆徒については表15の通りである。行者方は幸寶坊・了忍坊・陽泉坊・道場坊・幸密坊が五カ寺組を構成しているのがわかるのみである。五カ寺組は地

域的につながりがある坊の組合せで構成されていることがわかる。

山伏について表11の衆徒方山伏と行者方山伏の分類に従ってみると、学頭坊下山伏である鏡泉房は資料2で、黒川村の古閑に居住している」と述べているが坊中に庵がなかったためか往還より下に描かれている。その他の衆徒方山伏の庵は往還より上、つまり衆徒の坊舎の側に記されている。それに対して、行者方山伏は行者の坊舎の近く、往還の下半分に描かれている。また三十七坊の坊舎と同様に房名のみで、建物の存在（庵）が認められないのがいくつかみうけられる。山伏についてその所屬の坊名を記したが、教福房・覚林房・覚祐房は判明しない。成道坊下の実相房、長善坊下の頼現房、福性

表15 衆徒方五カ寺組

成道坊	了覚坊	成満院	浄教院 <small>（注）</small>
娛樂坊	福性坊	新楽坊	萬福院
得善坊	萬楽坊	成實坊	福満坊
長善坊	礼徳坊	善性坊	實門坊
大徳坊	大寶院	妙境坊	

（備考）

この表は『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』及び西巖殿寺近世文書によって作成した。

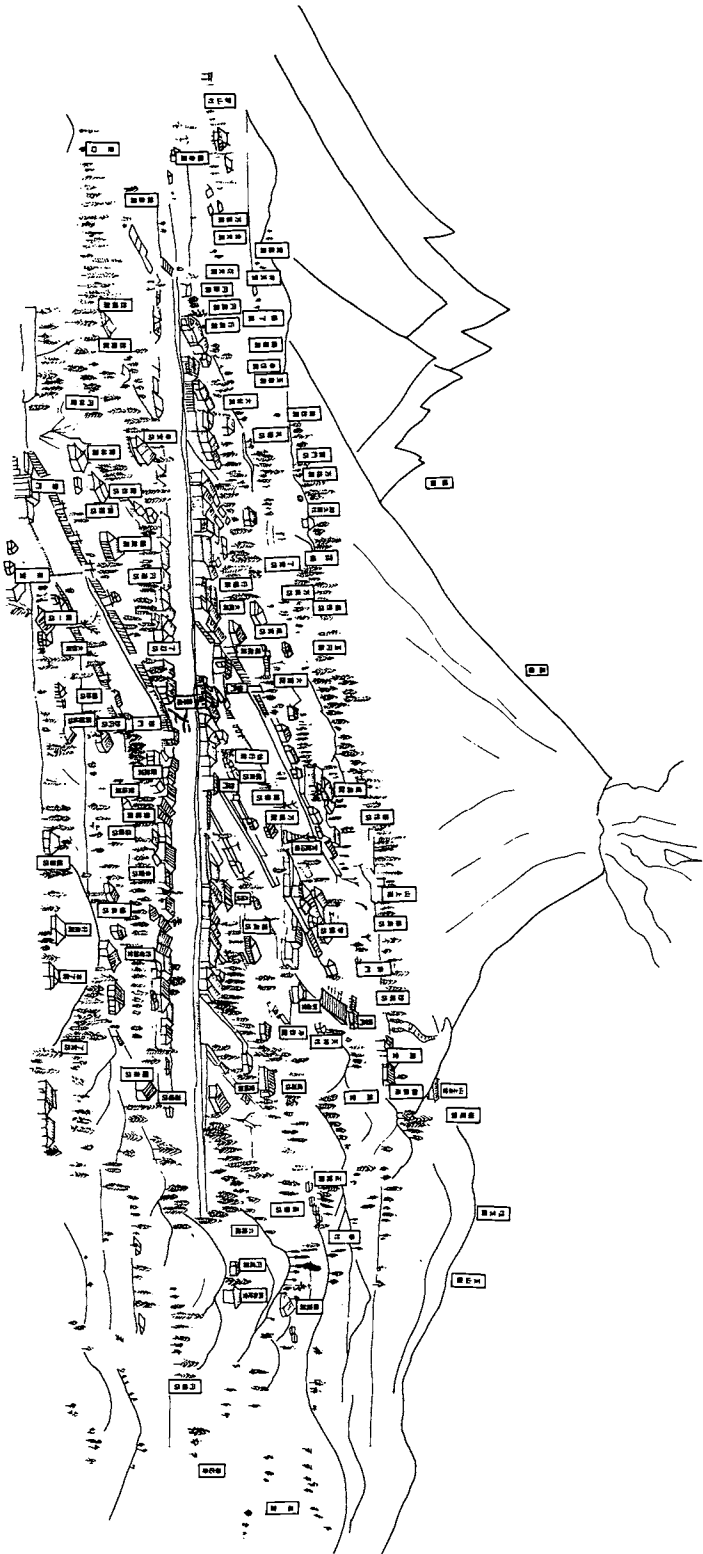


図17 麓坊中図

〔備考〕

この図は西鏡院寺蔵の麓坊中図（現在、熊本大学附風図書館に委託）をもとに模写したものである（資料Ⅹ参照）。衆徒・行者の37坊は「何坊」と、山伏は「何房」と描かれている。

山伏の所風は次の通りである（表11参照）。
 学頭坊下山伏（鏡泉房・仙行房）、成徳院下山伏（万智房・金光房・覚兼房・万祐房・福藏坊）、万福院下山伏（行藏坊・幸住房・玉泉房・真教坊）、大寶院下山伏（大仙房・大藏坊）、福満坊下山伏（福泉房・善了房）、得善坊下山伏（頼福房・長善坊下山伏（正堂房・頼境坊）、成道坊下山伏（実相房）、嵯樂坊下山伏（円照房・円成房）、了覚坊下山伏（行福房）、万樂坊下山伏（花光房）、福住坊下山伏（玉円房）、鏡親坊下山伏（鏡藏所）、鏡一坊下山伏（本了房・行泉房）、幸室坊下山伏（教傳房）、那羅延坊下山伏（善福房・大教房・円林房）、妙円坊下山伏（慶藏房）、覚祐房・覚林房、教福房は所風は不明である。

坊下の玉円房、了覚坊下の行福房、行者方だと幸宝坊と教傳房、鏡觀坊と鏡藏房、妙圓坊と慶藏房と坊舎と山伏の庵は、庵が坊より敷地の提供をうけている以上、近接しているのが一般的原則であったといえる。

図18は、現在の坊中の図で、聞き書き等によって判名した坊名（衆徒・行者・山伏を含めて）と通りの名前を記した。豊肥線の開通が大正七年一月、新しい登山道の建設が昭和六年十一月である。さらに国道五十七号は天神山を中央から切り取る等、坊中の様相を一変させることになった。この建設は昭和四十二年四月である。学頭坊舎の跡が現在の西巖殿寺、阿蘇町中央病院が成満院の跡である。その他後述するが、廃寺後、坊の後裔の方あるいは縁の方達が元の坊跡に居住している。岳道、中小路、長善坊小路、行者通りと昔時の名前が使われているし、字名にも西大門、東大門、堂床等縁の地名が残っている。

註

- 1 『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』二五五号、同文書では圓教坊となっている。
 - 2 右同文書 二四二号
 - 3 右同文書 二四七号
 - 4 右同文書の三七八号、元禄十年（一六九七）の本覚院書状にも寶門坊の名は登場する。また、二五八号、元禄十五年（一七〇二）の寺院差出札には五ヶ寺組の一ヶ寺として加印している。
 - 5 右同文書 二七〇号
- 6 右同文書一五一号、宝暦七年（一七八九）の淨教院看坊妙境坊の覚書がある。西巖殿寺近世文書の年行事の諸記録の中にも看坊はみえる。
 - 7 熊本大学附属図書館に寄託されている西巖殿寺所蔵西巖殿寺近世文書は衆徒方に関する史料がほとんどであり、この節に掲げた表の大部分は衆徒だけについての表である。行者方については那羅尾家に天明三年の年中記録をはじめ、若干史料が残っているのみである。断片的な史料から行者方も衆徒方と同様の組織で運営されたとみなされる。つまり衆徒方と行者方は独自に運営されていたがその組織の運営方法は同じであったといえる。
 - 8 福性坊舎内にあった伽致羅社は現在、東黒川地区の人々が十月十五日に祭祀を行っている。
 - 9 打越神社は那羅延坊内に山上から持ってこられ、祀られた。
 - 10 『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』一六七号に正月ハ幸寶坊月行坊月行夏の記載がある。
 - 11 右同文書 四〇号、建徳二年（一三七二）の「年行事御坊中」が年行事の初見である。春と秋の年行事の初見は、五七号、文明四年（一四七二）の「年月支春之分淨光院澄祐秋之分福萬坊長祐」の記載である。
 - 12 西巖殿寺近世文書（図版8の参照）
 - 13 『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』二五八号
 - 14 右同文書 四〇一号
 - 15 西巖殿寺近世文書 享和三年（一八〇三）の「諸記録」で成道坊・礼徳坊・成寶坊・寶門坊・福性坊・萬福院・新築坊がそれぞれに仮屋住いのままだったり、寺家がなくて寺役が勤め難く、借財が多くて難渋していると寺社奉行へ訴えている。
 - 16 『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』二四六号、他に二四七号も参照の事
 - 17 右同文書 三六九号 なお一三〇号も参照の事
 - 18 右同文書 二七八号、ほかに二六五号も参照の事
 - 19 西巖殿寺近世文書に享保九年（一七二四）に東叡山の篠目の請書に衆徒・行者及び両山伏の署名がある。山伏は「行者方下山伏惣代 成圓坊・養福坊」、「衆

徒方下山伏惣代 福蔵坊・教覚坊」となっている。しかし後年、書き改めた折には「行者方山伏 成圓房・養福房」、「衆徒方山伏 福蔵房・教覚房」となっている。年行事が書く記録にも衆徒・行者方は「現任」として坊の名前をあげ、山伏は「現房」と書かれている。なお、資料1、表14で衆徒方の弟子も「何々房」と区別して書かれていることがわかる(図版9の(1)・(2)参照)。

20 西蔵殿寺近世文書の中、文政十三年(一八三〇)の諸記録で、学頭坊が年行事に嘉吉年間の本堂遷座の法則の末に八十三房と書かれているが、その房名が現在、判明するかどうかをたずねている記事がある。これに対して寛政の頃の記録しか残っていないと答えている。表12の寛政の頃の房名と庵名はその時の答えに基づくものである。なお、『阿蘇文書之三(西蔵殿寺文書)』三三九号の嘉吉三年(一四四三)の本堂供養法則には「一大衆八十七人、皆精好ケサ」と記されている。

21 『阿蘇文書之二(西蔵殿寺文書)』二五三号 後述するが、明暦二年(一六五六)の峰入りの記録は行者の人数を差引くと山伏は四〇名、寛文二年(一六六二)は四十三名、寛文十一年(一六七二)は三十三名、延宝八年(一六八〇)は十七名、元禄五年(一六九二)は四十二名、元禄十二年(一六九九)は四十二名、の山伏が参加している。

22 ヤンボシ墓にある天保九年(一八三八)死去の仙行坊麓十世の墓碑に次の様に刻されている。
「前仙行坊妙恵先達者峯住福蔵坊而寛政十一^己末年庵室再建比後仙行坊文政十一^己戌子年同庵再興之仍復成加之両方修補之資料遺于后代喜捨檀施之勝業迄自他雖不可稱計第子等歎九一之恩徳誌比者也」

23 西蔵殿寺近世文書の年行事の諸記録の中に庵式と書かれており、式が坊職の職と同意語に用いられている。

24 寛家所蔵の天保十二年(一八四一)の衆徒方人別改帳の写には山伏は庵を相続し、寺領地の内より少々扶助してもらっている旨が記されている。また、西蔵殿寺近世文書の中、天保十四年(一八四三)の衆徒年中諸記録の中に娯楽坊とその下山伏円照房の間で円照房庵式の再興をめぐる争いの記録がある。

25 慶応二年(一八六六)に著された「蘇溪温故」には「山伏三十一庵、衆徒十八庵、行者十三庵」と記されている。なお、杉本尚雄「中世の神社と社領」(一九五九年、吉川弘文館)四四一―四四二頁に註として、西蔵殿寺近世記録の中の「阿蘇山中堂社并寺院且亦本庵等間數相改書上」(寛政二、十二)が表として掲げられているが、残念ながら同文書を見ることができなかったため、その数値のみ上げる。衆徒方として、支配下末庵十一、下山伏二二、行者方として支配下末庵一、下山伏十八となっている。

26 『阿蘇文書之三(西蔵殿寺文書)』二一九号、他に八一号・二二二号及び『阿蘇文書之一(阿蘇家文書下)』三三二頁参照の事

27 『阿蘇文書之三(西蔵殿寺文書)』二三〇号・二三二号

28 西蔵殿寺近世文書の中、文政十年(一八二七)の「諸記録」に大寶院弟子、理乗房が末門坊住職に、了覚坊弟子の実教房が礼徳坊住職に、大寶院弟子であったのを成満院が譲受けて弟子とした中教房が新築坊住職に、同じく大寶院弟子を萬福院が譲受けた弟子一乗房が福性坊住職となった旨が記録されている。なお、弟子の譲受けは資料1に成道坊光藝の弟子恵光房潤海は最初得善坊叡海に入門した後、貫請けられている例がみられるし、表14の相統表にも天保十三年の妙境坊弟子昭善房啓海が、弘化三年には得善坊弟子になって譲受けが行われた事が窺われる。

29 得善坊弘誓は麓十一世で、文政十一年(一八二八)に亡くなっている。墓が芹川に残っている(資料8参照)。

30 学頭坊光潤は天保九年(一八三八)に逝去している。墓はロクブ墓にある(資料3参照)。

31 墓碑銘の調査は阿蘇の火山活動が活発な時に行つたために、墓石は火山灰でおわれ、判読し難かった。この調査には津川朱美、工藤順子両氏の協力があった。深く感謝いたします。

32 現在、西蔵殿寺の門の向って左手に立っている「阿蘇山上本堂道」・「従是本堂六十五丁」と刻まれた石柱はこの惣門の向って左手にあったものを移転したものだそうである。

四 峰入り

(一) 峰入りの日程とコース

阿蘇大峰修行は行者と山伏が行い、永享三年（一四三一）の「阿蘇社規式寫」^{註1}で、行者の支配に属すると定められていた。古坊中時代は春夏秋の三峰が行われていたが、麓に坊が再興された後は、秋峰が漸く再開されたにすぎなかった。^{註2}再開後、峰入りは五、七年内至十年毎に行われていたが、その人数は表16の通り次第に衰退していった。幕末の頃は四十人位で執行しているが、この人数は表8の山伏数と比べると当時の行者また衆徒方の山伏の八割以上が参加していることがわかる。

まず峰入りに際して、全般的な指揮をとる大越家（大宿）、それを補佐する中越家（二宿）・三宿が行者の臈次に従ってきめられる。^{註3}役割が定まると、細川藩の寺社奉行に峰入りを執行する許可と必要な経費・往來證文等を願ひ出る。^{註4}ついで峰筋に当る他国、筑後・豊後領の寺社奉行にも「天下奉平国土安全五穀豊饒」を祈念する阿蘇大峰執行の許可を願ひ出る。さらに宿を提供してくれる村の庄屋と

表16 峰入り人数

年 代	峰 入 り 人 数
寛 永17 (1640)	105人 (54)
明 暦 2 (1656)	49人 (21)
寛 文 2 (1662)	48人 (16)
寛 文11 (1671)	42人 (17)
延 宝 8 (1680)	25人 (5)
元 禄 5 (1692)	49人 (15)
元 禄12 (1699)	48人 (12)
安 永 6 (1777)	40人 (10)
寛政政12 (1800)	40人 (10)
文 化14 (1817)	40人 (不明)

〈備考〉
この表は資料1、資料I～IIIによって作成した。()内は新客である。

宿主・止宿する神社の宿主、さらに小屋掛けをやってくれる村、宿から宿への道筋の道切りや案内、荷物運搬を頼む村の庄屋に依頼状を出す。一方、醍醐三宝院門跡へ報告のために、行者の惣代が上京する。寛政十二年（一八〇〇）は幸宝坊、文化十四年（一八一七）は那羅延坊が惣代になっているが、ともに中越家である点から推測すると、中越家の役目であったようである。このような峰入りに伴う準備は四月から七月の初めにかけて行われ、いよいよ峰入りとなる。^{註5}

七月二十六日

笈織の儀式を行い、峰入りに参加する者は全て大越家に集る。笈は三つで神変菩薩の笈を行者一藁、護摩笈は衆徒一藁、大日如来の笈を行者一藁が持ち、錫杖は衆徒二藁、御影箱は行者三藁が持つ。七月二十七日



図19 峰入りコーズ図 (備考) ○は宿 ○は宿の推定地 □で囲ったのは酒迎えを行った村名である。

学頭坊へ暇乞いに行く。

七月二十八日

山上へ参詣し、役行者堂、乙護法堂、天の岩戸、中宮社、本堂、山王堂、天神社、打越社等山上の堂社を参拝し坊中へ下りて行者御祈祷所へ止宿する。

七月二十九日

坊中を出立する。大門童子の前で四知讃三巻勤めた後、浜の宮へいき、坂ノ下観音堂を通り、平川に着き、姪姫社に止宿する。

(坊中より平川まで六里)

七月晦日

平川を立て住吉に着く。大宿は住吉社に、二宿は庄屋に、三宿は社司宅に泊る。

(平川より住吉まで二里)

八月朔日

住吉を出発して、林原村で菊池川を渡り、山鹿大宮に着く。大宿は社、二宿は絵馬堂、三宿は社司家に止宿する。

(住吉より山鹿まで五里)

八月二日

大宮を出立し、雨屋の前の護法堂で四知讃を三巻勤め、岩野宮へ着く。大宿は岩野宮、二宿は四丁村、三宿は岩野村の庄屋に泊る。

(山鹿より岩野まで二・五里)

八月三日

岩野宮を出立し、鏡観坊塚で四智讃を三巻勤めた後、柳川領にはいり、次郎淵で矢部川を川越し、本分村に着く。大・二・三宿それぞれきめられた村の家に止宿する。

(岩野より本分まで四里)

八月四日

本分に滞在し法事を行う。

この本分の宿より、小篠の宿まで天上掛道方と土路掛道方の二手に分れる。以下の記述は天上掛道方である。

八月五日

本分を出発し、星野村庄屋で昼休みをとった後、室山権現に着く。大宿は社、二宿は不動堂、三宿は社司家に宿をとる。

(本分より室山まで四里)

八月六日

室山を出て水飲宿すいしんしゆくに着く。この水飲宿は星野村より小屋掛けしたものである。水飲宿には十一日まで滞在し、護摩檀を設けて護摩祈祷を行う。

(室山より水飲宿まで一・五里)

八月十二日

水飲宿を出発し、空鉢くわくの宿しゆくに着く。空鉢の宿は柳村と板屋村で小屋掛けをする。

(水飲宿より空鉢の宿まで三・五里)

八月十三日

空鉢の宿を出立し、釈迦嶽に参詣した後、岩屋の宿に着く。

(空鉢の宿より岩屋まで四里)

八月十四日

岩屋の宿を出て権現嶽に参詣し、竹原村へ下向する。なお釈迦嶽を後に権現嶽を先に参詣する場合もある。竹原村では村人の定められた家に大・二・三宿と別れて止宿する。

(岩屋より竹原まで四里)

八月十五日

竹原を出立し深山宿^註へ至る。深山宿は大宿の小屋を矢谷村、二宿の小屋を上内田村、三宿の小屋を相良村が小屋掛けする。深山には二十一日まで滞在して護摩祈祷を行う。相良観音を十八日に参詣する。

(竹原より深山まで二・五里)

八月二十二日

深山の宿をでて、養枝の宿^註に着く。この宿は班蛇口村と虎口村が小屋掛けを行う。

(深山より養枝の宿まで二・五里)

八月二十三日

養枝の宿より小篠の宿^註へ至る。小篠の宿は内牧町、西湯浦村、湯

浦村が小屋掛けをする。八月晦日まで滞在し、護摩祈祷を行い新客の灌頂をやる大事な小屋である。山上の上宮以下諸社の宝物の番をする山伏一名と常番の山伏二名の計三名も小篠の宿に駈付け、新客同様に灌頂をうける。

(養枝より小篠まで四・五里)

一方、土路掛道方は本分宿より分れて、直接に水飲宿へ向う。この間六里で水飲より石川内村庄屋宅へいき止宿する。水飲から石川内まで七里、石川内村から竹原宿まで三・五里ある。竹原より深山までは、天上掛道方と同行で、二・五里、深山の宿から隈府へ下り五里、隈府から小篠の小屋に合流する。本分宿より小篠の宿まで二九里となり、天上掛道方より二・五里長い行程となる。

九月朔日

小篠の宿をでて、藍ヶ水の宿に着く。この宿は手野、尾籠、下三賀村が小屋掛けを行う。

(小篠より藍ヶ水まで五・五里)

九月二日

藍ヶ水の宿を経て、箱石行場を経て日尾宿に着く。日尾宿は色見、下色見両村より小屋掛けをする。

(藍ヶ水より日尾宿まで四・五里)

日尾宿に暫く休息して、夜半頃、松明を燈し峰を登りはじめ、途中で夜明を迎え、大黒の岩屋で三巻勤める。さらに釘の耳の行場

を新客が一人づつ通った後、宝池を巡り仙人ヶ浜を右にみながら化粧ヶ宿に至る。この宿で衣服法衣を着替える。

(日ノ尾宿より化粧ヶ宿まで二・五里)

着替えた後、山上の天の岩戸、役行者堂、中宮、本堂、打越社等で勤めを終えた後、坊中へ下る。

ここに七月二十九日駈入、九月三日の駈出による二十五日間の阿蘇大峰修行は終了する。天上掛道方の全行程は五九・五里である。

ついで九月四日に笈開きを行い、大越家に集つて三巻勤める。九月八、九日に宮地の阿蘇神社に参る。さらに醍醐三宝院あてに、山伏の昇進の目録を送る。

(二) 大越家と袈裟筋

当山派において三十六正大先達は一藁を大宿、二藁を二宿、三藁を三宿と藁次に基づいて選び、吉野大峰修行をはじめとする諸事をとりしきった。江戸時代、三十六正大先達は減少し、延宝年間には十二正大先達となるが、この制度は踏襲された。^{註12}当山派の位階は「大越家 法印 権大僧都 阿闍梨 権少僧都 三僧祇 二僧祇 一僧祇 権律師 錦地 院号 坊号」の十二段階にわかれていた。^{註12}阿蘇では当山派十二正大先達の制度を模して、大宿、二宿、三宿を置き、さらに大宿を大越家、二宿を中越家、三宿を護摩先達とも

いった。なお、峰入りに際しては柴宿、宿先達等を設け、さらに大宿、二宿、三宿に寄宿を置いた。

資料 6

阿蘇大峯名付記録

一大越家道場坊快安明歴二丙_申年

ろ_乙大聖乙天童阿蘇大峯大越家道場坊権大僧都法印快安 第十八度

一中越家幸宝坊権大僧都法印永慶 同六度

一護摩先達陽泉坊権大僧都法印豪栄 同四度

権律師鏡善坊永鎮 同三度

同断 兵部郷永精 同三度

同断 那羅延坊豪誉 同三度

同断 妙円坊契傳 同三度

同断 鏡一坊暹良 同三度

同断 形部郷快祐 同三度

諸先達 善了坊俊藝 同二十一度

金林坊舜誉 同十四度

圓識坊祐栄 同五度

頼久坊俊乘 同七度

蓮華坊慶珍 同四度

常泉坊慶順 同四度

行藏坊榮舜 同四度

金藏坊教舜 同七度

仙識坊慶誉 同六度

四 峰入り

慶藏坊契歡 同四度
 同乘坊俊清 同四度
 本了坊真清 同六度
 鏡覚坊慶俊 同五度
 良音坊證舜 同五度
 雙覚坊快深 同四度
 行智坊快円 三度
 大藏坊契延 三度
 良音坊證舜 五度
 常行坊栄然 初度
 本行坊快運 初度
 仙秀坊良哲 初度

大越家道場坊快安
 寄宿 妙圓坊契傳
 同 道場坊等子 形部郷快祐
 慶藏坊契歡 四度
 雙覚坊快深 四度
 行智坊快円 三度
 大藏坊契延 三度
 良音坊證舜 五度
 常行坊栄然 初度
 本行坊快運 初度
 仙秀坊良哲 初度

新客二十一人 惣合四十九人 敬白

仙密坊長然 初度
 頼徳坊永真 初度
 長福坊弁海 初度
 常善坊契栄 初度
 合十五人

中越家幸宝坊永慶 源徳ニテ長壽院ト申ナリ
 兼中輪被相隨動事
 二ノ宿被相隨動事
 寄宿 鏡善坊永鎮
 同 幸宝坊現住 兵部郷永精
 同 那羅延坊豪營
 同 鏡一坊暹良

鏡一坊内 金林坊舜營 十四度
 右同 了圓坊真粮 三度
 右同 本了坊真清 六度
 那羅延坊内 仙識坊慶營 六度
 行藏坊栄舜 五度
 鏡覚坊慶俊 五度
 金藏坊教舜 七度
 了泉坊源与 初度
 大泉坊良源 初度
 教福坊慶存 初度
 中納言永栄 初度
 合十六人

護摩先達陽泉坊豪栄

慈眼坊智目 攝瀆坊內 善了坊俊藝 二十一度
 同斷 右同 賴久坊俊乘 七度
 那羅延坊智目 娘桑坊內 蓮華坊慶珍 四度
 同斷 成瀆院內 常泉坊慶源 四度
 円達坊內 圓識坊祐榮 五度
 極樂坊內 圓乘坊俊清 四度
 右同 教職坊祐円 三度
 慈眼坊智目 攝瀆坊內 秀藏坊俊快 初度
 鏡一坊智目 長善坊內 円城坊英存 初度
 長慶智目 鏡喜坊內 長傳坊契粮 初度
 大極坊內 大教坊圓順 初度
 円達坊智目 得善坊內 頼福坊順忠 初度
 長善坊內 頼現坊幸秀 初度
 円達坊內 頼仙坊良存 初度
 成道坊內 鏡俊坊秀哲 初度
 寺中 頼乘坊快粮 初度
 慈眼坊智目 攝瀆坊智目 妙覺坊俊喜 初度
 頼久智目 合十八人

一大越家幸寶坊永精

實文二一五歳

大聖乙天童阿菴大峯大越家幸玉坊

權大僧都法印永精 第五度

中越家那羅延坊權大僧都法印 同五度

護摩先達圓達坊權大僧都法印良海 同四度

柴宿大先達妙圓坊權大僧都法印契傳 同四度

宿先達鏡觀坊權律師良等 同三度

諸先達 善了坊俊藝 同二十二度

真乘坊契壽 同五度

福藏坊舜澄 同十一度

玉圓坊喜慶 同五度

長藏坊契智 同八度

南泉坊長存 同九度

金林坊舜營 同十五度

樂粮坊俊營 同七度

常泉坊契源 同九度

行藏坊粮舜 同十九度

圓真坊契歡 同五度

行智坊快円 同四度

仙教坊俊幸 同四度

寶光坊真清 同七度

大藏坊契延 同五度

鏡覺坊慶俊 同六度

鏡藏坊粮教 同五度

雙嚴坊鎮同 同五度

頼嚴坊契珍 同三度

善性坊快俊 同三度

常行坊榮然 同三度

慶藏坊快運 同三度

仙秀坊良哲 同三度

四 峰入り

慈眼坊筋目
 福満坊内
 長善坊内
 右同
 同内
 鏡一坊内
 鏡善坊内
 成満院内
 右同
 右同
 寺中
 鏡一坊内
 鏡一坊筋目
 長善坊内
 鏡一坊内
 寶光坊真清
 鏡覚坊慶俊
 常行坊栄然
 鏡福坊慶存
 万福坊慶運
 長傳坊契粮
 行泉坊快堅
 大真坊真昌
 本了坊真澄
 金瀬坊慶舜
 福泉坊真典
 頼巖坊契珍
 合十五人

鏡福坊慶存 同三度
 頼泉坊良存 同三度
 常善坊契栄 同三度
 万智坊慶運 同三度
 頼現坊幸秀 同三度
 長傳坊契粮 同三度
 新客十六人 惣合四十八人
 寛文二壬^五 七月廿八日

中越家那羅延坊豪誉

慈眼坊筋目
 福満坊内
 成満院内
 那羅延坊筋目
 寺中
 鏡一坊内
 那羅延坊筋目
 慈眼坊内
 善了弟子
 右同
 寺中
 右同
 福満坊内
 長善坊内
 同断
 那羅延坊筋目
 万福院内
 右同
 長善坊内
 寺中
 實相弟子
 那羅延坊筋目
 頼智弟子
 寺中
 寺中
 慶羊坊永意
 合九人

善了坊俊藝 二十三度
 福藏坊舜澄 十一度
 南泉坊長存 九度
 金林坊舜誉 十五度
 常泉坊契源 九度
 善任坊快俊 三度
 長門 初度
 善行坊俊粮 初度
 粮福坊長祐 初度
 長現坊俊鎮 初度
 円覚坊 初度
 玉林坊 初度
 合十三人

行蔵坊粮舜 十九度
 雙巖坊良鎮 五度
 頼現坊幸秀 三度
 頼仙坊良存 三度
 円覚坊幸運 初度
 円智坊祐慶 初度
 鏡覚坊永敦 初度

柴宿 妙圓坊契傳

妙圓坊舊目

大寺院内 真乘坊契壽 五度

福性坊内 玉圓坊喜慶 五度

極樂坊内 樂賴坊俊誓 七度

寺中 圓真坊祐舜 五度

了實坊内 行智坊快圓 四度

極樂坊内 仙教坊俊幸 四度

寺中 慶藏坊快運 三度

寺中 仙秀坊良哲 三度

妙圓坊舊目

大寺院内 常善坊契栄 三度

寺中 金善坊良敦 初度

合十一人

大越家妙圓坊契傳寛文十一^辛亥歲

大聖乙天童阿禰大峯大越家正大先達

権大僧都法印妙円坊契傳 第五度

中越家正大先達鏡觀坊権大僧都法印良等 同四度

護摩先達慈眼坊権大僧都法印真順 同四度

権律師 極樂坊契敦 第三度

同断 鏡珍坊良啓 同三度

同断 那羅延坊豪辨 同二度

同断 了忍坊良祐 同三度

同断 了實坊快圓 同三度

同断 圓達坊長賢 同二度

諸先達 常泉坊契源 同十度

仙教坊俊幸 同五度

大藏坊俊幸 同五度

教識坊祐円 同四度

慶藏坊快運 同四度

鏡藏坊辨海 同四度

常善坊契栄 同四度

相藏坊良鎮 同六度

粮福坊良祐 同六度

本了坊真澄 同六度

覚傳坊良忠 同六度

万祐坊慶祐 同五度

觀藏坊慶典 同五度

了泉坊源興 同六度

常智坊快俊 同三度

金善坊良敦 同三度

新客十七人 惣合四十二人 敬白

寛文十一^辛亥歲七月廿八日

大越家妙圓坊契傳

寄宿 極樂坊契敦

同 了忍坊良祐

極樂坊内 仙教坊俊幸 五度

大寺院内 大藏坊契延 七度

極樂坊内 鏡式坊祐圓 四度

寺中 慶藏坊快運 四度

四 峰入り

妙圓坊節目 大空院内 常善坊契采 四度

鐘一坊内 本了坊眞澄 六度

妙圓坊節目 福性坊内 覚傳坊良忠 六度

半頭坊内 觀藏坊慶典 五度

寺中 金善坊良敦 三度

了忌坊節目 万福院内 相傳坊采智 初度

極楽坊節目 右同 玉泉坊昌契 初度

極楽坊内 本行坊祐弁 初度

合十五人

中越家鏡觀坊良等

寄宿 那羅延坊豪辨

同 了實坊快圓

那羅延坊内 了泉坊源興 六度

寺中 鏡藏坊弁海 四度

那羅延坊節目 万福院内 相藏坊良鎮 六度

那羅延坊 粮福坊長祐 六度

幸宝坊内 教藏坊榮俊 初度

寺中 頼藏坊永傳 初度

那羅延坊内 南智坊源采 初度

眞成坊精存 初度

同斷 成濟院内 覺藏坊慶俊 初度

万福院内 相藏弟子 勝福坊 初度

了實坊内 頼泉坊快与 初度

寺中 寶圓坊長祐 初度

合十五人

護摩先達慈眼坊眞順

寄宿 鏡珍坊良啓

同 圓達坊長賢

那羅延坊節目 成濟院内 常善坊契源 十度

右同斷 右同 万祐坊慶祐 五度

寺中 常智坊快俊 三度

那羅延坊節目 善性坊内 鏡坊祐慶 初度

慈眼坊節目 淨光院内 双覺坊智賢 初度

右同斷 万福院内 仙養坊慶典 初度

觀音坊内 金藏坊契存 初度

円達坊内 寶智坊精円 初度

寺中 良泉坊真与 初度

合十二人

一大越家幸寶坊秀仙延宝八_{庚申}年

大聖乙天童阿蘇大峯大越家權大僧都法印秀仙 第七度

中越家極樂坊權大僧都法印契敦 第四度

護摩先達那羅延坊權大僧都法印豪弁 第四度

權律師

妙圓坊豪淵 第三度

道場坊秀圓 第三度

鏡觀坊良憲 同三度

式部郷豪快 同三度

兵部郷契閑 同三度

諸先達 了泉坊源与 八度

本了坊真澄 八度

愛教坊幸運 七度

善行坊俊娘 十六度

頼嚴坊永傳 五度

宝圓坊長祐 七度

福藏坊豪順 六度

教傳坊慶順 六度

樂娘坊契弁 六度

教覚坊慶真 四度

頼福坊契順 四度

金藏坊契存 三度

寶智坊精円 三度

新客五人 惣合二十五人

延寶八庚_{庚申} 八月廿八日 敬白

大越家幸寶坊秀仙

寄宿 式部郷豪快

鏡一坊内 本了坊真澄 八度

寺中 頼嚴坊永傳 五度

右同 教傳坊慶順 六度

圓達坊筋目 得尊坊内 頼福坊契順 四度

鏡尊坊内 金藏坊契存 三度

円達坊内 寶智坊精円 三度

實行坊良堅 初度

合九人

一元祿五_正 中歳七月廿八日

大越家那羅延坊豪辨

寄宿 幸寶坊栄海

那羅延坊筋目 万福院内 行藏坊良鎮

幸宝坊内 教傳坊慶順

寺中 圓量坊長等

右同 娘福坊長俊

右同 了泉坊長慶 四度

右同 寶泉坊長真 四度

成濟院内 常泉坊快養 四度

字頭坊内 相圓坊慶端 四度

寺中 大教坊豪啓 初度

那羅延坊筋目 龍藏坊圓慶 初度

那羅延坊筋目 幸乘坊娘賢 初度

右同斷 成濟院内 鏡性坊慶深 初度

隔泉坊筋目 芋頭坊内 鏡仙坊慶應 初度

寺中 了存坊長祐 初度

那羅延坊筋目 万福院内 良圓坊良慶 初度

右同 圓智坊精珍 初度

合十八人

中越家了忍坊良祐

寄宿 圓達坊憲長

了段坊節目

成道坊内

仙藏坊慶祐

福性坊内

覺傳坊良忠

極楽坊節目

成道坊内

樂粮坊契弁

成道坊内

教覚坊慶真

觀觀坊内

寶圓坊良真

長尊坊内

正覚坊慶圓

道場坊内

正現坊幸敦

慈眼坊内

成圓坊快有

右同

法林坊快閑

淨光院内

良覺坊契順

円達坊内

宝智坊長鉄

合十三人

護摩先達了實坊快圓

寄宿 鏡善坊豪精

寺中

善行坊俊粮

鏡善坊内

金藏坊契存

成満院内

福藏坊豪順

那羅延坊節目

頼泉坊真粮

同

長圓坊俊澄

鏡善坊内

覺円坊契深

慈眼坊節目

円覚坊俊應

成満院内

常福坊憲順

福藏弟子

合十人

柴宿 鏡一坊栄賢

寺中 寶光坊真澄

同 南林坊良堅

同 本了坊真永

同 行泉坊快養

同 頼圓坊快存

同 實行坊良傳

同 長現坊快盛

合八人

一大越家了忍坊良祐元禄十二丁歳

乙天童阿菴大峯大越家

正大先達權大僧都法印了忍坊良祐 七度

中越家權大僧都法印了實坊快圓 六度

護摩先達權大僧都法印妙圓坊豪淵 五度

權律師式部郷豪澄 三度

權律師中 将契閑 三度

權律師少納言秀盛 三度

諸先達 仙藏坊慶祐 七度

行藏坊良鎮 八度

宝光坊真澄 十度

万祐坊慶尊 五度

真宝坊良忠 十七度

仙養坊慶典 六度

真藏坊慶順 九度

樂粮坊契弁 九度

教覺坊慶真 七度
 養福坊長俊 五度
 覺嚴坊慶俊 四度
 圓藏坊良典 四度
 慶藏坊快昌 四度
 頼圓坊快存 四度
 成圓坊快宥 四度
 實行坊良典 四度
 大教坊豪啓 四度
 法林坊快閑 四度
 仙式坊契深 四度
 長現坊良盛 四度
 圓覚坊俊應 四度
 實相坊契順 四度
 幸乘坊狼賢 四度
 万智坊慶深 四度
 鏡仙坊慶應 四度
 常福坊憲順 四度
 圓智坊精珍 四度
 了嚴坊長稔 四度
 良円坊良慶 四度

新客十二人 都合四十八人

元禄十二^{己卯}歳七月廿八日

大越家了忍坊良祐

寄 宿 道場坊弟子 少納言秀盛

那羅延坊筋目 万福院内 行藏坊良鎮

慈眼坊筋目 万榮坊内 仙粮坊慶典

極楽坊内 樂養坊契弁

福泉坊内 頼圓坊快存

慈眼坊内 成圓坊快宥

右同 法林坊快閑

字頭坊内 鏡仙坊慶應

那羅延坊筋目 樂家坊内 圓智坊精珍

右同筋 右行慶弟子 良圓坊良慶

圓達坊内 了嚴坊長稔

了忍坊筋目 極楽坊内 本覚坊契永

万福院内 林光坊俊栄

鏡觀坊内 教林坊良貞

道場坊内 真粮坊秀順

極楽坊内 仙教坊契安

合十七人

これらの役割を果すのはすべて行者、あるいはその弟子である。

表17から峰入りの回数が多い者を大宿とし、輪番で決めていたことが窺われる。なお資料6にみられる様に大宿、二宿、三宿の位階は権大僧都で、寄宿は権律師である。大宿の大越家に対して二宿を中越家と称する様に阿蘇修験における大越家は一薦を示す呼称であったと推定できる。

表17 大越家一覽表

年	大越家	二一宿	三三宿
元和二年(一六一六)	那羅延坊豪典	慈眼坊禎慶	了忍坊契祐
元和六年(一六二〇)	慈眼坊禎慶	了實坊快叶	鏡觀坊契教
寛永二年(一六二五)	了實坊快叶	那羅延坊長典	密教坊慶舜
寛永八年(一六三一)	密教坊慶舜		
寛永十七年(一六四〇)	極楽坊収慶		
明暦二年(一六五六)	道場坊快安(18) 〈寄宿〉	(中越家) 幸宝坊永慶(6) 鏡善坊永鎮(3) 幸宝坊現住 兵部郷永精(3) 那羅延坊豪誉(3) 鏡一坊暹良(3)	(護摩先達) 陽泉坊豪栄(4)
寛文二年(一六六二)	幸宝坊永精(5) 〈寄宿〉 鏡觀坊良等(3)	(中越家) 那羅延坊豪誉(5)	(護摩先達) 圓達坊良海(4)
※※ 寛文十一年(一六七二)	妙圓坊契傳(5) 〈寄宿〉 極楽坊契敦(3) 了忍坊良祐(3)	(中越家) 鏡觀坊良等(4) 那羅延坊豪辨(3) 了實坊快圓(3)	(護摩先達) 慈眼坊真順(4) 鏡珍坊良啓(3) 圓達坊長賢(3)

年	大越家	二一宿	三三宿
延宝八年(一六八〇)	幸宝坊秀仙(7) 〈寄宿〉 式部郷郷典(3)	(中越家) 極楽坊契敦(4)	(護摩先達) 那羅延坊豪辨(4)
※※※ 元禄五年(一六九二)	那羅延豪豪辨 〈寄宿〉 幸宝坊栄海	(中越家) 了忍坊良祐 圓達坊憲長	(護摩先達) 了實坊快圓 鏡善坊豪精
元禄十二年(一六六九)	了忍坊良祐(7) 〈寄宿〉 道場坊弟子 少納言秀盛(3)	(中越家) 了實坊快圓(6)	(護摩先達) 妙圓坊豪淵
宝曆十二年(一七六二)	慈眼坊		
※※※※ 安永六年(一七七六)	了忍坊	(中越家) 鏡一坊	(護摩先達) 那羅延坊豪仙
寛政十二年(一八〇〇)	道場坊長觀	(中越家・二の宿) 幸宝坊契藏	妙圓坊豪觀
文化十四年(一八一七)	(大越家・大宿) 妙圓坊豪觀	那羅延坊豪雄	鏡觀坊
文政十二年(一八二九)	(大越家・大宿) 那羅延坊豪雄	鏡觀坊良辨	道場坊契朋
嘉永二年(一八四九)	鏡一坊豪辨		

（備考）

この表は資料6「阿蘇大峯名付記録」及び資料I-V、元黒川の佐藤家に残る護摩札、さらに墓牌銘、位牌等によって作成した。

()内の数字は峰入りの回数を示す。

※幸宝坊を隠居し、兵部郷にその職を譲り、峰入りは参加しなかった。

※※その他に柴宿妙圓坊契傳、宿先達鏡觀坊がある。

※※※柴宿鏡一坊契傳がある。

※※※※その他に悶迦先達鏡觀坊、宿先達極樂坊、古木先達密教坊がある。

なお、明和七年（一七七〇）、天明元年（一七八二）、寛政二年（一七九〇）、文化五年（一八〇八）、万延元年（一八六〇）にも峰入りを行っているが、大越家等不明である。天神山に慶長十八年（一六一四）卒の大越家那羅延坊契典、元文三年（一七三八）卒の妙圓坊一和尚大越家権大僧都法印契淵の墓がある。文化十四年（一八一七）卒の大越家正大先達前鏡善坊の位牌が稻實家に残されているが、いずれもいつの峰入りで大越家の役目を果たしたか確認できない。

表18 袈裟筋一覽表

那羅延坊筋目の山伏	
成満院内	成行坊・常泉坊・福藏坊・覚藏坊・万裕坊
娛樂坊内	常福坊・鏡性坊
萬福院内	蓮乘坊・頼智坊・圓智坊・圓成坊・真成坊
善性坊内	行藏坊・雙藏坊・勝福坊・良圓坊
禮徳坊内	宝鏡坊
福満坊内	龍藏坊
	頼泉坊

慈眼坊筋目の山伏	
福満坊内	善了坊・頼久坊・秀乘坊・妙覚坊・福泉坊
万樂坊内	善行坊・円覚坊・長圓坊
浄光院内	仙養坊
	双覚坊
極樂坊筋目の山伏	
成道坊内	実相坊・円覚坊・教覚坊
萬福院内	玉泉坊
長善坊内	正覚坊
妙圓坊筋目の山伏	
大宝院内	常善坊・大藏坊・真乘坊
福性坊内	覚傳坊・林光坊
了忍坊筋目の山伏	
万福院内	相傳坊・林光坊
成道坊内	仙藏坊
鏡一坊筋目の山伏	
長善坊内	長藏坊・円乘坊・金頼坊
円達坊筋目の山伏	
得善坊内	頼福坊
陽泉坊筋目の山伏	
学頭坊内	鏡仙坊

（備考）

この表は資料6「阿蘇大峯名付記録」によってわかりえた分である。

山伏は峰入りに初めて参加する者を新客、峰入りを行った者を度衆といい、三度衆以上の者を先達と呼んだ。山伏の位階については行者方が下知し、峰入りの終った後、三宝院門跡に昇進の望目録を差し出している(資料I参照)。なお、そのほか「山中下々之山伏共も、峯二而法印之補任取申候」と、慶安五年(一六五三)に衆徒惣代が口上書で述べている様に、行者は山伏に対して「峯中権大僧都法印」、「峯権大僧都法印」といった形で補任している(墓碑名一覽資料4・5参照)。

吉野の大峰修行に際して、阿蘇修験の山伏が当山派十二正大先達の一人内山先達の袈裟筋となったことは先に述べた。阿蘇においても「阿蘇山修験道之儀、従古来行者方十七ヶ寺之袈裟筋目」^{註14}が決っていた。行者方の山伏は各行者の配下であるからいいが、衆徒方山伏は表18の様に筋目毎にわかる。那羅延方の統領寺は成満院、慈眼坊は福満坊の門葉寺、極楽坊と了忍坊は萬福院の門葉寺、妙圓坊の統領寺は大宝院であるが、袈裟筋に若干、その影響がみうけられる。

註

- 1 『阿蘇文書之一(阿蘇家文書下)』三四四頁
- 2 資料II参照
- 3 資料I-Vを参考にして峰入りの順序をまとめた。
- 4 阿蘇修験は真言系の当山派に属したが、一山が天台宗であるため、往来証文は天台宗と記された(資料I参照)。

- 5 峰入りの装束・入峰法衆・惣札・護摩札については資料I-Vを参照願いたい。元黒川の佐藤家には明治の初め、天神山で見いだしたと伝える峰入りの護摩札が保存されている(図版16の(1)参照)。
- 6 水飲宿は大峰七十五磨(宿)の九番の名称である。
- 7 大峰七十五磨の四十一番は空鉢ヶ岳である。
- 8 深山宿は大峰七十五磨の三十八番の名称である。熊野から数えても吉野から数えても三十八番で、七十五磨の真中に位置しているために、本山派では「深山灌頂」を行う重要な行場であった。
- 9 養枝の宿は大峰七十五磨の四十四番の名称である。
- 10 大峰七十五磨の六十六番が小篠の宿で、当山派の重要な拠点である。
- 11 宮家 準「山伏——その行動と組織」(一九七三年、評論社)
- 12 行 智著五来 重編注『木葉衣・踏雲録事他』(一九七五年、平凡社)二九七~二九九頁
- 13 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』一六〇号
- 14 右同文書 三九三号

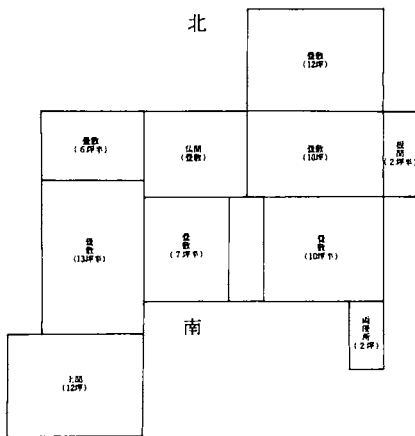


図20 那羅尾氏宅平面図
平家建萱葺 (合計坪数83坪 昭和46年解体)

五 乙護法信仰

(一) 天童と乙護法

慶応四年（一八六七）五月に書かれた「肥後国阿蘇山西巖殿寺由来略記」に「白鳳二^癸年二月十五日役ノ小角^{優婆塞}行者也阿蘇山御奥ノ峯ニ来玉フ時山赫奕ト^一陳ノ光氣ヲ現シ一ノ窟中ニ三聲有リ行者敬テ靈異ヲ問奉ルニ當山守護ノ天童也ト^云於是回峯修行ノ規基ヲ傳エ^トと記されている。また峰入りを「大聖乙天童阿蘇大峯修行」といい、峰入りに際しては「^ま大聖乙天童阿蘇大峯大越家」と書いた札を調えた。^{註2}さらに「山伏の起りは天童山伏、阿蘇山に住んでいて下にはおりてこない。」という言い伝えが残っている。^{註3}白鳳二年（六七四）役ノ小角来山説はさておくとして、阿蘇山において天童は重要な存在であったといえよう。

阿蘇山で天童が記録として登場する一番古い文書は正平七年（一二五二）の起請文である。衆徒^{註4}と久住^{註5}がそれぞれ書き、「満山護法天童」を誓いの対象に掲げている。応永元年（一三九四）に久住が書いた起請文には「東西満山護法天^{註6}」、同じく文明六年（一四七四）

の起請文には「満山守護々法天童^{註7}」と、さらに文明十二年（一四八〇）の氏名未詳の起請文には「満山守護之護法善神^{註8}」と記されている。これらの起請文によれば天童は阿蘇山の護法とみなされていたことがわかる。

ところで、一般には対馬の天童信仰がよく知られているが、阿蘇山のほか九州の修験の山にその存在が認められる。建暦三年（一二一三）に肥前国小城郡牛尾山神宮寺の法印谷口坊慶舜によって著されたと伝えられる『彦山流記』の前文に「四十九箇窟各御正躰分権現、並守護天童、奉安置之、即一万十万金剛童子是也」と記されている。四十九窟には守護神として様々な童子が祀られている。^{註10}その第四窟については次の様に記述してある。

第四大南窟者、寶殿五間、本地不動明王、垂迹號大聖天童、彼窟有參籠人朝夕用合飯若過分反成俱梨迦羅小蛇也云々、昔有聖人持一箕、然近隣窟僧借箕久不返之、仍大南聖乞之時玉屋住侶惜之然護法相互惜之自玉屋赤頭童子出来惜之處大南切髮童子走向奪之互大力半引切各取其切南北去畢、是則金杖天童、大聖天童遣使者奪之給歎、（後略）

つまり、不動明王の垂迹が大聖天童であるという。尚、この大南窟は峰入りの際の重要な窟であった。その他第一窟の守護神は金杖天童、第七窟が本地虚空蔵菩薩、垂迹福智天童と『彦山流記』に著されている。求菩提山には享保十二年（一七二七）に求菩提山祐宮坊祐舜によって写された「求菩提緑起^{註11}」が残っている。それによれば

継体天皇の御代に猛覚魔ト仙が威奴嶽の鬼を降伏させたと伝えるト仙遺跡を開山行善がたずねていき、無事に到達できたのは天童が現われ、その峰を示したことによるとされる。

阿蘇山において天童は護法であると先に述べたが、背振山の護法は乙護法として著名である。鎌倉末、応永元年（一三一一）から貞和三年（一三四七）にわたって比叡山の学僧光宗が著した「溪風拾葉集」によれば、南天竺国の徳善大王が影向して背振山権現となり大王の末子、第十五王子が乙護法であるという。背振山権現は弁財天として知られているので、乙護法は弁財天の十五童子の末子に相当する。なお求菩提山では弁財天十六童子の末子が「善財童子 又乙護童子 為二十五童子一則省レ之ヲ」であるという。一方、乙護法は背振山の守護神、山の神であった。背振山出土の康治元年（一一四二）の年号がはいった経筒に「乙天尊東西満山護法」と刻まれている。前にふれに阿蘇山の起請文における天童の呼称と類似している点から推察すれば、乙天尊が背振山の護法であり、それが乙護法と称されるに至ったのではなからうか。

ところで、阿蘇山においても起請文に「満山護法天童」・「東西満山護法天」と書かれていた頃、乙護法が他所からの呼称として現れる。文中三年（一三三四）に次の様な寄進状がある。

奉寄進

阿蘇山乙護法社

日向國高知尾莊上村内一所冬野一所栗原一所一所現壽

右令今度天下靜謐彼所知行者最前中尾御坊令寄進為信心施主芝原大夫將監大神政藤壽福増長家門繁昌心中所願皆令満足之故也仍狀如件

文中三年五月廿日

芝原大夫將監大神政藤判

この寄進状の三年後、天授三年（一三七七）の「阿蘇社衆徒料足等納帳」に「二百文 護法社赤飯アツラ」の記事がある。先の寄進状の乙護法社と護法社は同一の祠をさしていると考えられる。つまり、起請文に書かれた様に阿蘇山においては護法と称する方が通常的であつたといえるのではなからうか。乙護法の呼称が起請文にあらわれるのは、麓に坊が再興された後、承応二年（一六五三）においてである。行者が衆徒に対して誓った種々の神仏の一つに掲げられている。この変化を促した要因を窺う資料として、麓坊中時代のものであるが、次の「乙護法講式」がある。

資料7

乙護法講式

先惣禮

法身恒寂靜

清淨無二相

為度衆生故

示現種々形

南無歸命頂禮法界圓滿權現垂迹諸大明神 導師

着禮盤

來唄

三禮如

敬曰三佛圓滿釋迦如來三所垂迹龍樹權現三諦宛然法華妙典三界利益乙護法而言今山上禪徒等露以我性雲幽眼迷風塵我執濁深心染貧欲情如曲蓬右

而左姿似水月一而二也四例纏身覺悟何時乎八蛇吞肝解脫(マ)七期乎唯今生死之大海得船筏見佛聞法之功大哉菩提之彼岸構方便和光同塵之化珎哉爰一有名山号曰背振龍樹大士之應化之地也在一護者名稱乙天佛法擁護勇猛之神也今讚其本迹蒙佛法修學之守護渡生死海到菩提之彼岸翼願三寶照取念講念之意趣在之而已

神分如常 祈願如常 勸請

至心勸請釋迦尊 於末法中現明神

能度衆生慈悲者 還念本誓來影向

證知我等講演事 三世善根皆成就

至心懺悔自他罪 生々世々無跌犯

願我生々見諸佛 世々恒聞甚妙典

恒受不退并行 疾證無上大菩提

護持大衆成善根

今此講演背通途法事一無開三門申歸依之貯懷乎一明垂迹利生讚始終大要

二明本地功德增聖者威光三明擁護大總廻向法家利益矣

第一明垂迹利生讚始終大要者先名稱乙丸形示童子名鉢有因緣本誓可知所以者何為申仕智者劣從之乙名為法護長老現人之童子也所以昔從法鉢至尔寂期病給仕仲聖空於取次事不怠後視皇慶為彼此牛馬之走此皆為守當山之人法好智者給仕之處也聯有誤辞谷室之曰歎息背振山之地震者給堅牢地神之所為也為靜彼難欲費功於佛法者然每事惡次為之如何窵勇(マ)仕法老之身化掃空理欲出人室魂永駐此嶮異威新天下滴乎神驗妙群類資乎肥滴醜隨之童形降伏人法二道之魔軍福滿圓滿之神威令致現當二世之守護一山仰崇之讀經講演之音無絕四邑合憑之幣帛錦帳之宮不怠乎祈除病延衆一無患請官位福祿一不空矣厥大悲淚落染禪定沙數妙衣以來大智之姿弊問濁惡不幸之群品更夜晝廻利生之方便心肝暫不慰也朝暮施化度之威勢威儀假不靜也三熱

之炎非自業但惱衆生之身代利生之念非他詭偏催本誓之所感願也從和光同塵之今日不捨我等至八相成道之明日必垂利益仍大衆誦伽陀讚垂迹利生願曰

和光同塵結緣之始八相成道以論其終

第二明本地功德增聖者威光者其本地者傳聞大聖河哩耶阿沙羅那尊乎夫空中道澄言思(マ)七道法界鉢性深見聞無便示青黑忿怒之形為行者成給仕現強威不動佛為魔王為大首以之云不動明王僧脇之夜又怖威不廻眦三界之魔王隨他娶履者也三世勃陀仕此尊二救之薩埵仰明王嘉哉吾等值此尊誓願得度近乎嚴哉催大悲弘誓仕頭密修學之人乎然欲利生之不足垂迹於此砌靈應餘室宮名乙護法也云本云迹無高下之品云尊云神無利生之厚薄冥拂三世四魔之障難顯禦災火盜賊之怨敵歸依有功則悉地立成仰蒙無間則擁護揚焉者願爰弟子等宿昔之機緣篤而出家攀此洞以來蒙護法利益念々歩々は厚預權現之守護語點作之大滋不願本地明王之本誓唯念垂迹護者廣思也今為報其恩德始讚本鉢明王之功德也生々世々加護在々處々不捨本誓有限非虛妄之言隨遂無疑定入菩提之路仍大衆唱伽陀讚本地功德頌曰

假使滴三界大力諸夜又明王降伏懸消除懸無餘

南無歸命頂禮護者本地不動明王守護部類

第三明擁護大總廻向法界利益者夫實護者護人法何要乎施威録何故乎償以月浮澄水非月之至要水省明桂非水取次感應神變之用法尔浮宿因緣取生之道實理不錯也是以當山圓融之法水我相我執之澄濁乙天本誓之日輪浮和光同塵之影法尔護人法離乙天心無人法故道理施威勢衆生之心即神虛故構於佛術詞詠之不顯權現俗諦之為興於圓融法門之刻合護法真諦之理護者加持和合相即法門乎神者神通隨類利益威義乎無能所中分能所暫迷念差別無凡聖中辨凡聖假忘誤自他對法僧會之名義綴之一實無作之道法習之三密相海之秘法行之五智圓滿之境界詫之皆是護者本意也寧不蒙和合一鉢之加護乎

依之三伏炎熱之時忘熱參詣寶前三冬極寒之朝跋霜拜啓靈廟誦法花之真文
開美相知見之門莊嚴般若之法味明真如至際之源擁護之大總成就含嘉念真
實之咲利益之要枢既開滿四弘誓願之望神与人有縁難不預利先之一分惠与
法一如也何不融法界之同軀乎吾等言拙不構真如之名字護者心朗照見丹誠
之所在法界皆是久恩之處也以此功跡必廻向仍大衆唱伽陀可廻向法界頌曰
願以此功德普及於一切我等与衆生皆共成佛道

南無帰命頂礼自他法界平等利益

乙護法講式終

(備考)

一部にルビーと返り点が付けられていたが、後年の加筆のために省略した。熊本大学附属図書館に寄託されている西巖殿寺近世文書である。

講式では背振山で言い伝えられている乙護法の由来が述べられていて、阿蘇山の乙護法も背振山に基づくものであることが窺われる。

注目すべきことは乙護法の本地が不動明王と記されていることである。阿蘇山で天童が護法さらに乙護法と同一を意味するとみなすならば、先にふれた彦山の第四窟、大南窟における本地が不動明王で垂迹が大聖天童の事が想起される。また、峰入りの時の札「大聖乙天童」は大聖天童と同じであるといえる。前に阿蘇修験は彦山の影響、彦山との結びつきが考えられると述べたが、乙護法の本地を不動明王とみなしたのもその反映ではなからうか。

ところで、彦山の大南窟では不動明王の方に重点が置かれた四月二十八日の不動明王の綱かえには各地から修験行者が集まったとい

表19 坊中周辺の乙護法一覧表

所在地	所蔵者	数	備考
阿蘇町坊中	西巖殿寺	3	1体は山上本堂* 不動明王1体所蔵 不動明王1体所蔵
	佐藤亮雄氏	5	
	宮岡唯平氏	1	
	稲寶シキ氏	2	
	山下組	3	
	南黒川 宮本頼輝氏	1	
	元黒川 佐藤ハツミ氏	3	
	桜間マヨ氏	1	
	東黒川 川上二郎氏	2	
	西黒川 長浜重祐氏	1	
	赤水 片岡建長氏	2	
山田 福田明氏	1		
一の宮町役犬原(中通梨中坊)	山口宗雄氏	2	不動明王1体所蔵** 不動明王1体所蔵
	小島喜義組(仲雄三氏)	1	
計	乙護法	28	不動明王4体

〈備考〉

*県指定の不動明王が山上本堂に1体、西巖殿寺に2体ある。しかしここに掲げた不動明王は30cm内外の持仏的性格のものなので省略した。

**小島氏は坊中でただ1体存在する制吒迦童子を所蔵してる。図版19~28及び38・46参照。

う。祭りは戦後とだえたが、現在でも四月二十八日に参詣する行者がいるとの事である。阿蘇山ではむしろ天童に対する信仰が強かったようである。表19は坊中周辺に残っている乙護法の数である。山上本堂の一メートルを越える乙護法を別にすれば、大部分は六〇〜三〇センチメートル位の大きさである。二十八体の存在が認められる。これに対して不動明王は三〇センチ内外のものが四体であった。さらに不動明王に対する信仰は聞き書きでも得られなかったが、乙護法への信仰はまだ残存している。阿蘇山では本尊の十一面観音の脇侍が毘沙門天と不動明王であるため、不動明王が単独で信仰の対

象とされなかつたのではなからうか。そして峰入りに際して大聖乙天童、つまり乙護法を掲げたのは不動明王の垂迹であるという意識の表れだったと考えられる。一般的には護法あるいは乙護法は仏教辞典等に書かれている様に伝教大師あるいは性空上人といった高僧の使役靈であり、天童は仏菩薩に奉仕する従者として認識されている。不動明王に従う矜頼羅童子、勢吒迦童子はよく知られるところである。^{註22}しかし、阿蘇山においては乙護法は使役靈、あるいは従者の型を表わしていない。現在いえるのは阿蘇山の山の神を大聖乙天童さらに乙護法として崇め、不動明王の垂迹とみなして信仰されていたということである。

(二) 乙護法信仰

「阿蘇山衆徒法事次第」^{註23}に一月廿八日に、「乙護法講 於万福院」と記されている。山上の乙護法社の社僧職を万福院が勤めていたために、^{註24}講は万福院によつて催されていた。^{註25}また、娯楽坊の本尊であったと伝える乙護法について次の様な伝説が残されている。^{註26}

當寺之本尊大聖乙天童子往時享保年間寺家焼亡ノ砌、尊躰者境内未申ノ方ニ大榎木ニ飛去火難逃レ少シ片身御火傷ニテ即時僧花之供シ、日國高千穂釜ノ前ト申処ノ佛工ニ身躰彫刻御願ニ相成不日ニ出来持来歟其故ヲ寺中一人モ不存甚々怪ミ御本躰ヲ伺候処、御丈尊形少シモ無違

誠ニ靈佛ノ御奇特ト奉感仰合厨子ニ奉納ト云々、日向高千穂の仏工は前に述べた文中三年（一二七四）の山上乙護法社への寄進地が高千穂荘内であつた事と合せて考慮すると何か関連があるかもしれない。^{註27}

行者方も乙護法の信仰は篤く、特に、行者と山伏は峰入りの時、信仰の中核として崇めていたと推定される。峰入りの事を「大聖乙天童阿蘇大峰修行」といい、山上の乙護法社、坊中の童子塚、峰入りの途中、山鹿の護法社では四知讃を三巻勤めている。また宿においては童子を前にして経を誦誦している（資料Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ参照）。さらに山伏が天童山伏と称していた事は乙護法に強い信仰を持つていたためといえる。資料8は行者方妙圓坊の後裔、宮岡家に伝わる文書であるが、乙護法信仰の実態が窺える。^{註28}

資料8

乙護法参拝由来

當寺乙護法一軀安置

檀越参拜之由来

爰ニ阿蘇郡南郷布田手永下久木野村之住孫左衛門一族連年受患病過半黄泉之客と成相殘長生之者共ハ被浸病悩逼迫ニ付當山子か室に祈願之儀頼来候間二七ヶ日夜之間顯密二法之精勤無一無三之凝懇修奉驚覺處之大小之神祇阿蘇大明神上宮三所地主中宮大権現守護山王三七和光下宮十二社国道北ノ宮大明神大聖乙護法打越大水神南北両河之水神惣而日本国中大小之神祇内外界之龍王殊ニ同躰別躰之三寶過去現在未來三世常住之諸佛冥官冥道不我此道場尔奉招請就中我山上者法報應三身如来之垂迹ニ而常

恒不断之煙ハ一切衆生之罪ニ代テ燃^レ歴却不思議之浪立テ衆生救済百穀豊饒之池水南北江流出誠ニ以拔苦与樂之弘誓深事難及凡慮^ト就處有孫左衛一族諸災退除之祈願ニ者專當峯開闢役小角々滴々相承之秘法大山一流之代加持不動明王一十九種之陀羅尼日夜念誦之功験を以早速代人ニ授ル處之左右之弊帛ニ孫左衛門一族病悩之障災顯連出懺悔して云リ我ハ是阿蘇山衆徒中尾万福院之内一藏房と申山伏也往昔阿蘇山没落之砌矢津田村住居之時孫左衛門親新兵衛と申者殿様御年貢米未進ニ差迫リ我迄證人ニ相立諸役人へ之手前月日を限り延引申立置候処終ニ者上納不仕其俶致欠落候ニ付後日ニ至請人之事ゆへ僧分之手前奉行所江被召出上納米被仰付即刻銀ニ而上納仕候有新兵衛致方不埒之筋堪忍難成久木野村守護乙護法一駄呪力を加へち中尔埋依其神罰六越輪廻之業苦日々尔増長し穢土を厭離しがたく右一族を怨之外他事無之懺悔明白也と申出候ニ付而衆罪如霜露惠日能消除之如來之金言二七ヶ日夜之教化ニよつて怨靈忽忽而心をひるがへして安養不退之望を發し于時寛文十三年癸丑二月十三日一藏房靈魂往生法華妙典五人之衆僧を以奉真讀大日三昧耶形之塔婆造立し乙護法一駄奉刻祈願主道場ニ奉安置一藏房永離ニ惡道佛果圓滿猶又孫左衛門一族子孫繁榮之祈願盡未來際朝暮之勤行無懈怠乙護法出寶前抽丹誠具候様靈魂望受合祈願成就ニおよひ候得者孫左衛門一族の病悩忽及快全畢後年定例乙護法御寶前ニ令參拜由来聴聞可申處

仍而如件

願以此功德

普及於一切

我^レ与衆生

皆共成佛道

寛政十三年^{癸丑} 夾鐘十三日

慶藏坊

快舜 花押

久木野村

孫左衛門殿

伊兵衛殿

柏尾野

清右衛門殿

同

三右衛門殿

すく尾

半三郎殿

竹崎村

安兵衛殿

(備考)

この文書は写である。元の文書も残っているが前半部が欠損し痛んでいる。元の文書は差出人は「阿蘇山行者方慶藏坊」と明記してあり、宛名のうち久木野村の二名はそれぞれ「久木野村 孫左衛門殿 くきの 伊兵衛殿」となっている。写では「久木野村守護乙護法」となっているが、元の文書には「地尊乙護法」と書かれている。

この文書から乙護法を埋めて呪詛を行ったのは万福院の下山伏一藏坊で、その怨靈の祟りを寛文十三年（一六七三）旧曆二月十三日に行者方山伏慶藏坊が除いたことがわかる。慶藏坊というのは妙圓坊の下山伏であった。この文書に記されている久木野の岸野と堀渡から代表者が、旧曆正月十八日（元来、旧曆一月十三日であったが、牛馬の神様として信仰されている打越神社の祭礼が十八日であったため変更した）に乙護法参拝を続けている。文書には久木野村

に乙護法が祀られていたと書かれているが、言い伝えでは柿野の屋号裏門という今村家に乙護法が祀ってあったという。久木野村では乙護法に対する信仰は岸野と堀渡を除いて残っていないが、俵山には護王峠があり、牛王川の川名から往時の信仰の様子が偲ばれる。

一の宮町坂梨の護法社にも山伏がかかわっている。長善坊契雅が天正年間山上落去の折坂梨の大山寺に隠れ、その後を追って万福院の下山伏行蔵坊がきた。しかし、追手も迫り逃れ難くなり、崖より身を投じた（この崖を行蔵落しという）。村人は行蔵坊が負って運んできた乙護法を祠をたてて祀りはじめたという。祀られている乙護法は天和二年（一六八二）八月に氏子十七名が彩色の塗りかえを行っており、その後安政三年（一八五六）、明治二十一年、大正二年、さらに昭和三十二年に改修している。坂梨上町の十五戸で世話人二名を交代で勤め、七月十五日に願立て、九月二十三日に願ほどきを行っている。

元黒川の山下組で祀られている乙護法には由来は伝っていないが、「塩買い乙護」と呼ばれている。お祭りを行おうとした時、塩がなくて困っていたら、音がしたので不思議に思ってみると堂の下に塩俵がころがっていたという。現在山下組の古くからの家、三戸でまわしに座になって旧九月二十八日に祭を行っている。同じく元黒川の佐藤家で祀られている乙護法は明治の初め、天神山の岩陰に投げ入れてあったのを先祖の方が持ち帰り、堂をたてて祀りはじめたという。乙護法と一緒に峰入りの際の護摩札もあったので、それも堂

に納めてある。旧九月二十八日にお祭をしているが、タカ神様で、おろそかにしてはいけなさと先祖より言い伝えられているという。^{註31}

ところで、表20は寛文七年（一六六七）に北嶋雪山が肥後の国中の寺社古城趾名勝を調査して、まとめた『国郡一統志』に記述されている乙護法の所在地である。阿蘇の黒川村は三十七坊のみで護法については記載がない。図20にみられる様に北の永田（現在・玉名郡南関町）から南は甲佐平（現在・下益城郡砥田町）に至るまで十六ヶ所掲げてある。健軍社で「乙護法森」と著しているのは、阿蘇山においてと同様に護法を山の神の変容したものであると考えるならば本来の祀られ方であると思われる。雪山は記述していないが、先にふれた久木野村の乙護法にまつわる怨霊の話は同年代の出来事であるので、十六ヶ所以上に広く乙護法が信仰されていたと推定される。時代が下って享保十三年（一七二八）に成瀬久敬が原形を草稿し、明和九年（一七七二）に森本一瑞が増補した『肥後國誌』の記載では雪山の記載と共通する村が少い。調査方法の違いなども考慮せねばならないが、乙護法は合祀されてしまった可能性が大きい。^{註32} さらには『肥後國誌』記載では牛王社、牛王堂の表記となっている点を考えると護王の信仰内容に変化が生じたのかもしれない。^{註33}

乙護法信仰の広がり新时期を推察する記録として、阿佐古（現・菊池郡菊鹿町）の乙皇神社に江戸時代に書かれた社記が残されている。永和三年（一三七七）が確認され、同社記には乙子、雄床大明神と記述されているという。^{註34} この年代は阿蘇山で起請文に「護法天

表20 乙護法所在地一覧表

『国郡一統志』記載事項	『肥後國誌』記載事項	郡誌その他の記載事項
永田 (現・玉名郡南関町)	乙護法	
阿佐占 (現・菊池郡菊鹿町)	乙護法	乙子大明神社
榊 (現・荒尾市)	乙護法	乙皇神社 (『菊池郡誌』) (『菊鹿町文化財』)
山田 (現・玉名市)	乙護法	
秋丸 (現・玉名市)	乙護法	乙宮 (『玉名郡誌』)
山北 (現・玉名郡玉東町)	護法	
		輪足 (現・菊池市隈府巨)
		湯町塚町 (現・山鹿市)
垂水 (現・鹿本郡植木町)	乙護法	東福寺乙護法堂
万榮寺 (現・飽託郡北部町)	乙護法	牛王社
中林 (現・菊池郡合志町)	乙護法	乙護法さん (『北部町史』)
		大池 (現・菊池郡西合志町)
		牛王宮 (乙護王堂)
		車鼻坂 (現・阿蘇郡阿蘇町)
		乙護法
		※乙ヶ嶺 (現・阿蘇郡長陽村)
		※長野 (現・阿蘇郡長陽村)
		※御積 (現・阿蘇郡白水村)
健軍社 (現・熊本市健軍町)	乙護法森	牛王堂
		今新開 (現・熊本市中原町)
南木倉 (現・上益城郡御船町)	乙護法	乙牛大明神宮
南田代 (現・上益城郡御船町)	乙護法	乙牛王大明神社
高月 (現・上益城郡清和村)	乙護法	
上大川 (現・上益城郡清和村)	乙護法	
甲佐平 (現・下益城郡砥用町)	乙護法	牛王社
		東海東 (現・下益城郡小川町)
		拂川 (現・下益城郡中央町)
		坂本 (現・下益城郡中央町)
走潟 (現・宇土市)	乙護法 (菊池家建立)	牛王社 牛王堂・牛玉山 牛王堂 乙護王社

〈備考〉 ※は「南郷事蹟考」(寛応2年 長野内匠著)に記載されている。



図21 乙護法所在図 (備考) ●「国郡一統志」 ■「肥後國誌」 ▲「南郷事蹟考」◎「阿蘇郡誌」記載を表わす。

童」が誓いの対象に掲げられた時期に相当する。また走瀾（現・宇土市）の乙護法は菊池家建立とある。『肥後國誌』には東福寺乙護法堂と記載されている。東福寺が菊池五山の一つであった点を考慮すると走瀾と東福寺の乙護法はほぼ同じ時期、菊池家が勢力を持つっていた南北朝期、つまり十四世紀頃と推定される。雪山の掲げた乙護法は十六ヶ所あり、それぞれに対して検討を加えたわけではないが、肥後に護法、乙護法が展開していったのは十四世紀頃と想定したい。

護法信仰を伝播していった宗教者は、護法が前に述べた様に山の神の変容とみるならば山岳で修行を行っていた山伏達であろうと推察される。阿蘇山⁴⁵の山伏は天童、乙護法を信仰の中核においていたが、阿蘇山と甲佐岳、釈迦院との交流は記録の上から窺われる。嘉吉三年（一四四三）の阿蘇山本堂供養に甲佐学頭法印朝慶、釈迦院普門房が参加している。阿蘇社の三大末社の一つである甲佐社の上宮である福城寺には学頭坊以下十一坊の名が確認できる。健軍社も阿蘇社の三大末社の一つである。金海山釈迦院は靈山として信仰の歴史は古い。阿蘇山年行事宛に「山鹿郡先達」について「御嶽より先達御下候」とあり、同郡の吾平山年行事と阿蘇山年行事の間では書状のやりとりがみえる。この吾平山相良寺にはかつて九十九の坊舎が存在し、現在善智坊、密巖院、二教院等が地名として残っているという。相良観音は著名で先にふれた様に阿蘇山の峰入りのコー

スである。また、北部町中尾に山伏塚と呼ばれる石祠があり「阿蘇聖台之山伏、豊前坊 金剛院 養橋坊 外六十六名之靈」と刻まれている。以上みてくると、『国郡一統志』と『肥後國誌』および「南郷事蹟考」に記載されている乙護法のいくつかは阿蘇山の山伏、あるいはその仲間の山伏がその信仰伝播に関係があった事が推測できる。勿論、樺・山田・秋丸・山北と肥後の北部から南へ下る形で、乙護法が分布している状態を考える時、背振山の修験の存在は無視できないものである。

註

- 1 六、神仏分離と寺領返還 (一) 神仏分離に資料9として全文を掲げている。
- 2 資料Ⅲ「阿蘇大峯十界行口」及び資料6「阿蘇大峯名附記録」参照
- 3 衆徒方成道坊下山伏実相坊の後裔にあたる実ヒカサ氏の話である。
- 4 『阿蘇文書之二（阿蘇家文書下）』三九五頁
- 5 右同文書 四一四頁
- 6 『阿蘇文書之三（西巖殿寺文書）』五一号
- 7 右同文書 四五号
- 8 右同文書 五〇号
- 9 中野幡能「対島における山岳信仰」（中野幡能編『山岳宗教史研究叢書13 英彦山と九州の修験道』一九七七年 名著出版）大正八年の平泉 澄博士の調査から昭和二十六年の和歌森大郎博士の研究報告に至るまでの経緯が紹介されている。
- 10 梶谷敏明「彦山の修験道遺跡——彦山四十八窟の調査——」（田川郷土研究会編『増補 英彦山』一九七七年 葎書房）
- 11 重松敏見編著『豊劬 求菩提山修験文化攷』（一九六九年 豊前市教育委員会）十三—三〇頁

- 12 佐賀県神埼郡東背振村教育委員会直塚氏の案内で、背振山靈仙寺乙護堂を訪ね、さらに同村文化財保護委員武広勇氏を紹介していただいた。武広氏の話によれば乙護堂には木像の乙護法善神(乙護法)が祀られていたが、乙護堂が無人となった戦後、盗まれてしまったという。また、背振では末子の事を乙子息子という話は徳善大王の末子が乙護法であるという事と何か関連があるのではないかと興味をそそられた。
- 13 川頭芳雄「天台密教の背振山——肥前側を中心として——」・波佐場義隆「背振山修験の歴史と宗教活動」(中野幡能編「山岳宗教史研究叢書13 英彦山と九州の修験道」一九七七年 名著出版)
- 14 重松敏見編著「豊劬 求菩提山修験文化攷」(一九六九年 豊前市教育委員会) 六三―六五頁
- 15 「華頂要略」所収の「天台真言血脈相承次第」によれば、「乙護法事、此護法本筑紫背振山神也、背振山慈覚大師御建立其処勸請神也」とある。
- 16 波佐場義隆「背振山修験の歴史と宗教活動」(中野幡能編「山岳宗教史研究叢書13 英彦山と九州の修験道」一九七七年 名著出版)
- 17 「肥後國誌」
- 18 「阿蘇文書之三(西嶽殿寺文書)」二〇四号
- 19 右同文書 二五五号
- 20 梶谷敏明「彦山の修験道遺跡——彦山四十九窟の調査——」(田川郷土研究会編「増補、英彦山」一九七七年 葦書房)
- 21 乙護法信仰については次の項で述べるが阿蘇山の調査を始めた最初にお会いしたのは成滝院下山伏福蔵坊の後裔である片岡建長氏であった。片岡氏は乙護法を二体所蔵しておられるが、いかに大切な重要なものであるかを強調された。これが、乙護法との初めての出会いで、以後調査を続ける間、その存在に注意を払った。
- 22 鈴谷正男「乙護法試論 その一」(佐賀民俗学会「佐賀民俗学会」第二号 一九七八年)・阿部泰郎「空録譚の世界」(『どるめん』No.18 一九七八年)は乙護法及び護法の性格について示唆されることが大であった。また鈴谷氏には佐賀市

法 身 恒 寂 靜
清 淨 無 二 相
爲 度 衆 生 故
示 現 種 種 形
和 光 同 塵

乙護法請伽院

- 23 『阿蘇文書之三(西嶽殿寺文書)」二五三三号
- 24 西嶽殿寺近世文書の中、宝永二年(一七〇五)の本堂御本尊御遷座法事次第にその旨が記されている。
- 25 西嶽殿寺近世文書で、衆徒年行事が書き残している年中記録によれば、万福院での乙護法講は安政二年(一八五五)まで行われたことがわかる。
- 26 万福院の後裔である佐藤家には乙護法が五体祀られているが、その一体が納められている厨子が明治四年廃寺に際して、成滝院弘英が書きしるしている。
- 27 乙護法の神祠が日向の山中、梅の宮に祀られているとの事である。(鈴谷正男「乙護法試論 その一」佐賀民俗学会「佐賀民俗学会」第二号 一九七八年)佐藤家の乙護法五体のうち二体の台座に梅の花があらわれている事と梅の宮は何らかのつながりがあるのかもしれない(上図参照)。
- 28 宮岡家には「乙護法講伽院」がある。行者方でも乙護法講を行っていたと推測される。
- 29 久木野村大字河陰字堀渡は三十二戸で、まわしで二軒が代表となつて乙護法参拝へいく。正月の時作った鏡餅を一つ、米二合を各家から集めて供えたが、現在はお金と二升の米を供える。宮岡家では名物のきなこ餅等で接待する。岸野は戦後参拝を廃止したが、一軒だけお参りしている。堀渡、岸野、さらに乙護法が祀つてあったという柿野は隣り合った集落

- である。
- 30 『阿蘇郡誌』(阿蘇郡教育会 一九二六年)
- 31 数年前、当主が町会議員の選挙に立候補された時、出陣式を乙護堂の前で行われた。
- 32 上益城郡御船町北木倉の四宮神社に慶応四年六月に神仏判然令に伴って行われた神社の調査記録が残っている。四宮神社の諸神社一字として「乙護王神社 一座 天神社 一座 但往古社頭境内ニ各別社ニ鎮座御座候処天正年中為兵火焼亡當時一社相殿ニ御座候」と記されている。雪山は北木倉の乙護法については記述してないので、諸神として合祀された乙護法は他にも存在したと推定される。
- 33 甲佐岳(甲佐平)で祀られている馬頭観音は乙護法との事である。(今江正知編著『熊本山——熊本の風土とことろ第二集17——一九七九年 熊本日日新聞) 鈴谷正男氏の御教示によると、かつて牛馬童子と呼ばれていたとの事である。
- 34 『菊鹿町文化財誌』(菊鹿町教育委員会)
- 35 (修験道の山には大い護法石があるのは、その山の神が影向した影向石にほかならない。そしてこれを「満山護法善神」と称してまつるのである。また護法が憑依することによって予言や託宣をする修験行もある。『護法飛び』というのがそれで、護法実になる行者に護法憑けをおこない、その託宣をまく。これは美作国に多い行事であるが、東北地方の「葉山ごもり」の葉山神もこの護法にあたる)と五来 重氏は護法について解説している。(五来 重編注『木葉衣・踏雲録事他——修験道史料I』一九七五年 平凡社)なお、岡山県久米郡中央町の両山寺の護法飛びについて、宮家 準『修験道』(一九七八年 教育社)で詳しく紹介されている。
- 36 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三九号・他に二〇四号の天授三年(一三七七)の「阿蘇山衆徒料足等納帳」に「甲佐雜掌」・「甲佐両使」と記され、二〇八号の天授四年の「阿蘇山衆徒公物下行帳」に「甲佐衆徒御借用」と記録が残っている。
- 37 『阿蘇文書之一(阿蘇家文書上)』一一六号は正平二年(一三四七)に甲佐福城寺衆徒へ宛た懐良親王の令旨案である。同文書の二四八号は応永三十二年(一四二五)の「肥後海東郷甲佐社免田社役次第」で、学頭坊、理乘坊、寶泉坊、幸楽坊、珍蔵坊、善蔵坊、常楽坊、万楽坊、久万坊、大蔵坊、南蔵坊、安楽坊の名が記載されている。同文書二六四号「阿蘇社等造營遷宮以下日記記寫」に「かうき嶽のかつき房」の記載がある。『肥後國誌』には往古は十六坊あったと記されている。
- 38 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』六八号
- 39 右同文書 一〇〇—一〇二号
- 40 『菊鹿町文化財誌』(菊鹿町教育委員会) 『肥後國誌』には三十六坊と記されている。
- 41 『北部町史』(一九七九年 北部町) 八五五頁
- 42 豊後直入郡久住手永は肥後領であった。西巖殿寺近世文書の天明七年(一七八七)に学頭激親が調査した「肥後領内、天台宗寺縁分限帳扣」に久住山猪鹿狼寺の記載がある。「乙護法社 老間ニ老間」と記されている。阿蘇山と猪鹿狼寺の交流は麓坊中の年行事の記録にも見える。この天明七年の調査によれば甲佐平村の甲佐嶽亀甲山福城寺について「乙護法社 式間四面 但旧記ニ式間半ニ四間と御座候」とある。また、輪足村の東福寺の頃には「乙護法堂 葦葺 老間老間半」と記述してある。この扣には肥後領内に七十三ヶ寺の天台宗寺があると記されているが、内三ヶ寺に乙護法が祀られている旨の記載がある。なおこの扣には阿蘇三十七坊についての記述は含まれていない。

六 神仏分離と寺領返還

(一) 神仏分離

三百五十余年続いた徳川幕府が倒れ、維新政府が成立すると、あらゆる分野において新政策が打ち出された。宗教政策はキリスト教の弾圧、神仏分離そして神道の国家神道化であった。

慶応四年（明治改元は九月八日）三月十三日の太政官布告によつて祭政一致、神祇宮の再興という神社神道の国教化の構想が明確にされた。ついで、十七日、神祇事務局より全国の諸社に達第一六五号が出された。「今般王制復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小、神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ神僧ト相唱へ候輩ハ、復飾被仰出候（以下略）」と僧形で社務に従っている別当及び社僧に対して、蓄髪、復飾することを命じた。また、二十八日には太政官達第一九六号「神仏号 區別ニ関スル件」^{註1}、いわゆる「神仏判然令」^{註1}が出された。権現とか牛頭天王等仏語をもつて神号に唱えている神社に由来を報告させた。

修験道の開祖役小角が吉野山（金峰山）で金剛藏王権現を感得し

たと伝えられ、藏王権現は修験道の本尊とされた。ために吉野と並んで修験道の本拠地熊野三山は熊野権現を、英彦山は英彦山権現と修験者の集まった山々では権現が信仰の中心であった。阿蘇でも阿蘇権現が祀られたことは先に述べた。この権現が神仏判然令で問題視され、強引に神社か寺院のどちらかに分離させられたわけである。

神仏分離の結果、長野覚氏の研究によると、全国各地の修験修行の山々は神社として残ったのが五十山、寺院として残ったのが三十五山、神社と寺に分離したものが十五山、消滅したものが三十六山であるという。九州をみると、修験の一大拠点であった英彦山が英彦山神社となったのははじめ、竈門山（宝満山）が竈門神社に、求菩堤山が国玉神社、霧島山が霧島神社にと神社に代っているものが多い。

四月はいると閏四月四日、「別当、社僧還俗ノ上六神主、社人ト称セシムル件」^{註3}が太政官より達せられ、別当社僧へ還俗命令が出された。

阿蘇山では神仏判然令に伴う調査について慶応四年五月に次の様な由来略記を提出した。

資料 9

肥後国阿蘇山西嶽殿寺由来略

一本朝聖武皇帝ノ御宇神龜三年^{丙寅}二月天竺毘舍離国貴明王ノ太子最榮讀師来朝有テ當嶺ニ攀登リ宝池ヲ拝上シ法華経讀誦ノ時山中震動

シ瑞光天ニ輝キ垂迹九頭龍ノ頂ニ十一面觀音薩埵出現御座ス此處ヲ
法施崎ノ宝地ト申ス當山ノ大衆悉ク拜見隨喜ス此ノ大衆ト申ハ久住
方ト申役ノ小角ノ末流百二十余室有之由當時衆徒行者附屬ノ山伏ノ
祖ニテ有之由山伏ノ濫興ハ後ニ誌ス右讀師宝池ニテ奉拜處ノ尊像ヲ
自彫刻シ本堂ニ奉安置内陳内々陳宮殿三ツノ鍵一山立合封印不許開
扉西嶽殿寺トハ此ノ本堂ニテ夫ヨリ最榮讀師ノ門葉次第繁榮シ二十
七ヶ寺ニ相成衆徒行者寺行者十七ヶ寺兩番ト相分ル尤天正年中迄山
上ノ坊跡于今存在ス各々開基ノ年代等且又御輪旨并諸家ヨリ寄附狀
等之古書數通宝櫃ニ有之正月十一日ノ外開申間敷神誓也

一 後陽成院ノ御宇九劬兵乱ノ砌天正年中薩劬豐劬合戦ノ時山上諸坊散
落ノ砌長善坊契雅手近ニ有之タル宝櫃一ツ阿蘇郡坂梨大山寺エ持越
偶居ス夫ヨリ十五年過慶長四年国主加藤清正判物ヲ以居屋敷并沙弥
ノ堪忍分トテ當黒川邑ニテ給地シ散在ノ衆僧可還住旨長善坊エ被託
如旧時諸坊黒川邑ニ再建ス

一 慶長四年清正判物并寛永以來當国主細川侯代一如先寺領等寄附ノ判
物數通有之

一 衆徒之内学頭坊ハ往古ヨリ学頭法務司ニテ貞享四年比叡山東塔禅林
院舜敬法印轉住ノ時智行百石加増有之當山ノ可為衆頂旨輪王寺宮并
国主ヨリ被命

一 学頭坊外衆徒十九ヶ寺ハ統領門葉上中下三段ノ寺格有之何レモ天台
宗輪王寺御直末比叡山正覚院法流也
一 行者十七ヶ寺衆徒門葉天台宗
輪王寺御直末ニテ修験兼学仕阿蘇大峯先達職相勤メ修験道ノ法頭當

山方三宝院御門跡也

一 久住方修験山伏ト申ハ白鳳^二四年二月十五日役ノ小角^{傳盛}阿蘇山御奥
ノ峯ニ来玉フ時山赫変ト一陳ノ光氣ヲ現シ一窟中ニ三聲有リ行者敬
テ靈異ヲ問奉ルニ當山守護ノ天童也ト云^云於是回峯修行ノ規基ヲ傳エ大
衆此ノ山ニ止リ久住方ト申ス山伏ニテ有之由傳記ニ相見然ルニ天正年中
衆徒行者一同散落シ慶長年中坊中再建ニ付舊因ヲ慕ヒ衆徒行者各坊ノ
附屬ニ罷成何レモ清僧ニテ坊定數無之

一 衆徒二十ヶ寺

学頭坊 淨教院 万福院 成満院
福満院 大宝院 得善坊 長善坊
娛樂坊 禮徳坊 了覚坊 大徳坊
成道坊 善性坊 実門坊 万樂坊
成実坊 新樂坊 福性坊 妙境坊
行者十七ヶ寺

道場坊 幸宝坊 鏡觀坊 鏡一坊
極樂坊 妙円坊 那羅延坊 了忍坊
鏡善坊 円達坊 慈眼坊 陽泉坊
圓鏡坊 鏡珍坊 了實坊 密教坊
幸密坊

右者今度御調ニ付舊記之趣書記
言上仕候

慶應四年辰五月 西嶽殿寺大衆等

さらにあいついで出される神仏分離令に対する衆徒、行者の対応の状況が「明治三年 衆徒記録」にみえる。^{註4} 衆徒は学頭坊、成満院新築坊、万福院、了覚坊、大宝院、成道坊、礼徳坊の八坊が現在で、これに対して行者は六坊が現住で、うち四人が復飾を願い出中であつた。残り二人のうち一人は上方で修行中で円達坊一人が行者として勤めねばならないという状態になつた。そこで一山を衆徒として一本化し、同時に一山ごと行者が属していた醍醐三宝院の当山派へ属し、修験道兼学となることを明治二年十二月願い出て、翌年二月許可された。衆徒と行者の対立は廢寺になる直前に形式的に終りをつげた。この記録に神仏混淆お引分けにより仏門に阿蘇山の号を使うことが禁止され、衆議をひらき、大阿蘇山、台蘇山、鎮国山の三つの候補のうちで、鎮国山の号に決定したという明治三年四月四日の記事もみえる。

一山を衆徒とし、修験道兼学になつた記録として「明治四年^{註5} 年正月吉祥日鎮国山本堂出仕記録講衆等敬白」が残されている（図版10の(1)参照）。現住名録として次の様に記されている。

学頭光徹	福蔵長勤
成満弘英	寶相法傳
新築栄観	金光文應
万福弘秀	鏡泉俊了
了覚弘安	善了文秀

大寶俊晟 大仙豪意

成道委如 仙行妙了

禮徳弘門 頼現契安

圓達坊契秀

道場契純 福泉文照

交衆 大光覚傳

常光俊考

この名録により先にふれた上方へ修行にいつていた行者は道場坊であることがわかる。大光と常光は衆徒の弟子である交衆で、福蔵以下は衆徒方の山伏である。一山が修験道を兼学するようになったので彼等の名前も記され、月行司も割り当てられている。各月の法事の予定は次の通りである。^{註6} 各月の下に書かれているのがその月の月行司である。

一 正ノ月行司	圓達坊
一 初大般若	
一 正ノ天台會	
一 正ノ金毘羅會	
一 正ノ往生講	
一 正ノ火祭	
一 二ノ月行司	
一 春節般若	
一 卯ノ祭	

六 神仏分離と寺領返還

一二ノ 齋会 寶相坊
一二ノ 金毘羅 稲荷会
一二ノ 往生菫
一二ノ 火祭
一三ノ 月行事
一三ノ 天台 傳教会
一三ノ 金毘羅 稲荷会 鏡泉坊
一三ノ 往生菫
一三ノ 火祭
一四ノ 月行事
一四ノ 天台 傳教会
一四ノ 金毘羅 稲荷会 萬福院
一四ノ 往生菫
一四ノ 火祭
一山王菫
一夏節般若
一五ノ 月行事
一五ノ 齋会 頼現坊
一五ノ 金毘羅 稲荷会
一五ノ 往生菫
一五ノ 火祭

一六ノ 月行事
一六ノ 天台 傳教会
一六ノ 金毘羅 稲荷会 大仙坊
一六ノ 往生菫
一六ノ 火祭
一七ノ 月行事
一七ノ 天台 傳教会
一七ノ 金毘羅 稲荷会 福泉坊
一七ノ 往生菫
一七ノ 火祭
一八ノ 月行事
一八ノ 天台 傳教会
一八ノ 金毘羅 稲荷会 善了坊
一八ノ 往生菫
一八ノ 火祭
一繩節般若
一九ノ 月行事
一九ノ 天台 傳教会
一九ノ 金毘羅 稲荷会 禮徳坊
一九ノ 往生菫
一九ノ 火祭

- 一 十ノ月行司
- 一 十ノ天台天台傳教会
- 一 十ノ金毘羅稲荷会
- 一 十ノ往生菫
- 一 十ノ火祭
- 一 冬節般若
- 一 十一ノ月行司
- 一 十一ノ天台天台傳教会
- 一 十一ノ金毘羅稲荷会
- 一 十一ノ往生菫
- 一 十一ノ火祭
- 一 十二ノ月行司
- 一 十二ノ天台天台傳教会
- 一 十二ノ稲荷稲荷会
- 一 十二ノ往生菫
- 一 十二ノ火祭
- 四季観音菫
- 一 春観音菫
- 一 夏観音菫
- 一 穉観音菫
- 一 冬観音菫
- 一 華芳会
- 萬福院
- 成道坊
- 成満院
- 仙行坊
- 圓達坊
- 大寶院
- 圓林坊註

- 一 開山菫
- 一 初午祭
- 一 彼岸
- 一 涅槃会
- 一 三月節句
- 一 誕生会
- 一 東照宮
- 一 山王菫
- 一 五月節句
- 一 傳教会
- 一 清正公
- 一 夏般若
- 一 七月節句会
- 一 秋彼岸
- 一 九月節句会
- 一 慈眼菫
- 一 天台会
- 一 乙内談
- 一 開山天台菫師
- 一 天台一ノ間
- 一 春龜彼岸ハ初中後御膳獻備
- 一 初午以下モ御膳獻備
- 一 観音菫 天台会 貫米ニ而御齊仕出之事
- 實相坊
- 實相坊
- 鏡泉坊
- 萬福院
- 頼現坊
- 大仙坊
- 大仙坊
- 福泉坊
- 善了坊
- 禮徳坊
- 仙行坊
- 大寶院
- 学頭坊
- 新楽坊
- 禮徳坊

三月三日に行われた節句会は会場が鏡泉坊で、講師が大寶院、問

者が礼徳坊、他の出席者は学頭坊、成満院、新楽坊、万福院、円達坊、大教坊、^庄実相坊、金光坊、鏡泉坊であった。このように阿蘇山衆徒、行者さらに山伏たちは鎮国山の山号のもとに新しいスタートをきり、その計画に従って実行に移されていたが、同年七月十四日に出された廃藩置県の詔書により一大変革を余儀なくされることになった。

(二) 寺領返還

明治政府は明治二年の版籍奉還で、領地と国民は政府のものであるという基本的原則を確立し、中央集権化をすすめた。前に述べた神仏分離、神道の国教化も思想、宗教上の統制であった。さらに、同四年七月十四、廃藩置県を行って、旧藩主を新藩知事としてそのまま存続していた藩という機構を解体した。十月に府県官制、十一月に県治条例を定めて官僚制度の統一化をはかった。旧来の藩に代わる県は中央の政策を施行する地方行政機関と位置づけられた。

この変革は神仏混淆の廃止で打撃をうけていた諸坊に対して、廃寺、寺領地の返還という事態をもたらした。早速、同年十一月十五日、阿蘇山に寄付された宝物の中で、刀剣十振が黒川組里正、甲斐蘇内の立合の下で学頭坊舎において阿蘇神社に引渡された。^{註9}その刀剣十振は次のとおりであった。^{註10}

- 一、脇指 牡丹作 長サ九寸
- 一 太刀 雲生作 長サ三尺三寸
- 一 同 備前長光 長サ式尺七寸
- 一 同 鬼神太夫行平 長サ三尺式寸
- 一 同 宗近作 長サ式尺七寸
- 一 同 月山 長サ式尺三寸七分
- 一 同 備州長船清光 長サ式尺五寸五分
- 一 高田物 長サ式尺五寸五分
- 一 脇指 月山 長サ六尺五分
- 一 同 無銘 長サ一尺七寸

受渡の覚に署名したのは里正、甲斐蘇内の他に次の十八名であった(図版10の(2)参照)。

- 元鎮国山衆徒觸頭学頭坊光徹事
- 同 佐々 晃道
- 同 成満院弘英事
- 同 谷 帰
- 同 新楽坊栄観事
- 同 野村 長太
- 同 太宝院俊晟事
- 同 得能 自在
- 同 了覚坊弘安事
- 同 覚 早見
- 同 円達坊

同	蘇谷 巖
同	禮徳坊弘門事
同	下田新次郎
同	鎮国山山伏金光坊
同	児玉 金藏
同	実相坊
同	実 惣平
同	鏡泉坊
同	稻實 丑吉
同	円林坊
同	小嶋 新耕
同	仙行坊
同	井芹 仙八
同	大仙坊
同	伊藤彦九郎
同	福蔵坊
同	片岡 權平
同	福泉坊
同	松本 嘉六
同	頼現坊
同	宮本 嘉平
同	善了坊
同	成川 善七

元鎮国山衆徒、元鎮国山山伏として還俗した名前で署名を行って

いる。先にふれた明治四年の「鎮国山本堂出仕記録」と比べると、成道坊秀如、道場坊契純、交衆の大光覚傳、常光俊考を欠いている。その代りに行者方那羅延坊の下山伏であった円林坊が加わっている。なお、修験道の廃止は明治五年九月十五日太政官布告第二七三号であった。¹¹しかし、阿蘇山の修験、山伏は先に述べたように各坊の配下におかれ、寺領地の一部を扶助されていた。そのため各坊が寺領返還を行って廃寺となるに及び、山伏も還俗していった。

廢寺に至った事情について残されているものは少いが、成満院弘英は「阿蘇山西巖殿寺衆徒娯楽坊両部寺院名ニ依而明治元年ヨリ廢寺ノ御布告始リ（中略）今明治四年末當山諸坊廢寺御引揚ニ相成（中略）跡寺家敷戸長ヨリ入札賣三拾一貫目黒川村備ニ相成候（後略）」と記している。¹²また、行者幸宝坊の最後の任職であった古島軍城氏は次の様に書き残している。「夫レ幸寶坊ハ（中略）拾五石ヲ以テ幸寶坊ノ寺領トシ明治四年迄傳來シタルモ明治維新ノ變革ニ接シ阿蘇山モ地頭奉還ト共ニ全山ノ各坊挙テ廢寺ヲ企テタルニ非ス（中略）蓋シ時勢ノ然ラシムル處ニシテ萬止ム能ハザル（後略）」¹³

註

1 一中古以来其権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事

但勅祭之神社 御宸翰勅額等之有候向ハ是又可伺出其上ニテ御沙汰可有之候其余之社ハ裁判鎮台領主支配頭等へ可申出候事

一仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以采相改可申候事

六 神仏分離と寺領返還

附本地杯ト唱へ仏像ヲ杜前ニ掛或ハ罎口梵鐘仏具等之類差置候分ハ早々取除キ可申事

2 長野 覚「明治維新と英彦山山伏」(田川郷土研究会編『増補 英彦山』一九七八年 葦書房)

3 今般諸国大小之神社ニオイテ神仏混淆之儀ハ御廢止ニ相成候ニ付別当杜僧之輩ハ還俗之上神主社人等之称号ニ相転神道ヲ以勤仕可致候若亦無抛差支有之且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀不得心之聲ハ神勤相止立退可申候事

但還俗之者ハ僧位僧官返上勿論ニ候官位之儀ハ追テ御沙汰可有之候間当今衣服ハ風折烏帽子淨衣白差貫着用勤仕可致候事

是迄神職相勤居候者卜席順之儀ハ夫々伺出可申候其上御取調ニテ御沙汰有之候事

4 西巖殿寺近世文書

5 右同文書

6 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』二五三号「阿蘇山衆徒法事次第」は次の通りである。

「阿蘇山衆徒法事次第」

阿蘇山年中諸法事

一 中宮權現祭 元日 會所中宮

一本堂ニ入堂經 一七日

一 大明神御講 六日ニ衆徒出仕口各別八日ニ有之

一 大般若經 兩棟梁ニ門葉ノ出仕、行者ハ酒肴

一 講衆ノ吉書 諸法度定 十日ニ

一 御寶改并吉書 十一日

一 阿蘇宮於神主殿心經會 十五日

一 觀音講於淨光院 十八日

一 仁王八講 廿日

一 山王講法花八講 廿四日

一 乙護法講於万福院 廿八日

二月分

一 涅槃會 會所春年行事

一 卯ノ祭ノ事 會所本堂

一 觀音講於本堂 十八日

一 大明神講 緣日次第

三月分

一 權現祭禮 三日

一 觀音講 十八日

一 大明神講 緣日

四月分 一 誕生會 八日

一 例講

一 觀音講 十八日

一 夏中法花經仁王經夏連歌始 十五日始

一 中ノ申ノ日山王會 會所成道坊

五月分

一 中宮祭 五日

一 例講

一 觀音講 十八日

一 六月分

一 夏大般若十二部本堂ニ目録押事、内五部行者讀申候、

一如法經一日ヨリ廿日迄出仕交衆計 道場ハ淨光院

一 傳教會秋年行事 四日

一 例講

一 觀音講 十八日

七月分

一 夏經供養座廣太 七日

一 七夕万福院、成滝院 會所三人番々

一 例講

一 觀音講 十八日

八月分

- 一例講 十八日
 - 一観音講 十八日
 - 九月分
 - 一権現祭 實門房 萬樂房 九日
 - 一例講
 - 一観音講 十八日
 - 十月分
 - 一例講 十八日
 - 一観音講 十八日
 - 十一月分
 - 一観音講
 - 一豎義 内廿二日、十八日論議 兒唐舞束アリ、(マ、)
 - 一十二月分
 - 一例講
 - 一佛名會 十五日、六日 會所本堂 十八日
 - 一観音講 十八日
 - 右之内如法經、佛名會、入堂經ハ中絶、其外者當時迄相勤者也、
覚
 - 一本堂唐戸 衆徒上座四人ノ出仕口
 - 一南之戸 衆徒惣中出仕口
 - 一北之戸 行者 兎會 五拾四人山伏
 - 一内陳之出入衆徒上座四人計 (陣下同シ) 四頭 疊ト申候てアリ、
 - 一夏大般若目錄内陳押直 正面衆徒 南衆徒 北行者
- 明治四年の法事次第は衆徒と行者が一体化して作成されたものであるために火祭といった修験色の濃い行事が予定され、さらに天台宗寺院であることを強調する反面、大明神(健甕龍命)講は神の祭祀として除外されている点が注目さ

れる。現在、金毘羅社が行者通りに祀られている事から判断すると、金毘羅稻荷会は行者の行っていた法会ではないかと推測される。廃寺後、元寺の家ばかりで観音講をやっていたとの事であるが、多分名録にのっている者で、坊中に残った家で存続させたものであろう。

7 円林坊は行者の山伏である。

8 後で述べるが、大教坊は福蔵坊の師匠で嘉永五年(一八五二)に亡くなっている。この大教坊は名録にある福蔵坊をさしている。

9 西蔵殿寺近世文書

10 『阿藪文書之三(西蔵殿寺文書)』三三八号「阿藪山什寶註文」は享保五年(一七二〇)正月に改められたものであるが刀剣十本はこの記録に載っているものである。

11 修験宗ノ儀自今被「廢止」本山当山羽黒派共從來ノ本寺所轄ノ儘天台真言両本宗ニ帰入被「仰付」候条各地方官ニ於テ此旨相心得管内寺院へ可「相達」候事。但将来當生ノ目的等無之ヲ以テ帰俗出願ノ向ハ始末具状ノ上教部省へ可「申出」候事、この布告に基づき、修験道は天台、真言の両宗へ所属させられた。その後、修験道の独立を求める運動は試みられたが結局、実らずに仏教教団内における修験集団として活動を続けた。そして、第二次大戦後、昭和二十年十二月二十八日、新たに宗教法人令が施行されると、修験集団は次々と新宗教として独立していった。修験道廃止から現代にいたるまでの修験集団の動静については宮家 準氏が『山伏——その行動と組織』(一九七三年 評論社)で詳細にまとめられている。

12 万福院の後裔、佐藤亮雄家で祀っている乙護法を納めた厨子に書かれている。乙護法は娛樂坊の御本尊であったため、両部神道ということで明治初年に廃寺になり、乙護法が成満院へ譲られた事を記している。

13 古島軍城氏が明治二十八年八月に幸宝坊の一代から二十八代にわたる歴代の住職の名前と卒年を記した記録の巻頭に書かれている。

七 廃寺後の変遷

(一) 新生、西巖殿寺

明治四年七月十四日の廢藩置縣に伴う寺領返還によって、三十七坊が廢寺に至った後山上にあった本堂、山王堂、乙護堂を衆徒御祈禱所の講堂跡に移転した（現在、杉林になっている所に本堂を東向きに置き、左右に山王堂と乙護堂が設置された）本堂は麓へ置かれたが、管理する寺がないために、衆徒方が中心となって代りの寺を探した。そして明治七年芦北郡田浦町の法雲寺の寺号を坊中に持つてきた。旧学頭坊舎を庫裡とし、法雲寺住職であった野坂帰水法印も迎えた。なお、この時、元行者方は佐賀より「みょうきょう坊」の株を買い、円達坊跡に堂をたて行者御祈禱所の十一面觀音を持つてきて祀った。しかし円達坊契秀（改名後蘇谷契秀）の後は住職がいなくて、無住のまま、戦後、宗教法人化されずに現在に至っている。^{註1}

七 廢寺後の變遷

法雲寺の名前は天明七年（一七八八）、学頭坊激觀が調べた「肥後領内、天台宗寺録分限帳扣」に載っている。^{註2}学頭坊激觀が東叡山に

報告した肥後領内の天台宗寺院は七十三ヶ寺であった。法雲寺については「比叡山延曆寺末寺西覚院法流、肥後国芦北郡田浦村鶴川山、長勝院法雲寺、慶長五年開基」と記され、本尊は十一面觀音で、本堂のほか阿蘇宮、白山社も祀られていた。阿蘇山との交流もあり、明治三年の「衆徒記録」にも「芦北田浦法雲寺来ル」と記されている。野坂法印の後厨亮俊が住職となる。厨亮俊は筑後国御井郡出身で、比叡山に登り、西塔、勸泉坊と筑後高良山蓮臺院の住職を勤めていたが、明治維新後、神佛分離令に伴い蓮臺寺が廢寺に至り還俗した。しかし、明治七年蓮臺院が再興され、亮俊の弟子亮憲が住職になり亮俊も高良山内に隠居していた。そして同九年に阿蘇山に迎えられた。翌十年、西南戦争が起り、官軍のために祈禱を行った亮俊は薩軍に捕えられ、四月十三日に一命を失った。四十四歳であった。^{註5}その後を以て学頭光徹、改名後佐々晃道が住職となった。

西巖殿寺というのは「當山之儀、山号者阿蘇山、惣寺号者西巖殿寺と申候」^{註6}と元禄十五年（一七〇二）の寺院差出扣で述べている様に惣寺号で、特定の寺院をさすものでなかった。「最榮自ら十一面尊像ヲ造テ号^{註7}神ノ本地^{註8}、佛閣ヲ奉^{註9}安鎮^{註10}給フ、是ヲ名テ最榮ノ舊室西ノ巖殿寺ト□□今ノ本堂是也」と、山上本堂を西巖殿寺と称していた。ところで、山上本堂は麓に降ろされているため、法雲寺の寺号を改めて西巖殿寺としたいという要望が強く、漸く明治十三年になり許可になった。ここに至り、阿蘇山西巖殿寺と名乗る寺院が成

立した。

佐々住職は明治十八年七月に亡くなるが、その年の春より比叡山松禪院の佐々木昭俊が西巖殿寺住職も兼ねた。しかし、同年九月八日に四十二歳で亡くなり、その冬元成満院弘英、改名後谷 帰が住職に就く。同二十一年十一月谷住職が遷化し、その後任は佐々木昭俊の弟子であった伊藤顕俊が継いだ。伊藤法印の時代、明治二十三年、阿蘇山上に本堂を中心として数多くの堂社があったという古蹟を保存するために新しい山上本堂の建設がはかられ、それにより麓の本堂は中堂と改称された。

(二) 衆徒方のその後

衆徒二十坊のうち、先に述べた明治四年正月の「鎮国山出仕記録」^{註8}によれば、新たに行者から衆徒となった円達坊と道場坊を除けば、学頭坊・成満院・新築坊・万福院・了覚坊・大宝院・成道坊・礼徳坊の八坊が現住であった。しかし、その後すぐに同年七月廃寺となり、還俗した後、阿蘇山の宝剣を阿蘇神社に引渡した同年十一月十五日付の覚には成道坊の署名がない。残り七坊、還俗名が判明している坊の廃寺前後の状態について少し述べる。^{註10}

○学頭坊光徹（還俗名 佐々晃道）

熊本の木村大左衛門家門の出で、文政十二年（一八二九）登山し、

麓十六世の学頭坊光潤の弟子となり、同年剃髪した。天保六年（一八三五）長善坊住職となり、長善坊光徹と名乗った。学頭坊麓十六世の光潤は天保九年（一八三八）に亡くなり、同十二年（一八四一）九月に大宝院俊快が麓十七世の学頭坊職を命ぜられ、嘉永三年（一八五〇）七月、在位九年で遷化した。そして二年後、同五年（一八五二）十月、長善坊光徹が麓十八世学頭坊職を命ぜられた。在位九年で明治四年の廃寺を迎え、還俗して佐々晃道と改名した。明治十年、法雲寺（後西巖殿寺となる）の住職に就き、同十八年卒した。学頭坊舎跡が前に述べた様に現在の西巖殿寺となっている。

○成満院弘英（還俗名 谷 帰）

飽田郡五丁手永竹迫村出身で、文政七年（一八二四）十月、登山し、成満院弘観の弟子となり、同年剃髪した。天保二年（一八三一）正月、福満坊住職となり、同十一年（一八四〇）麓十二世成満院住職となった。そして、明治四年の廃寺後隠居し、谷 帰と改名した。同十一年、再得度し、同十八年冬、七十六歳で西巖殿寺住職となり、同二十一年十一月、遷化した。寺屋敷は廃寺の際、戸長により入札が行われ、三拾二貫目で黒川村備になったが、現在、阿蘇町立中央病院が建てられている。

○万福院弘秀（還俗名、佐藤 弘）

野尻手永草ヶ部の御家人佐藤得次の末子で天保二年（一八四一）登山し、兄である万福院弘澄の弟子となり、同年剃髪した。兄、弘

澄が同年七月十八日二十八歳で亡くなり、三年後天保五年に万福院の住職となった。その後、廃寺に至るまでその職にいて明治六年、卒した。それより前、行者鏡観坊良譽（一の宮、宮川恒雄の二男、慶応二年卒）の甥で、円達坊契秀の弟子であった茂人を養子に迎えた。いわば行者方から衆徒方への移動というべき縁組みも廃寺後であつたので実現したといえる。養子となつた佐藤茂人は神主になりその後裔の方は万福院跡へ住んでいる。

○大宝院俊晟（還俗名 得能自在）

文政八年（一八二五）七月二日、建部三間町居住の熊本藩士木原産之進の五男として生まれ、後、大宝院麓十二世俊芸に入門、剃髪した。弘化三年（一八四六）六月十三日、十二世俊芸が遷化し、俊晟が十三世住職に就いた。以後、廃寺に至る明治四年まで二十五年間、その地位にいた。廃寺後、復飾して黒川村々社、踊山神社の祠掌を二十五年間勤め、明治三十四年四月四日、七十七歳で没した。

○了覚坊弘安（還俗名 覚 早見）

坂梨村大塚市の二男で、了覚坊麓十一世弘盟の弟子となり剃髪し、善性坊住職となった。安政三年（一八五六）八月、了覚坊弘盟が没し、文久年間^{註11}に了覚坊麓十二世として転住した。廃寺後、覚家を興し、豊後への往還沿いに家を建て旅館を経営した。往還から元の了覚坊までを桜小路といい、馬術に秀でていた弘安は馬場としていた

という。弘安は明治四十四年、十一月四日、八十二歳で遷化した。弘安の長男了弘は僧侶となり、木原山の長寿寺と飯田山常楽寺の住職を勤めた。坊中に後裔の方が住んでいる。なお、豪潮が文化年間坊中を訪れた折は了覚坊に滞在していたという。そのため豪潮の作品が残されている。^{註12}

○新築坊栄観（還俗名 野村長太）

大徳坊栄海の弟子として、入門、剃髪し、弘化五年（一八四八）に新築坊住職となり、廃寺後、明治八年三月一日没した。野村家関係で、明治九年十月十六日、野村佐七が十七歳でなくなっており、野村ヲトが鏡泉坊俊了の養子、稲實豊熊の妻となっている。このヲトの従兄に坊中に佐藤熊男という方がいて、その末娘スエが野村家の養女となった。スエ氏を通して新築坊事、野村家が結ばれているため、スエ氏は名古屋居住だが、新築坊の墓は坊中の佐藤家が祀っている。

○成道坊秀如（還俗名 宗村光徳）

野尻の宗村家出身で、還俗して裁判判事になったという。

禮徳坊弘門、還俗して下田新次郎については伝承が残っていない。

長善坊は麓十四世光隆が文政四年（一八二二）没した後、光潤がさらに光徹が嘉永五年（一八五二）と二代続いて学頭坊職をついだ。そして光徹のあと後任がいまままで廃寺となった。長善坊跡は「テラート」と呼ばれ、その縁の坂田家が居住している。^{註14}

(三) 行者方のその後

行者方は文政十三年（一八三〇）に那羅延坊豪雄、鏡観坊良辨、道場坊契明、鏡一坊豪辨、極楽坊豪永、妙圓坊豪潤の六人が住職に就いており、天保十一年（一八四〇）には先の六坊と幸宝坊の合せで七坊が現住となっていた。さらに、明治維新後は先にふれた明治三年の「衆徒記録」によれば、行者方十七坊の内現住は六人であった。しかも、先に述べた様に、四人が蓄髪神勳を願ひ出、一人は土方で修行中で、残っているのは円達坊だけであった。そのため行者方として、勤めが困難なため、行者と衆徒を一体化し、一山を衆徒とし修験道兼字とする旨を願ひ出て許可された。同四年正月の「鎮国山本堂出仕記録」の現住名録には円達坊契秀と道場坊契純の二人の名前がみえ、道場坊契純が上方で修行していた行者であることがわかる。しかし、その年の十一月十五日、宝剣十本を阿蘇宮へ納めるための覚には元鎮国山衆徒円達坊、蘇谷巖だけが署名している。明治維新後、現住六坊の行者方の坊名について師弟関係を通して考えてみた。^{註15}

那羅延坊豪雄は文政十二年（一八二九）の峰入りに大越家を勤めたが、天保五年（一八三四）六月逝去し、後住の豪忠は安政六年（一八五九）五月没した。那羅延坊は打越神社の社人も兼ねていたので、

明治維新後、神仏分離令がでると復飾し神職となった。野尻出身で還俗名を那羅尾行繁と名乗り、昭和三年八月に八十六歳で亡くなった。その後裔は代々、打越神社の神職を勤めている。

鏡一坊豪辨は嘉永二年（一八四九）の峰入りで大越家を勤めた。役犬原の四分一の宮崎家出身で、明治維新後還俗して、一の宮行盛と改名した。その後北海道へいき、明治十年十一月、七十六歳で逝去した。鏡一坊豪辨の弟子、豪快は坂梨の藤井の江藤家出身で妙圓坊住職となった。神仏分離令によって還俗し宮岡行快と名のり神職についた。行快は明治二十六年十月、五十九歳で亡くなったが、妻の甥を波野村小池野の城家から迎え、現在までその子孫の方達が坊中に居住している。

鏡観坊良辨は天保三年（一八三二）十月に逝去し、その後住、良監は一の宮出身で宮川経一の三男であったが、安政六年（一八五九）七月没した。続いて同じく一の宮の宮川恒雄の二男、良審が住職となったが、慶応二年（一八六六）二月に亡くなった。

道場坊契朋の師、幸宝坊麓十七世の契巖は山内氏の出で、文政五年（一八二二）五月に逝去した。道場坊契朋は役犬原の山本家出身で、弘化四年（一八四七）八月、四十七歳で亡くなり、弟子契秀と契豊が墓を建てその霊を祀った。契秀は道場坊契朋の甥で、円達坊の後住となり、明治四年廃寺後、還俗して蘇谷巖と名のった。契秀の弟は契純といい、道場坊の後をついだが廃寺後、東京へいった。

円達契秀と共に師の道場坊の墓を造立した契豊は野尻の二子石家出身で、極楽坊の住職となった。

円達坊契秀には三人弟子がいて、一人、古城の島田出身の契行は麓第十九世幸宝坊住職となった。幸宝坊は十七世契巖が亡くなった後、草野氏出身の契源が麓十八世の住職となっていたが、弘化二年（一八四五）三十二歳で亡くなり、無住となっていた。神仏分離令に伴って幸宝坊契行は帰農し、古島軍城と改名した。昭和八年、八十四歳で逝去したが、妻の弟を養子に迎え、その子孫の方が坊中に住んでいる。別の一人は極楽坊契豊の甥で契頭といい、慶寺後、円達坊契秀が還俗して蘇谷巖と改名した後、養子に迎え、蘇谷勇喜と名乗った。しかし、後に蘇谷巖が妻の甥の息子も養子としたので、蘇谷勇喜は飯田山常楽寺の住職として転出し、大正四年十一月、六十二歳で没したが、「極楽院契頭沙彌」という墓碑銘から叔父の極楽坊契豊の後をつぐ予定で入門した事が推定される。一方、円達坊契秀は明治四十四年三月、八十七歳で亡くなり、その墓は師の道場坊契朋の側に祀られている。契秀の跡をついだ妻の甥の息子、契俊は僧侶となり、横浜に住んでいる。もう一人の弟子は鏡観坊良誓の甥で宮川家出身であった。慶寺という事態を迎えなかつたら、多分鏡観坊の住職になりえただろうが、明治四年の慶寺により、万福院弘秀事、佐藤 弘の養子となり佐藤茂人と改名した。佐藤家の子孫は坊中に居住しているが、鏡観坊と万福院の両方の墓を守っている。

以上の事から考えると、明治維新後、行者方十七坊のうち現住六坊というのは円達坊・道場坊のほか、鏡一坊・幸宝坊・那羅延坊・妙圓坊であったといえる。なお、叔父と甥、あるいは兄弟という血縁関係で入門している事は新たに入門を希望する者が少く、無住の坊が多い事実と考え合わせて、坊の経営が行き詰っていた事を推測させる。

(三) 山伏方のその後

明治四年十一月十五日の阿蘇神社への宝剣渡の覚書に署名している山伏を中心に述べていきたい。^{註17}

成道坊の下山伏、実相坊法傳は蔵原の菊池家出身で、万福院の下山伏、玉泉坊法澄の弟子であった。明治四年還俗して実 惣平と改名し、弟子を養子にした。養子、喜一郎は安政四年（一八五七）生れで、役犬原の甲斐家出身であった。慶應四年（一八六八）四月、十一歳の時、頼現坊契傳に弟子入りしたが、入門して三日目に頼現坊が急逝したので、実相坊法傳が弟子に迎えた。実相坊は成道坊の配下に属する山伏であったため、成道坊舎のすぐ隣に実相坊庵があった。先に述べたように成道坊住職宗村光徳は慶寺後、坊中をでていったため、明治十二年、成道坊跡に浄土真宗の寺、明浄寺（通称西の寺）が移転してきた。実 惣平は明浄寺より妻を迎え、妻の甥を

養子とした。そのため喜一郎は明治四十四年浄教院跡に移転した。これより以前、実 惣平は隠居してえんつう庵と呼ぶ祈祷所を建て、子安観音、生目八幡等を祀り、経を誦する毎日を送っていたが、大正六年十月、八十歳で亡くなった。えんつう庵は喜一郎が買取り、自宅の庭に移した。その中に仏像のほか、実相坊、成道坊さらに浄教院の位牌を祀つてある。実相坊の墓はヤンボシ墓にあるが、それは喜一郎の子孫の方が祀っている。明治二十三年、山上に本堂が新築された時、番小屋が本堂の北側に設けられ、番人が寝泊りしたり。喜一郎も老僧に言われて番人としていったが、本堂の番人は西巖殿寺と一年毎に契約を結び、納め金をしていた。^{註18}

長善坊下山伏の頼現坊の庵は長善坊公孫樹の近くにあった。頼現坊契傳は下色見村の岩下重八の弟だったが、^{註19}慶応四年（一八六八）四月、五十四歳で逝去した。そのため他の寺へいつていた宮地出身の弟子、契安が呼びもどされて後をついだ。契安は明治四年、還俗して宮本嘉平と改名したが、木原の不動さん、久住の猪鹿狼寺をまわった。明治になっても菊池方面の檀那が両彼岸の折、お参りにきて泊つていったという。^{註20}頼現坊契安は明治二十六年三月、四十五歳で亡くなったが、その後裔の方が庵跡に住んでいる。

成満院の下山伏福藏坊長勤は立野の片島家出身で、嘉永五年（一八五二）二月に七十八歳で逝去した行者那羅延坊の下山伏、大教坊長昌の弟子であった。明治四年、還俗して片岡権平と改名し、乙姫

口の森の石田家から妻を迎えて、妻の弟を養子に迎えた。福藏坊長勤は豊かで、廃寺後の大教坊跡、そのほかの寺院跡も買とり、明治年間、徳米が五百俵あったという。長勤は明治二十四年二月、六十九歳で没したが、その遺言により師匠の大教坊長昌、そのまた師の長啓、長海の墓を福藏坊縁の墓と共に、坊中に住んでいる子孫の方が祀っている。

学頭坊の下山伏、鏡泉坊俊了は立野出身で行者鏡一坊の下山伏、本了坊俊覚の弟子となった。安政六年（一八五九）十月、俊覚が亡くなった後、本了坊庵に居住していた。明治四年、鏡一坊は還俗して一の宮行盛と改名し、北海道へ行った。その坊跡を鏡一坊の下山伏本了坊の弟子で本了坊の庵にいた鏡泉坊俊了が受け継いだ。そのため鏡泉坊俊了は本了坊庵から鏡一坊跡に住所を移した。鏡泉坊俊了は還俗後、稲實丑吉と改名し、甥を養子に迎えた。俊了は明治四十二年四月、七十四歳で亡くなったが、坊中の稲實家では鏡泉坊縁の位牌、師匠の本了坊、さらに鏡一坊の位牌を祀っている。

成満院の下山伏、金光坊文應は、南郷、草部の本田家より福満坊下山伏の福泉坊文誨に弟子入りをした。^{註21}明治四年、還俗して児玉金藏と名を改め、妻の甥を養子に迎えた。その子孫の方が東黒川に居住している。児玉家には夢枕に山伏が立つて教えたという火傷の薬が伝わっていて、口伝で当主が代々受け継いでいる。

福満坊の下山伏である福泉坊文誨は安政六年（一八五九）二月、

四国巡拝の旅の途中で逝去し、後は弟子の文照が継いだ。福泉坊文照と金光坊文應は従兄弟同志で共に福泉坊文誨に入門した。文照は明治四年還俗し、松本嘉六と改名し、東黒川で紺屋（染物屋）を営んだ。大正三年十二月に亡くなり、その縁の人は現在、坊中に入らない。

福満坊の下山伏、善了坊文秀は明治四年、還俗して成川善七と改名した。善了坊の庵は芹川にあったが、池田勇八という人が屋敷を買ってはいった。^{註22} 勇八の娘フサが成川家に嫁いでいるので、善七と何かつながりがあったとみられる。

芋頭坊の下山伏、仙行坊妙了、還俗して井芹仙八、大宝院の下山伏大仙坊豪意、還俗名伊藤彦九郎についてその後は不明である。^{註23} 円照坊は娯楽坊の下山伏であったが、桜間家が縁の仏像を祀っている。^{註24}

以上、衆徒方の下山伏で明治維新後、還俗名が判名している九坊についてふれた。これに対して行者方下山伏は行者自体が明治維新後、現在六坊ということもあり、その数も少くまたその実情もよくわからない。

円林坊は那羅延坊の下山伏で、円林坊長盛が萬延元年（一八六〇）九月、五十二歳で亡くなり、その後をついだ円林坊は還俗名を小島新耕といい、行がよくきいていたという。鏡泉坊俊了とは従兄弟同志であったという。明治年間、坊中から中通へ移住し、中通に後裔の方が住んでいる。

成圓坊は慈眼坊の下山伏であったが、明治二十四年二月、成円坊契観 還俗名、本田豊志麻が五十七歳で亡くなっている。蔵原に縁の人が住んでいる。

養福坊は那羅延坊の下山伏で、坊中の行者通りに住んでいたが、明治十五年十二月、養福坊豪彦が逝去した後、縁の伊東家は西黒川に移住している。

覚祐坊は行者通りであったが、どの行者の配下であったか不明である。^{註25} 明治八年正月、六十二歳で逝去した覚祐坊の還俗名は川上唯俊で、その縁の人が踊山に住んでいる。

西巖殿寺に残されている安政四年（一八五七）に大宝院俊辰が新調した過去帳と明治五年から昭和十六年までの過去帳をみると、戒名に法印、沙弥、法橋と書かれた人が数名みいだせる。彼等は維新後、山伏を廃めた人と無関係ではないように思える。

註

- 1 西巖殿寺の現在の住職である鷲岡氏は比叡山の記録に西巖殿寺と並記してみよきよう坊の名前が載っているのをみたとの事である。みよきよう坊は漢字で如何様に表わすか現在のところ不明である。
- 2 西巖殿寺近世文書
- 3 右同文書
- 4 西巖殿寺に残されている過去帳によると野坂滯水法印は明治十年九月に五十三歳で亡くなっている。
- 5 阿蘇郡教育会編『阿蘇郡誌』（一九二六）坊中では四月十四日に厨僧正の招魂祭が行われている。

- 6 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』二五八号
- 7 右同文書 二五二号
- 8 西巖殿寺近世文書
- 9 右同文書
- 10 西巖殿寺近世文書、了覚坊の後裔、覚家所藏の「天保十二年の衆徒方人別改の写」墓碑銘、位牌・過去帳・聞き書き等によりまとめた。
- 11 西巖殿寺近世文書の万延二年(一八六一)の記録では善性弘安とあり、文久四年(一八六四)には了覚弘安となっている。
- 12 豪潮の作品としては西巖殿寺の前にある宝篋印塔が著名であるが、覚家には軸が二幅、その他坊中の森家、蔵原の本田家に小さな宝篋印塔が伝っている。坊中、古島家にも豪潮作の軸と宝篋印塔があるが、後に購入されたものだろうである。
- 13 西巖殿寺近世文書には弘化三年(一八四六)大徳弟子で、交衆本行房栄観と記している。
- 14 長善坊跡の近くに長善坊公孫樹と呼ばれる公孫樹の大木がある。加藤清正が麓に坊中を再興した時に植えた木であると伝えられるが、清正が馬を繋いだ木との言い伝えもある。
- 15 西巖殿寺近世文書、墓碑銘、位牌、聞き書き等によって考察した。
- 16 円達坊契秀、改名後蘇谷巖が中心となって、廃寺後、行者方の坊として佐賀からみょうきょう坊の株を持ってきて、円達坊跡に堂を建てた。そして行者御祈禱所から十一面観音を持ってきて祀ったが、蘇谷巖の後は祀る住職がいず、無住のまま、戦後は宗教法人化されずに至っている。現在、幸宝坊の子孫、古島家で管理している。
- 17 西巖殿寺近世文書、墓碑銘、聞き書き、過去帳等によってまとめた。
- 18 西巖殿寺の配札については具税協会をつくって西巖殿寺へ納め金した。大正時代までこの制度は続いたという。
- 19 下色見熊野座神社の文久三年(一八六三)銘の神社寄附者名の石台に「五百目阿蘇山頼現坊」と刻されている。
- 20 泊り客のために料理に使った茗荷が持山にたくさん植えてあったという。
- 21 金光坊文誨は高森の箱石へ行をしいき、行をすると箱石の蓋があくので、大事なものはいまわらったといっていたという。箱石は峰入りのところであったが行場の一つであった。
- 22 池田家の屋敷を近所の人はゼンリヨウボウと屋号の様に呼んでいたという。
- 23 安政七年(一八六〇)三月、大藏坊豪慎が二十五歳で亡くなっており、大藏坊隠居の豪了が後を追うように同年(万延)と改元されている。四月に六十四歳で逝去している。
- 24 覚家所藏の「天保十二年の衆徒方人別改の写」に娯楽坊の支配人、桜間座十郎の名前があり六代にわたる半人であると記されている。東黒川の円照坊後裔の桜間家と何らかの繋りがあったと想像される。なお、元黒川の桜間家に寛政三年(一七九一)と明治五年の先祖付が残っている。それによれば宇土浪人の桜間善十郎が娯楽坊の檀家であった由緒によって坊中へやってきて娯楽坊支配となり、その嫡子が娯楽坊住職に次男が道場坊住職となった。さらに三男の四人の子供のうち三人が入門し嫡子は娯楽坊光巖といい、後字頭坊住職となった。また二男は成満院弟子に、三男は福満坊弟子となった。四男の子供も入門し、娯楽坊住職となり、三代にわたり娯楽坊住職を勤めた。以後、天保四年の宗門改帳の写にみられるように娯楽坊の支配人としてつかえ、明治五年の当主で七代目となっている。
- 25 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』八一号は古坊中時代、永正年間のものであるが、伍楽坊職の相統をめぐって、伍楽坊の弟子二位公が了覚坊の弟であるために、師弟相統であっても認められなかった事を示す史料である。山上に於いて厳しく問題視された一山内での血縁関係の結びつきが、麓においては完全に反古となっていた事が窺える。
- 覚祐坊の墓は踊山と天神山に残っているが、踊山では那羅延坊と那羅延坊の下山伏大教坊の墓が共に祀っており、天神山では那羅延坊の墓、その下山伏の円林坊、大教坊と共に祀るのである、多分、那羅延坊の下山伏でなかつたかと推測される。

結びにかえて

三十六坊五十二庵、あるいは三十六坊六十二庵というのは一般に流布されている言葉で、山上の古坊中時代の坊舎と庵室の数を意味するものか、麓のそれをさすのか定かでない。坊と庵の関係を考察するに当ってこの数字の解明が調査のスタートであった。

坊については山上で三十七の坊職が整えられ、本文で述べた様に永正九年（一五二二）に陽泉坊、極楽坊、那羅延坊が衆徒方より行者方に補せられた後、衆徒方二十坊、行者方十七坊と定まった。この関係は麓、黒川村に坊が再興された時も踏襲された。一方、不動明王の眷属として、三十六童子があげられる等、修験の山では三十六という数字は関連深い^{註1}。阿蘇山で三十七坊を三十六坊と称するのもその事に起因するのかもしれない。庵は山伏が営んだもので、麓坊において庵式として相続されたことは本文でふれた。山伏は衆徒、行者の配下におかれたため、庵数は一定しなかった。慶応四年（一六六八）に書かれた「肥後国阿蘇山西巖殿寺由来略記」^{註2}にも衆徒二十ヶ寺、行者十七ヶ寺として名前を掲げているが、山伏については「坊定数無之」と記しているのみである。五十二庵の数は寛政二年（一七九〇）に細川藩が各郡毎に寺社間数、寺社支配の浪人、

庵持坊主改めの達を出した時の阿蘇山の山伏の数であると思われる^{註3}。六十二庵は慶応二年（一八六六）頃の著作と伝える「蘇溪温故」に記述してある庵の数である。「三十七坊ノ外山伏三十一庵衆徒十八庵行者十三庵アリ」と著されていて、合計すると六十二となる。「蘇溪温故」と年代的に近いと考えられる麓坊中絵図は六十六庵と記しているが、実際に描かれているのは三十六の庵の名前である。本文で述べた様に明治維新を迎える前、既に衆徒行者の坊自体、住職がいるのは半数位であり、山伏の庵も少く、六十二庵、六十六庵というのはいずれも言い伝えを記述したものであるといえる。山上の山伏の庵については、本文で少しふれた様に嘉吉年間の山上堂本堂遷座法則の末に八十三房有と書かれているが、房名は不明と伝えられている。つまり、三十六坊五十二庵、三十六坊六十二庵は麓坊中の状態をさす言葉として、一般に言い伝えられ広まっていったものと考えられる。

三十七坊の変遷と章のタイトルを定めて、麓坊中再興後を中心に、坊と庵のあり様に重点をおき、衆徒と行者の対立、両者と山伏の関係、行者と山伏による峰入り等について少々考察を試みた。結果として表面的に捉え易い面のみ眼を向けてしまい、信仰内容^{註5}、宗教活動等其他の複雑に構成されている問題に関しては言及する事なく終ってしまった。例えば峰入りについては実際にはコースを歩き、宿等の聞き書きをせねばと考えながら実行に至らなかった^{註6}。乙護法も同

様で、県内の乙護法の調査、さらに他県の乙護法との比較検討をする必要があった。宗教活動として、それは坊や庵の経済とも関係の深いものであるが、檀那の問題は今後の研究課題としたい。また、お池参りといわれる阿蘇山参詣は阿蘇講と合せて機会があれば取り組みたい課題である。さらに加えて、那羅延坊が社僧を勤めた打越神社は牛馬の神様として近隣から信仰が寄せられており、阿蘇山信仰と重複する面があり、取り上げるべきであった。

今後の課題とすべき事項が数多く残ったが最後に本文中でふれずに終った里坊の問題について少し述べてみたい。衆徒は自らを「頭密勤行祈禱僧」久住（後の行者）は「常住不断之行者」と称していた事は本文で述べた。つまり、久住が山上に常住する行者であるのに対して、衆徒は常住せず、厳寒の冬は山を降りて里坊へ居を移した事が想像される。里坊は南郷が考えられると前に註で述べたが、具体的には白水村を想定したい。「南郷事蹟考」で、白水村の上積について「阿蘇山へ登ル道筋也其近邊一ノ坂二ノ坂三ノ坂云アリ昔シ阿蘇山繁昌ノ時ノ坊舎ノ跡多シ」と記述している。上積にあった民家は「寛政ノ頃吉田村ノ馬場へ移ル」とあり、現在は十三仏の梵字を刻んだ石碑が残っているのみである。吉田には栄師庵跡があり、かつて最栄読師が庵を営んだ跡と伝える。栄師庵跡に次の様な石碑がある。

奉讀誦大乘妙典十部一字一石

逆修 妙金禪尼

高光禪定門 壽位

善根 妙意禪尼



永祿十年（一五六七）丁卯四月吉日施主敬白

さらに御寺に正平七年（一三五二）開基と伝える光照寺の跡がある。光照寺は阿蘇大宮司家の祈願所で天台宗であった。阿蘇山との交渉記録は、嘉吉三年（一四四三）の阿蘇山上本堂供養にあたって「唐装束は於光照寺作立也」と見え、また阿蘇惟忠が阿蘇山衆徒に光照寺住職の病氣平癒を祈願した事などが残っている。光照寺は明治維新後廃寺となったが、寺跡に建てられた堂に十一面観音が祀られている。その他文政年間に造立された五メートル余に及ぶ大乘妙典の一字一石塔が残っているほか、近くに前任の法印の墓が数基見い出せる。白水村に残されているこれらの伝承は鑑みれば、里坊が存在したとすれば無視できないものである。今少し南郷と阿蘇山の関係について注意を払う必要があった。ともあれ、昨年来火山活動を続ける阿蘇山をみるにつれ、今さらながら自然の偉大なる力に対して、畏敬の念を禁じえない。同時に火山爆発を神の所業とみた遠い先祖に思いをはせる時、現代の私達が失ったものの重みを感じざるをえない。

註

- 1 彦山六峰の一つ松尾山には三十六坊存在した。(重松敏美編集『豊劬求菩提山修験文化攷』一九六九年 豊前市教育委員会) 羽黒山にも三十六人の従者をつけて平泉から落ちてきた徳子尼の伝説がある。(戸川安章著『出羽三山の絵札』一九七六年 東北出版企画)
 - 2 資料9参照
 - 3 細川藩政史研究会編『熊本藩年表稿』(一九七四年)
 - 4 杉本尚雄氏が『中世の神社と社領』(一九五九年 吉川弘文館) 四四一頁で註として記載されている「阿蘇山中堂社并寺院巨本庵等間数相改書上」(寛政二十二年)はその折の調査記録であると思われる。西巖殿寺所蔵西巖殿寺近世記録と述べておられるが、残念ながらこの文書は実見することができなかった。杉本氏は表にまとめられているが、それによれば、衆徒方の支配下末庵十一、下山伏二十二、行者方の支配下末庵一、下山伏十八で、合計すると五十二となる。
 - 5 図版29、48で衆徒、行者、山伏の後裔あるいはその縁の家に残る仏像、神像等を掲げた。健磐龍命、阿蘇大明神の本地を十一面観音とする等の阿蘇十二神に対する本地仏の比定も研究対象として重要である。
 - 6 峰入りのコースにあたる福岡県八女郡黒木町に山伏の墓、護摩をたいた跡が残っているとの事である。(西巖殿寺に黒木町の人が参詣にみえ、驚岡住職に語られたそうである。) 鹿北町には鏡観坊に関する伝承が残っており、堂をつくって祀られている(図版18参照)。
 - 7 資料Ⅲの峰入りの記録に檀家が坂迎えをやったとでてくる。また実相坊の後裔にあたる実ヒサカ氏は球磨の方に檀家廻りにいった話を聞かされたとの事である。
 - 8 阿蘇講は代参講としてかなりの広がりをもつて続けられていた。ワラジを数足用意して、木山街道を下り、俵山をまわって山上へ参詣したという。阿蘇講は阿蘇神社の末社が数多く存在する事実を考慮しながら、取り組むべき課題である。
 - 9 打越神社の神絵を赤水の片岡健長氏が所蔵しておられる(図版35参照)。
 - 10 『肥後國誌』所収
 - 11 右同書
 - 12 右同書
 - 13 『阿蘇文書之三(西巖殿寺文書)』三三九号
 - 14 右同文書 八九号、他に二三三号、三三四号も参照
 - 15 享保六辛丑天(一七二二)
 - 16 大阿闍梨豪玄法印、當前任松泉院
延享五戊辰歲(一七四八)
權律師豪俊、當前任觀教坊
文政六未歲(一八二三)
當前任成慶院權大僧都法印弘明
嘉永二戌天(一八四九)
禎順坊
明治三庚午天(一八七〇)
光照寺前任弘賢
- 鹿渡橋は本文で述べた様に山上参詣のみならず交通路としても重要な橋であった。橋が掛つていた場所として地名等から拾ってみると、長陽村大字下野字袋鹿藏、同じく字鹿洗い、大字河陽字橋場が関係ありそうに思える。共に黒川あるいはその支流に近い。さらに黒川を下れば数鹿ヶ滝がある。鹿渡橋は現在の長陽村内で黒川に掛つていた橋と考えられる。久木野村にナンゾウ坊、ゼンジ坊といった地名が残っており、高森町の含藏寺の住職の一人華雙栄公和尚は山上の坊中からやってきた人と伝える。白水村大字中松に宇大峰の地名が残っているが、かつて山上時代、春夏秋の三回の峰入りのコースと関係あるかもしれない。例えば泗水町大字住吉に残る大峰という地名は麓坊中時代の峰入りのコースにあたっているためにつけられた地名である(『肥後國誌』)。この種の伝承を集めていけば、南郷と古坊中との結びつきが浮び上ってくるかもしれない。

乙護法像のかたち

乙護法像は、二目二臂忿怒相童子形の立像である。すべてが単独像であり、岩座上に立つ。図像学的特徴をややくわしくあげると、①頭髮はちぢれ、肩までとどく（弁髪にしない）。②両眼は等しく開く。③額上に三鈷形をのせるものもある。④牙一對を現すものもある。⑤肩にシヨール状の布を掛ける。⑥腹前に両手をあつめ、右手で金剛杖をつき、左手で独鈷杵を執る。⑦腰から下に裙をつける。⑧両腕・両足首に釧をつける。こうした図像学的特徴は、不動明王の脇侍である制吒迦童子にちかい。不動明王の一方の脇侍である矜羯羅童子は、持物として独鈷杵を執るが、この独鈷杵を制吒迦童子に執らせれば乙護法にきわめてちかい図像となる。乙護法の図像学的根拠は、いまのところ儀軌に求めることはできない。想像が許されれば、乙護法像の成立については、不動明王・矜羯羅童子・制吒迦童子の三尊がかなりつよく関与しているように思える。

現存の乙護法像は、すべて木彫像である。他に絵画や鏡像としては確認されていない。阿蘇地方に散在する木彫の乙護法像は、制作時期が鎌倉時代から江戸時代までのながい時代にわたる。平安時代

以前のものはいまだ見い出せない。

作風はさまざまである。おおむね小像であることもあって、構造も簡単な一木造（丸彫）が最も多く、場合によって両肩矧とし、なかには玉眼嵌入のために面部を割り矧とする作例もある。彫技にあまり洗練されたものはない。いずれも明らかに地方作の範疇に属する。

ところで、乙護法像の作風の検討は、信仰そのものが地方性を伴っていると考えられるだけに、その時代的・地域的分布の分析とあいまって、いままでもあまり明確にされているとは言えない地方制作の仏像の系譜を考えるうえで、あらためて貴重な資料を提供することとなると思われる。

実査と文献の双方からの接近が必要である。

表21 木造彫刻等一覧表

坊中周辺の二十七坊及び山伏の縁の家で祀られている木造彫刻等が中心である。なお、県指定の文化財は除いた。

図版番号	名称	品質・形状	総高	像高	時代	所在・所蔵者	備	考
19の(1)(2)(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色	一四二・八cm	一一七・〇cm	室町時代	山上本堂	表面にいたみ、持物欠失	
19の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色	六四・七	五四・〇	江戸時代	西巖殿寺	金剛杖欠失	
20の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		三〇・五	江戸時代	西巖殿寺	持物欠失	
20の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色	六七・〇	五六・〇	江戸時代	佐藤亮雄氏	金剛杖欠失	
20の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色	四一・七	三六・〇	江戸時代	佐藤亮雄氏	持物欠失	
20の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色	四七・一	二九・〇	江戸時代	佐藤亮雄氏	独結杵欠失	
21の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		三八・六	鎌倉時代	江藤唯平氏	持物欠失	
21の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		五七・〇	江戸時代	宮岡唯平氏	体前面に焼傷、持物欠失	
21の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		三三・〇	江戸時代	宮岡唯平氏	持物欠失	
22の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		三三・五	江戸時代	片岡建長氏	持物欠失	
22の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二六・八	室町時代	宮本頼輝氏	両足首先欠、台座欠失	
22の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		四二・〇	江戸時代	川上二郎氏	持物欠失、台座欠失	
22の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		四六・〇	江戸時代	川上二郎氏	持物欠失	
23の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		六一・〇	室町時代	稲實シキ氏	表面にいたみ、持物欠失	
23の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二四・五	江戸時代	山下組	両肘先欠失、左足首先欠失、持物欠失	
23の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		五〇・〇	室町時代	山下組	面部欠失、両腕先欠失、右足首先欠失、持物欠失	
24の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山下組	持物欠失	
24の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二九・五	江戸時代	山下組	持物欠失	
24の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		四〇・〇	江戸時代	山下組	持物欠失	
24の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		三二・五	江戸時代	山口宗男氏	持物欠失	
25の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二四・五	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
25の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
25の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
25の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
26の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
26の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
26の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
26の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
27の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
27の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
27の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
27の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
28の(1)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
28の(2)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
28の(3)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
28の(4)	木造乙護法立像	一木造彫眼彩色		二八・〇	室町時代	山口宗男氏	持物欠失	
29の(1)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	五八・五	四〇・五	江戸時代	宮本頼輝氏	光背に一部欠失(寸法は上尊)	
29の(2)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	四九・〇	三三・〇	江戸時代	元行者御祈禱所		
30の(1)(2)(3)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	七四・〇	六五・五	江戸時代	宮岡唯平氏		
32の(1)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	七四・〇	六五・五	江戸時代	宮岡唯平氏		
32の(2)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	七四・〇	六五・五	江戸時代	宮岡唯平氏		
32の(3)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	七四・〇	六五・五	江戸時代	宮岡唯平氏		
33の(1)	木造十一面観音立像	一木造彫眼漆箔彩色	一一一・〇	九〇・〇	室町時代	稲實シキ氏		

33の(2)	木造十一面観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	五一・〇 cm	二七・〇 cm	江戸時代	稲實シキ氏	
34の(1)	木造十一面観音立像	一木造玉眼漆箔彩色	七二・八	四四・三	江戸時代	児玉富三氏	
34の(2)	木造十一面観音立像	一木造玉眼彩色	六四・〇	五五・〇	江戸時代	片岡雄三氏	
35の(1)	木造十一面観音立像	一木造彫眼漆箔	七六・五	七〇・〇	江戸時代	小島喜義氏	
35の(2)	打越神社祭神像	紙本着色掛幅装	タテ	ヨコ	江戸時代	片岡雄三氏	
36の(1)	木造阿弥陀如来坐像	一木造玉眼漆箔彩色	四一・〇	一六・五	江戸時代	古島宗子氏	
36の(2)	木造薬師如来坐像	一木造彫眼彩色	三四・三	二〇・五	江戸時代	桜間重春氏	
37の(1)	木造聖観音坐像	一木造玉眼漆箔彩色	五〇・〇	二五・〇	江戸時代	覚 ハマ氏	
37の(2)	木造薬師如来坐像	一木造彫眼彩色	五〇・〇	二九・〇	江戸時代	覚 ハマ氏	
38の(1)	木造弁財天坐像	一木造玉眼彩色	四〇・五	二四・一	江戸時代	佐藤亮雄氏	
38の(2)	木造制吒迦童子立像	一木造玉眼彩色	六三・〇	五五・〇	江戸時代	小島喜義氏	
39の(1)	木造毘沙門天立像	一木造彫眼彩色	五一・〇	四二・〇	室町時代	佐藤モト氏	
39の(2)	木造毘沙門天立像	一木造彫眼彩色	四七・五	三八・五	室町時代	片岡雄三氏	
40の(1)	木造大日如来坐像	一木造彫眼彩色	二二・七	二二・〇	室町時代	覚 ハマ氏	胎蔵界の大日如来
40の(2)	木造地藏菩薩半跏像	一木造彫眼素地			江戸時代	覚 ハマ氏	
41の(1)	木造地藏菩薩半跏像	一木造玉眼彩色	九三・〇	三二・〇	江戸時代	稲實シキ氏	左手肘先欠失
41の(2)	木造地藏菩薩立像	寄木造彫眼彩色	七六・〇	二八・〇	江戸時代	古島宗子氏	右手の錫杖欠失
43の(1)	木造子安観音坐像	一木造彫眼彩色	二八・〇	二九・〇	江戸時代	実家えんつう庵	
43の(2)	木造聖観音坐像	一木造彫眼彩色	二九・〇	二五・六	室町時代	実家えんつう庵	両手首先欠失
44の(1)	木造男神坐像	一木造玉眼素地	二八・〇	二八・〇	江戸時代	川上二郎氏	左手首先欠失
44の(2)	木造男神坐像	一木造彫眼彩色	四四・五	三三・〇	江戸時代	児玉富三氏	
45の(1)	木造青面金剛立像	一木造彫眼彩色	三九・〇	三〇・〇	江戸時代	児玉富三氏	
45の(2)	木造シャク魔神像	一木造玉眼彩色	四四・五	三九・〇	江戸時代	小島喜義氏	
46の(1)	木造不動明王立像	一木造彫眼彩色	四五・五	三九・〇	江戸時代	小島喜義氏	宝剣欠失
46の(2)	木造不動明王立像	一木造彫眼彩色	四五・五	三九・〇	江戸時代	川上二郎氏	
46の(3)	木造不動明王立像	一木造彫眼彩色			江戸時代	稲實シキ氏	
46の(4)	木造不動明王立像	一木造彫眼彩色		三六・〇	江戸時代	古島宗子氏	
47の(1)	銅製誕生釈迦仏	銅一鑄一部タガ木仕上	一五・五	一三・〇	江戸時代	覚 ハマ氏	
47の(2)	銅製誕生釈迦仏	銅一鑄		一一・八	南北朝時代	西蔵殿寺	
47の(3)	木造舍利塔	木造漆地彩色	二三・〇		江戸時代	本田義武氏	
47の(4)	木造舍利塔	木造素地一部ガラス	一五・七	九・七	江戸時代	古島宗子氏	
48の(1)	木造大黒天半跏像	一木造彫眼彩色	面徑二五・五		江戸時代	西蔵殿寺	
48の(2)	銅製元三大師文柄鏡						

付

論

阿蘇山上古坊中出土の石塔群

国学院大学教授
元熊本県文化財専門委員 乙 益 重 隆

阿蘇山上古坊中の地は、かつて西巖殿寺三十七坊のおかれた所である。西巖殿寺の草創は明らかでないが、伝によると天養元年（一一四四年）京都比叡山の学僧、最栄読師が、時の阿蘇神社大宮司友孝の許しをえて、山上に寺を建立したのにはじまるという。本尊は健磐龍命の本地仏として十一面観音を安置し、現在の草千里一帯に三十七の坊が配置されていた（三十七坊は俗に三十六坊という）。

現在の西巖殿寺は阿蘇の登山口にあり、これを麓坊中という。麓坊中は慶長年間の再興で、天正年間戦国争乱によって山上坊中が荒廃したため、加藤清正の時新しく建立された。

山上坊中、すなわち古坊中の遺構は、現在でも草千里付近からロープウェイ乗場の一帯にかけて、建物のあつたらしい地割がおぼろげながら残っている。それらの建物は草葺であつたらしく、礎石材と考えられるものが、火山灰土の中から時おり出土する。

今回発見された石造物や墳墓も、古坊中時代の遺物で、かつての

西巖殿寺を物語る有力な資料である。

阿蘇町では去る八月十八日より、草千里付近より山上茶屋にいたる登山道路の両脇に、新しく牧野草地をつくるため開墾を行った。その予定面積は約三〇町歩。水飲場や退避小屋を設け、今まで粗放的に養なっていた牛馬を、より合理的な方法で飼育しようというものである。開墾はブルドーザーで行なわれ、すでに現地を踏査した八月二十二日には約三分ノ一を終えていた。ここにのべる石塔群は、八月十八日に三基分が出土し、人骨と古銭をおさめた甕が発見されたという。それらの出土地点は、山上茶屋へいたるコンクリート橋の北方約四〇〇米、登山道路に副った両側の草地である。とくに甕棺は道路の両側、小屋の近くから発見された。

甕 棺（陶製）

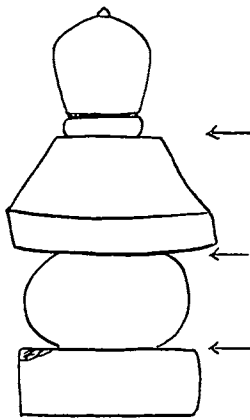
この甕棺は高さ八二釐、口径約五〇釐、胴径約七三釐を有し、安定のよい器形を呈する。口縁部がやや厚くふくらみ、肩部張り、平底である。器面に茶褐色の鉄釉かかり、にぶい光沢がある。内部に熟年と推定される男性骨一体があり、発見当時は完好であったが、とり上げるにさいしてこわれてしまった。歯なみがよく、大白歯に虫歯を一本検出した。骨格の発育よく、おそらく僧侶か山伏の遺体であろう。直立して埋納した甕に、屈葬されていたという。おそら

論 付
 く副葬品であろう古銭一七四枚（現存合計）が紐に通した状態で甕の底に発見された。古銭は古いところでは開元通宝から、北宋銭、南宋銭・明銭・朝鮮銭にわたっていて、その下限は永樂通宝（九五枚）（明の永樂九年、わが国の応永一八年）と朝鮮通宝（一八枚）

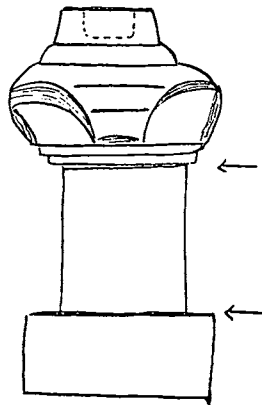
（わが国の応永年間）があるところから、室町時代の前期を上らな
 いことがわかる。文字の判読しうるものだけについて、順序不同に
 のべると、唐の開元通宝をはじめ大觀通宝・元符通宝・至道元宝・
 景元通宝・皇宗通宝・紹元通宝・政和通宝・祥符通宝・天道通宝・
 熙寧元宝・太平通宝などの宗銭、洪武通宝、永樂通宝などの明銭、
 李太祖康獻王の時につくられた朝鮮通宝など、合計一七四枚を確認
 した。甕はもと水甕に使用したものらしく、典型的な中世の国産陶
 器である。その製作手法や焼成からみて、去る昭和二十八年、阿蘇
 郡長陽村河陽から発見された一八五〇枚の古銭をおさめた小形の壺
 と同種である。おそらく古坊中の甕棺は、その類例関係と古銭の年
 代から推定して、室町時代中期の所産と考えられる。

石塔について

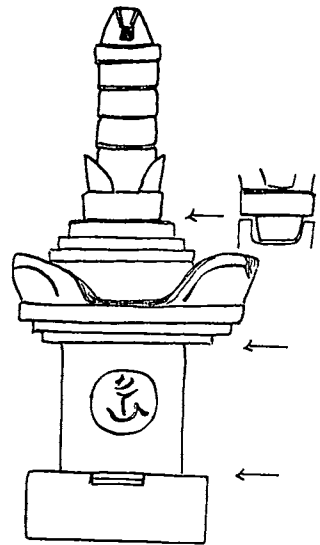
本遺跡から出土した石塔類は、現在までに少なくとも数十基に上
 る。すでに登山バス道路開設工事にさいしても、約六基分と推定さ
 れる五輪塔と宝篋印塔が発見された。しかし数日を経ずしてこれら
 の石塔類は、自家用車で登山する者たちに盗まれ現存しない。今回



3 高76cm 幅38cm

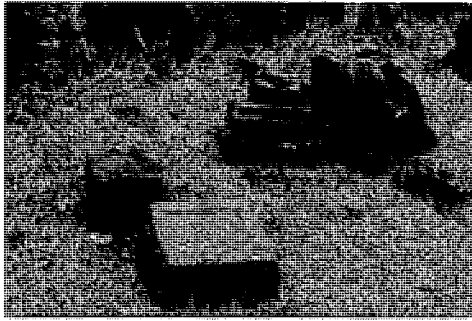


2 高76cm 幅38cm

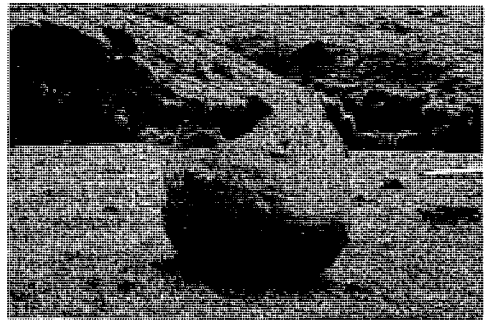


1 高98cm 幅39cm

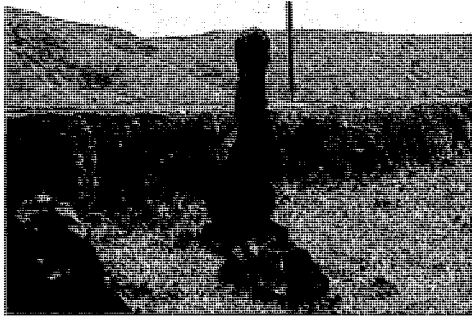
※矢印は継目を示す



(4)



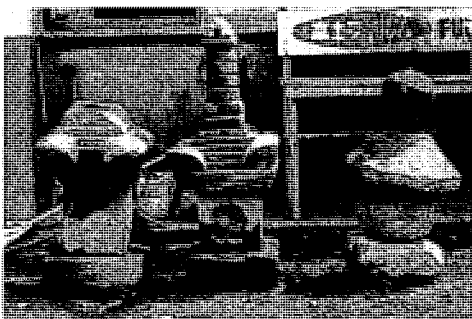
(1)



(5)



(2)



(6)



(3)

(1) 阿蘇山上古坊中出土蔵骨容器

(2) 古坊中出土五輪塔 (1964年 8月22日)

(3) 出土石造物

(4) 出土五輪塔

(5) 出土石造物

(6) 五輪塔・宝篋印塔 (写真の左より右図の2・1・3)

論 発見されたものは、中に部品がそろわないものもあるが、完好に組立てられるものが数基ある。いずれも銘文はなく、一般に小形のものが多い（一六四頁下図参照）。

まず1は現存高九八厘米を有する宝篋印塔で、基壇石を一個失なっている。基礎石には二段の階段を設け、塔身の四面に種字を彫る。

種字は *Krik* 阿弥陀 *Phai* 薬師 *Yu* 弥勒の四字をあらわし、書体はやや拙い。露盤は簡略化され、九輪や宝珠にも地方色がみられる。2も同じ宝篋印塔であるが、やや形式を異にし、つくりは更に簡単である。とくに笠石の隅飾に厚みがあり、地方色がいちじるしい。3は五輪塔で空輪は本品に組合さるものではない。これらの造立年代は室町時代の中期頃と推定され、いずれも墓石に使用されたものである。とくに宝篋印塔は鎌倉時代頃までは供養塔に使用されたが、室町時代になるとこれを墓石に使用した（以下写真参照）。

(2)の五輪塔は空輪こそ別なものであるが、火輪も水輪・地輪セツトをなすことがわかる。火輪の形からみてこの塔はやや時代がさかのぼるらしく、鎌倉後期の作と推定される。(5)はいずれも別個な部品を寄せ集めたもので、宝篋印塔の九輪、五輪塔の火輪、宝篋印塔の基礎石からなる。いずれも室町時代の中―後期であろう。(4)も宝篋印塔の部品群、(3)も宝篋印塔、五輪塔、無縫塔の残缺一括を集積したところである。これらの石造物の年代も同じ頃の所産と考えられる。おそらくこれは西巖殿寺二十七坊に付属した、墓地に建立

されたものであろう。それが度重なるヨナの堆積で地中深く埋まつてしまったものと思われる。ことに前述の陶製甕棺のごときも、こうした石塔の下に埋められていたのかもしれない。

保存のための措置

阿蘇町では石塔群を集積するため、人夫を二名増強した。そうして石塔群の最も多く出土する、バス道路の東側斜面をさげ、東南方に新しく約三町歩の土地を購入し、開墾計画を修正した。しかも、これら石造物は一応一箇所に集めた上で、バス道路の東側にそびえる山の麓に土壇を築き、各部品を組立てて保存する計画である。また陶製甕棺や古銭は、将来小さな博物館をつくる計画があり、その出陳物にしたいとのことであった。

昭和三十九年八月二十二日

資
料

資料 I

寛政十二庚申天

阿蘇大峯記録

中越家

彌生吉辰

幸寶坊

覚

大越家道場坊、中越家幸寶坊、三宿勘圓坊ニ宿相定入峯願指出願書案
文者別紙ニ有之、願相濟、此跡之通錢三貫目ニ米貳拾石被渡下トニ付、米
錢請取之惣代勘圓坊出府有之、請取方相濟帰山之上右米錢大越家江引渡
有之ト、尤惣代者仲間ノ附屈萬端之入目承リ、峯銀配分等之儀者大越家
許ニ而有之先格ニト、右配当左之通

一錢三貫目 御渡方之錢
一米貳拾石 右同御米

此代

内 四百目 大越家渡方

六百目 二三宿渡方

三百六拾目 寄宿三人渡方

三百目 登惣代旅用

七百貳拾目 諸先達廿四人老人前

貳百五拾目 三拾目渡引置

新客拾人老人前

廿五匁渡引置

ノ貳貫六百三拾目

有錢三貫目之内ノ引

殘三百七拾目

米四石五斗

同六石

ノ拾石五斗

有米ノ引

殘而九石五斗

米錢

殘高合老貫貳百九拾目老分

内

六百六拾目

三百五拾目

百五拾目

三口ノ老貫百六拾目引

殘而百三拾目老分 大越家江引置

右之通仲間打寄割賦相濟神酒等上ル委敷儀ハ越家許江扣有之ト

長岡佐仲殿江幕願之案文左之通

奉願口上之覚

當秋阿蘇大峯執行御免被 仰付トニ付執行仕ト答ニ御座ト、然處從 御
先祖為御武運長久御子孫繁栄入峯之三宿江御幕三張御寄附被為成下置ト
處、峯毎ニ相用申ト間古ト損ト而難被用様子ニ付、去ル寛政二年之入峯
之節新規御仕替被成下ト様奉願ト処、難被為叶御様子ニ付不得止古キを

相用申下得共至而破損、今度之峯中二者如何躰ニ茂難被用御座下間、何卒御仕替御寄附被為成下置下様奉願下、右峯執行之儀者自他國を懸遍歷仕儀ニ下得ハ、萬端取繕不申下而者御國之御瓊瑾ニ茂相成下条、當時柄奉恐入下得共願之通御仕替被成下下様宜被遂御沙汰可被下下、為其書付を以申上下以上

寛政十二年申三月

長岡佐仲様

御奉行衆中

阿蘇山行者

年行司

三月廿二日入峯法案開闢申籠、觀首經五千卷・尊勝陀羅尼卷万卷大越家
神酒上ル、吸物ニ二種三辺、尤孟ハ銘々勝手次第ニ而頂戴有之也

差出

一杉木

本木式本

但末口八寸長サ三間半

右者当秋阿蘇大峯執行被 仰付下ニ付、当山上ニ立申下惣札并護摩札木先例之通御渡被下下様ニ宜被成御沙汰可被下下、為其書付を以御達申下以上

寛政十二年申四月

佐藤勝之助殿

山崎平助殿

御郡方

御奉行衆中

阿蘇山行者

年行司

以手紙得其意申下、弥御堅勝可被成御務珍重奉存下、然者当秋入峯執行被 仰付下ニ付、山上江立申下惣札并護摩札木之儀 別紙差出を以御達申下間、以前之通坊中近辺之御山ニ而御渡被下下様、宜奉頼下、右之段御頼為可得其意惣代妙圓坊を以如此御座下以上

四月十六日

此節御郡代江酒二升 佐藤勝之助様

内牧惣庄屋へ同老升 是ハ大越家ハ調遣管也 山崎平助様

阿蘇山行者

年行司

奉願口上之覚

阿蘇大峯執行之儀願之通御免被 仰付下ニ付当秋執行仕替御座下、然処入峯ニ相用下笈三挺之儀、數度之入峯ニ相用悉損下而不見分ニ御座下間去ル寛政二年執行被 仰付下節、繕塗直等之儀奉願下処、難被為叶旨ニ付其俣ニ而相用申下間、別而及破壊此節之峯ニハ如何体ニ茂難被用様子相成申下ニ付、何卒願之通御手入被 仰付可被下下、右入峯之儀ハ御隣國を懸遍歷仕儀ニ御座下得ハ、諸事取繕不申下而ハ 御國之御瓊瑾ニ茂相成申儀ニ而御座下間、格別之被為遂御參談可被下下、尤入峯ニ付惣代罷登下節、京都表ニ而手入仕下得ハ、別紙積書之通ニ而出来仕下条、此段宜被成御沙汰可被下下、為其書付を以奉願下以上

寛政十二年申四月

学頭坊

寺社御奉行所

笈繕積書之覚

銀合式百拾枚

阿蘇山行者

年行司

内

百五拾目 笈三挺造用

但笈高^サ式尺五寸、幅式尺、内惣箔着直シ外黒塗直シ、彫物作繼惣金具十八ヶ所、減金磨置シ老挺ニ付、銀ニ而五拾目宛

六拾目 戸帳三張

但戸帳長^サ老尺五寸幅老尺式寸、裏付表金輝地裏日野之類懸紐房共一張ニ付銀ニ而式拾目宛

右之通ニ御座^ト以上

寛政十二年申四月

寺社御奉行所

学頭坊

阿蘇山行者

年行司

四月十日峯法楽相勤神酒頂戴吸物着二種、二ノ宿三ノ宿^ト之仕出次第大宿之節之通リ

同十三日法楽有之、双方山伏中^ト仕出有之同シ前、同十九日法楽有之、

此日ハ神酒頂戴無之^ト、同廿一日法楽有之、不人数故終日誦經ニ付三宿^ト昼食仕出有之、白米一宿^ト老升五合宛大越へ持寄り煮志免拵銘々菓子盆ニ而認有之^ト也、

廿四日法楽有之仕出無之^ト、同日諸方書状仕出大越家^ト飛脚矢野藤右衛門仕立有之^ト也 廿五日先達而相達置^ト惣札木相濟^ト段、御郡代^ト申達有之^トニ付、御山支配犬塚進次方江一樽并紙面遣左之通、

以手紙得御意申^ト、弥御清菜可被成御務珍重奉存^ト、然者当秋阿蘇入峯被仰付^トニ付、先例之通山上ニ立^ト惣札并護摩札木之儀、先達而御郡代衆江及懸合置^ト處相濟申候段為知御座^ト間、定而其御許江茂御達有御座^ト而者奉存^ト条、当所近辺之御山内ニ而御見立ニ成御引渡被^ト下^ト様奉頼

資料 I

ト先ハ右之段為可得御意如此御座^ト以上

四月廿五日

阿蘇山行者

年行事

犬塚進治殿

尚々、本行之木近日之内ニ御引渡ニ相成^ト様、呉々宜奉頼^ト且鹿酒一樽進申^ト間、御笑留被^ト下^ト度^ト以上

一、先達而笈之修復願并積書指出置^トニ付、幸宝坊道場坊出府之砌相伺^ト處、右之儀先年之御見合無之儀ハ程能參談^ト間、外ニ手を替願書差出ニ相成^トハ、如何様とも參談可被成御附由根取中^ト内談有之^トニ付、左之通願書、両僧引取願いたし申^ト

奉願口上之覚

當秋阿蘇大峯執行被 仰付、先達而造用を茂被渡下難有仕合奉存^ト、然處御渡方被相減^トニ付而ハ本山奉納并惣代登諸造用以下多分之物入ニ而御座^ト得^トハ、重疊省略を相用申^ト得^ト而も何分ニ茂銀ニ而式百拾匁程不足仕甚難決ニ指及申^ト間、御時節柄奉恐入^ト得^ト共、右不足分何卒増方被仰付可被^ト下^ト、左無御座^ト而ハ、入峯執行難相勤当惑至極仕^トニ付、不得止御難題筋奉願^ト条、出格之思召を以願之通被 仰付被^ト下^ト様、宜被為遂御參談可被^ト下^ト、為其書付を以申上^ト以上

阿蘇山行者

寛政十二年申閏四月

道場方

幸宝坊

寺社御奉行所

付紙之趣

此儀不容易儀ニト得共、別段を以願高銀式百拾匁為増造用被渡^ト下^ト、尤銀老匁ニ付百六文之錢ニ直シ三百拾八匁被渡下^ト間可有其達^ト以上

閏四月十四日

寺社御奉行所

奉願口上之覺

當秋阿蘇大峯執行被 仰付_レ二付、醍醐三宝院御門主御殿江為惣代奉納
并入峯用物調旁上京仕度奉存_レ、此外官位昇進之望不仕彼地_ハ脇江者罷
越不申_レ、尤当月中旬ニ罷立来ル七月_中ニ者罷下可申_レ間、願之通被
仰付可被下_レ、且又留守之儀ハ仲間内密教坊江頼置寺役に何之支茂無御
座_レ条、此段宜被成御沙汰可被下_レ為其五ヶ寺組中連印を以奉願_レ以上

寛政十二年申五月

阿蘇山行者

幸宝坊

了忍坊

陽泉坊

道場坊

幸密坊寺役承り

道場坊

右之通相違無御座_レ条
五ヶ寺組中加印仕_レ以上

学頭坊

寺社御奉行所

往来證文

一出家卷人

蘇 幸宝坊

右者阿蘇大峯執行ニ付、醍醐三宝院御殿江奉納并峯用物調旁上京仕_レ、
宗門天台宗ニ而轉類族ニ而茂無御座_レ彼地_ハ脇江者罷越不申_レ、尤当月
中旬ニ罷立、来ル七月_中ニハ罷下可申_レ条、往来并坂梨口出手形被成御
出可被下_レ、為其五ヶ寺組中連印を以申上_レ以上

寛政十二年申五月

阿蘇山行者

了忍坊

右之通相違無御座_レ条
五ヶ寺組中加印仕_レ以上

幸密坊寺役承り

陽泉坊
道場坊

学頭坊

不破萬平殿

渡辺善右衛門殿

右之通今一通相認寺社御奉行所宛差出申事

往来證文

一出家六人

一山伏式拾九人

右者行者_中江阿蘇大峯執行被 仰付、當月廿八日_ハ駈入申_レ而、九月三
日ニ峯駈出来就仕事ニ御座_レ、就之山鹿郡岩野村_ハ筑後領分ニ入込申_レ
而、豊後領を茂罷通申_レ、宗門之儀、右之人數不殘天台宗ニ紛無御座_レ
条、往来手形被成御出可被下_レ、為其書付を以申上_レ以上

阿蘇山行者

年行司

寛政十二年申七月

学頭坊

寺社御奉行所

○廿四日、惣札下案及出来、学頭坊へ大越家_ハ案内申入ル

○廿五日、惣札調相動、三宿年行司書記役学頭坊并書記妙境坊被召連變
應獻立座附、吸物^{片菜}、肴^{川茗}、肴^看、擲牛^{房同指}、同夕^{船吸}、茶^碗、碗^{推茸}、牛^房、佐かな^{不斷草}、
同瓜^酢、阿へ、温餛、惣札書終而本膳、一汁^{三菜}、酒、退出
山上惣札之儀ハ下案ニ者房ノ文字ニ認_レ得共、往古_ハ坊ノ文字書来故、

字頭ニ茂其段申達坊ノ文字ヲ書申ト也

○廿六日、笈殿規式相勤、發束ハ駈入之通ニ而宿々ニ集リ、夫々大越家ニ參ル、笈ハ三躰共大宿ニ嚴置也、神變笈行山一藹懸ル御預、同二藹右同笈行、三藹護摩笈、衆徒山ノ一藹錫杖衆ノ二藹持ツ、三宿共三三卷勤ニ神酒頂載、吸物ニ二種三返、行烈笈三次御預、次錫杖、次三宿次寄宿次山伏中三ノ宿々歸ニ者二ノ宿、次ニ大宿門ニ入本尊安置三卷勤、夫々思々ニ引取

○廿七日、字頭坊へ暇乞、次行者一藹ニ參ル、夫々引取申也、尤二六日笈殿之通之振合也

○廿八日、山上參詣、尤雨天參拜之場所左之通、先神變堂拜ミ所・北ノ宮拝礼・天ノ岩戸・中宮社・本堂・天神社・枝井川・神變本堂八四智贊ニ普門品余三卷勤、本堂ニ而南郷下市村酒迎、暮六時ニ坊中江着御祈禱所へ止宿、鶴村々ハ釈迦堂ニ而酒迎有之、雨天故檜村・藏原村酒迎ハ於御祈禱所着之上庄屋中々披露有之、齊供養之儀ハ渡辺金三・久代和乎次兩人々仕出有之ト

○廿九日、坊中出立、笈ハ山伏地先達々懸ル神ノ笈行一藹、護摩笈衆ノ一藹、大日笈行ノ二藹、錫杖衆ノ二藹、御影箱行ノ三藹也、童子ノ前地家先達々四贊スル觀音經一卷終而一札シ直ニ出行也、濱ノ宮四三三卷勤、両黒川宮分々之酒迎有之札納ル、乙姫村酒迎三卷勤、板札巻杖遣ス、次ニ狩尾村酒迎札巻杖遣、次ニ永草村酒迎札一枚、次ニ枳村酒迎札一枚、次赤水村酒迎札一枚、次的石村酒迎札一枚、次ニ坂ノ下酒迎觀音堂四贊札巻杖、次真木古城々酒迎札一枚、次ニ平川村跡峯々止宿之儀彼是八ヶ間敷有之、此節ハ止宿相断申ト之事ニ付大宮司家へ申達平川社職小野河内江宮川縫殿、坂梨藤藏々連名ニ而紙面參ル、宮地々之為使者帶刀之者老人先ニ遣置ト處、杜江止宿之儀ハ少茂故障無之

ト得とも、村方々ハ一向御構不申由ニ付而ハ萬事御不自由ニ可有御座、其所御勞イ不被成トハ、御止宿ハ支ニ不申段、河内々返答有之、平川へ下リ懸ト坂ニ而三宿惣人数打寄色々評儀區ニ而野宿致シ方宜敷可有之杯、大宿三ノ宿ハ先達を始隨附之面々茂同意有之ト得とも、二ノ宿先達ハ承引不致、惣人数參ト儀何連も承引無之トハ、三宿先達中ハ及申、笈佛ハ是非杜江安置不致ト而ハ、向後雨天等之節たり共此節止宿不致ト得ハ、以來止宿無覺束、左ト得ハ從往古之規則も相乱可申ト強而申述トニ付、笈佛并六先達ニ役僧六人二ノ宿ノ小先老人、新客三人、家來は老人宛、余ハ行暮トニ付、松原江暫く致休足、追々ニ參ト躰ニいたし置キト、無程平川へ着村方ニ不抱、杜司々神前明ケ方燈明并掃除等懇ニ致し置、拝殿ノ前ニ水を汲入置足を洗い、笈佛神前ニ納杜司弟拝殿ニ扣居挨拶等有之、休足之上ニ而茶受等出シ被申ト、動行等相濟翌朝も不相變茶受ニ小麦段子・香之物・梅干等出シ丁寧ニ挨拶有之存之外之様子ニ而大宿三ノ宿も安心之躰ニ相見へ申ト、三宿々為樽代鳥目五匁板札并扇子箱一ツ遣ト、庄屋へ茂不相變札ニせん子箱一ツ小先教福房を以口上申入ル、庄屋至而致赤面之躰也

○晦日、平川出立、御所原ニ而道場坊担家々酒迎有之、是ハ此節道場坊ニ致入峯トニ付而之事と相聞申ト、次ニ杉水村酒迎札一枚、次ニ尾足村酒迎札一枚、次伊坂村酒迎札一枚遣、大峯山之札所住吉村へ着、杜ニ而四ノ讚大宿者杜止宿、二宿者庄屋、三ノ宿者杜司宅、宿礼例之通向庄屋へ札巻杖宛ニ扇子一箱宛、二宿ハ御中小姓之宅也、札巻杖ニ扇子巻箱三ノ宿も同様也

○朔日、住吉出立、八木殿社松有リ札を打、出田村酒迎札一枚、次ニ有富村酒迎札一枚、村吉村酒迎札一枚、廣瀬古閑村酒迎札一枚、高江村酒迎札一枚、木柑子村酒迎札一枚、大塚村酒迎札一枚、夜間村酒迎札一枚、三間田村酒迎

札一、伊退村酒迎宮ニ而有之札一、此下ニ札所有之、林原村酒迎札一、船渡シ高嶋村宮ニ而酒迎四贊札一、加屋村宮ニ而酒迎四贊札一枚、鍛冶屋村酒迎札一、袋田村酒迎札一、中臣村宮ニ而酒迎札一贊、藤井村宮ニ而酒迎贊札一、原ノ見正寺ニ而新町酒迎札一、是ヲ惣庄屋へ使僧ニ而札并扇子箱遣ス、夜ニ入ル、次壁宮ニ而酒迎贊札一、次ニ豆塚村酒迎札一、白石村酒迎札一、南嶋村酒迎札一、古閑村酒迎札一、中村酒迎札一、大宮江着、笈ニ鉢共ニ神前ニ安置、大ハ社、二ハ給馬堂、三ハ社司宅、札式枚扇子二箱両町別當へ遣ス、三ノ宿ハ社司へ札一枚ニ扇子老箱遣、着之上内密ニ而入湯杯致者もアリ

○二日、大宮出立、雨屋之前護法堂四贊、夫々雨屋へ立寄ル、酒迎札一扇子老箱遣、此所ヲ使僧ニ而惣庄屋へ札并扇子老箱遣、次熊入村宮ニ而酒迎札一贊有ル、寺嶋村酒迎宮贊札一、下宮村酒迎札一、今寺村酒迎札一、此所ヲ雨天ニ成ル、鶴村酒迎札一、上小坂村酒迎札一、下小坂村酒迎札一、井丁村酒迎札一、河原谷村酒迎札一、札所有之此所ニ而夜ニ入、四丁村大越家中越家一度越ニ止宿之筈ニ有之處才領不案内ニ而三ノ宿之荷物を遣外間、今度者ニノ宿止宿有之、岩野村宮大越家、二ノ宿古庄屋宅、両庄屋へ札并扇子老箱宛遣ス、社司ニ者大宿ヲ札扇子古庄屋へハ中越家ヲ右同断、庄屋中江之札扇子ハ都而大越家ヲ遣苦也

○三日、岩野村出立、鏡觀坊塚ニ而四贊自我獨札所也、百田村酒迎札一、是ヲ役僧等先ニ遣、ねぢ松峠之行場巖ニ參ル、其内ハ何連茂暫ク休息行場相濟、各退出三巻勤、次ニ田代村茶給水杯出ス、峠ニ而札所ニケケ有ル、次ニ柳川御領次郎酒迎札一、此所山中之宿と申也

川越二本分村宿々々酒迎ニ出ル、暫休息夫々一宿ノニ案内致シ、川を渡ル、追々宿々ニ着ス、直ニ宿札有之、大宿松尾宗左衛門、二ノ宿松尾惠助、三ノ宿嘉助着之上ニ而、早速大庄屋方へ宿々々只今參着之段、使

僧を以申入ル也

○四日、滞座任先例法用相勤法味所ハ以前之通大庄屋へ三宿連之大板札并扇子老箱使僧を以遣申外、扇子ハ大越家ヲ出ル、二ノ宿ハ庄屋孫兵衛方へ右同様ニ遣、三ノ宿ハ庄屋宇助方へ同断、宿主ノハ銘々ヲ遣也、大庄屋并庄屋中ハ一宿ノニ樽參ル、法事相濟釜屋宮へ參詣、此節ハ不掣束たりとも不苦、宿料老人前ニ式匁五分宛、外ニ為茶代一宿ヲ拾匁、内五匁者宿頭ヲ五匁ハ惣人数ニ而割合也、尤目錄ニ仕立遣茶代之儀ハ先例無之ヲ得共、厚ク世話ニ相成事故、三宿申談之上此節ヲ遣申外也

○五日、本分出立、途中迄宿々亭主共見送ニ出ル、次ニ津江宮江札一枚參詣四贊、此所ニ而宿々之亭主中致暇乞是先例也、黒木町祇園宮江參詣、夫々峠ニ懸ル、次ニウソノ宮四贊終而ウソノ作法有之、口傳此所以を以ウソノ宮とそ申外、夫々星野村庄屋高木文次方へ例之通晝休ミ酒迎赤飯等出ル、大札老枚扇子老箱遣ス、此文次方ハ水飲之宿小屋懸道明ケ水飲逗留中野菜萬端統ケ方之手配至而之世話ニ相成ト也、以来紙面仕出外節ハ懇ニ相認遣申事也、夫々直ニ麻苧ケ池へ參詣板札遣ス、祓川之大事行場ニ而役僧等此所ヲ先ニ參ル、殘勢ハ辨天ニ參拜スル、祓川行場相濟山中之童子前ニおゐて中越家教化状読聞せ終而護身法授与、次ニ新客ニ珠数を授ル、本尊不動尊前ニ而、金丁為致ト也、次室山江着四贊三巻勤、笈ハ三鉢共ニ神殿江安置スル也、大宿者社、二ノ宿者不動堂、三ノ宿者社司方也、以来紙面仕出之節ハ室山大宮司と当テ可申事也、護摩札用意之儀者村方ヲ頼ト節ニ而ハ無之由ニト間、以来ハ用意之儀申越ニ不及萬事宜頼入と申迄ニ而、札木式本ハ調置ト様ニと申遣可然事大宮司方ハ三宿銘々ニ扇子一箱宛遣ス、札ハ三宿ニ而大札老枚遣ス、仙頭江板札老枚、世話人江目錄一枚宛遣、尤十七人也、宿

料一宿ニ四匁三分宛、塩噌杯持參不致節ハ其心得ニ而少々増方致シ遣可申也、尤護摩執行之儀者翌朝立懸ニ執行有之例也

○六日、室山出立、護摩執行相清水飲の宿へ着、護摩担掃除、一ニ之宿ハ触ル、担木者役僧ハ出ス護摩木ハ新客出ス、護摩担出仕之次第

一、神變笈行ノ一藁、大日笈行ノ二藁、護摩笈衆ノ一藁、先ニ立大先達中遷座ニ而出仕口ニ揃四替終而大日笈者直ニ正面ニ立ル、残之笈笈練リ相濟ト而護摩笈直ス次酒水、次ニ神變笈先ニ關御先達役也、笈ノ次(○昔ハ先ノ合文ニ入ル) △小木先達罷立護摩木ニ、火を指ス作法有リ

次懺法を始ル三敬札十方分身ヨリ中越家立テ法木締ノ作法有之、南無十方仏ニテ宿ノ先達護摩先達入替リ護摩を始ル、懺法終而普門品一卷次慈救咒始ル、新客末席ハ老人宛立テ担の前ニ至リ檜を火中ニ投シ一札シ出仕口ノ脇江扣護摩供終而心経一卷夫々宿々江引取也(前ニ書有ル合文ニ入ル)

○小木先達、宿ノ先達、護摩先達、中越家大越家諸先達二度役迄繰込ト行道ニ遍相濟各石座ニ着ス笈と酒水大越家者新客引連遷座にて行道ニ遍シ笈を安置シ石座ニ着ク宿ノ先達△

○九日、星野村ハ庄屋為名代仙頭兩人見廻ニ參ル、三宿ニ重之内老組宛贈遣ス、此宿逗留中文次抱内村々式拾ケ名ニ手配申附野菜等日々不自由ニ無之様續方致シ申ト、誠ニ厚キ心配也、依之甘ケ名ニ目録札老ケ村ニ老枚宛都合甘枚を此節ハ遣ト等ニ申談ル、以來之為見合爰ニ記置ト也

○十日、随附之面々ハ頭襟錢老人前老ケ式分宛相納ル、宿頭ハ神酒杯出シ小先并給達者頭襟錢免之事

○十二日、水飲宿出立天上柳川内清源存解書、泥と双方ニ相分シ天上ハ

○空鉢ニ止宿、泥懸者川内庄屋宅江止宿板札扇子箱添

○十三日、釈迦嶽參詣岩屋之宿へ着、夜ニ入駱ノ石作法關御先達者關迦

水之作法有ル、惣札等如先例相認此處津江田代村ハ見廻杯參ル何方ニ而茂案内之者江者目録札老枚遣答也

○十四日、岩屋出立權現嶽江參詣夫ハ竹原村へ下向、竹原ハ天上駱之人々為見廻重之内杯拵峠迄迎ニ出ル是先例也

○十五日、滯座如古例、法用本方之通ニ相動、大宿者清五郎、二ノ宿甚右衛門、三ノ宿小右衛門、宿限ニ右札一枚ニ扇子老箱宛遣ス、宿料之儀茂以前者式宛宛ニ遣ト得とも萬端念を入取繕并賄方等至而念を入諸色茂高直成時節ニ而ト得ハ、老人前ニ式匁五分宛ニ而遣ス、外ニ茶代四匁料理人江式匁洗濯之札ニ式匁遣ス、是ハ銘々割合也

○水海宿ハ泥懸之人數者石川内村庄屋方江止宿、此庄屋ハ竹原村之庄屋ニ而有之ト間、以來ハ此方江茂入峯前飛脚差立ト節、紙面遣不申ト而ハ難叶事ニ御座ト故、爰ニ記置申ト、尤石川内村御庄屋ト宛ト得ハ宜有之ト也

竹原村氏神前ニ而先例之通護摩執行相動ト、

○十六日、竹原出立、津江之内一ノ瀬宇右衛門方ニ而酒迎板札遣ス、此所ハ大雨ニ而深山之宿江着す、夜ニ入大雨ニ而小屋茂余程吹はぎ濡成リニ夜を明シ大難波言語道斷也

○十七日、法衣等漸阿ぶり揚、暮前ニ護摩執行致ト様ニ相成ト、護摩檀出仕等之儀ハ水飲之通ニ而有之ト得ハ爰ニ略畢、尤里ハ聊之風ニ而少しも諸作業ニ障ト様之儀ハ無之由珍重ト、同日上下内田村庄屋ハ為見廻一樽ニ二重送申ト、此内之小屋懸請場大宿者矢谷村、一ノ宿者上内田、三ノ宿者相良也、右ニ準シ荷物送大方等迄者村々請場之通ニ出外事也

○十八日、相良觀音參詣矢谷高札場ニ而思クニ茶受茶杯出申ト、宮ニ而四贊ニ三卷勤、次ニ相良宮へ參詣、四贊三卷勤社司へ板札老枚遣ス次ニ觀音堂四贊普門品一卷夫々寺へ參ル、吸物ニ酒肴ニ而酒迎此内ニ

上内田村使僧を遣ス、尤板札ニ扇子巻箱ニノ宿を遣ス、大宿ハ矢谷村
へ同様ニ遣、三ノ宿者相良村へ遣ス、寺ニ者板札巻枚計也、次ニ
護摩札認方相濟護摩執行相始ル、終而寺へ引取茶漬并酒出ル給終
退出也

○廿二日、深山出立三ヶ村々夫方六拾人宿ニ廿人宛柿谷四郎次江天上
之案内頼置ト處、白草迄之案内を為致可申ト間、鳥目三百五十銅遣書
ト様ニ紙面ニ而申越ト間、相渡召連申ト、尤養字宿ハ一里程手前ト天
上懸ハ相別申ト、荷物ニ者小先差添白草之様ニ參ルハツ半比、養字ノ
宿ニ着後口入道之行場ハ大雨大風ニ而何連も大難波也

○廿三日、養字出立雨天、此天上ニ小篠迄之内、二ヶ所札所有之、八ツ
半比ニ、小篠宿ニ着す、夜ニ入坊中宿元ハ為見廻重之内樽杯參ル久方
ニ心能給へ申ト也

○廿四日、札木之儀、先例木地屋村ハ大工等手当致ト事ニ付、此節茂左
様ニ相心得ト由ニ而、小屋杯懸置キ昨日ハ兩人相詰居ト由申達ト、右
ニ付坊中より参ト大工木挽ハ大宿之手内之者ニ而相應之儀茂有之トハ
、致加勢させ申心得ニ而留置トと申聞ト處、先例当山ニ而鋸引杯致
ト儀ハ曾無御座由申達ト、併以前之通ニ割リ方致ト得ハ殊之外ツイヘ
多ク式本ニ而相濟不申ト得ハ三本も根伐不致ト得而ハ用向不足ニ及ト
間、預リ板茂ワキ方為致申度由申聞ト得共、彼是と申分致相決不申ト、
以前之通ニ割方ニ相片付惣札護摩札上リ札等迄木地屋之者共ハ致ト苦
ニ相成、拵料ハ巻枚ニ付大札ハ何程、中ハ何程、小ハ何程と相極申ト、
尤上リ札ハ以下入用之札數ハ大越家世話ニ而有之ト儀故、此方之記録
ニ者員數記置不申ト、板札一卷之儀ハ大越家ニ扣ハ有之ト故、爰ニ略
ス、護摩担出仕之儀ハ跡宿々同様之儀故記不申、灌頂密檀之儀者秘事
迄之儀故書記不申、大峯密書之巻物ニ委敷有之ト、右之秘伝を相統致

首尾好灌頂相濟申ト也

○九月朔日、小篠宿出立、小倉村酒迎有之札遣、此處ハ雨天ニ相成、次
ニ小野田村酒迎、次山田村酒迎、次井手下原村酒迎、終而藍ヶ水宿江
着、雨天大難波ニ而夜を明シ申ト

○二日、雨天藍ヶ水出立、次ニ野中三ヶ村ハ酒迎、次ニ北坂梨村酒迎、
次ニ篠倉村酒迎、次波野檜木野之酒迎、何連茂板札巻枚宛遣申ト也、
觀成就着水風呂等先例之通、本膳之仕出酒着に坂梨両所ハ之仕出終而
如例護摩供執行相濟此所出立是ハ不思議ニ快晴ニ相成、夫ハ波野柏原
被官中ハ酒迎ニ出ル、次ニ箱石行場作法有リ秘密等云々、

次ニ桜ヶ水酒迎、此所ハ夜ニ入松明ニ而日ノ尾江着次、此宿所ハ色見
村ハ小屋懸仕出萬端有之外、暫ク之間休息いたし夜半頃ハ天上ル、駈
ル銘々松明を灯し峯尾を登ル中邊ニおゐて暫ク息を入無程東雲ニ相成
ル、夫ハ頂上登りて

○大黒ヶ岩屋作法有ル、相濟而北ノ寶池之上ニ出ル此時ニ朝日漸ク出ル、
參詣群集を成し今ヤハ相傳鉢ニ見ル、暫寶池邊を巡りて法施崎之向
通之岩間を下ル無程化粧ケ宿に着シ、弁当杯濟テ衣服法衣を着替、宿
々次第を立、天ノ岩戸江参リ、天火之大事相濟ト而神變堂江着す、大
護摩執行有之、委クハ先格見合之通を以取計事也、次ニ中宮堂前ニ至
リ法螺ノ案内を乞儀、式相濟本堂内陣江笈を立、四贊普門品一終而本堂
之前ニ而扇護摩執行、夫ハ豆腐谷向之尾筋ニ而中飯を任ヒ下向に及坊
中童子塚之前ニ而扇護摩、夫ハ御祈禱所向拜之前ニ而扇護摩相濟宿々
江引取本尊安置シ奉ト、今日天氣快晴ニ而天下泰平国土安穩五穀成熟
萬民快樂一山靜謐佛法興隆令法久住大衆和合如意滿足之所仍如伴

山伏中醍醐御殿奉納銀所立前
左之通

一銀貳百拾五匁

出世職納×

一同貳拾四匁

桃地納×

一同三拾目

錦地納×

一同拾匁

直綴納×

一同四拾三匁

九條扱納×

右取立所

醍醐御殿江差出下昇進之望目録

左之通ニ認差出下扣

覚

一出世職

何房実名

一錦地

右同断

一桃地

何房実名

一直綴

右同断

一九條扱

右同断

右之通奉願下以上

月日

惣代

何某判

覚

一銀何百何拾目

出世職奉納何人分

一同何程

錦地奉納何人分

一同何文目

桃地奉納何人分

一同何文目

直綴奉納何人分

一同何拾何匁

九條扱奉納何人分

銀合何貫何百目

右之通奉納仕下以上

資料 II

月日

惣代

何某判

資料 II

文化十四丁丑天

阿蘇大峯記録

大越家

四月吉祥日

妙圓坊

當秋入峰執行之儀ニ付、早春学頭坊引取之伺書寺社方江被差出下處、右之伺書ニ御附紙を以、以前之通錢三貫目ニ米貳拾石被渡下執行被 仰付下段、御達有之下ニ付、学頭坊を精々入峯諸入目高小前書を以入内見下様ニと被申聞下間、則配分并三宿入用之所小前ニ相した、め差出下處、当山伏中江茂被申附及省略下丈者省略いたし、微細ニ積立書出下様ニと被申渡下間、明細ニ積立指出下處、何連道ニ茂御渡方之米錢ニ而ハ過分及不足下趣ニ付、増拝借之儀相願可然と之事ニ相成、那羅延坊出府ニ而御祈禱御施米之内暮渡方一度分引当ニ而錢貳貫目拝借被 仰付、前渡之三貫目分と拝借之貳貫目、都合五貫目本山付届并京都調旁ニ御役所を京都為替ニ相願夫々相濟被致帰山上下ニ而拝借貳貫目分之配当茂学頭坊を指図ニ而右之通割賦ニ相成下

七百五拾目 三宿配当
 百五拾目 寄宿三人配当
 老貫百目 衆徒行者山伏中配当
 但五百五拾目宛

右之通ニ配当ニ相成返納之儀ハ、每暮御施米之内、式百目宛上納ニ相成ト
善也、米之儀ハ入峯前ニ差懸リ請取可然ト学頭坊被申間ト間、其通ニ
いたし置申ト、右入峯ニ付、諸人用之小前書者別ニ有之、尤山伏中ト指
出ト書付之方を用ニ相成申ト、別帳有之トニ付爰ニ略ス

四月十日登之手数夫々相濟惣代那羅延坊發足有之ト、
同十一日ト十三日迄御祈禱所峰法衆相勸、此節之入峯者学頭坊ト差図ニ
而始末山伏中ト引請諸遣仕出等を致ト善ニ相決、法衆之節茂三宿古先ト
取計仕出等有之ト、尤此儀後年共ニ右之通之規格ニ者相成申間敷、先此
節ハ為試私有之哉否之處を探リ見申為之事ト相聞申ト

惣代那羅延坊上京ニ付醍醐御殿江之添翰左ニ記ス

一翰致啓上ト、各様御堅菜ニ可被成御務珍重ニ奉存ト、当山無畢竟罷
在申ト、然者当秋阿蘇大峯執行之儀国主表ト被申渡執行仕筈御座ト、依
之先例之通為惣代一手那羅延坊、參殿仕トニ付、萬端被添御心無滯御用
向相濟ト様御計意奉頼度ト、且又右入峯執行ニ付而ハ兩派下山伏共ト彼
是願出ト趣茂有之ト間、那羅延坊ト夫々御内意可奉願ト条、得斗御聞届
被下ト上、宜被為遂御沙汰御許容ニ茂相成申トト、其模様乍御面働御書
面ニ被仰越可被下ト、委細之儀者那羅延坊江申含置ト間、御聞被下ト而
御差図を茂被成被下ト様宜奉頼ト、尚期後音之時ト、不宣

四月七日

菽典膳様

左右田掃部様

有馬中務大輔様江御札上之願書左之通り

肥後阿蘇山行者

年行司

奉願口上覚

阿蘇大峯執行之儀者 天下泰平国土安全五穀豐饒、從往古五七ヶ年乃至
十ヶ年廻ニ執行仕ト規格ニ御座ト、然處当年十ヶ年限ニ相当申トニ付、
当秋先例通執行仕ト様国主表ト被申渡ト、右勤行之節者 御領内を專經
曆仕来依之以前ト 御領主様御武運御長久御祈別段ニ相勤来申ト得共当
時迄ハ御札守等茂差上不申甚行届不申筋ニ奉存ト間、何トぞ当峯執行之
砌ト者 貴體御安全御国家安寧之祈札差上申度衆存ニ御座ト間、此段宜
被為遂御沙汰願之通被 仰付可被下ト、為其役僧仙行坊を以奉願ト、以
上

肥後阿蘇山三之宿

文化十四年五月

鏡觀坊

同ニ之宿

那羅延坊

同大宿

妙圓坊

有馬中務大輔様

寺社

御奉行衆中

同御奉行衆江之書翰

一翰致啓上ト、霖雨之砌御座ト處、弥御堅菜ニ可被成御務珍重之御儀ニ
奉存ト、然者当秋阿蘇大峯執行年限ニ当申トニ付、国主表ト勤行可仕旨
被申渡ト、右入峯之節者御領内数ヶ所止宿仕来、依之為 御恩恩本分村
竹原村止宿之節者兩日相滞別段 太守様御国家安全丹祈茂仕来トニ付、
右精誠之御札守差上申度則別紙之通願書差上申ト間、宜被遂御沙汰願之

通被 仰付下被下置下様重御賢慮之程奉仰下、尤此跡入峯之節者方端行届兼甚麁略之取付仕下由当惑奉恐入下次第第二御座下、何とぞ此砌者速ニ御請被成下様御執計可被下下為其態々役僧を以御内意得其意申下条、宜御指図可被下下、尚奉期後音時下、不宜

五月八日

三宿連名

御奉行衆中様

尚々御領内宿々等之儀、以前之通支無之下様御通達被成置被下下様ニ奉頼下、以上

入峯宿先々紙面左ニ記

一輪致啓上上霖雨之節ニ御座下得共、弥御清栄ニ可被成御暮珍重ニ奉存下、然者当秋為 天下泰平国家安全五穀豐饒御祈阿蘇大峰執行之儀 国主表下被申渡下致執行下苦ニ御座下、依之其御地止宿之儀、任先例御宅江又下御世話ニ罷成可申下間、御三宿被仰談以前之通萬端差支不申様ニ被御取計置可被下下、尤人数之儀者上下三拾人程之積ニ御座下条、左様御承知被下萬事宜御計意奉頼下、為其役僧を以如此御座下、以上

五月九日

大宿妙圓坊古先

本了坊

本分村

松尾宗八様

尚々從是者兼而御無音迄ニ押移申下、此段御用捨可被下下、且者御地江者八月四日參着同六日出立之積ニ御座下間、此段茂左様ニ御聞置可被下下、以上

一輪致啓上上霖雨之節ニ御座下處、弥御清栄ニ可被成御暮珍重ニ奉存下、

然者当秋為 天下泰平国家安全五穀豐饒御祈阿蘇大峯執行之儀 国主表下被申渡致執行下苦ニ御座下、依之其御地宿之儀任先例御宅江又下御世話ニ罷成可申下間、御三宿被仰談、以前之通萬端差支不申様被御取計置可被下下、尤人数之儀者上下式拾五人程之積ニ御座下条、左様御承知被下萬端宜鋪御計意奉頼下、為其役僧を以如是御座下、以上

五月九日

式宿那羅延坊古先

大教坊

本分村

松尾惠助様

尚々從是者兼而御無音迄ニ押移申下、此段御用捨可被下下、且其御地江者八月四日參着同六日出立之積ニ御座下間、此段も左様御聞置可被下下、以上

一輪致啓上上、霖雨之節ニ御座下處、弥御清栄ニ可被成御暮珍重ニ奉存下、然者当秋為 天下泰平国家安全五穀豐饒御祈阿蘇大峰執行之儀 国主表被申渡致執行下苦ニ御座下、依之其御地止宿之儀、任先例御宅江又下御世話ニ罷成可申下間、御三宿被仰談以前之通萬端差支不申様ニ被御取計可被下下、尤人数之儀者上下式拾五人程之積ニ而御座下条、萬事宜敷御計意奉頼下、為其役僧を以如是ニ御座下、以上

五月九日

三宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

本分村

松尾嘉助様

尚々從是者兼而御無音迄ニ押移申下、此段御用捨可被下下、且其御地江者八月四日ニ參着同六日出立之積ニ御座下条、此段も左様ニ御聞置

可被下、以上

一輪致啓上、霖雨之節、御座、處、御清榮、被成御暮珍重、奉存、然者、当秋為、天下泰平、国家安全、五穀豐饒、御祈阿蘇大峯執行之儀、国主表、被申渡致執行、等、御座、依之、其御村方止宿之儀、任先例、御宿々、江茂別紙得御意申、間、被仰談止宿指支不申、様、萬端宜御執計被置可被下、若御定宿之内無、御故障等、有之、ハ、脇方江被仰談難、決無之、様、御取計被成置可被下、尤、惣人数三宿にて上下八拾人程之積、而御座、是又、左様、御承知被下、萬事宜敷御計意之程奉頼、為其、役僧を以如是、御座、以上

五月九日

大宿妙圓坊古先

本了坊

式宿那羅延坊古先

大教坊

三宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

本分村

御庄屋衆様

一輪致啓達、霖雨之節、御座、得共、弥御堅勝被成御座珍重、奉存、然者、当秋為、天下泰平、御国家安全、御武運長久、五穀豐饒、阿蘇大峯執行被仰付、三付及修行申、依之、先例之通、其御村淀姫宮止宿之儀、萬端宜御計意被成下、様奉頼、右之段為可得堅意如是、御座、以上

五月九日

大宿妙圓坊古先

本了坊

式宿妙圓坊古先

大教坊

三宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

平川村

御庄屋衆中

同村社司江右之通、尙、通、尤、文段及修行依之、迄、同様、也是、先、先例之通、其御社江致止宿、勤行等申、等、御座、間、以前之御見合を以萬端宜御計意被成置可被下、様奉頼、右之段為可得其意、如斯、御座、以上

五月九日

大宿妙圓坊古先

本了坊

式宿那羅延坊古先

大教坊

三ノ宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

淀姫宮御社司

宇野播磨様

尚々大宿上下三拾人、二宿三ノ宿五拾人、都合八拾人程、其社江止宿、七月廿九日泊、而御座、前許之通、萬端宜御計意奉頼、以上

前者同様

依之、先例之通、住吉村山玉社止宿之儀、萬端宜御通達被下置、様奉頼、右之段為可得其意、如斯、御座、以上

竹迫手水

御窓庄屋様

前者同様

先例之通其御社江止宿萬端宜御計意被下置下様奉頼下、右之段為可得其意如是ニ御座下、以上、

本了坊

住吉村山王宮

御社司様

依之先例之通其御村方江止宿今般ニ宿ニ宿都合五拾人罷越申下間、萬端宜敷奉頼下、猶又送り人馬等迄御計意宜奉頼下、右之段為可得其意如是御座下、以上、

五月九日

本了坊

大教坊

鏡觀坊

岩野村

御庄屋衆様

四丁村御庄屋

四丁村手紙ニ書大宿止宿

古河又左衛門様

之儀申遣尤式ノ宿大宿ト

岩野宮

岩野四丁一卜度越下ニ止宿也

御社司様

老封

依之先例之通平川村淀姫宮止宿之儀、萬端宜御申達被下置下様奉頼下、右之段為可得其意如是御座下、以上、

大宿妙圓坊古先

五月九日

本了坊

式ノ

大教坊

大津手水

御窓庄屋様

三ノ

鏡藏坊

一輪致啓上下、霖雨之砌ニ而御座下處、弥御清安ニ可被成御務珍重ニ奉存下、然者当秋為天下泰平国家安全五穀豐饒之御祈阿蘇大峯執行之儀、国主表々被申渡致執行申下等ニ御座下、依之御抱内水海宿所小屋懸等之儀、先例之通乍御世話御手配を以御差図被成下止宿差支不申様、宜御執計被成置可被下下、右御頼為可得御意如是御座下、尚入峯下節期面謁萬々共可申演下、以上、

五月九日

本了坊

大宿妙圓坊古先

此紙面ニ石河内庄屋紙面并
宝山大宮司江之紙面
封込頼遣ス

一宿那羅延坊古先

大教坊

三宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

星野村

高木文藏様

尚々八月六日御当地罷通り申下間、此段も左様御聞置可被下下、且又
石川内村御庄屋江之老封乍御面働急ニ御便之節御届被下下様宜奉頼下、
以上、

一翰致啓上下、霖雨之節ニ御座下処、弥御平安ニ可被成御務珍重ニ奉存
下、然者当秋為 天下泰平国家安全五穀豊饒御祈阿蘇大峯執行之儀、国
主表より被申渡致執行申筈ニ御座下、依之御抱内竹原村江先例之通致止
宿申筈ニ御座下間、竹原村御宿々江も其段申越下得共、御抱内之儀ニ御
座下ニ付萬事宜敷御差図被下止宿指支不申様御計意之程奉頼下、且竹原
村江之老封乍御手数急便ニ御届被下下様、御頼申遣下、為其如此御座下、
以上、

石河内村

御庄屋衆中

尚々入峯之砌里地いたし下面々者此節迎も御宅江致止宿御世話ニ罷成
可申下間、是又宜敷奉頼下、以上、
此紙面者高木文藏紙面ニ封込遣ス

山鹿大宮社司江老封

文議者住吉社司同様ニ付略之畢

山鹿大宮

帆足若挾様

一翰致啓上下

依之深山小屋掛等之儀并送人足諸事先例之通御計意之程宜敷奉頼下、右
為可得其意如是ニ御座下、以上、

五月九日

大宿妙圓坊古先
本了坊

式宿那羅延坊古先

大教坊

二宿鏡觀坊古先

鏡藏坊

上内田村

御庄屋様

矢谷村

御庄屋様

文議上内田村同様成り

相良村

御庄屋様

是茂文段同様尤相良村觀音参拜并護摩木等御手配被成置可被下下様ニと書入申計也

山鹿町

御庄屋様

文段同様尤大宮止宿送り人馬等茂頼遣也

同町

御別当様

山鹿手永

御惣庄屋様

文段者大津同様尤大宮并四丁村岩野村止宿之儀申遣也、

山鹿町

雨屋権兵衛様

文段者其宅へ立寄申下間、萬端先例之通下書入也、

川原手永原村

御庄屋様

文段者同様尤兼字小屋掛等之儀、先例之通頼遣也、

虎口村班口村御庄屋

高野武助様

尚々文段同断、尤兼字之宿々小笹迄道筋野明等之儀頼遣也、

中村手永御惣庄屋江宿々嘘尾小屋掛等之儀左之通頼遣也、

一翰致啓上_レ、霖雨之砌ニ而御座_レ処、弥御清安ニ被成御務珍重ニ奉存_レ、然者当社十ヶ年限ニ相当_レ間、阿蘇大峯執行被仰付_レニ付致執行申_レ答ニ御座_レ、依之御用繁之御中ニ者有_レ得共、御抱内峯筋村々江宜御通達被成置可被下_レ、猶又相良村・上内田村・矢谷村右三ヶ村之儀者、宿々峯尾宿所小屋掛并小笹宿江荷物送等先例いたし来_レ事ニ者御座_レ得共、右村々迄而者、至る手数之事故甚々難渋いたし_レ由ニ而可相成儀ニ御座_レハ、脇村よりも出夫ニ相成_レ様と入峯後ニ申出_レ間、此跡入峰之砌も其俣ニ相置申_レ得共、可相成儀ニ御座_レハ、御計意を以右方角之村々へ出夫ニ相成_レ様と御賢慮奉頼度_レ、右執行之儀者守 太守様御武運長久御国家安全五穀豊饒之御祈ニ而勤行被仰付_レ事ニ付、御国恩之処おゐて者、何連之村も同様之儀と奉存_レ間、是等之処得_レ御汲取被下_レ思召を以以前_レ之不抱是非平等ニ加勢いたし呉_レ様、被仰聞被下_レ様ニ

宜奉頼_レ、委曲之儀者役僧ノ仙行坊へ申含差越_レ間、御聞届被下_レ兎角者

程能御趣計可被下_レ、右御頼可得御意如是ニ御座_レ、以上、

阿蘇山

七月九日

鏡観坊

那羅延坊

妙圓坊

中村手永

御惣庄屋

大宿妙圓坊古先

本了坊

大藏坊

豊後津江白草村

鏡藏坊

御乙名衆中

文段同様尤兼字之宿々小笹迄之道筋野明等之儀頼遣、且者路懸之夫方等止宿々等之儀頼遣也

一翰致啓上_レ、霖雨之節ニ御座_レ處、弥御堅達ニ可被成御暮珍重ニ不斜_レ、然者当秋為 天下泰平国家安全五穀成就之御祈、阿蘇大峯執行之儀、国主表_レ被申渡致執行_レ答ニ御座_レ、依之其御村止宿之儀先例之通萬端宜御取計被下_レ様ニ御頼申入_レ、萬一御三方之内御故障等も有_レハ、御村方之内何方ニそ御申談御定置可被下_レ、右御頼御知らせ旁以書中如此ニ御座_レ、餘者入峯之砌期面謁萬々可申演_レ以上、

阿蘇山大宿古先

五月九日

本了坊

竹原村大宿

清五郎様

竹原村式ノ宿

甚右衛門様

同村

小右衛門様

右各老封 文繼同様ニ付略之

此書状石河内村庄屋紙面ニ封込遣ス

阿蘇山大宿古先

本了坊

二ノ宿古先

大教坊

三ノ宿古先

鏡藏坊

室山

大宮司様

室山村

先道衆中

文儀同様、尤止宿護摩木護摩札等之儀類遣、大宮司書状ニ封込ミ上封大宮司ニ当遣也、大宮司状者高木文藏紙面ニ封込遣ス

津江田代村

乙名衆中 一通

空鉢々岩屋迄之道剪明并案内等類遣、尤紙面ハ一ノ瀬字右衛門方ニ類遣ス

おその村

仁右衛門様 一通

道剪明之儀類遣、尤紙面ハ石河内庄屋ニ類遣

津江木地屋村

御役人衆中

右八月廿三日小笹宿着ニ付、萬事先例通類遣

同梅木村

乙名中

右八月廿三日通行間、楊枝之宿々小笹宿江之峯道筋剪明并用小屋に類遣也

右白草・木地屋・梅木此三ヶ村之書状者虎口班蛇村之庄屋へ屈方之儀者類遣也

津江一ノ瀬村

宇右衛門様

右其御地八月十六日通行ニ付、萬事宜御計意ト機奉頼ト、且又深山之宿小屋懸等之節矢谷・相良・上内田此三ヶ村へ先例之通財木剪出等之儀御差因可被下ト機奉頼ト幾字迄之道伐明等之儀ニ類遣

津江柿ノ谷村

四郎次様

右其御地八月十六日通行トニ付、宜御計意奉頼、且深山之宿出立之御兼字宿迄之道剪明案内等類遣置事、

日田役人中江遣ス紙面左記ス

一 翰致啓上ト、霜雨之節ニ御座ト得共、各様弥御清一ニ可被成御勤珍重之御儀ニ奉存ト、然者当秋為 天下泰平 国土安全 五穀豐饒 萬民快樂 御祈阿蘇大峯修行之儀、国主ト被 仰出トニ付、勤行之筈ニ御座ト、依之如先例御支配内通行仕、且於 小笹之宿護摩供執行等相勸申ト、此段御届ケ申ト条、其村々江茂御通達被成置可被下ト様、宜敷奉頼ト、為其飛札を以如此御座ト以上

五月十一日

大宿

妙圓坊

二宿

那羅延坊

三ノ宿

鏡觀坊

日田御代官所

御役人衆中様

同所肥後御用立日隈良平江遣ス紙面左之通り

一、翰致啓上ト、霖雨之節ニ御座ト得共、弥御清一ニ可成御務珍重之御儀
ニ奉存ト、然者当秋為 天下泰平御祈 阿蘇大峯執行之儀 国主ト被
仰出トニ付執行仕ト間、其役所御役人衆中江之老封御序之節宜敷御執達
奉頼ト、右為可得其意如斯ニ御座ト、以上、

五月十一日

大宿

妙圓坊

二宿

那羅延坊

三宿

鏡觀坊

日隈良平様

一、高森手永御惣庄屋ヘ日尾之宿小屋懸等之儀両色見村も先例之通申越
ト得共、御懸内之儀ニ御座ト間、宜御通達被下ト様ニト申遣ト、時之惣
庄屋田上八左衛門

一、両色見村庄屋ヘ日尾小屋懸之儀、先例之通頼遣ス、尤紙面ハ別々ニ
出遣申ト也、

一、坂梨三庄屋江願成就之所賄等之儀、先例之通取計之儀頼遣申ト、

一、内牧両湯ノ浦庄屋中江小笹之宿小屋懸之儀、先例之通頼遣ト、

一、内牧・坂梨両惣庄屋ヘ先例之通紙面遣、尤右紙面之案文等者古先元

ト仕申ト間、彼方ヘ扣有之ト故爰ニ略

筑後有馬玄蕃頭様御奉行中ト返書參ル

左ニス

御状令拝見ト、向暑之砌ニト得共、弥御堅固ニ被成御統務ト由、珍重ニ
存ト、然ハ阿蘇大峯執行年限ニ相当トに付、当秋先例之通被成御執行ト、
依之国家安寧之祈札等被成御差函度旨御願書之趣則申達ト處被入御念ト
儀、御勝手次第可被成御差出ト之事ニ御座ト、尤右御札守等者本分大庄
屋松浦寿七郎手前迄可被成御指出ト、右御報為可申入如此御座、恐惶謹
言、

六月三日

有馬玄蕃頭内

吉田弥兵衛判

肥後阿蘇山大ノ宿

妙圓坊御坊

同一宿

那羅延坊御坊

同一宿

鏡觀坊御坊

猶以領内宿々等之儀支無之様可申付旨是又令承知ト、以上、

諸方札面之扣左之通

有馬玄蕃頭様江差上ト札面之扣

胎藏々々 年號 阿蘇山

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供御武運長久祈所

金藏々々 月日 行者等

胎藏〃〃 年號 阿蘇山

奉勤修阿蘇大峰大曼荼羅供御城内安全祈修

金剛〃〃 月日 行者等

此札不用ニ而前々老札迄を差上申下也

同社寺社奉行江

胎〃〃〃 年号 阿蘇山

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供武運長久祈所

金〃〃〃 月日 行者中黄白

年号 学頭坊

奉練修阿蘇大峯護摩供貴館安全如意祈修

月日 行者中敬白

右大富司方乙名工毛遣又

當國太守公指上御札之扣

太守様江老枚御城内老枚今般

御陰居様被為在候ニ付老枚差上候

胎 年号 阿蘇山

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供御武運長久祈處

月日 行者等敬白

年号 右同

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供御城内安全祈處

月日

右貳枚 太守様献上札面也

胎 学頭坊

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供御貴躰安全祈處

金 行者等 敬白

右者御隱居少将様献上札也

胎 阿蘇山

奉同行阿蘇大峯護摩供御武運長久如意御満足處

金 右者学頭坊ヨリ 太守様江献上札也 学頭坊 敬白

往来證文

一、出家七人 学頭坊 行者中

一、山伏三拾三人

一、小者三人 学頭坊家来

右者阿蘇大峰修行被 仰付下ニ付、来ル廿八日ハ先例之通駈入下而、九

月三日駈出成就仕下儀ニ御座下、依之山鹿郡岩野村ハ筑後領分ニ入込豊

後日田郡之内罷通申下、宗門之儀ハ右之人數不殘天台宗ニ紛無御座下条、

往来手形被成御出可被下下、為其書付を以奉願下以上

文化十四年丑七月

学頭坊 阿蘇山行者 年行司

寺社御奉行所

七月廿八日山上參詣折節雨天、同夕大宝院エ止宿、晚者同院ヨリ仕出、翌朝町内ヨリ仕出、晩朝共ニ護摩有之也

廿九日出立例之通童子ニテ作法相濟、直ニ駈入之達左之通、

御達申上口上之覚

阿蘇大峯執行之儀、行者中并両派下山伏共先例之通昨廿八日ハ無滞惣人數相揃駈入申下、此段御達為可申上書付を以申上下、以上

文化十四年丑七月

阿蘇山行者 年行司

学頭坊留守承り

衆徒

年行司

寺社御奉行所

八月八日御祈禱御延引之達先例之通ニ相認、檀紙供物之差出一同ニ相達ル、左之通、

御達申上口上之覚

阿蘇大峯執行之儀、先月廿八日ハ駈入申下而來ル九月三日ニ成就仕儀ニ御座下、依之采月公義定例御祈禱之儀、行者中入峯執行之年者御延引ニ相成、寺社一同九月四日ハ相始六日之朝成就仕下御先例ニ御座下間、当年茂右之日限ハ相始下様被仰付可被下下、為其書付以御達申上下、以上

阿蘇山行者

年行司

文化十四年丑ノ八月

学頭坊留守承り

衆徒

年行司

寺社御奉行所

左之通り者学頭坊ヲ引取達々ニ相成り申也

入峯御札献上之儀、御在国之節者三宿共出府ニ而御目見江被 仰付此節者御在江戸ニ付、此節惣代を以、先例之通り御札献上仕下間、此段宜敷御沙汰被成可被下下、為其書付を以御達申上下、以上

阿蘇山

学頭坊

九月

寺社御奉行所

御附紙左ニ記ス

本行先例之通御札夫々御奉行所江可被差出下、以上、

九月八日

阿蘇山

学頭坊

寺社御奉行所

右之通ニ付、十四日出府ニ而十五日ニ御札差上申答ニ相決シ申下、尤三之宿鏡觀坊出府ニ相成り下様ニ大越家式之宿ハも頼申下

鏡藏坊弟子

快行房

圓照坊弟子

頼智房

眞教坊弟子

一行房

右小笹駈付之三僧衣鉢等之儀、入峯修行之新客同様ニ免件致呉下様被願出事ニ下得共、阿蘇入峯之儀者修業を専し、就中初度修業之儀者別段之事ニ而峯中之規則茂有之難差免駈出ニ相成り申下、然處峯中三十五日之日數者駈出迄ニ相濟下ニ付而、右之三僧來ル入峯之節、三度之役僧兼帯ニ而峯中行場之儀初度新客ニ立帰修行可有之事

一、快行房儀者鏡藏坊当峯駈入以前格別之心配有之、右様不幸無之不得者快行引連三之宿古先等茂相勸入峯之筈ニ有之下处、右鉢之不幸ニ而其儀無之快行房儀小笹駈付相成下事

一、頼智房一行房快行房同様小笹駈付之事ニ有之下处、右之兩人何連茂大宝院心配を以小笹駈付ニ相成申下由、左下得者当峯ニ付而ハ駈入之止宿饗懸其外当峯前後共大宝院別段之御隨喜ニ而厚ク心配茂有之下事ニ付而、右ニ對し修行之新客同様之衣鉢差免申下間、左様御心得可有

之外、尤後年之見合ニ相成り申筋ニ而ハ決而無之格外之訳を以差免申

ハ、勿論一行房儀者 御補任等茂無之ハ得共、追而御奉納有之ハ、御補任頂戴相渡可申事

春峯七日日増内意願左之通

去ル辰ノ年入峯ニ付、本山江罷登ハ節、追々阿蘇山之旧跡^跡春夏峯執行之儀申入置ハ處、多年等閑ニ相成宗祖之道場退轉之段者各職分ニ而如何相心得可然哉之段、重々吟味有之致当惑ハニ付、程能申立ハ得共、御殿ハ右鉢之古跡を捨置ハ而ハ、御門主様御当職茂相濟不申、関東ハ茂重ク御沙汰筋茂有之旁ニ付国方江頼越再興可然様被申渡ハ得共、左ハ而ハ此節新規を企御内意申上ハニ相当拙寺身分相濟兼ハ間、此節御頼越之儀者御寬被下ハ様、次峯執行之節者一手申談如何様とそ可申上段申達置ハニ付、御内意之通於当峯春夏峯之内日數七日を加ハ合峯ニ而執行仕ハハ、御出方筋ニ茂不抱本山表之趣意茂相立可申と心付申ハニ付、今般惣代那羅延坊江茂委敷申含、御殿江茂其段及御内意ハ様、格別ニ春夏峯取立ハニ相成ハ而ハ、久敷及退轉甚手數多其上御出方筋茂相増不申ハ而ハ執行出来兼ハニ付、御難題と奉恐入、前条之通七日之曰増ニ而本山表之申訳茂相立第一執行之所ニ至ハ而ハ春以來茂書付入御内見ハ通之利益ニ而、御国家安全之一助とも相成可申と奉存ハ間、今一應御内意御詞被下何卒為御国恩合峯執行仕度奉存ハ、右様廣太成執行之場所及退轉居ハ所ハ本山ハ茂精々吟味ニ相成ハ儀ニ御座ハ条、彼是得斗御賢察被下ハ而尚御再伺被成下様奉願上ハ、以上

五月

學頭御坊

右内意寺社方根取中ハ付紙之趣左ニ記ス

御本紙之趣相違ハ處先書ニ茂及御達ハ通、年久敷是迄之通ニ而濟来ハを

幸寶坊

旧復御願出之趣、先ハ新規同前之事ニ付難被叶旨、殊更當時專ラ農民等御厭ハ之折柄、在中止宿之場所茂相増ハ得者自然と所柄之失墜茂有之旁今分ニ而可被差置旨ハ、尤右ニ付而ハ、三寶院御殿江茂御内意被仰達度由、左ハハ、被仰達ハ趣一應此方江御達御差図次第可被有御心得旨ハ以上

六月十二日

寺社方

根取中

醍醐御殿ハ御役所江之御届状之写

一筆致啓上ハ、然者阿蘇山入峯執行之儀五七年廻可致修行ハ様、行者方江申付置ハ處、近年段々致延引漸今度入峯執行之儀御国表ハ願出願之通、御聞届之由、惣代參殿委細言上仕ハ、右ニ付而ハ彼是御面倒之御儀ニ奉存ハ、全駄阿蘇山入峯執行之儀者天下泰平御武運長久之修行ニハ得ハ被仰出通五七ヶ年廻無怠情可致執行處、近来修行茂相懈申ハニ付、今度惣代參殿仕ハ者江無混乱様屹ハ申附ハ間、於御国表茂以來年限之節ハ無滯入峯修行可致ハ様、御下知之儀、宜御計意之程御頼得御意度如此御座ハ、恐惶謹言

五月十一日

藤井右衛門

名判

左右田掃部

名判

細川越中守様

寺社御奉行中

芳札致披聞ハ弥御無難御勤珍重ニ存ハ、拙者共無恙勤役罷在ハ、然者当

秋阿蘇大峯執行之儀、国主表被申渡執行可有之旨、依之先例之通為惣代那ら延坊參殿下間、萬端可然取計下様、且右入峯執行ニ付而ハ兩派修驗共々彼是顯出下趣茂有之下間、那羅延坊へ被申合置下故、内意可被申出下得与聞届御許容にも相成下儀ニ下ハ、宜計意下様被示越致承知下、則同坊面会具ニ申出下趣難去趣意ニ付及沙汰、夫々相調帰国御暇被下下、委細ハ同坊帰国之節承知可有之下右為返酬如此下不宣

五月十一日

藤右右衛門判

肥後国阿蘇山行者

左右田掃部判

年行司

阿蘇三峯執行之儀追々三宝院御殿御沙汰被成下趣、是迄之内意相志ラへ下處、不洩様ニ相見下、右者他山ニ違下行場ト申、始祖之本源ニ相違之段ハ、歴代之先儀茂夫而已申傳置下事ニ下得共、畢竟者天正年中以來宮山之衰微ニ下得ハ、急埒ニも難相成、既拙寺継目之節相渡下御掟目ニ茂相見下得共、一山且御領主御難題筋ハ速ニ難相計申達下迄ハ無之下得共、三寶院様々当峰ハ兼御預ト申ニ而、行者中法頭職之事ニ下得ハ、格別御国方御難題之儀差発リ不申様被相達筋哉ニ相考申下、追々示談之通合峯ト名附一七日執行之獻上物并山伏共々茂相当之獻上等格別之趣意相立不申下而ハ、御聞濟ニ茂相成間敷哉、様子次第二者上野江茂相伺可申哉、左下而ハ、兩門様御引合之筋茂難計其節ニ至下而ハ、勿論政府之御差図にも可相成旁手数之事故、精々合峯之方江可然様ニ存下、中絶之執行者此次夏其次ニ春と操廻シ執行茂不苦節と被存下、只今之通年限ニ而さへ難決之處ニ、峯格之通執行之儀者曾而難相整事ニ下、其段者明白仕下様被相達度下、三寶様御手限ニ茂難相整儀者兼而相分居下事ニハ下得共、其合を以夫々先口上迄ニ而被相計度書達等無之様此段迄如此御座下、

以上

四月十日

芋頭坊

行者

弘解

老分

年行司

口上之覚

拙寺儀、五月七日京着仕、例之通 御殿言上仕下而、秋入峯奉納銀取揃目録を以相納、入峯一段首尾仕下処、御目見等可被 仰付旨内意有之、帰京仕居下處、同十五日別段御用之筋有之御召ニ付參殿仕下様達ニ相成下間、早天參殿仕下処、御家司衆奥書院ニ而對面ニ相成、阿蘇山三峯執行之道場、去ル天明之比々数度阿蘇大越家元ニ及懸合置下処、入峯毎ニ各惣代々程能筋ニ被申上置下而、御暇願ニ成下事ニ下、然處始相開峯ニ對シ不本意之節二者相聞間敷哉、去ル辰ノ年惣代々幸宝坊被申上置下者、此節夫々相志ラベ執行に茂可相成哉之段達有之、各手限ニ茂相成兼国主表并山中御支配違之各院多有之、旁無餘儀申立ニ而御暇被下下、右三峯之旧記等持參下哉、何程ノ之先開峯ニ相成下哉志ラヘ之趣、法令之通此方へ被指出下様、則先年其院先師豪辨宿床等願出被相改 御殿首尾以來者無其儀由等被申渡下間、夫々執達中江可申達段御請申上引取其後參殿仕下

一執達藤井右右衛門江申達下者、阿蘇山行者中并修驗共開ニ而三峰執行之儀出来兼下、依之此節一七日兩峰執行相加へ合峰と名付、当秋執行之筈ニ山決仕登山仕下相志ラヘ下、旧記書達之儀者難仕重御主意ニ付而ハ、万一国主表へ御懸合ニも可相成儀私ニ書付難差上此節之處者前条之内決ニ而罷登申下、右ニ付而者一山ニ而少シ様子茂有之旁宜奉頼下段等

申達則七日執行之儀、其境御示之書付を以申開首尾仕下、右之次第三御座下条、宜御聞届之上御賢慮之程奉希下、為其口上書を以申上上、以上

六月

那羅延坊

学頭御坊

再應御内意覚

先達而幸宝坊御内意申上上阿蘇山之旧跡春夏之峯中絶之儀ニ付而、去ル辰年為惣代罷登下節三宝院御殿被仰渡下趣者、先書ニ巨細申上上御座下、然者当山峯中法令之作法之儀者從御門主様行者中江被為御預置下事ニ而不私重キ掟目之詛茂有之下事ニ得ハ、何分春夏兩峯之行場所埋レ居下儀を為 天下国家報恩謝德執行仕下様被 仰渡下を如何鉢ニ茂御断申上上儀者、其職分と志て難申上、精々御内意申上上示談之上開峯之邊ニ而一七日之日増を合峰と名付勤行仕下ハ、趣意茂相立、第一者御国恩之一助とも可相成哉、旁内決仕貴院江茂御内意申上上惣代那羅延坊を以前条之儀御内意言上仕下處、無餘儀筋ニ御聞届之旨年行司江茂申越ニ相成以采共ニ被 仰出置下年限ニ無懈怠勤修可仕旨ニ落入返書到來仕下、其詛者那羅延坊於 御殿最初御尋之節申上上詛難立甚難洩茂仕下様子ニ御座下得共、種々相働前条之通首尾仕下様子ニ御座下、委細ハ那羅延坊御内意申上上通ニ御座下、然處先達而一七日差加執行之處、御伺書ニ御付紙之趣何連茂奉拜見下、御附紙之趣乍恐奉感伏止宿場旁之儀者是非其所々々心配仕下儀者勿論ニ相聞左下得ハ出夫迄之儀ニ者御座下得共、凶年之追詰寔被為届下御儀奉存下、右本山之方江者御付紙之趣を以内意可申達哉、御内意奉伺下神慮感有無之儀者難申上上儀ニ者御座下得共、財施法施之詛者御内意を茂被成下度奉存下得共、強而可申上上様茂無之、旁御舍今一應宜奉頼度下、以上

六月

学頭御坊

右之四通を以板取山内多藏方持參ニ而委敷口上にて茂申入置下處、増入峯之方者極々六ヶ敷模様之由ニ而、此儀御門主様江抱下事ニ付、御奉行以下之參談にて決不申、御家老中江指廻ニ相成下事故、急ニハ及決議申間敷之極内意ニ付、尚於彼地惣代引取書付相達申下趣左之通

御内意之覚

此間年行司并那羅延坊御内意申上置下春夏峰取組之儀者、先書ニ巨細申上上通ニ御座下處、日増執行之儀者、先達而之御付紙之趣奉恐入下、右本山表御請之所ニ至リ、甚当惑至極仕下ニ付、不得止御伺ニ相成居下事ニ御座下、此儀借懸案仕下ニ、七日之日増執行者弥以難被為叶筋ニ御座下得ハ、強而奉頼下茂恐多、右執行之内阿蘇南郷三泊之所を此節被指免被下下ハ、山中纒之道法にて有之下故、朝暮之所踰萬端運送を以格別宿所之難洩不相成様取計可申、左下得ハ、上之御手数茂有御座間敷本山表江は合峯執行速相濟下段申達下ハ、行者中之趣意茂相立可申と乍恐奉存下、右入峯執行之年者、是迄五穀茂豐饒ニ有之下と申傳下得ハ、農家茂競イ申儀ニ御座下間、格別之被遂御再談何卒御差免被下下ハ、無此上難有奉存下、最早入峯茂指懸下間何連と就御急埒被仰付被下下様、重疊宜御執達之程奉頼下、以上、

七月

阿蘇山行者

幸寶坊

寺社方

御根取衆中

右之書付指出、根取中へ付紙ニ而左之通申參ル

此三泊と申者何村ノニ而外哉、此書付ニ用付紙御返之事、

七月九日

右之通ニ付附紙左之通ニ致差出ス

一 關迦池宿ハ

内牧手永

赤水村

一 茂水山宿ハ

高森手永

久木野村

一 野々中宿ハ

布田手永

小森村

右之三ヶ所ニ而御座ト

右之通相達置ト處、十二日至リ左之通申參ル

入峯執行一七日日増願之儀、難被叶旨、先日及御達置ト通ト處、惣代那

羅延坊京地へ帰着之由ニ而同坊口上書等被相添、委細御内意書之趣相達

申ト處、三寶院御殿江届之儀者於御国法御差支之儀有之、退轉之入峯再

興之事難相調由、申達有之不苦旨御座ト、尤本山届之書面出来いたしト

ハ、可應御差出可被成旨ニト以上

七月十二日

寺社方

根取中

阿そ山

学頭御坊

尚々左右田掃部列へ行者年行司江之書翰致返遣ト、以上、

此間御内意被至ト入峯執行日増願之儀ニ付、別紙学頭坊江御達之紙面

態ト封紙不為用御仕向申ト、右書面之外ニ各別及御面談ト儀茂無之ト、

且御内意被至ト別書致返却ト以上

七月十二日

寺社方

根取中

幸寶坊

右之通学頭坊へ之返事ニ本山江届之書面差出ト様ニと達ニ付、左之通

ニ認根取中迄指出ト、

阿蘇山神變大菩薩見沖峯之舊跡、春夏秋之三峯漏々相承仕来ト處、天正

年中之比九州兵乱之砌、坊舎一旦及没落、至慶長年中麓草坊再建ニ相成、

秋峯之儀者其後追々ニ及再興、于今依国命執行仕来ト得共、春夏之両峯

麓以来及中絶居ト段者於、御門主様茂夫々相分居由之事ニ付、天下泰平

四海静謐之為御祈被為踏開置ト執行之場所永埋居ト儀行者中於職分者不

冥伽之至ニト間、及開峰ト様年久敷登京之惣代江茂被仰出置ト得共、彼

是と延引仕居ト處、去ル辰ノ年行者中并同下山伏共恙及類焼再興旁ニ付

而ト得ハ、遥峰執行通も年限延引仕ト通之儀ニ而、春夏両峯再興之處

者於行者中行届不申、第一下山伏共人少之上、極老年若之者等ニ而數十

日之執行無覚束段等願出ト間、有筋御内意申上不得止何分峯筋宿所行場

等之しらへ方茂急ニ難調筋ニ御座ト間、精々山中遂内談決議之趣惣代那

羅延坊を以御内意言上奉願筋等逐一御聞届被成下難去筋ニ付、夫々被為

遂御沙汰ト處、願之通一七日両峰之執行相加へ合峯ニ而當秋一同執行之

儀御許容被、仰出、行者中并両派修験等一統奉敬承早速国役所江茂学頭

坊并行者中へ一七日日増執行之儀内意申達ト處、退轉之入峯再興之儀難

相調旨申渡ニ相成ト国法之儀ニ御座ト得ハ、不及是非勿論指懸ト儀ニ御

座ト間、銘々共願筋茂相届不申、旁先例之通を以先学頭坊回峯執行被致

度旨御座ト間、一七日日増執行之儀者相見合、秋峯之方迄執行仕苦ニ御座

ト、其内尚日増執行之處者国政江茂今一應行者中并両派修験等之衆存を

以、願出宜詰上、巨細可奉言上、夫迄之處御寬、被下置可然様被為遂御沙汰可被下、為其極御内意書付を以御届申上置度如此御座、以上

月 日

阿蘇山行者

年行司

左右田掃部殿

藤井右右衛門殿

右之趣ニ相認、寺社方根取中迄指出置、以上、

日田御代官并取締肥後用達日限良平江之老枚都合三枚尤二寸切札也

胎々 年号

阿蘇山

奉修阿蘇大峯護摩供御武運長久祈攸

金々 月日

行者中 敬白

胎々 年号

阿蘇山

奉修阿蘇大峯護摩供御陳屋安全祈處

金々 月日

行者中 敬白

右御代官江之札面大札式尺八寸、巾六寸式枚

胎々 年号

阿蘇山 祇

奉修阿蘇大峯護摩供吉運満足祈處

金々 月日

行者中 白

右之通元締兩人江式枚日限良平江之老枚都合三枚尤二寸切札也

文政七年入峯年限ニ付左之通申達置

阿蘇大峯修行之儀ハ一乘法花之靈場ニ而天下泰平国家安全 太守尊君御

武運長久五穀成熟萬民快樂之勤リニ而、高祖 神變尊当峯開峯以來五

七廻ニ修行仕来、訊者傳來深秘之旨有之、醒醐 御門主、茂年限無怠修

行可仕旨、連々被為、仰出置、事ニ御座、得共、貴院御方ニも御承知之

通 上之御渡之御銀等往昔ニ者過半相減居、其上行者中之儀者去ル辰年

類焼後者内外共至而難決仕年々上之御仁恵を以寺務 公勤共ニ相勤居、事ニ付、修行之年限ニ者相当申、得共、当年入峯修行之願難申上、此段奉對 御国恩奉恐入、依之年限之儀ニ御座、間、於当山鎮護国家御武運長久之祈願別段之讀深仕度、此段御内意御達申上、間宜御修慮之程奉伺、以上、

申

行者

二月

年行司

学頭御坊

阿蘇大峯修行之儀、別紙年限ニ而御座、得とも、御出方と申下地行者中請取救迄ニ而押移、小躰之任合ニ御座、得ハ、何分定規之通執行茂出来兼、小次第者、誠以奉恐入、得共、仕法茂無御座、不得止年延之儀御内意仕、阿蘇大峯執行之儀ハ往古々重祈願之筋御座、而、社末代まで修行無怠被仰出置、御儀ニ付而年延に奉願、小筋、全無之儀奉存、得共、前段之任合御座、間、重疊宜被成御沙汰可被下、以上

阿蘇山

二月十八日

学頭坊

寺社方

根取衆中

右ニ付寺社方御奉行中、付紙左之通

本行大峯執行年延之儀達之通相心得、様可有御達、以上、

二月廿八日

寺社方

御奉行中

右之外ニ老通信学頭坊御奉行所江達ニ相成、其書付者御奉行所江留置ニ相成、事、

資料Ⅲ

文政十一戌子天

阿蘇大峯十界行 □

六月吉祥日

圓□□

大聖乙天童子阿蘇大峯修行、大越家正大先達了忍坊、中越家鏡一坊、護摩先達那羅延坊、闍伽先達鏡觀坊、宿先達極樂坊、古木先達密教坊、諸先達福泉坊・寶光坊・寶相坊・玉泉坊・大教坊・善了坊・圓照坊・万知坊・圓林坊・頼圓坊・鏡藏坊・教傳坊・鏡□坊・□現坊・□□坊・本了坊・万祐坊・玉圓坊・□□坊・仙行坊

□□ 覚林 養福 常福

長圓 長現 □泉 大仙

行仙 快行 正現 慶傳

南聖

惣人数四拾人

右者安永六丁酉年九月入峯之古書を以今改正致書写者也

七月廿六日負かさり

資料Ⅳ

飯後ニ隨峯之人数宿々ニ揃、大越家江参り、但地先達同前三卷勤、普門品相濟、御神酒頂戴取肴昆布吸物二種三反、同行之儀者先達御免之上吸物等も可然、但勤之内同行ハ經不誦、夫々二ノ宿へ参右同断、夫々三

ノ宿へ参右同断、但糞束之儀者不道與々無之様ニ併ひつ敷之儀ハ略ス、役僧役僧ハ役繩迄も持参、但両番山伏中ノ神酒一宿に三升宛三宿共に同前三度役人迄草履新客ハわらんぢ□□以上

廿七日学頭坊ニ参リ晴天

□□大越家へ参リ巻宿押込ニ而□□儀役人新客迄ひつ敷略ス、学頭坊玄関迄ニ而御座ト、夫々行者中間衆之一老慈眼坊へ参リ是も右同断、夫々宿々に引取

廿八日本堂参詣 晴天

先惣札護摩札登ル三宿早天ニ揃、夫々先立式人宿先達、夫々三ノ宿先達負御正躰、夫々護摩先達宿内脇次之通り新客之跡役人跡押へ老人参り夫々二ノ宿大越家と遥ニ参り、一ノ護王札所三卷勤、夫々役行者堂直ニ参り、負御正躰共ニ護摩堂ニなをし、先達中四知讚ト終而三卷勤、此所札所、次ニ行者堂ニ而童子札所勤之内ニ惣札護摩札立、夫々天ノ岩戸三卷勤、札所夫々上宮拜所ニ而三卷勤、札所是迄ハ脇次之通り行、是々行者堂迄ハ乱行、夫々前道中之通り行列、本堂内陣之かぎ受取、当日に内陣を明、上段ニ負御正躰、先達中上段、下陣ニ諸先達、但役人ハそと、四知讚終ト而普門品勤之内、三宿役僧老人宛同行引連レ拂川へ参り札所、惣而中宮堂三卷勤札所、山王堂三卷勤札所、夫々本堂ニ而下市村ノ酒迎、終ト而普門品巻、夫々右之通巡行打越社三卷勤札所、此所よこ井□□原竹原役大原西町寺領□□重之内有、夫々麓ニ下リ□□三卷勤終ト而銘々引取宿□□

廿九日坊中立、平川参五ツ時立

先宿之前講堂ニ参、三卷勤、終ト而夫々大内童子ノ前四知讚三卷勤、札所前ニ負ねり大ノ正躰行者一老、二ハ衆徒山伏之一老、三行者一老ニ而御座ト、直ニ濱之宮迄地諸先達御正躰をかるい参ト也、濱宮ニ而四知讚

終り而三卷勤札所、此所黒川田代宮分より社領分酒迎有、重之内夫々乙
姫村酒迎三卷勤札所、但重之内夫々狩尾村酒迎三卷勤札所、重之内
夫々永草村酒迎、此所光明童子札所、夫々枳村酒迎、此所願二付圓
達坊越家之時分札所、夫々赤水村酒迎、曰渡り上り此所札所、夫々の
石村酒迎三卷勤札所、夫々坂の下車帰坂ノ下觀音堂ニ而有四知讚普門
品札所、夫々上ノ古屋伊平次前境ノ松札所、尊勝陀羅尼卷、夫々真木
・古城酒迎札所、夫々三丁程行申下得ハ平川村を案内三人參、夫々
宮ニ行四知讚三卷勤、夫々大越家ハ宮一ノ宿三ノ宿ハ藤次郎方ニ而御座
り、晚之勤ハ宮ニ出勤有之り、平川村に晚之五ツ比に着申り

晦日平川村を四ツ立ニ而住吉へ參

朝之勤ハ銘々ニ而御座り、夫々宮ニ而所札納三卷勤出立、中深田村を
茶小や有（杉水）村を松山ノ中ニ而酒迎有、重之内仕出、夫々先ノ松
山ニ而杉水之内今村を茶菓子色々あり、夫々尾足村を酒迎有、三卷勤札
所、夫々小河原村酒迎、菓子色々此所を同行中ニ扇子之御免有之り、夫
々住吉村之上松山ノ中道を左リニ札所有、夫々村ニ而水小屋あり、住吉
宮ニ參四知讚終而普門品札所、夫々大越家ハ宮、二ノ宿ハ庄屋茂左衛門
方、三ノ宿ハ社司坂本周防所ニ而御座り、宿札有、八ツ時に暮晚之勤宮
ニ而有筈ニ御座り得共、早朝に立申り間略ス、銘々小勤申り

朔日住吉を山鹿大宮へ參り晴天

朝勤銘々明六ツニ立、宮ニ揃三卷勤、夫々畑中道右右ニ札所有松木有、
三卷勤、此所出田村札所、夫々富村を酒迎有、尊勝陀羅尼卷、夫々行
藏坊旦那志酒迎あり、夫々道場坊旦那廣村志酒迎有、夫々本了坊成
圓坊旦那右村志酒迎有、夫々妙圓坊旦那木柑子村を酒迎有、夫々大
宝院旦那宿之分酒迎、尾裕村志酒迎あり、夫々板井村碧岩寺ニ而村方
を酒迎あり、然とも此度ハ主持を断ニ而板井村熊野宮ニ而受ル也、四知

讚上卷勤札所、夫々下り道を左り高みに少し上り伊勢堂札所、大先達先
達中下を勤方有、夫々大川端ニ林原村を酒迎、此所舟ニ而渡り高嶋村天
満宮ニ而酒迎あり、四知讚三卷勤札所、此所行藏旦那志あり、夫々賀惠
村宮ニ而酒迎有、四知讚三卷勤札所重之内冷シそふ免ん着二三種程別而
馳走有之り、夫々高嶋村天満宮ニ而梶屋村を酒迎あり、夫々上中富村を
正觀寺之御願立り酒迎あり、夫々中富田村を八満宮ニ而四知讚三卷勤札
所、夫々尾嶋村中ニ茶小屋有り、尾嶋村宮ニ而四知讚尊勝陀羅尼同行札
所、酒迎あり、夫々腹府村見性院ニ而四知讚普門品、此所ハ新町を酒迎
あり、此所ニ札木の松有札所、夫々新町ニ通り藤井村の宮ニ而酒迎有、
四知讚三卷勤札所夫々壁宮ニ而四知讚三卷勤札所酒迎有、夫々馬見塚村
ニ而酒迎有、勤方右同断、此所を暮申り、夫々方保田村酒迎、其次白石
村酒迎、南嶋村酒迎、古閑村右同断、何連も勤方前ニ同、夫々山鹿大宮
ノ前ニ而中村を酒迎、三卷勤世尊唱大宮ニ着、四知讚普門品終而宿ニ引
取、大越家ハ宮、二ノ宿ハ御供屋、三ノ宿ハ社司方ニ而御座り、宿札無
シ、此所へ四ツ比ニ着、晚ノ勤ハ宮へ出勤有也、終而山鹿湯町兩屋を使
兩人罷出口上ニ明日御立懸御出可被成下り様と案内申入り、

二日大宮を朝五ツ立岩野へ參

朝勤宮ニ出勤、夫々引取、晴天又宮ニ參り三卷勤ニ而立、湯町（同院）
堂ニ而四知讚三卷勤札所、夫々雨屋ニ參り三卷勤相濟酒迎有、夫々熊入
村天満宮參此所新方ニ參り、安永六年丁酉年入峯を始、四知讚三卷勤酒
迎有、夫々石村八幡宮ニ而四知讚三卷勤酒迎、夫々杉村稻荷宮ニ而酒迎
勤方前之通、夫々寺嶋村ニ而酒迎有、勤方右同断、夫々小鳥町長善坊・
大徳坊・金光坊旦那志酒迎、夫々中竈山下村を福満坊・道場坊・金光坊
旦那を酒迎、夫々竈村之内下宮村を酒迎あり、夫々中村九平次宅ニ而四
知讚三卷勤酒迎あり、なら茶杯の馳走あり、此所ニ而夕立ニ相至而難儀、
大教坊前

夫々今寺村酒迎右同断、此所々雨止ミ夫々上小坂村々酒迎、夫々下小坂村々酒迎勤方前同、夫々芋生村々酒迎其次ニ小芋村之内札所四知讚三卷勤酒迎有、此所々暮十丁程参り岩野村々明松参り申ト、岩野村宮へ五ツ時に着、大越家八宮、二ノ宿ハ四丁村庄屋和右衛門方ニ而御座ト、三ノ宿ハ岩野村大田黒弥惣八宅ニ而有之、晚之勤銘々宿札なし

三日岩野ヲ立、本分江参ル 晴天

朝勤銘々三宿共宮ニ揃三卷勤、終而四ツ時に立、此所々新客中へ掛たびの御免あり、夫々鏡觀坊墓所ニ而四知讚舍利札自我勺札所、夫々百田村口屋へ参往来ヲ出し見せ可申也、向ニ百田村々酒迎有、此所々役僧七八人程諸先達兩人先へ参り大松小役繩をかけ新客参見て役僧々おかけ〳〵と大音上ニ同行参し時役人々此松を此間慈救呪行力を以七五三ニ禰ぢ申されよといへども禰ぢ不申ト時、諸先達々断ニ而外ニ松を見かへ禰ぢ申されよといへハ、新客禰ぢ申せども禰ぢり不申時、役僧々加勢ニ而禰ぢ惣而同行札納申ト、終而心経、暫ク行而先に田代村々茶杯出し夫々陣床札所三卷勤印ニ松左りに有、夫々次郎淵堤札所松有三卷勤、此所ニ而夕立ニ逢甚々難儀致し、夫々次郎淵村ニ而酒迎有、此所々快晴仕申ト、夫々本分宿々大川端ニ而酒迎あり、七ツ半ニ着、宿札使僧ニ而相濟晚之勤銘々ニ而相濟、

四日法事

朝勤銘々相濟、夫々惣庄屋庄屋両所へ使僧参り大庄屋小庄屋参、此度入峯之御人数何程之書付可被下と頼聞トニ付、三宿共ニ大先達何人、諸先達何人、役僧何人、新客何人、家来何程之書付を出し庄屋ニ渡シ、終而九ツ時分大宿ニ而三宿揃法事曼陀羅尼有之終而釜屋宮ニ参りはハ各外之事ニ御座ト間、同行中も勝手次第不撥束ニ而もくるしからず、此道ニ三本松といふ所札所有、釜屋宮ニ而三卷勤札所此所々雨少シ降り、舟ニ而渡

リ向ニ釜やあり、此所札所三卷勤茶菓子あり、夫々又舟ニ乗リ本分村へ帰、宿札無し、大越家九平、二ノ宿又左衛門、三ノ宿喜藏所ニ而御座ト、前入峯之節ハ大宿ハ松尾宗八、二ノ宿ハ松尾初助、三ノ宿ハ小川八右衛門所ニ而御座ト処、親死去ニ付、此度ハ三宿共養宿ニ而御座ト、但惣八死去晚之勤銘々ニ而御座ト、但本分宿料ハ老人前四匁宛上下迄も同前也

五日本分々五ツ時に立室山へ参

朝勤銘々終而大宿に揃三卷勤、夫々津江宮ニ而四知讚三卷勤札所、夫々黒木町之出切ニ祇園社ニ而三卷勤札所、此所々乱行、先志水程有之ト、夫々椿原村ニ而茶志有、夫々高旨ニ而椿原村々酒迎有札所、中原村々酒迎茶菓子有、道崎村々志ノ茶菓子色々有、夫々うその宮ニ而四知讚三卷勤、終而同行中々うそを三ぞふ半に吹き法楽致、是又役僧老人出同行に教へ吹かするなり、札所茶菓子有之、夫々干野村庄屋半之助方ニ而昼飯馳走あり、酒迎此所々役人七八人程ニ先道式三人先ニ参り核川をせき深ク見せ七五三ニしめをはり新客中役人諸先達引連阿蘇池ニ参り三卷勤札所、惣而中嶋辨財天にハ新客を渡さず、若シ渡ス時ハ老人宛失申也と傳ト、夫々核川ニ参り同行参ルを見ておかけ〳〵といふ、同所参ト時此間行力を以七五三ノ舟ノ舟橋ヲ渡古されよとせめ裝束をとらせ川に追込ム、夫々核川ノ上左リ山ニせとあり先柴を切立手比口のなる木を二本ゆひ上に十文字に二本入此木遣事、行者三度、一老衆徒三度、一老新客通る時なんけ〳〵とせめ申也、其時諸先達々断ニ而通ス老人宛なり、右之通行場拵置申ト得共、諸先達中々大越家へ頼申ト致させ不申、夫故殊之外立腹いたし尤諸先達一老福泉坊せきつて被申トニ付老分ニ對し役人中も其俣ニいたし置、夫々核川ノ上童子ノ前ニ而役人右之咄致申ト得ハ福泉坊被聞役人中それ程行致させ不申事残多御座トハハ引かへし致せ被申よと被申ト処、玉仙坊左様ニ者相成不申トニ付、今晚も暮申トニ

付略、夫々童子ノ前ニ而三巻勤四知讚終而同行中へ護身法授文有札所是又二ノ宿先達ノ役也、夫々室権現ニ晩四ツ半時分に着、宮ニ而三巻勤終而大越家ハ宮、二ノ宿ハ不動ノ拜殿、三ノ宿ハ社司氷室因幡方ニ而御座ト、夫々当所願ニ付柴燈護摩一座勤此所惣札立申ト

六日室山々四ツ時立、水海ニ参リ

朝勤宮ニ出勤終而此所茶代老人前十四銅先三宿宮ニ揃三巻勤、札所、夫々社司前通り後の谷ニ下り向ニ驚の岩屋あり、三巻勤札所、夫々水海へ参リ童子ノ前ニ而三巻勤、終而宿々ニ引取、夫々護摩且そふぢ役人新客出勤、尤諸先達を見つくり申ト、夫々護摩木つみ有之ト、役僧とんき新客々護摩木出ス、裝束致し不申ト、晩に護摩有之筈ニ御座ト得共、方木にも出来不仕トニ付勤護摩且ニ而御座ト宿札なし

七日水海晴天護摩二座勤

朝勤銘々夫々方木行者ハ法光坊・大教坊・衆徒ハ福泉坊・實相坊ニ而御座ト、初夜ニ護摩檀ニ揃申ト節角敷之通り方木立置申ト處、福泉坊方木之儀ハ間違申トと大越家咄衆徒行者惣藪次ニ立申トとて立替被申ト、行者中古先其場ニ居合不申トニ付其俣致、先辰巳出仕口ニ而四知讚三宿負内ニ立、御正鉢行者ノ一老、二ノ正鉢同二老、三ノ正鉢衆徒一老、惣而負禰り終而三ノ正鉢童子之前ニ直し先關迎ノ先達次々負夫々古木先達宿先達三ノ宿二ノ宿大越家三先達参、夫々衆徒行者惣藪次参り役人迄行道三度夫々大越家ハ残り新客中三度行道終而大正鉢直し新客ハ先達前ニ石座有、諸先達役人迄下ニ石座あり、宿先達此所導師後ノ三礼過而二ノ宿々四方堅丑寅々始メ、次ニ散杖之儀ハ眼舌意根三度又木其間にまわり案楽行品ニ成り、行道扱又宿先達立テ行道三ノ宿先達石座ニ参り護摩供三座修行有之、終而宿先達右之石座々導師普門品讀誦其時大越家拍子木を以をうけを打申ト、終而拍子木を新客式人衣油ニ入大越家へ上ル、普

門品終而慈救呪其時新客下座々老人宛立花火ニくぶる、又木を行者衆徒ノ役人一老散杖寒ニ而御座ト終而宿々ニ引取晩勤護摩老座宿渡無し、

八日水海晴天護摩三座勤リ

朝勤護摩一座氷室因幡見舞ニ参リ三宿共ニ日中護摩一座晩ノ勤護摩一座勤申ト、

九日水海晴天護摩三座勤リ

朝勤護摩一座終而星野村庄屋方々参此所ニ而宿先達々役人中ニ吸物肴御神酒馳走有之ト、終而日中護摩一座、晩ニ護摩一座終而向山ニ柴燈護摩有之ト、

十日水海晴天護摩二座勤リ

朝勤護摩一座、飯後ニ役山見立参リ万知坊・教傳坊・鏡仙坊・圓林坊・頼仙坊・成圓坊・本了坊参申ト而前役山うすく相成申ト間、西ノ方古屋のうしろの方ニ新方ニ山ヲ見立申ト夫々日中ニ護摩一座申ト、晩ノ勤ハ銘々ニ而御座ト此所ニ護摩札立ル也

十一日水海晴天護摩一座勤

朝勤護摩終而同行役山へ参申ト時朝おそく相成申ト間、懺法相仕舞觀音經前ニ同行役山へ役僧引連参申ト、是三宿々老人宛八ツ時分に参鏡仙坊・圓林坊・本了坊参、夫々婦聖天供其外行場拵有之、童子石座ニ三宿一同ニ三尺ニ三尺木を立ゆひ淡紙を張り拵申ト、供物之儀者諸先達より拵へ申ト、御供四十八本箸ニ揚技、しきみの花をとり老ツニゆひ四十八膳ニさるかけいどらの葉をしき下々に青かやにてこもをあみ其上に色々供物上ケ、是諸先達の役也、聖天修行有之、終而役山向ニ本了坊・圓林坊・万祐坊・蓮乘坊参り同行中ハ役山々三尺ニ三尺まわり小木ニきちようめんとりいのこしばにてゆひ二わ宛持参同行帰ルを見ておかけくとおめく参申ト時同行中を諸先達右座拵す也、

我鬼道之事

護摩檀に向並べにきり飯ニ未香ヲ付ケ卷ツ宛持せ八葉ノ印ニメ其時役人前ニ立石ヲたたきトへい召されと云う其時諸宿申合いかにといふニ大越家宿々ら鏡鉢を鳴し甲斐を吹立申ト、其時新客中飯をなげて迎ル

畜生道之事

護摩檀ニ後ニ後入道といふ所有其所に柴を切立並べ根を見へ不申ト様ニ拵へ同行式人宛念頭を二度あて手をにきり合て手間をぬけ又ぬけ遍事三度也、其後頭襟袈裟とふくの教化有、是ハ二ノ宿先達之役也、同行中不動明王ニ勢言を立、かねをはり申トこしらへ様之事、四尺ニ四尺程二つ戸口を入ちかえてあけ上ニ九尺式間程ニ拵へ不動明王之會をかけ大先達中新客座ス、外トニ諸先達役人迄座ス

此所ニ而役人中稗川之儀行者古先教傳坊右之通相咄申ト處大切成ト十界之行場をすぐに通リ申ト而ハ此後ニ相成ト而も一向行場もいらざるものを役人中ト行場之儀拵へ申事断申トニ付、教傳坊ト三宿古先中田道ニ而大越家へ参役人中ト此間之様々行場御免被成ト而ハ此以後手前拵ト行場拵へ申事ハ相成不申トニ付、左様思召可被下トと頼申ト處、大越家ト稗川之儀ハ福泉坊トおそく相成申トニ付、同行中ニ御免可被下トと頼申トニ付、左様致申ト、何ごとにては諸先達ト頼事ハかなへ申事ニ御座ト得共、行場之儀ハ十界行ニ御座ト得ハ此以後如何様ニ頼被申ても御免相成不申トニ付、役人中も其通ニ心得て行場も拵へ可被申と教傳坊ト被申トニ依其通りニ致

福泉坊ト役人中ニ稗川之儀ハ手前不了簡ニ而御座ト間、左様思召被下ト玉泉坊ト善了坊ト相頼役人中ニ諸先達ト断申事ハ相成不申ト得共、内々ト役人中ニ断申ト間、此後行場御拵可被下と申ト間其通りニ致し

資料 III

晩勤護摩檀ニ而相勤申筈之處どら荷物ニ仕入トニ付除、宿に案内申入ト

処ニノ宿古先ト惣触方之儀者ニノ宿ト触出し申筈ニ御座ト然処ニ先達にも左様成儀御座ト又々左様ニ御座ト而ハ二ノ宿ト触ト哉、大越家ト触ト哉、一向相分り不申トニ付、二ノ宿役儀大越家ト相ゆづり申トとの儀ニ御座ト、其段大越家ト相達ト処、其儀先達而除、宿に申談置ト故鐘來之代ニ触させト得共今晩之勤銘々に致申ト間左様思召されト勤銘々触方ニノ宿之役儀ニ御座ト

十二日水海を立、空鉢へ参

朝勤銘々致五ツ時分護摩檀ニ而三卷勤札所相濟罷立、夫ト龍川地村ニ而芦茶請杯之志あり、夫ト玉木之童子札所三卷勤、此所ニ而竹のわき村ト酒迎あり、尊勝陀羅尼卷誦、此所ト雨少々降り出し夫ト老里程参り俗二十郎か頭と申処札所三卷勤、此所ト天氣快晴ニ及申ト、夫ト十五丁程参り札所此所ニ而山口村ト干竹の子茶受志あり、夫ト空鉢ニ留り晩勤、除宿一同ニ勤申ト水海ト空鉢迄ハ山口村ト案内之者出ルなり

十三日空鉢を立、岩屋へ参 晴天

朝勤童子之前三宿揃勤申ト而五ツ時ニ出立、案内之者柳村ト次郎右衛門と申者罷出ル、夫ト老里程参り札所三卷勤、此所ニ而下須村ト案内出ル道筋案内者簡違ニ而毎度トも取分難儀仕ト、夫ト田代道ト申所ニ罷出、此所ニ田代村ト案内之者出ル、夫ト権現嶽ニハ毎度連浦手ト登山致し山王権現之室前ニ而三卷勤札所、夫ト岩屋ニ留り七ツ着、田代村ト那羅延坊且那燒杯酒迎ニ出し申ト、晩勤除宿一同惣而同行中驗右折有尤役僧中加勢ニ而成就いたし口傳あり、終而光慈水關迦先達ト同行中頂載被為ト尤此所ニ者止宿惣札立也

十四日岩屋立、竹原へ参る 晴天

朝勤除宿一同五ツ時分ニ出立、案内之人田代村清右衛門と申者罷出、夫ト釈迦嶽登山釈尊寶前ニ而三卷勤札所、前入峯にハもとの如く下りト得

共、此度ハ山を直クに乗越而参ト間、殊之外難涉致ト、夫々道ノ左リニ札所有、三巻勤、夫々竹原ノ上ニ而宿主ヲ酒迎アリ三巻勤、夫々山下リ竹原村ニ暮六ツ前ニ着、晚之勤ハ銘々ニ致シ宿礼使僧にて相済申ト、大越家ハ七左衛門、二ノ宿ハ儀平次、三ノ宿ハ八左衛門方ニ而御座ト、前入峯之節ハ二ノ宿ハ長右衛門方ニ而御座ト得共此節ハ長右衛門相病申トニ付、儀平次方ニ宿仕申ト

十五日竹原村法事

朝勤銘々、五ツ時分ヲ雨天、飯後ニ道場拵ヘ除宿ヲ役僧兩人宛参申ト、終而法事本分之通りニ御座ト、終而参物之儀ハ圓達坊大越之時分銘々配当ニ御座ト処、此度ハ雨天故参物も少之儀ニ御座ト得ハ、三宿先達中迄ニ配当、尤大越家ヲ随房中ヘ神酒有之ト、此所村方ヲ願ニ付護摩修行有之筈ニ御座ト得共、雨天故ニ勤不申ト、宿礼なし、晚勤銘々ニ而御座ト

十六日竹原ヲ立、深山ヘ参 日和吉

朝勤銘々、夫々極楽坊旦那樽参披露有之、飯後天氣快晴、天神社参ニ而立掛ニ村方安全之護摩修行勤申ト、尤又木散杖無之ト、終而宿先ニ而追酒迎有之、四ツ時分ニ罷立申ト、夫々田井王村薬師堂ノ前ニ而茶有之、夫々一ノ瀬村太次兵衛方ニ而酒迎有之、尊勝陀羅尼一卷、夫々深山手前道ヲ左リ札木あり三巻勤、夫々深山ニハ七ツ時ニ着、護摩檀ニ而三巻勤、晚ノ勤ハ銘々ニ致シト、宿礼無し

十七日深山晴天、護摩二座

朝勤銘々ニ而御座ト、終而護摩檀ヲふち有之、飯後役僧中ヲ赤だ拵ヘ有之、直に護摩木ヲつみ申ト、夫々方木水海ヲ間違申ト間、此所ノ角敷之通り鏡藏立置被申ト処、日中護摩檀ニ揃申ト節方木之儀ハ水海之通立被申ト衆徒山伏中ヲ立替被申トニ付、行者先達中ヲも水海之儀ハ間違申ト間、此所ヲかく敷之通り立申ト處衆徒山伏中ヲ立替被申ト事ハ何とも承

知不仕トニ付、其段大越家ヘ頼申ト處、何分福泉坊と相談之上相極メト間、福泉坊ヘ使僧遣ト処、福泉坊・圓照坊・實相坊参被申トニ付、行者中ヲ大教坊・鏡藏坊・教傳坊揃之上大越家ヲ惣入峯之儀ハ又木散杖御正躰迄も役儀之儀ハ衆徒行者と相分りて勤申トニ付、方木之儀も役儀之儀ニ付相わかり山上之通致被申ト様と大越家ヲ申渡御座ト処、善了坊ヲ方木之儀も水海ヲ是迄立置申トニ付、小笹ヲ其通ニ相極メ被下ト申トニ付其通りニ相談致シ阿蘇山上道行者ハ童子ノ左リ衆徒ハ童子ノ右ニ而御座ト、晚護摩一座勤申ト、方木衆徒ハ玉泉坊・圓照坊行者ハ教藏坊・圓林坊ニ而御座ト

十八日相良参詣、日和半吉

先相良村ヲ使老人参リ大越家ヘ願何卒明日相良觀音御参詣之御次手ニ村中為安全護摩一座修行被成被下ト様頼申トニ付、三宿申談其段使者ヘも申聞村方ヘも其通り申付可被トと申遣置、夫より早朝に成圓坊・本了坊護摩檀拵に参、跡ヲ三宿道同ニ参リ相良村阿蘇一ノ宮ニ而四知讀三巻勤此所札所、夫より觀音堂ニ而普門品老卷、夫々相良寺ニ而裝束採致シゑんま堂ノ前ニ而護摩修行有之ト、尤又木散杖方木迄深山之通、終而相良寺ニ而村中ヲ酒迎あり、夫々矢谷村庄屋方ニ而酒迎有、此所ヲ雨少々降り夫々深山半道程午前ヲ暮申ト

十九日雨天

朝勤銘々ニ而御座ト、雨天故護摩ハ無御座ト、晚之勤ハ銘々此所惣札立脇ニ護摩札一所ニ書

廿日深山日和半吉、二座

朝勤護摩一座日中護摩一座勤相良村庄屋矢谷村庄屋一同ニ見舞ニ参り申ト、晚ノ勤銘々ニ而御座ト、役山見立善了坊・圓林坊・頼圓坊・本了坊・玉圓坊・蓮乗坊参り申ト

廿一日晴天、護摩二座勤申ト

朝勤護摩一座、夫々同行中役山へ参り本了坊・玉圓坊・蓮乘坊参申ト、夫々帰りニ水海之通り勤方有之、終而深山ノ向へ参、鏡仙坊・万祐坊参童子ノ前ニ而小木水海之通りニ拂、夫々同行中小屋ノ前ニ来ル時分向ノ山行山行場々同行衆おそにおかけ〜とお免く参し時

登教技之事

山ノ内大木を見立いのこ柴を立、役僧新客ニ向此間山中ニ而慈救咒唱ル行力をためす故、此横木を飛越被申よとせめ申トても越へ不申ニ諸先達より断ニ而役人兩人ニ而か、系越せ申之新客老人宛参申ト

何山伏行之事

兩脇に柴を立、中を少シ明ケ手比口のなる木式本兩方を差ちがへ當役人式人ニ而なる木を遣事、新客是に行懸り右之足を先ニ踏越たる時なる少あげ何山伏といふ、何山伏参りといふ、其時通りトといふ也、なる木遣事ハ新三度ノ下座を遣申也、衆徒行者々一人宛出ル也、

さつけ文あり

二間ニ三間程ニ柴を立、不動王ヲ掛、大先達中下ニ新客並べニノ宿先達を護作法さづけ志らすの御免あり、入峯之儀親兄弟迄咄し申間敷とせし言致し、金をはり申ト、脇に諸先達一老座ス、其外三度迄も脇ニ座し申ト、

晚ニ護摩一座勤終而同行中なれこ有、夫々宿渡あり

廿二日深山を立、揚枝参ル

朝勤銘々ニ而勤、五ツ時に立、先護摩ニ而三巻勤右小屋掛之儀者、大越家矢谷、二ノ宿ハ上内田、三ノ宿ハ相良村かうけ申ト、惣而此所々小笹迄の夫方ハ右三ヶ村々夫方入次第三ニ而御座ト、深山々小笹迄之案内柿谷惣右衛門悻四郎次と申者出ル也、夫々鼻黒童子札所、此所案内之者間違

資料 III

ニ而より不申ト、夫々うしろ入道手前札所三巻勤、夫々後口入道行場行場あり、揚枝宿半道程有、夫々揚枝宿八ツ時に着、晚之勤銘々此所にぎりめしにて持参暮六ツ時々大雨ニ而難儀致し

廿三日揚枝を立、小條へ参

朝勤銘々五ツ時分々天気快晴、夫々札所あり三巻勤、夫より二里程参り札所三巻勤、小笹に九ツ比ロニ着、童子ニ而三巻勤、夫々宿々に引取、夫々護摩檀そふぢ有之、宿礼なし晚之勤ハ銘々ニ而御座ト、

廿四日小笹護摩二座

朝勤銘々有之飯後護摩一座勤、九ツ時分雨降り夫々少し止申ト間、八ツ時分ニ一座勤申ト、晚之勤ハ銘々ニ而有之、夜九ツ時分々大雨風も少し立申ト、

廿五日護摩二座

朝勤銘々日中護摩一座七ツ時分ニ一座、晚勤ハ銘々ニ而御座ト、此所々方木深山ニ而相極り申ト通立申ト間、永々此通り相守申へし、行者ハ童子の左り衆徒ハ童子より右ニ而御座ト、阿蘇山上之通り、衆徒ハ善了坊・万知坊行者ハ教傳坊・成圓坊ニ而御座ト、

廿六日雨天、護摩一座

朝勤銘々ニ而御座ト、夫々雨少し止申ト間、日中ニ護摩一座相勤り申ト、晚も護摩修行致善ニ御座ト得共雨天ニ相成申ト故、無御座ト晚勤銘々、

廿七日護摩二座 日和半吉

朝勤銘々飯後ニ護摩一座、日中ニ護摩一座、夫々役山見立頼仙坊・成圓坊・玉圓坊参申ト、晚勤銘々

廿八日、日和半吉、護摩一座

朝勤護摩一座有、其前ニ役山□成圓坊・本了坊・玉圓坊飯後ニ茂七ヶ宿之通り同行向ニ参り頼仙坊・鏡泉坊・玉圓坊参、古木を拂、夫々宿々に

引取晩にくわんしよふうあり、道場昼之を用、暮六ツ時分を雨降申ト間止申苦ニ御座ト得共、不止四ツ時分を少止ミ申ト間くわんしやう勤申ト、ふにんはたり申ト

廿九日晴天

朝勤銘々相濟、夫々八ツ時分ニ大越家宿に揃、先達を惣躰衆徒・行者・山伏中人峯之儀他言仕間敷之判形致相濟、宿々に引取晩之勤銘々ニ而御座ト

九月朔日小笹立、愛水へ參ル

朝勤銘々、夫々童子ノ前ニ揃三卷勤、此所ヲ五ツ時分に立、護摩札惣札立荷物ハ坊中の如くかへす、夫方銘々此方々ひつへ持參、夫々今町・黒流・小野田新村・小池を酒迎あり、夫々小倉・清野村を酒迎、小野田町酒迎あり、夫より山田村を酒迎あり、夫々小野田本村を酒迎、夫々井手・下原・中原を酒迎、此所札所、阿蘇大峯金剛童子とあり、夫々愛水札所童子ニ而三卷勤、夫々銘々に引取大越家ハ中、二ノ宿ハ左リ、三ノ宿ハ右ニ而御座ト、七ツ半時分に着、晩の勤ハ銘々ニ而御座ト手野村を馳走あり

二日愛水ヲ立、赤せとに參

朝勤銘々朝飯後兩三ヶ村をまかない有り、六ツ半時分に立、夫々三ヶ村を酒迎阿リ、札所三卷勤札木松有、牧内安全之為札木三本立申ト、夫々野中・北坂梨村を酒迎あり、此所札所三卷勤、夫々坂ノ上七平前ニ而柳村を酒迎、七平方を志有三卷勤札所、夫々條藏・塩内野村を酒迎有、札所坂梨觀世音寺少シ手前道を左リ之高ミニ岩屋有リ、此所札所三卷勤、夫々觀世音寺ニ而四知讚三卷勤終而湯有三宿に三ツ立申ト、夫々夕飯本膳あり、終而晩ノ勤此所ニ而仕廻うちわ坊中の如くかへる、夫々向の山のぼり米の山を酒迎有、夫々箱石に行場札所夫々桜カ水・堀山を酒迎あり

り、此所より暮明松ニ而參り赤瀬とに夜ル五ツ時分に着、先童子ニ而三卷勤、札所、夫々宿々に參三卷勤、大宿ハ道を始メの小屋、中宿ハ二ノ小屋、次ハ三ノ宿ニ而御座ト、惣而此所兩色見まかない申ト、朝勤銘銘ニ而御座ト、夫々本膳拵有之ル、無程登山明松ニ而七合目程迄登リ、夜明に相成申ト、夫々大黒の岩屋にて三卷勤此所同行札袋納置申ト、岩屋より西へ五六丁程行左リへ取少山ヲ登リ又右へ下りて五六丁程西へ行申ト得ハ御池の見へ申ト所へ出、夫々南ノ方へ十丁計り行て右之谷筋を下リト得ハ牛鬼か谷の頭に出ル、此所に南郷より酒迎あり、夫々仙人ヶ濱を右へ見て南へ行、少山を登リト得ハけるが宿此所に四ツ時分に參リ辨當、銘々裝束等仕替、此所を新客赤衣、役人ハ大部分同断に而御座ト四度役人先達式人負御正躰、三先達諸先達四度の役僧新客ハ花火持參、夫々役僧老人跡おさえ參、夫々拝所ニ而三卷勤、夫々天の岩屋ニ而三卷勤、此内又木当役之役僧ヲ天火ヲ取事口傳あり、役者役人一老の役也、夫々明松につけ持參、行者堂の前護摩檀左リ廻リ御正躰童子ノ前におき、先達中も行者堂板縁ニ而四知讚、諸先達役人新客迄すぐに正木に掛り申ト、御正躰大越家ハ觀量坊、二ノ宿ハ恵妙坊、三ノ宿ハ衆徒仙覺坊ニ而御座ト、終而行者堂之内ニ而四知讚、夫々堂の前ニ而四知讚、終而護摩檀一反まわり、正木に掛り宿先達導師地先達板縁を勤有之、夫々宿先達方木しめ有之ト、柏子木ハ無之ト、三杖なし又木有之ト、役人成圓坊一老ニ老本了坊ニ而又木遣申ト、護摩はり有之ト、安樂行品行道有之終而普門品讀誦申ト、終而御神酒頂載取着昆布、此所を明松本堂迄成圓坊持參、行者堂を役人新客法螺案内当人參、夫々負御正躰躰次行、惣而金剛ばん法螺案内行者快行坊衆徒を淨現坊ニ而御座ト、中宮堂を中間衆ノ一老慈眼坊出被申ト而請取トと言、其時三ぞふ半ニ吹、夫々本堂ニ而負御正躰とも内陳ニ立先達中ハ内陳諸先達ハ下陳ニ而三卷勤普門品、

役人新客ハ外々終而本堂之前ニ而扇子護摩有之、普門品慈救咒負御正
 躰おいながら此所々三宿に引別れ大越家先、次ハ二ノ宿、次ハ三ノ宿と
 參申外、夫々打越堂ニ而三卷勤、夫々堂之上ニ而年行司御神酒三宿一
 同に參り此所迄同行花を持參、夫々横井弥平小やニ而茶迎有、夫々坊中
 之上六部の塚ニ而新客中花を持參、夫々行者御祈禱所ニ而三卷勤、夫々
 前ニ而扇子護摩一座有之、普門品慈救咒負御正躰掛ながら終而宿々に引
 取三卷勤、銘々ニ引取宿札なし

三日掛出、晴天大峯成就天下泰平國家安全五穀成熟

四日負開 日和半吉

飯後宿々に揃先大越家に參り三卷勤、終而大越家赤瀬戸にて下海の龍王
 ニ水神陀羅尼一千遍申込外間、此法樂有之、終而御神酒頂載着昆布、夫
 かり吸物二種三反終而法繚立、二ノ宿に參、三卷勤尊勝陀羅尼一人前十
 五卷誦、終而右同断夫々三ノ宿に參り右同断、此所より学頭坊に參答ニ
 御座外得共雨天故木履又は草履之申談落不申ニ付色々隙取外ニ付暮方ニ
 相成申外ニ付參不申外、袈束之儀ハたすき八まきひつゑニ而役人御座外、
 新客ハ武者わらぢニ而はか比ない無之外わきさし迄にて御座外、終而宿
 々引取申外

五日宿札 雨天

先宿々に揃、大越家へ參、夫々先立式人三先達惣脇次參、学頭坊玄關迄
 參申入学頭坊出仕申札儀相濟、夫々行者衆中ノ一老慈眼坊へ參、夫々三
 宿分先大越家ハ極楽坊にて御座外得共、陽泉坊寺ニ而相勤、先吸物二種
 三反ニ而相濟、夫々陽泉坊志ニ而吸物肴老ッ神酒有之、終而山伏中ハ教
 傳坊寺ニ而吸物肴三ツ硯ぶた迄拵へ申外、夫々衆徒山伏中ハ善了坊方ニ
 而なら茶ニ而有之外、肴壺勺硯ぶた迄ニ而有之外、此所夜の五ツニ相濟
 申外、終而宿々に參答ニ御座外得共、雨天其上暮申外間銘々引取申外、

衆徒行者とも其宿々ニ而銘々かと礼御座有答ニ外得共雨天故略ス、仙行
 坊計り參申外、前入峯之節ハ宿札ハ六日ニ而御座外得共衆徒行者ともニ
 役行者御講料理ニ差合申外間、大越家頼入ニ付而五日ニ相濟、二ノ宿ハ
 鏡觀坊、山伏ハ鏡藏坊、衆徒山伏ハ実相坊ニ而御座外、夫々三ノ宿ハ密
 教坊ニ而御座外得共那羅延坊寺ニ而相濟、山伏中ハ圓林坊、衆徒ハ万祐
 坊ニ而御座外、右同断、袈束ハ前之通りニ而御座外得共雨天故新客迄も
 木履傘ニ而御座外、尤ひつゑも持答ニ御座外得共略ス

八日宮地參り

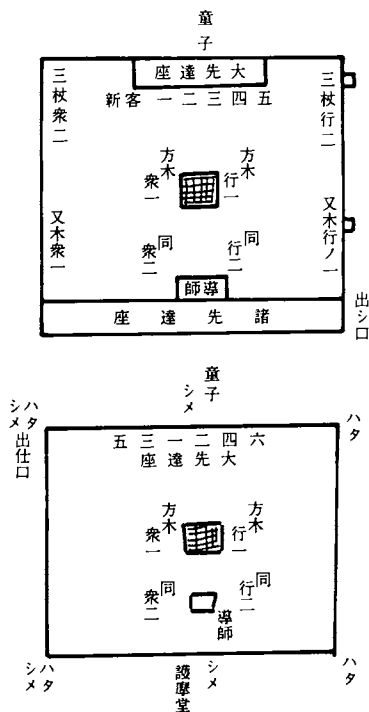
先宿ニ揃三宿押込ニ而參先(この間脱あり)

真円宗擁護三世和光常住加護

承權大僧都法印何房京名何

年月日

小笹々護摩檀方木之儀相極り申外図



宿渡之事

随宿に案内申受たまわる随宿鬼ハ居ませんか居ません、大宿ハ二ノ宿に案内申宿の案内申と〳〵受多まわる宿はしらハ十六本先達三人負三丁同行何十何人雨紙敷かわ三杖入空如意香品し三だん丈三五つのゆひ、大金丸小金丸大天上小天上石木鉢せき柄杓赤ノ桶一荷宿中行儀之作法として明松三丁相添へ渡申受取外へ〳〵御受取外らへ受取てそふ如是二次々渡ス三宿ハ大宮渡終り

資料IV

万延元年申七月

大庭執行儀式

中越家正大先達法印

圓達坊契秀

阿蘇大峯修行之儀式

一大越家 中越家 二三之宿

此三宿相定入峯執行可企者也、右三宿ニ柄ハ秘密重位入峯相調タルヲ定也。其外柴宿ハ行者ノ衆分ノ内右ノ三宿ニ相秘タル柄ヲ定ル之也、雖レ為

ト一所ノ衆分ニ未入峯輩ハ三宿ノ内ニ可ニ寄宿ス也、

一大越家ハ役行者貞、三ノ宿ハ護摩眞ニ佛具護麻罽五穀等取持スヘシ、

一支度之事

入峯ノ輩ハ三宿柴宿共ニ紫色ノ摺リ袴ニ麻紫金螺緒、但シ山上駈出ノ時ハ可着長頭巾者也、

寄宿三度モ紫摺袴常ノ可レ為頭巾、長頭巾螺緒ハ難レ叶、

一衆分三度ノ上座ヲ宿ノ先達ト定、

次關伽ノ先達〇次ヲ小木ノ先達ニ定也若衆分ヨリ關伽ノ小木役無レ之候

ヘハ峯中ハ平ヲヨリ可ニ相勤一也尤入峯ノ二ヨリ

一山伏諸先達支度之事長箱螺ノ緒頭巾劔崎柴打金節ノ結袷袷、色ハ諸先

達カラハ勝手次第也、長箱ハ黒色鼠色之間駈入ニハ常ノ杖深山ノ宿ヨリ可レ

為檜杖一書書ク文ハ末ニ有リ、

一山伏三度衆駈入ニハ山掛頭巾柴打、駈出ニハ諸先達同行、但シ三度迄ハ

螺ノ緒無用〇二度衆ハ山掛頭巾柴打劔崎等也。

新客ハ山掛、但シ布ノ白地上ニハ黒ニテ藤ノ丸下ニモ同シ無レ實袷袷コヲ

リ袷袷ト云筒脚絆等也、引シキモシブヂマテニテ出峯ニハ染色ノ山掛文

付劔崎刀脇指也、尤檜扇等可レ持華ハ菊ニカギル也、

一大先達中諸先達新客マテモ引シキ用意也、

一山伏俗性悪キハ昇衆ト付下人ノ子又ハ劔ヲ取師弟ノ契約シタル類也、

諸先達モ昇衆ハ五度ヨリ螺ノ緒引三度無役也、新客ノ時ハ未座也、

一給達ノ事、山伏弟子分大先達被附隨峯中ニテ近辺ニ給仕スヘシ、大先

達歩行ノ時ハ供仕役也、

一二度衆ハ使ノ役也、惣峯中共ニ同シ、

一給達ハ諸役免許但鏡鉢持也、

一鏡鉢ハ最前上宮詣ヨリ始テ大越家・中越家・三ノ宿ト一日カワリニ各

番ニ持ヘシ、

一惣テ新客ハ大先達諸先達之儀違輩申間敷者也、

一入峯之時行歩足ノ下ニ踏ト八葉ノ蓮花ヲ可ニ觀念ス云云、〇三足歩

時真言日唵入縛哩多嚩婆嚩呼、

一法螺吹文ニ曰

我今吹大法螺聲遍此三千大千界警衆生令離苦悉皆當待阿字門、次ニ虛合之風各纏空上当ッレロニ次ニ唱テ日曇莫○南暗

一入宿文ニ日

歩之足下青蓮花行往坐臥貧賤煩惱業障重病等悉皆離苦得往生

一汲闕伽水文ニ日

採草汲谷水 奉獻兩部尊自化離生死我入阿字門

次施無畏ノ印可掌銀字

觀○庵説云曇三度々々ソワカ

一取小木文ニ日

昔在且徳山給仕阿私仙難行為苦行値遇妙法花

次ニ普印

ニ手ノ指ノ重ねニ大指ノ頭ヲ付

庵没羅賀婆之底曳至里ソワカ

一長頭巾着文日

妙法蓮華經安樂行品第十四

真言日

ちんじりんじりんハツタンソワカ

大袈裟ナラス文日

妙法蓮華經序品第一

真言ニ日

ちんじりんじりんハヤソワカ 梵字ニテ

一螺ノ緒引文日

妙法蓮華經ヒユ品第三

ちんじりんじりんソワカ

一綿ノ衣着文日

妙法蓮華經葉草喻品第五

真言ニ日

ちんじりんじりんヤチビキヤナン

一七月廿五日於大越家惣札相調ル入峯ノ人数不レ残集會并書様ノ凶ノ事

大聖乙天童阿蘇大峯大越家權大僧都法印正大先達何坊、柴宿等并衆分三度平諸先達三度迄銘々坊号實名新客何十八ト裏ニ登白

年月日

一同廿六日肩織之儀式入峯ノ人数不レ残大越家ニ集合肩ヲ莊嚴シ錫杖タラ

ニ心經 次ニ中越家同儀式次三ノ宿同次柴宿同法事也、吸物二種ニ返三宿共ニ

一廿七日 休足

一廿八日入峯人数不残上宮參詣於行者堂ノ前ニ惣札立ル於「本堂」ニ集

會三卷勤メ其後大先達中ハ内陳ニテ四智ノ讚拜所上宮三所天ノ岩戸役ノ

行者堂何モ三卷勤、尤於「行者堂」ニハ四智讚一ツ有之也、乙護法堂中宮

山王天神三卷勤也、新客ハ不残札打ヘシ、板川ノ童子ニテモ同事也、

御祈禱所止宿
当町中於贈

一廿九日房中立ノ儀式於「大越家」ニ集ル、但シ大門ニテ寺家先達中モ不

殘集會四智讚鉢等、但シ此ノ法事ハ寺家先達中ヨリ声明鏡鉢トモニ也、

行列之事

一番宿ノ先達次柴宿次三ノ宿次二ノ宿次大越家、但シ一宿々々トノ肩ヲ

先ニ立テ三度ノ者前後ニ立テ行列ノ儀ヲ不レ乱様ニスヘシ、永草ヒンカキ

童子光明トモ其日ノ宿ハ平川村ノ宿、内陳大越家、拜殿一ノ宿、御供屋

三ノ宿、

八月朔日ノ夜住吉宿、道之登社不殘三卷勤四智讚、山鹿一宿前をハ雨屋

大越家山鹿町ノ童子乙護法ノ宮札所其外ハ旦那様等ノ由今ハ大宮一宿也、

一翌日山鹿立筑後黒木ニ着、大越家ハ庄屋方宿、其外ハ例ノ通翌日參ニ

宿札未ノ宿ヨリ又其翌日於「大越家宿」法事行者肩ニノ宿肩三ノ宿肩莊嚴

メ本尊トシテ法事可相勤也

差定 心次第敷

- 一讚頭 一供養文 一唄 一散花
- 一對揚 一九文便 一梵語 一漢語
- 一大讚 一佛讚等也普門品
- 今ハ讚ノ頭ニ懺法等也

黒木ニ二夜三日ノ逗留也、另「吉原ノ宿」ト其間名テ「櫛掛絹」ト新客用意
 ス料ニテ少々可調也、水飲ノ宿ニテ入用物也 次ノ日室権現室ノ宮ニ趣
 ニ有「板川」新客ニ垢離ヲ申候セ三度役ノ者杖ヲサシスルカハ懺悔サスル
 也、其后川向ニ有「童子」此御前ニテ中越家新客ヲ集メ峯中ノ掟亦ハ護身
 法ヲ授ル也、其外一代山伏ノ行儀可「相守」ト誓言メ金ヲハラスル也、

○室権現ノ宮ニ着先ニ卷勤同音終テ四智讚而メ諸宿ヲ定初夜後夜トモニ
 諸宿トモニ於「社頭」勤行也、

夜ニ入テ童子ノ御前ニテ三卷勤有、
 翌朝惣札立如前、但シ種子ハ「**方丈**」也、下ハ如「常但シ三宿柴

宿衆分迄ニテ諸先達何人其外ニテモ、
 一水飲宿着大越家ハ童子ノ左脇宿トス、二ノ宿北ノ方三ノ宿越家ヨリ東、
 其外勝手次第ニ宿ヲ定ムヘシ、

一水飲宿ハ大乘守護普光童子也、雲自在佛垂迹慈悲童子也、
 取「右ノ手ニ経」一當「白日」一人色髪長厳キ也、
 左ノ手ニ取「薄青衣」給フ、

一翌日宿々ノ三度役ノ者新客ヲ集メ護摩且ノ掃除可仕也、
 一闕伽棚二度衆木ヲ取ル、三度衆請取調之、其外三度衆諸先達モ手伝可
 有之也、

一初夜勤行前ニ新客薦次相定ムル也、戒薦補任次第次ニ給達、次ニ弟子分、

次ニ昇衆何モ戒且無補任者ハ給達ノ外ニテ闕取ルヘシ、而メ座ヲ定也、
 一水飲宿ニテ護摩三座執行且ノ方木ハ諸先達上座四人ヨリ出ス、三度衆
 ハ請取立之也、

一護摩木ハ二度衆役ニ出ス、若度衆無之時ハ三度衆ヨリ出ス、五尺式寸ニ
 切積ル也、

一指小木ハ給達ヨリ出ス、是モ給達少キ時ハ新客物中ヨリ出依「時ノ宜」者
 也、

一護摩且作法之事

先於「出仕口」ニ四智讚、次度衆皮ヲ練ル作法之事、先達ノ敷皮ヲ請取リ
 一牧ハ後テアテ一牧ハ両ノ手ニテ前ニ當テ行導ス、先童子ヲ一札ス、行
 廻リテ左右ニ分レテ立合左ニ一度右ニ一度ホシヲ合テ一札モロスルカヘ
 ニ左三二度右ニ二度也、

次小木ノ先達松明二挺ニ火ヲトモシ一挺ハ宿ノ先達ニ渡ス一挺ハ自持護
 摩且ノ両脇ニ立合松明ヲ左ニ三度右ニ三度シテ是ヲ左轉右轉ト云也、片
 スルカヘニ振廻シ向合テ一札ス、其時小木ハ先達柴燈ニ火サイテソウ々
 々々々ト三度云ヘシ、時ニ宿ノ先達火ヲ合テ承テソウ早々各御出仕ソウ
 ヲヘト云、其後役ノ者松明ヲ請取護摩且ニ向テ火ヲ両方ヨリサス、
柴燈
ニ火

合掌メ開ニ立地風ヲ薬師ノ真言ヲ唱

庵阿留利ソワカ 右ノ臂ヲ立掌、向レ外ニ左ノ手ヲ如レ掌向レ身ニ

次施無畏ノ印ノ 各「耳呂明」ト

曇莫〇 南鏤

諸天讚 觀請段 供養段

發遣段

次金剛童子大真言

譏婆々々三々咩咩吒

次智拳印

應作如是觀

次智拳印
下ニテ護身法メ次ニ外五古印唱テ日一切有為法如夢幻泡影如露亦如電
應作如是觀

次智拳印
次智拳印 檀持テ無他念慈救咒ヲ唱ル、
次智ノ先達ハ三札ノ磬ニ登ル鏡ヲ二ツ打テ慈救咒ヲ止サセ懺法ヲ始ル受
用作佛事ト誦切テ立テ三足前ニ進テ供養己札ト唱、其時大越家モ立テ檀
ノ杖ヲ持テ一札護摩且ニ散ス同導師大越家ト一度ニ一札シテ本座ニ皈リ
磬ニ登リ三寶ト鏡ヲ打チ次ヲ誦サテ三散札ト十方分身ヨリ中越家立テ法木
ノ作法スル同行ニ槌ヲ持セ先丑寅ノ角ノ法木ヲ立寄テ念珠ヲスリ左ノ袖
ノ下ニテ護身法メ次ニ外五古印唱テ日一切有為法如夢幻泡影如露亦如電

曇囉囉囉怛囉々々怛囉々々一夜也引
曇莫室戰掣縛曼々々々跋曳
摩質葉尤灑々々々細纒引鉢多
曳但佻野々々々他唵迦拏度額呼
泮吒ソワカ

次大散杖

次大散杖
眼根段 舌根段 意根段
眼根若立ヲ以テ且ノ脇ヲ三度ツ、二人シテ片スルカヘニ打三度衆役也、
次懺法上巻終レハ護摩先達立テ三札シテ札磬ニ登ル、護摩之作法神妙
行也、護摩記別紙ニ有之佛具五穀等如常、次導師ハ懺法上巻過レハ誦切
テ立テ華籠ヲ持ツ、太先達中皆々立テ華籠ヲ持行導ス、其俛下巻始ル、
行導ノ次第ハ如レ之最初惣衆立ソロヘハ宿ノ先達跡ハ向テ南無十方佛ト始
ル、良劫惣衆同音、又妙法蓮花經安樂經品ト如レ以前立歸リ始干時文殊師
利菩薩ト同音經畢也、亦南無十方仏ニテ立歸リ如レ右、
釈迦牟尼仏ノ時立歸リ同處世界如虛空ニテモ右同、次觀音經ノ初ニモ右ニ
同立歸リ三迦メ導師アカ棚ニ直ニ登坐メヨム也、
次ニ大越家小木ノ作法アリ小木ヲ両手ニ持ニツ打合テ左右ニ抛ル介レハ
必新客ニ当ルヘシ、其新客ニ役ノ者立寄テ山掛ノ露ヲラロシ両手ヲカサ
ネサセ衣ノ袖ヲ覆イヒロケ小打木ヲ上ニタク、持テ大越家ニ棒レハ大越
家請取而ノ退メ三礼ス、本座ニ居ル、又以前ノ露ヲアクルヘシ觀音經終

次地結印
次地結印 右ノ無名指ヲ入左ノ無名指
中指ノ内右ノ中指ヲ入左ノ
中指頭指内ニ右如是也
次金剛壇印
次金剛壇印 唯ノ地結ノ印開ニ立
上大指ヲ如ニ金剛杵
次地結印 右ノ無名指ヲ入左ノ無名指
中指ノ内右ノ中指ヲ入左ノ
中指頭指内ニ右如是也
次大散杖
眼根段 舌根段 意根段
眼根若立ヲ以テ且ノ脇ヲ三度ツ、二人シテ片スルカヘニ打三度衆役也、
次懺法上巻終レハ護摩先達立テ三札シテ札磬ニ登ル、護摩之作法神妙
行也、護摩記別紙ニ有之佛具五穀等如常、次導師ハ懺法上巻過レハ誦切
テ立テ華籠ヲ持ツ、太先達中皆々立テ華籠ヲ持行導ス、其俛下巻始ル、
行導ノ次第ハ如レ之最初惣衆立ソロヘハ宿ノ先達跡ハ向テ南無十方佛ト始
ル、良劫惣衆同音、又妙法蓮花經安樂經品ト如レ以前立歸リ始干時文殊師
利菩薩ト同音經畢也、亦南無十方仏ニテ立歸リ如レ右、
釈迦牟尼仏ノ時立歸リ同處世界如虛空ニテモ右同、次觀音經ノ初ニモ右ニ
同立歸リ三迦メ導師アカ棚ニ直ニ登坐メヨム也、
次ニ大越家小木ノ作法アリ小木ヲ両手ニ持ニツ打合テ左右ニ抛ル介レハ
必新客ニ当ルヘシ、其新客ニ役ノ者立寄テ山掛ノ露ヲラロシ両手ヲカサ
ネサセ衣ノ袖ヲ覆イヒロケ小打木ヲ上ニタク、持テ大越家ニ棒レハ大越
家請取而ノ退メ三礼ス、本座ニ居ル、又以前ノ露ヲアクルヘシ觀音經終

檀槌里々々縛日羅縛日哩部哩滿駄々々咩咩吒
次金剛壇印唯ノ地結ノ印開ニ立
上大指ヲ如ニ金剛杵
次地結印 右ノ無名指ヲ入左ノ無名指
中指ノ内右ノ中指ヲ入左ノ
中指頭指内ニ右如是也

レハ慈悲救厄百返同音ニ唱滿テ退散ス、是迄護摩一座作法終リ、
水飲ニテ護磨ニ坐也、終ノ時大越家爐ヲ破ル也、先袖ノ下ニテ護身法

次三種悉地ノ印 真言

上悉地無取不至 礼イカハ

中悉地外五古 礼イカハ

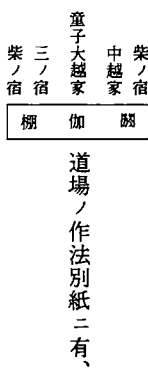
下悉地小劔印 礼イカハ

次刃木ヲ役ノ者持參ス、大越家請取火ホウジ前サマニ三度カキヲトスコ
トクス以上、

翌日道場行ノ事 先未明勤行、勤行畢テ新客ニ云合テ云汝等トモ諦聽唯
今ヨリ一七日ノ間斷食山ニ入ル也、慈悲救厄無ニ由斷可レ唱於一懈怠ニ者役
ノ者ニ可レ呵責ス也ト誠ムヘシ、直ニ役山ニ三度ノ者案内者ニテ入ヘシ
辰巳ノ方ニ當テ有「谷山」但小木ニ束ツ、取ラスル也、

一道場張り三度ノ役也、度衆木ヲ出ス、但度衆無之砌ハ三度衆斗エテモ調
之、諸先達可手伝也、縦行者衆分ニテモ三度迄ハ導場ニ不レ入レ諸先達ニ
乞可押之

道場張ル凶



右ノ通日中ノ間相調聽テクツス也

大越家ノ宿ヲ洪紙ニテ表向ヨ悉張フサキ申ノ劾時分ニ役山ニ三度衆ヲ遣新
客烈帰前後ニ杖ヲツキ呵責ノ躰可有之、宿ノ前ニ来レハ小木ヲ護麻旦ノ
前ニ持參ス、小木ニ束両脇ニハサミ小木ノ先達ニ小木渡申々々ト三度云

ハ小木ノ先達刃木ヲ以テ三度ツクトテサルヲ童子ノ御前ニ積ム也、而メ
新客越家宿ノ前ニ集メ置導場行ノ佛供ヲ一ツ宛渡一度喰スル半分程食シ
タル時越家宿ノ後童子ノ脇之木ニ役ノ者一人上リ居テ高音ニ云テ曰、諸
宿江申合シ事ハト云ヘハ、越家宿ノ内ニ鏡鉢螺等一度ニ夥敷打鳴セハ新
客仰天メアワテサワキ食ヲ捨テ方々ニ遊散ス、扱テ方々ヨリ尋出メ本座
ニ集ム是餓鬼道ノ表示也、

其后童子ノ南方ノ野ニテヒタイツキサスル事有、是畜生界ノ所表也、

次相撲ヲトラスル事有是修羅道ノ相也、但常ノ相撲ニテ無之、ロイアリ
次大越家宿ノ後ノ木ニ不動之絵ヲ掛惣衆集○中越家ヨリ新客ヘ懺悔ノ偈
ヲ唱サスル也○合掌ニメ

我從クワコ世流轉於生死 クゾウ諸惡ハコウフカトクチシユウコンタイ
大

次護身法 次五大願

衆生無辺誓願度○福知々々々々集法門々々々々学○如来々々々々々天上
菩提々々々々證○護持仏子成大願又日我昔所造諸惡業皆由元始貧瘡癩從身
悟意依所生一切我今皆懺悔

一所願成就○真言普印

唵縛曼怛羅迦ソワカ

一力行成就 真言普印

唵縛曼怛羅迦ソワカ

一五躰投地

長跪合掌

合掌ノ喜立ル也

胎金兩部山八大諸童子山林諸護法六根皆懺悔成就難行願甚數法冥道同心
垂加護胎金諸尊等憐愍我弟子我願應未來受持和密咒行者修行者會得見本
尊靈驗施三界役優婆塞等本地法身流轉三界中恩愛不能斷奇恩入宝山寶

誠報恩者會得無量衆

一踞跪合掌○塞目無始罪障可懺悔者也、合掌メ居ル也

奉請十方胎金両部三世七佛世尊曆代祖師正法值遇頂戴塵數菩薩淨清大衆
役優婆塞代之先達諸聖靈等皆來加護同心守護山林葺叢山神護法八大童子
大聖乙天入峯修行成就各願乃至同行安穩泰平等利益生々世々值遇頂
戴、

次教化ノ状可レ説也

一三度衆ハ卷頭中 其外ハ禁制

一新客ハ杖ツカス 但シ肩掛ハ許之、

右水飲所作成就畢

△玉巻宿劔廣童子

三巻勤ニ
掛通也、

△空鉢宿阿 達童子

三巻勤ニ
勸行有一宿、

△權現嶽

心静ニ三巻勤

△岩屋宿 淨清童子

先岩屋ノ跡新客ニハ不レ見夜入テ岩屋験ノ石新客ニ加持サスル也、験
無レハ惣衆一同ニ加持シ折也、其時必験可レ有香清水トテ岩屋ニ有闕伽ノ先
達石ノ蓋ヲ取足刀ヲ洗ハ、魔障退散スト云云、

岩屋惣札有ヘシ作法如常、

一翌日釋迦嶽駈竹原宿ニ一宿、

其翌日逗留於「大越家」ニ宿ニ可レ有「法事」法用如「黒木」ノ

△東屋宿着 劔増童子西向、

△深山宿 香清童子南向、

護摩且ノ次ニ大越家宿次ニ三三柴宿ト定ル、護摩ニ坐法用如「水飲」ノ新
客役山ノ事如レ前、道場行ノ作法如レ前、新客小木納如レ前而メ南ノ方ノ山

ハ烈行子ツソヲ以テハ子コシヲコシラヘ役山前且勤仕舞ノ上行者諸先達
上座衆ハ役山ノ沙汰可レ有之三度、次ニ今日ハ自余之行トハ相違申ト、長
サ七ヒロ半ノ子ツソ入申ト間、役山ニテ調可レ販由申渡、是ハ役人ノ申渡
ノ筈也、

一ノホリサンシヤウノ事、次ニ手シロ木ニ係懸近ナリ両足ヲハサミ行用有「小先」ニ
中越家法度ノ状ヲヨム金ヲハラスル也、是諸先達ノ役也、教化畢テ是ヨ
リ山伏ト云六ニ古ヲヌキ新ヲ用ユヘシ、次脚絆ハツヂノワラチヲ脱テシ
ベノ役者ニ渡ス、新ヲハクヘシ、古ハ焼スツヘシ、次ニ天沼ナリテンヒンヲコシ
ラヘハ子コシアルヘシ、次ニ宿ノ入口ニ役者二人立テ刃木ヲサシスルカ
ヘ居ル、某山伏参リソウ々々ト三度云テ通也、是ヨリ山伏トハ申也、護
摩且ニ烈シ販リ三巻勤可有之也、

文日

阿蘇大峯両部大曼荼羅法界道場ノ折
多 役行者ハ大金剛童子如意懺護ノ所
毛 奉修行權現尺迦嶽二世安參折所
齊 大聖不動明王愛染明王等加護折所
布 円宗擁護三七和光守護所
五 阿蘇十二官其外末社大小ノ神祀守護所
多 年号等 阿ソ山何坊々々々度敷迄

以上

△養字一夜宿 惠光童子

△小篠宿 烏俱婆誠童子南向

護摩且其外如レ前、

護摩一座道場行等如常新客役山小木山作法如常、役山ノ日夜ニ入灌頂之儀式之事、

先道場四間ニコシラヘ一番ノ間ハ讚衆、二ノ間ハ洒水、次ノ間ハ灌頂道場、次ノ間ハ誓言金ヲハラスル也、

灌頂道場莊嚴及心結構スヘシ

幡華曼 本尊 曼荼羅 佛具 但シ華皿ニハ栴八葉ヲモルヘシ、

供物及心護摩且ノ左脇一通讚衆、

右ノ一通新客但讚衆ニ向合也、

法用

一讚頭 一供養文 一唄 一唱礼 一散花 一对場 一九方便 一諸天

讚梵 一同漢

一大讚 一吉慶梵 一同漢 一佛讚 一鏡鉢有ヘシ、

新客一臈ヨリ一人宛灌頂授与ス、先覆面、次ニ四佛真言ヲ受、次ニ酒水

丁子ヲクワスル、次ニシユ水ヲ吞セ灌頂道場ニ入ル四佛ノ真言ヲ大先達

口ウツシニ授ル

真言ニ曰

東佛

金剛合掌

一手五指ヲ出ニ掌ノ外ニ 掌ヲ合

唵薩縛怛他哦多布惹毘薩他巽野怛摩喃你哩耶多夜弭薩縛怛他哦多溥日羅
薩怛縛地瑟怛婆溥

南佛

金合

一手合レ掌ヲ五指ノヘル也

唵薩縛怛他哦多布惹毘薩他耶怛哩喃你哩耶多夜弭薩縛怛他哦多縛日羅

囉怛巽毘說者

西佛

金合

唵薩縛怛他哦多布惹鉢羅縛里多那耶怛麻南你里耶多夜弭薩縛怛他薩等多縛日羅適摩鉢羅縛哩多耶

北佛

金合

唵薩縛怛他哦多布惹羯摩握阿怛摩南你里野多夜弭薩縛怛他哦他縛日羅羯摩

摩矩盧

次ニ灌頂道場ニ入時中越家房華ヲ新客ノ頂散メ針ノ印且ノ行道手引ク其間ニ吉慶讚スル次ニシユ水ヲ吞セ三逆ストウケヲ打スル事中越家・字ノ

中臺ニハラヨセ中臺ト云時中越家

口ウツシニ授ル、外五古印 アヒラウンケン

知華印 ハサラタトハン

次ニ合掌

我昔所造諸惡業皆由元始貧ニ瞋痴從身語意患所生一切我今皆懺悔覆面ヲ取曼荼羅ヲ礼拜、次ノ間ニテ誓言金ヲハラスル其后ニ外ニ出ス、

灌頂作法畢 補任等出レ之也

一惣札如前 九月朔日ニ宿立

一小柏ノ宿 惠喜童子一夜宿也

一觀世音寺 指德童子日中着於童子ノ前ニ三卷勸同音、然テ宿ニ入四

知讚一反鉢可有也、行水諸事仕舞初夜ノ勤行有之也、道師ハ宿ノ先達也、

無レ程宿立箱石ニ新客中札ヲ納日ノ尾ニ着一宿ス九月三日早旦ニ龍ノ胸

掛ニ駈登頂上大黒ノ岩屋ニ札納、次ニ針ノ耳筒ヲ新客通ス、慈悲咒ヲ唱

ハクグル也、

一化粧ノ宿支度 衣裳童子、

大先達長頭巾紫摺袴ノ尾并烏丸ヲフム、尤檜杖衆分三度頭巾紫ノ長箔

緒太大先達衆分一烈諸先達三度新客、

上宮拜所ニテ三卷勸、

次ニ天ノ岩戸不動護摩巨木乳木等ハ前廉ニ護摩先達小篠ヨリ調遣置也、但シ二度衆檜扇ニテ焼也、尤護摩先達ノ所作可有之也、外衆ハ慈救咒也、一行者堂 出仕ノ事

先闕伽先達洒水、次ニ大越家旦ノ北ノ脇通ル檜縁ニ登ル、中越家南ノ脇其外ハ護摩先達北ヨリ大越家ニツツキ柴宿中越家ニツツキ衆分三度南北ニワカレツツキ出仕四知讚畢テ堂内ニ入着座可有之也、

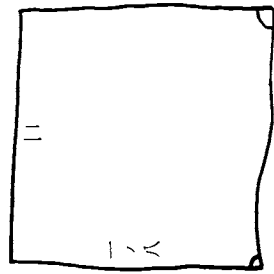
散華 對揚 佛讚等不有之歟、急儀ハ略之、出堂 四知讚、次ニ護摩巨ノ火ヲサス、宿ノ先達アカノ先達如_レ峯中也、行道過_レハ大先達中仕机ニ掛ル、次ニ諸先達行道、次ニ三度次ニ座衆次ニ新客、但シ出仕口ハ北ノ方堂ノ脇也、作華二本持ツ染色ノ山掛紺錦地ノ結袷袈刀脇指ニテ三逆メ

戌亥ノ角ヨリ居ス、新客ハ丑寅ノ角ノ末座也、給達ハ大先達ノヒロヲ取行道ス、行道ヲツツテ新客一同ニ又行導、山上ノ護摩作法山中ニ異ル事ハ新客頂ヲ礼拝セス大散扱無小打木無其余ハ大概不相替燼破大越家、

一金剛磬ニテ螺ノ案内ノ事二度衆役也、新客両神露ヲ取ラセ高音ニ曰ク大越家ヨリ始名乗ヲ云、諸先達々々螺フキマテ参テト、螺ノ案内申々々々ト三度ヒ云也、諸先達ノ末迄云調ヘタル時行者ノ一和尚本堂ノ檜縁ニ立答テ云心地ヨウソウ吹テ通リトヘト云、時金剛磬ヲ飛渡リ三ザウ半ニ

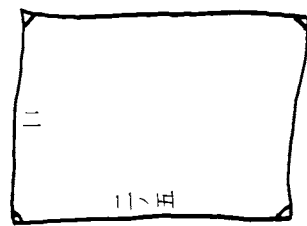
螺ヲ吹也、是モ最前三宿柴宿迄ノ名乗ニテモヨシ急事ヨシ、一本堂前吹越シ護摩如前天ノ岩戸ノ如護木ハ扇ノ壹ト号拵ル也、土面真言也、於_レ内陳一大先達中四知ノ讚鉢可有之、山伏中ハ外陳ヨリ觀音經所作仕舞出堂畢、

一九月四日肩開ノ事掛入頂緘如儀式也、寺家先達中へ不殘宿礼如例、一同八日九日ノ間ニ下宮社參ノ事、



新客補任ノ事

印信



秘中ノ深秘不可外見者也
六賢々々

大日本国鎮西肥後州阿蘇大峯両部大曼荼羅法界道場ノ所、

乳_レ初度新客初僧祇位

夫以頭襟袈裟者釋尊最初法衣故神明佛陀納受無如罪障消滅天當峯者一乘法花之靈場十界具足之修行成就佛身無_レ疑至_レ後年_レ可_レ勵_レ僧祇之重位_レ者也、仍初度修行頭巾袈裟令免許之状、如_レ件、

授与

何坊何某

年号八月廿八日
上書ハ印信初度

何坊

内螺緒之事何坊々々第四度
右阿蘇大峯依床出仕令免許之状如件

年号月日

何之宿正大先達之

内度数之状 何坊々々第何度

右阿蘇大峯執行度数令補任之状仍如件

年号月日

何ノ宿正大先達々々々

阿蘇大峯掟之状

一峯中秘密執行之儀御座トヘ者永代他言仕間敷ト、縦共永不行跡有之還俗仕ト迎も他人者不及申、

阿蘇山修験道之事如先規有来行者中任筋目諸山伏法式猥無之様ニ下知可仕ト、若違背之輩於有之者急度可致言上之旨ニ宝院御門跡御気色之所、仍而執達如件、

寛文九年四月廿五日

飯田備後

宗廣判

甲村壹岐

定勝

淳照法眼

肥州阿蘇山

行者衆中

本分大庄屋松浦加左衛門

資料V

後年見令之為扣置候事

阿蘇大峯修行文久二戌年古先手控

大越家正大先達圓達坊契秀法印

明治之頃御一新二付蘇谷契嚴ト改名ス

七月廿五日惣札護摩札認方ト大越家元江兩番打寄字頭坊并ニ書記役同

道出席有之、惣札認ハ字頭坊書記役也、護摩札者行者書記之事、賄雜用三宿惣人数割出納之事、

廿六日

笈開兩番入峯之銘々并ニ地先達發束を宿々ニ參大宿ニ揃三巻勤終而吸物希^(音)二種神酒頂戴希こんぶ兩番カ一宿ニ神酒三升宛上ル、其レヨリ二ノ宿次ニ三ノ宿右規式同断終而宿々ニ參リ、夫カ自坊江引取

廿七日暇乞ト發束ニテ大宿ニ相寄揃字頭坊・衆徒年行司、地先達、夫カ亦大宿ニ參リ山伏中ハ兩番地先達申打廻リ自坊ノ江引取、

廿八日早天宿々ニ揃大宿へ揃先立惣札護摩札役僧兩番カ式人付次ニ三ノ宿立二ノ宿大宿ト探出し一ノ護法ニテ之差勤札処、夫カ神變堂へ參リ

笈御正躰堂内ニ安置四知讚三巻勤札納堂向童子札処天ノ岩戸三巻勤札処上宮拝処三巻勤行者堂へ帰列立也、本堂行内陳ニ笈御正躰四智讚三巻勤

中宮社天神社三巻勤、諸先達役僧ハ新客引連稗川行三巻勤同行行場作法終而心經一卷本堂へ歸ル、下市札坂迎有リ、打越社三巻勤札処也、横井

ノ札ニ而坂迎三巻勤、坂迎之場所ハ何れも三巻勤、立懸ニ一心經一卷、麓ニ下リ御祈禱所三宿并ニ止宿、夕飯ハ坊中町カ仕出し吸物希二種神酒披寄^(音)尤供廻リハ宿々賄之事、

廿九日朝飯三宿カ仕出し御祈禱所立懸三巻勤、大門童子前ニ而四智讚三巻勤次ニ笈練大宿ト三ノ宿御正躰一行ノ一老二行ノ二三衆ノ一也、次ニ

濱ノ宮四智讚三巻勤札処也、是まで地先達中カ御正躰懸送ル也、兩黒川御宮分社領分カ坂迎、御札歸山之上髮桓童子ニ而乙姫^(音)カ坂迎、札木松

札所永草村カ坂迎札木同断、枳^(音)カ坂迎御札遣ス、赤永札坂迎札木同断御札遣ス、狩尾^(音)カ坂迎札木、跡ヶ瀬^(音)カ打切橋的石村何れ茂右同断、坂ノ下

町カ觀音堂ニテ坂迎四智讚三巻勤、

峠中程ニ螺出ノ水ニ而三巻勤札所也、上ノ小屋向ニ堺の松札所也、中ノ

小屋道西札木ノ松札所中ノ小屋坂迎、牧・古城坂迎札木ノ松札所、平川村ノ案内參ル坂迎札納ハ同札宮へ着、社内へ三宿共ニ笈御正鉢神殿ニ安置ス、四智讚三卷勳尤立ナカラ法味也、大宮ハ宮ニ止宿二三ノ宿ハ別宿也、朝夕勤行ハ三宿共ニ宮へ出勤、

八月一日平川村場立、五所原村川原ニテ坂迎御札遣ス、杉水村松山ニテ坂迎御札遣ス、今村坂迎尾足村小河原坂迎同断、住吉村手前ニ道ノ左リニ札処有リ、

住吉村之宮ニ着四智讚三卷勳終而大宿ハ宮ニ宿ハ社司三ノ宿ハ庄屋止宿也、宿札ハ三二大宿ノ段々也、

二日住吉村朝七時出立、八木殿松三卷勳札所廣瀬村坂迎同断、古閑村・村吉村此村へ竹廻御会所之札頼置、木柑子村・富村出分村・夜間村・□大塚村・三万田村坂迎有、板井宮四智讚三卷勳坂迎、水ノ出口ニ伊勢堂有三卷勳札納、先達中ハ下ノ方ヨリ云々、

上高江村・林原村坂迎、磐岩社四智讚三卷勳坂迎、高嶋宮四智三卷之坂迎、是処ヨリ少シ先キニ船渡有リ西鍛治屋村坂迎、上中富村・袋田村・芋原村坂迎、中富村・川崎村宮ニテ四智三卷坂迎、是村一村ギリニ庄屋呼出銘々ニ御札引渡ス、此処一泊相談之事云々、小嶋村坂迎、觀世音寺ニテ新町御宇田村ヨリ坂迎御札五牧遣ス、四智三卷、是処ヨリ役僧老人先キニ行新町会処ニ御札遣ス、藤井村宮ニテ四智三卷此処ニ中富会所江御札頼置、島井村宮ニテ四智三卷坂迎札処宮ノ左ニ松木有札納、

馬見塚村坂迎、方保田村・白石村古門村・両南嶋村・両中村坂迎、山鹿大宮着四智三卷二三宿共ニ笈御正鉢宮ニ安朝夕勤宮ニ參ル、町湯ソバ乙天堂四智三卷護摩供有リ、夫ヨリ雨屋酒出、熊入村宮ニテ坂迎四智三卷、石村宮同断、杉村宮同、寺嶋村宮ニテ同此処ヨリ城村・保柳村宮ニ御札二牧頼置、霧ニケ村坂迎、踊町村坂迎、三鍛治屋村坂迎、不動尊御姿八十

牧遣ス、今寺村坂迎、小坂村坂迎、上下小坂村同、芋生村同、敬正松ト之札処有リ、河原谷村坂迎、四丁村・岩野村ヨリ案内有リ、四丁村宮三卷次ニ庄屋へ止宿、大宿ト二ノ宿ト一度越、岩野村宮三卷三ノ宿社司ノ方宿、岩野村宮三宿揃三卷勳、十五丁程先ニ鏡觀坊墓ニテ四智三卷、百田村口屋へ古先ヨリ往來見セ候也、坂七八丁登リ百田村ヨリ坂迎、是処ヨリ役僧中ハ山刀ヲ持先ニ行練松之行ノ場拵置、貳本見立、表松役繩張置亦見替ノ松生ノ行滅ノ行教示先達弁指圖ヲ致松練之事、口傳是行ハ発心門、心經一卷札納役僧二人道出迎六先右先諸先案内致、練松見分ノ上三卷元ノ道ニ出暫ク先ニ田代村ヨリ茶丸飯杯出ス札処ナリ、松有リ十五丁先ノ左ニ松有札納聞可申事、次郎淵村坂迎、山中宿ト云テ一里半程行大川有リカラヒ渡ス、是ヨリ本分村大宿ニ付三卷宿々ニ引取、大宿ハ松尾宗八、二ノ宿ハ松尾勘助、三ノ宿ハ小川八左衛門、只今止宿役方頼遣ス、同所宿札有朝夕勤銘々之事、是所献上札大庄屋へ引渡ノ證文人數書庄屋ニ渡ス、大庄屋両庄屋へ大ニノ古先案内取献上札大庄屋へ両庄屋ノ札土産供夫ニ持置納ル事、釜屋宮へ一ノ宿ヨリ役僧二人新客中引連御札納三卷勳、大川船渡用心可有之事、嘉永入峯ノ節船乘シツメ云々、是指圖古先ノ役也、餘ノ役僧ハ外道場檀拵先達諸先達長絹役僧者時ノ相談ニテ山掛之時モ有、又長絹ノ時モ有、役人違對ハ古先之役前、室山道中御札并飯米等送可申、室山行ノ夫方ハ笈掛一人飯米持一人御札禮宮二人都合三宿ニテ八人、古先中ハ山中要用ノ買物云々、三宿ノ荷物人馬三古先相談頼入也、是処宿料僧俗共ニ耆人前百七十五文先格之事、是処飯米買方事、

五日ニ出立、津江宮御札遣ス、坂迎有リ
黒木町酢屋ニテ坂迎、祇園宮四智三卷坂迎、宇曾宮四智三卷、虚言ノ行場也、七五三口傳吹法衆、椿原出小屋茶出ル、星野村大庄屋坂迎、池山

弁天社札納メニ新客參不申候、新客ハ一人ツツ矢申也、同社司ニ立寄三卷御札納茶碗焼ニテ坂迎有リ御札遣ス、護王堂三卷役僧先ニ參祓川手数、第一川セキノ口傳、瀬戸拵ノ口傳、成ル渡リノ口傳、横木ノ事四口傳、繩張ノ口傳、先達座拵ノ口傳、二ノ宿先達教化示地獄道也、口傳セトハコレ出生以來惡業皆懺悔シテ梵心ヲ捨ル処也、修行門也、札木大木有、是ニ御正躰ヲ安明王縛ヲ拭同行誓言ヲ致ス処也、此処ニテ護身法珠数授ケ云々、室山宮四智三卷大宿ハ神殿二ノ宿ハ不動堂二ノ宿ハ社司朝夕勤行宮へ出仕宿札如常、護摩修行四智普門品、護摩札立以前ハナレコ舞有、只今略、當処老人前廿文ツ、三宿人数一同ニ仙頭ニ引渡ス

六日室山出立、宮揃三卷社司之前ヲ通り後ノ谷ニ下リ向鷲ノ岩屋有、野々中暫ク登リ左ニ札処有水海ニ七時ニ着、童子三卷小屋ノ引取役僧新客ハ薪取、二ノ宿役僧ヨリ護摩檀掃除触出且關伽棚掛方役僧新客ノ役也、古先諸先達ニ指図ヲ受可申也、方木立方諸先達一老出仕口ヨリ立ル也、又木モ役僧一老ヨリ同断、檀木役僧ヨリ輪番ニテ出方、護摩木新客中ヨリ入用丈出方、護摩木積候段二ノ宿役僧ヨリ答候、大宿古先ニ答、大宿古先ヨリ鏡來二度致候而三宿一度ニ出仕口ニ揃六先達四智讚ノ内ニ笈練大ト三ノ笈也、諸先達行ノ二老ノ役也前ト後ロト三度當テ合九度星ヲ祭ル也、口傳、肩練大ノ履行ノ一、三ノ肩練一、二ノ履行ノ二、四智讚終、二三ノ負關伽棚ニ直シ、大ノ負掛乍行道先關伽先達大ノ負、次ニ小木先達、次ニ宿ノ先達、三ニ大ト行道三度、次ニ諸先達役僧三度、次ニ同行大越家拜同行道終而各石座道師始テ二ノ宿頭四方堅丑寅ノ方ヨリ始散杖仕方口傳、又木仕方口傳、安樂行品ヨリ宿先達護摩先達ハ入替五先達ニ而行道護摩始ル、行道終而正座付普門品一卷之内大越家柏子木打左右ニ散其ノ時役僧ヨリ新客式人衣ノ袖ニ柏子木ヲ棄上ル云々、慈救免ノ内新客下座ヨリ老人ツ、立花ヲ火燒ノ三礼ス、護摩終而引取、是処三宿

小屋星野村組中ヨリ掛ル也、當処ヨリ竹原マテ荷物送り人馬同様之事、石川内村ニ三宿ヨリ夫五人參ル、是夫笈掛三人御祈禱管持二人竹原村マテ之荷物送人馬ハ柳村ニテ繼替里掛之方ハ此村へ泊リ候得者宜敷候ニ付、先触仕出之節止宿頼紙面仕出可然事、但シ新規之事ニ候間宿頭古先御相談之事、

十日役山見立場所小屋ヨリ東ニ當十丁程向フ、山有リ是処ヲ行山ト仕、役僧先達老人參可申事

十一日七ツ時分迎二一宿ヨリ一人宛丸飯ヲ持參ス、但シ役山留主ニ行場拵へ聖天棚拵諸先達へ差圖ヲ受役僧ノ役也、小木ノ寸長二尺五寸ニ一束分五本宛老人前二束也、イノコ柴ニテ二重ニ廻シ三ネジリテ結フ也、連レ歸ル処役人中川ノ向フノ道ニ待同行中先刻ヨリ待候何ヲシテカト大音ニバサラ竹ヲ以タ、キラメク也云々、小木ノ先達袋束八チ卷ニテ童子ノ前關伽棚ニ掛リ又木ヲ持イカマシク待玉フ、同行中小木拂口傳終テ新客中ヲ護摩檀ノ童子ノ向フニ並ベ林香付タル丸飯一ツツバ八葉ノ印ノ内ニ持セヲキ役僧中其前ニ立其丸飯ヲ一口ニ吞トバサラ竹云々セムル時諸宿申合セ如何ニト申時二ノ宿ノ小屋ヨリ一同ニ鳴物ナラシ云々、又其時新客中丸飯ヲ捨テ二ノ宿ノ前ヨリ東ニ諸先達ヨリニガス也云々、又呼掃シ一所ニ揃ヲキ是則鐵鬼道也、口イ、護摩檀ノ後ロニ柴ヲ伐寄セ立脇ヨリ見ヘヌ様ニ拵へ同行二人ツ、呼入ヒタヒヲ合ヌ事三反、次之柴ノ内ニ通シ手ヲ握リ合セテ両手ノ間ヲヌケ又タヌケ返ヌ事三反、是畜生道也、口イ、亦タ次ノ柴ノ内ニ正面ニ明王ノ繪ヲ掛前ニ先達中列坐頭袈裟之教化終而教示役ヨリ誓言ノ金丁有リ、正天供三宿頭昼ノ内ニ有リ、是新客ニ可秘供物四十八本、口傳、萩柳ノ枝四十八本は一ツ条古先ノ役也、修法教化終而夕飯仕舞直ニ護摩供次ニ新客ナレコ舞札有、次ニ古先宿渡之儀式有リ、此処法用漆、天上掛荷物送方人馬手数云々、小屋々々ニ火

ヲ掛ル也、

十二日水海出立、瀧川内村へ行茶有、是ヨリ谷ヲ登リカリ亦タ山ヲ右ニ見テ廻ルカリ亦山ノ下ヲ通り暫ク行テ右ニ札処有リ、少シノ山ノキワニ有リ、三来童子ト立処ニ竹脇村ヨリ茶出ル、先キノ左ニ札処有リ、木興シ夫ヨリ峯尾筋ヲ行先ニ十郎峠ニ札処杉有リ、夫ヨリ先ニ右ニ札処有リ、是ヨリ空鉢宿マテ十丁斗リ、空鉢宿小屋掛之儀天保七戌ノ年入峯之節仙行坊妙恵ヨリ相談ニ仍テ柳村板屋村喜作殿へ相談仕、峯毎ニ金子壹両貳朱ニテ賄小屋掛頼来候、則妙恵ヨリ元錢百目衆徒山伏詞堂物備是利錢ニテ金子等備ヨリ出方仕想人数ニ掛不申候其ノ後茂入峯毎ニ少シ増方ハ宿頭ヨリ出方ニ相成候書替有之、

十三日空鉢出立、峯尾筋ヲ行札処右ニ太杉有リ、夫ヨリ三郎田ト云是マテ星野村ヨリ案内、夫ヨリ御側村ヨリ案内出ル、岩屋ヨリ十丁斗手前ニ田代村ヨリ案内出ル、御前嶽札処夫ヨリ岩屋ニ付田代村ヨリ見舞有リ、太宿ハ権現ノ前ニ宿ハ左三ノ宿ハ右也、勤終験之石行場是ニ柴立繩ヲ張り、口傳、同行中行力大口傳、折終關伽水頂戴、是水汲法關伽先達ノ役也、

十四日岩屋ヲ立、釈伽嶽ニ登札処、夫ヨリ谷ニ下リ案内前日之通參候也、御側村ヨリ三人參、次ニ栗ノ木ノ大平札処竹原ヨリ廿丁程上ニ日村ヨリ坂迎、是処昔古小屋ノ場処有、入峯ノ節螺ヲ吹候得ハ水出ル、亦立掛螺吹候得ハ止ト云、竹原村ニ七半頃着、

十五日逗留諸事法用本分村之通、但天神社前ニテ願ニ仍テ護摩供有、方木又木散杖ハ仕無、宿札ハ使僧也、此処薬師堂札処宿料ハ老人前百七十五文也、一泊荷物ハ神前マテ送ル事 但一人前百五十文ツ、馬疋疋ハ三百文、神前要用不足品ハ買方ノ事、

十六日朝四時分ニ立、田伊王村ニテ坂迎、家別札遣、一ノ瀬村酒迎御札

遣ス、柿之谷茶出、神前ヨリ十丁斗手前ニ竹原村ヨリ昼飯、但宿主ヨリ持来ル也、神前少シ手前ニ札処有同着童子前三卷勤終テ小屋ノ二引取、護摩相親式水海之通り、十七日相良村ヨリ使者參ル、

十八日相良村下リ金捧先箱御祈袴箱札扇子管別記ニ有リ、矢谷村宮ニテ三卷札処也、相良村宮三卷札処觀音堂普門品一札納ハ、次ニ相良寺ニテ三卷終而村中ヨリ坂迎、次ニ護摩供執行、深山之通又木散杖有リ、是処ヨリ歸リニ矢谷村番所ニテ風呂杯有之云々、

十九日竹原村宿主ヨリ見舞来、相良・上内田・矢谷ヨリ見舞来ル、是処ハ矢谷庄屋ヨリ登賃錢出可申事、右ニケ村庄屋參候節三宿之荷物人馬日限等頼入也、

廿日役山見立是処ヨリ良方ニ當テ三十丁程行キ山有、役山ヨリ白口カツラ三ヒロツ、二筋ツ、持歸ル、口傳、登散杖口傳、修羅道小屋ノ南ニ山有、大木ヲ見立高八尺白口カツラニイノコ柴ヲソヘ卷上ヲク、同行歸リタル時右之通卷上ケ申サレヨトセム云々、暫ク其時諸先達断云々、上方ノ事、口傳、手代木之事人道上へ下タノバン厚サ三寸ツラ四寸長サ五尺斗リ也、両方ノコマ一寸八歩ニ二寸五歩立子セニ、口傳、是行場本ノ方衆ノ一老立越シムル処ハ行ノ一老之懺悔々々トシムル時諸先達ヨリ懺悔ノ文唱へ通ス也、此コマ作法行ノ一ノ役也、但神祕他見無用新客中脚絆燒事何山伏トノ事聲聞菩提ヲ示、両方ニ柴ヲ立少シ明横木ヲ両方ヨリ十文字ニ 同行一人ツ、亦ガリタル時何山伏カト云テ三度シムル也、其時何山伏ト答通ル也、八子越之事天道高サ五尺程横木ヲ結ヒヲキ同行一人ツ、来ル時は間ヨリ山中ニテ慈悲咒唱へシ、行力ヲ以テ是横木飛越申セト賣ル也、其時諸先達ヨリ断ル云テ役僧手ヲソヘハネコス也、則天道也、飛行自在之行、口傳、圓覺塚ニ火ヲ立、口傳、是処ニ地獄・餓鬼・畜生・修羅・人道・天道・聲聞・円覺合八界之行作法也、是処ニテ四道教化有、

人馬賃錢一里十六文ツ、人馬ニ渡ス、此処ヨリ天上懸ニ一宿ヨリ夫一人ツ、同道中要御札渋紙ニ包ミ持セ參

廿二日深山出立鼻黒童子札処右ニ有、次ニ札処左ニ有、後口入道之行場有、尤老人ハ下廻ルベシ、柳枝着童子ノ前ニテ三卷勸護摩供修行終而宿々ニ引取、白草村へ別レ參ル事同札書様別記ニ有、柳枝ノ宿ヲ立少シ先キヨリ右ニ入天上道峯尾筋斗參ル也、次ニ白草村ノ上ニ童子右ニ有リ札処左リニ松有リ是処ニ風ハエ權現生木ノ中ヨリ水出ル、札処道ノ左リ下ニ無名石有札処、夫ヨリ小笹マテ七合九ツ半頃着童子ノ前ニテ三卷小屋ノ二入ル、是処勸方深山通り也

廿三日坊中ヨリ米・味噌・醬油・野菜持来ル、下屋敷中見舞来ル、同日木挽来ル尤樽披露物希ニ種仕出ス、木地屋村御山口立合札木見立役僧ヨリ根伐之作法木挽へ引渡ス

廿八日役山見立深山之通り此処ニテ新客中へ櫛八葉ヲ取セ持帰ル事

廿九日小木拂勸請終テ晩ニ護摩供此処菩薩佛界之勸請也、且捷書読渡シ判形仕ル也、諸先達役僧新客中也、新客中頭巾錢老人前正錢老奴式分ツ、上ル也、宿渡シ無シ、小屋掛ハ内牧湯之浦村受也、御札板駄数積方人馬夫方何十人ト云コト前廣行者年行司へ申遣シタク事、是処ヨリ九月三日山上要用之品々自坊ノへ申遣シタク事、役僧一老ハ山上用亦木申遣ス、宿頭寄宿古先供夫等申遣ス、寢懸同断是処ヨリ御祈禱宮一ツ古先中申談道中要用之御札守鏡鉢一前遣シ可申、但シ坊中之夫方ニ初ノ酒迎場所マテ送り夫ヨリ村々へ頼送り可申也

九月一日小笹立、黒流村・古地村・今町・下之原村ヨリ坂迎有御札遣ス、小野田新村・小倉・綾野・三賀村ヨリ酒迎有リ、小野田村・山田・小野田・中原・東下原・西下原・下之原右坂迎有リ、此処金剛童子札処有、藍ケ水ニ着童子前二卷、次ニ小屋へ引取ル護摩修行是処小屋掛賄共ニ手

野・尾籠・下三賀村也

二日は処出立暫ク行、上三賀村酒迎、是処願ニ仍而札納ル、野中・北坂梨村坂迎有、坂ノ上觀音堂ニテ三卷也札処、坂ノ上ヨリ坂迎有リ、赤仁田・波野・中江・小園・瀧水・小池野村ヨリ坂迎御札六牧遣ス、樽木野・笹倉・坂ノ上組中坂迎有御札三牧遣ス、是ヨリ觀音寺ニ下リ四智三卷終而夕飯仕舞晩ノ勤懺法、次ニ護摩供是処小屋掛賄等坂梨町・古閑村・馬場村ヨリ仕出風呂モ有リ、是処出立暫ク行米山村ヨリ坂迎、次ニ箱石之行場祈リ之内札納ル、口傳、櫻ケ水・堀山村坂迎、日直ニ着、童子前ニテ三卷相スミ、小屋ノ二入ル、是処小屋掛両色見村受也、御札ハ帰山之上使僧ヲ以遣ス、是処ニテ朝飯仕舞直ニ朝之勤暫休、明松ニテ七合程登葉山柴燈燒、夜明ヲ待少シ東白ニ亦五合程登、山之頂上ニ登リ又三合程行大極ノ岩屋ニ新客中札袋等納ル、三卷終而右手ニ取ニ合程行釘之耳ノ行場新客一人ツ、通ス、夫ヨリ右へ田ヲ見テ五六丁行又左へ取少シ山ヲ登リ早速右へ下リ五六丁程西へ掛御宝池ノ見へ候処ニ出ル、夫ヨリ南へ十丁計リ行キ又右へ取谷ヲ下リ潮似カ谷ノ上へ下リ夫ヨリ仙人カ濱右へ取下ル也、夫ヨリ兩之嶽儉會カ宿ニ附也、是処ニテ糞束仕替、先立役僧二人負三丁六先達諸先達役僧新客中ハ花ヲ持、跡役僧二人但シ飯三度ノ役人八卷キ無シ、上宮拜処三卷、天之岩戸三卷、當役古先役立合ニテ天火取、口傳、行者堂出仕口ニテ四智ニテ操出シ六先達行道三反之先達中ハ行者堂板縁ノ下ニ正木ニ掛、次諸先達役僧行道三反、新客中行道三反、各位左右之両座也、負練一反一行ノ一、三衆ノ一役也、四方堅メ二ノ宿頭ノ役也、又木散杖無シ拍子木無シ、先達中安樂品ヨリ行道、柴燈問答護摩終テ神酒頂戴希昆布曳、列立大宿二ノ宿三ノ宿ト操出ス、金剛磬ニテ螺之案内有、三臟半ニ吹也、是処ニ色々略ス

本堂内陳ニ御正軀四智三卷、中宮社三卷、天神社三卷、番屋ノ前ニテ扇

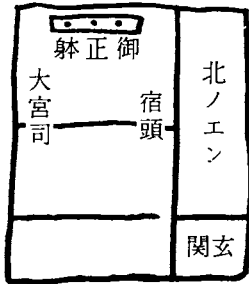
子護摩負御正躰乍懸、打越社四智三卷、硯之石ニテ役犬原坂迎、牧之内ニテ竹原・藏原坂迎、少シ下ニテ鶴村坂迎、衆徒御祈禱所ニテ扇子護摩、町童子前同断、行者御祈禱所同断、大宿ニ参リ三卷夫ヨリ宿々ニ引取、夫ヨリ自坊々々ニ曳取ル、行者堂方木ハ地先達ヨリ立ル、但シ堂ヨリ左衆徒右行者也、長サ五尺ニ四寸角、又木モ當役一老ヨリ立ル、散杖地先達ヨリ世話ニテ立ル

九月四日負閑シテ早天ニ天窓ヲ刺撥束ニテ其宿々ニ参、大宿ニ揃三卷勤終テ吸物一ツ希二種ニテ神酒披露儀式二三宿同断、尤兩番ヨリ一宿ニ神酒老升宛上ル、四日早朝ニ便僧ヲ以テ衆徒年行司へ今日ハ負閑ニ付鐘來御見合被下段頼入、

六日入峯ノ銘々撥束ニテ宿々ニ参大宿ニ揃、三宿打込ニテ目出度入峯相勤候段学頭坊衆徒年行司一老ノ地先達中打廻ル、自坊々々ニ引取ル也、山伏中地先達モ右同様先立新客役僧四人見合立ツ、

九月八日大宮司殿行列立大宿金棒先箱新役僧二人御正躰斧錫杖長傘長刀宿頭寄宿諸先達役僧新客古役僧二人、次ニ供廻リ之列立、二三宿同様是日差支等無之段前廣古先ヨリ家司役マテ問合ヲク、大宮司殿へ三宿ヨリ神酒三升ニ御札上ル兩番山伏中ヨリ九六 老貫文上ル、

阿蘇之宮三卷勤 青龍寺へ札遣ス、



宮地組五ヶ村ヨリ酒迎、西町右何レモ御札遣ス、帰り夜ニ入候間高灯提等持参云々、

神前ヲ構御正躰御札机ノ上ニモゼン敷 神拝相濟對面列之通萬延六申入 峯之節引改メノ事、

十六日大宮司殿ヨリ返札使者樽持参、尤吸物一ツ茶碗吸物希三種酒出茶積モ出ス

峯中里程

坊中ヨリ平川マテ六里

平川ヨリ住吉マテ二里 住吉ヨリ山鹿マテ五里

山鹿ヨリ岩野マテ三里半 岩野ヨリ本分マテ四里

本分ヨリ室山マテ四里 室山ヨリ水海マテ一里半

水海ヨリ空鉢マテ三里半 空鉢ヨリ岩屋マテ四里

岩屋ヨリ竹原マテ四里 竹原ヨリ深山マテ二里半

深山ヨリ柳枝マテ二里半 柳枝ヨリ小笹マテ四里半

小笹ヨリ藍ヶ水マテ五里半 藍ヶ水ヨリ赤瀬マテ四里半

赤瀬ヨリ俵會マテ二里半 右天上掛道方

土路掛道方

本分ヨリ水海マテ六里 水海ヨリ石川内マテ七里

石川内ヨリ竹原マテ三里半 竹原ヨリ深山マテ二里半

深山ヨリ隈府マテ五里 隈府ヨリ小笹マテ五里

但シ雨天之節ハ井野村へ泊

里掛村付扣

水海ヲ立千、屋村紺屋忠七方酒迎有御札遣ス、桁山組中ヨリ坂迎家別札遣ス、仁田坂ヨリ坂迎家別御絵遣ス仁田原仙頭ヨリ坂迎御札遣ス、小嶽組ヨリ坂迎御絵遣ス、

柳板屋村庄作方ニテ坂迎

是扣ニテ人馬繼替候間次ノ峯ヨリ先触仕出ノ節紙面ヲ以泊リ頼遣シ可申事、

兩本札三ツ切三枚紙札十二枚遣シ板札ハ空鉢宿小屋懸賄等之世話人也、浦名仙頭宅ニテ坂迎有札遣ス、倉ノ戸組中ヨリ坂迎有板札一枚不動尊六十枚遣ス、

平野村ヨリ坂迎紙札三枚、中村組ヨリ酒迎御絵二十枚遣ス、嶽村組ヨリ、坂迎御繪七枚、

石川内庄屋泊是処茶代老人前百七十五文ツ、且人馬賃錢出方也、但夫一人前二百文ツ、石川内村ヲ立日隱之村ヨリ茶出紙札、柴魚村坂迎御札遣、竹原村へ着要用別記ニ有、深山宿同斷深山立、矢谷村庄屋ニテ坂迎、隈府町泊同町要用物別記有、

宿渡之扣

諸宿ニ案内申承ルト答、鬼ハ居マセヌカト云時鬼ハ居マセヌト答、宿ノ柱ハ十六本先達三人負ニ挺同行合テ何十人天皮敷皮散杖入木如意香炉ジンハン丁ニ五ツノ辻大金丸ニ小金丸太天上ニ小天上セツケ鉢ニセケ柄締關御桶一荷ニ宿中行儀之作法トシテ明松三丁相添へ渡シ申ス、受取候得くへ御受取候へ、
返答ニ 請取テ候、

新客札

一心不乱之行人

捨身求菩提

兩部修行山伏、

右 釈伽嶽マテ七十五 廿五程

右文久式成年記

二寸八寸切頭六寸下五寸二歩八歩板小笹

當国太守様獻上札面

朴八八歩

胎藏權現 何 歳 阿蘇山

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供御武運長久祈所

金剛藏王 九月吉曜晨

行者等

敬白

天下泰平五穀成就祈所

月

御城内安全祈所

右三枚太守様

長岡佐仲殿長岡内膳殿行二枚

御武運長久祈所

武運長久祈所

右御家老御中老中御奉行中御奉行所合拾枚

長サ二尺八寸也

長サ二寸五寸 (尺カ)

吉良日

武運永昌如意祈処

歎言

寺社方根取中二人阿蘇御郡代二人内牧結処一人合五枚

長サ二尺一寸熊本諸役人中台五枚

武運永昌
欽言

手宿中

熊本諸役人大津人馬会所千葉城人馬会所

熊本宿大津宿 合拾五枚

筑後久留米有馬玄蕃頭様札面

朴八歩

年号

阿ノ山

三枚

八月吉曜晨 行者等

御武運長久祈所

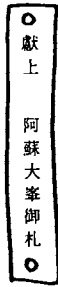
敬白

長サ二尺八寸頭六寸下夕五寸二歩

針七本

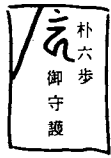


上八管寸方長サ二尺九寸
深一寸二歩小笹四歩本巾七寸

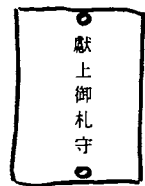
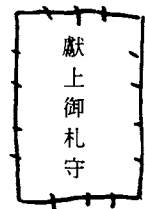


長一尺二寸 小笹
巾二寸五歩 四歩板

長サ八寸七歩大奉書紙



中札大奉書八ツ切又二ツニ切不動尊手
朱摺一牧入 裏書 〆
サシ札巾一寸五歩



長九寸二歩
小笹杉四歩
長サ五寸
四歩板

右二管共二桐油紙ニ包染苧細引掛其上ニ桿札ヲサシ結付締方、尤本分ニ而三宿并二三古先立合御札守等改其上ニテ大庄屋へ引渡、尤大ニノ古先持參云々、

神社

年号

御奉行一牧 武運長久如

八月吉良日 行者等寅白

長二尺八寸

朴七歩

郡御奉行一牧

如意祈所

長サ二尺一寸

中

朴五歩

家運永昌如

寺社方下代一牧

八月吉良日

中

長サ二尺五寸

年号

阿ノ山

本分大庄屋扇子管ソヒシ本入 天下泰平五穀成就祈所

八月吉曜晨

行者中

欽

長二尺五寸

年号

合五牧両庄屋三宿扇子二本 家運永昌如

八月吉良日

行者中

祇白

右札面筑後分何レモ小笹板

紙札七牧大庄屋惣代七人但案内夫ヲ取大庄屋へ參献上札引渡、次ニ大庄屋惣代ノ札引渡、尤大ニノ古先同道歸リ掛ニ両庄屋立寄、

日田御陳屋

朴八歩長サ二寸八寸

阿ソ山

年号

御陳屋安全如

九月吉曜晨

行者中

敬白

御武運長久如

行者中

敬白

右二牧御陳屋納

長サ二尺一寸

朴五歩

アソ山

合キ牧元緒四人
日隈氏武運長久如

行者中

欽言

朴八歩

行者中

山上本堂二尺八寸一牧 山内静謐令法久住如

一山修験等敬白

神變堂天神堂中宮社打越社両構堂合六牧

右札面同様

朴八歩長サ二尺八寸小笹板

行者中

惣門五方 山内静謐令法久住如

一山修験等敬

二尺八寸

号

学頭坊 御寺院安全如

行者中

九日

欽言

衆徒中行者地先達長サ二尺五寸
合十九牧 寺院安全如

欽言

学頭坊

御寺院安全如

一山

修験等 敬白

衆徒中地先達中納

一山

長サ二尺五寸

御寺院安全如

合十六牧

修験等 敬白

二尺五寸又は二尺一寸也

アソ山

阿蘇宮踊山社霜宮濱宮

神威倍増社内安全

三宿中

敬白

二尺八寸

三宿中

大宮司殿

貴館安全如

敬白

大宮司殿家司 當町東西童子塚合三牧長二尺八寸
八歩板

郷内安全

御山配役内牧會所坂梨會処高森會処

天下泰平五穀成就アソ山三宿中欽言合三牧

武運永昌アソ山
三宿中欽言 内牧坂梨高森大津惣庄屋

寺社横目北ノ宮社司霜宮踊山社司御山口合拾牧

長壽院福田寺万念寺青龍合四牧

中奉書二折四ツ九ツ折也

一輪致啓達修勤暑之節ニ御座候得共弥御清福可被成御勤奉重悦候、然者當秋阿蘇大峯執行之儀 国主表ヨリ被申付候致執行箇ニ御座候ニ付、御陳屋江御届状一封差出申候間宜敷御執達奉頼候、且入峯成就之上如古例御札差出候間此段茂御執達被成置被下候様御頼申下、為其以書中如是ニ御座候、謹言、

六月八日

三宿連名

日隈彦三郎様

大杉原半紙仕立

一翰致啓達候、弥清安可被成御座奉賀壽候、然者當秋為天下泰平五穀成就御祈禱阿蘇大峯執行被仰出候ニ付致執行申笛ニ御座候、依之先例之通峯道筋伐明方宜奉頼候右之段御頼為可得御意如是ニ御座候、謹言、

月日

阿ソ山三宿

古先役三人

豊後日田御料

津恵郷

生曾場名

御村方衆中

柳・板屋村世話方 但此両村ノ内ニ次峯ノ節ハ止宿

庄作様

頼之紙面 里掛ハ此村ヨリ

利三郎様

石川内マテ 五里ニ付夜ニ入難

團四郎様

浪ニ付新殿ニ相談ノ事

上生曾場村半四郎様一通三宿三古先連名

一筆啓上仕候、弥々清安可被成御勤珍重ニ奉存候、然者別紙之通大峯執行被仰付候ニ付而者、先例之通乍御面働夫々御通達被下候様宜敷奉頼候、為其以老人如是ニ御座候以上、

アソ山三宿

役僧中

月日

内牧

御惣庄屋

犬塚三郎右衛門様

右先触書管ニ相添手人ニテ仕出申候、尤平川ニ参掛之夫方ニ持セ内牧會

所へ仕出申也、

平川村御庄屋中様

アソ山三宿役僧中

先触

阿蘇大峯修行之儀者為天下泰平御国家安全御武運長久五穀豐饒成就御祈、當秋可致修行旨蒙 命勤修之笛ニ御座候、依之恒例之峯筋宿所并ニ荷物運送人馬等之儀宜敷御主意被成下候様奉頼候、尤往古者以別紙ヲ得貴意申達来候得共、去ル丑ノ年入峯之節ヨリ右之通得貴意申候条御聞届之上御肩上卯形被成下、次ニ無遲滞御順達之程奉頼候、左候得者御手数之御返翰ニ者及不申候、右之段得貴意為可申達如是御座候、以上、

大宿

大越家正大先達何坊法印

右古先役付

何坊

實名書判

二之宿

中越家

三之宿

護摩正大先達兼職鏡一坊法印

修行之事

鏡珍坊法印

右古先役付

何坊

六月八日

實名(花押)

内牧御惣庄屋犬塚三郎右衛門様

右御懸内村町両湯之浦小園へ小篠宿小屋掛等之儀先例之通村々へ茂頼越候得共、猶御席之^序砌程能被仰聞置可被下様宜奉頼候、

坂梨御惣庄屋渡辺千八郎様

右御懸内手野藍ヶ水宿処小屋掛等之儀并ニ坂梨親世音寺行場等之儀先例之通村々へ茂頼越候得共猶御度之^序砌程能被仰聞置可被下候様宜奉頼候、

高森御惣庄屋山口久左衛門様

右御懸内両色見日之尾宿処小屋懸等之儀先例之通差支無之候様、文案同様、

先触文意前之通

内牧町御庄屋衆中様小笹小屋掛之事頼遣ス、右先例之通小笹宿小屋掛等之儀御近村被仰談止宿差支無之様御取計置可被下候様御頼為御意如此ニ御座候、文意同断略ス

分内牧御庄屋衆中様 内牧村——両湯之浦 小園村——坂梨三ヶ村——

古閑——馬場——坂梨村——親世音寺小屋掛 手野——藍ヶ水小屋掛尾籠

——藍ヶ水小屋掛 下三ヶ——藍ヶ小——

上色見——日尾宿処小屋掛

大峯惣人数附

大宿

一 出家山伏 何十何人

一 帶刀

一平夫

合何十何人

二ノ宿 三ノ宿右同断

惣人数合何十何人

アソ山三宿

役僧中

月日

右小奉書紙二ツ折又八ツ折先触同様相認封筒ニ入仕出ス、上書大峯惣人数覚内牧會処マテ手入ヲ以テ仕出ス、

一輪致啓違候各様御勇健可被御座奉歡喜候、然者當秋大峯修行ニ付別紙先触式通人数書ヲ以廻草ト得御意申候間ケ所洩等無御座候様、御通達被成下候様、宜敷奉頼候、右之断為可得御意如此ニ御座候、以上、

アソ山三宿

役僧中

月日

所々御役人衆中様

御庄屋衆中様

御宿々衆中様

先触

右次第不同之儀御用捨可被下、封筒ニ入内牧會所へ手入ヲ以テ仕出ス

阿蘇大峯執行之儀者為天下泰平御国家安全御武運長久五穀豐饒御祈禱、當秋可致修行旨蒙命勤修行笛ニ御座候、依之恒例之峯筋宿所并ニ荷物運送人馬等之儀宜敷御主意被成下候様奉頼候、尤往古以別紙ヲ得貴意申達来候得共、去丑ノ年入峯之節ヨリ右之通得貴意申候条御聞届之上御肩上印形被成下次ニ無遲滞順達之程奉頼候、左候得者御手数之御返翰ニ者及不申候右之段得貴意為可申達如是ニ御座候以上

大宿

大越家正大先達何坊法印

右古先役附

何坊

實名(花押)

二ノ宿三ノ宿同断

六月八日

平川村御庄屋衆中様右七月廿九日淀姫杜止宿荷物運送等之儀先例之通
宜敷御主意被成置可被下候様奉頼候、

住吉村御庄——右八月一日其地へ罷越候間 荷物——

原村御庄屋——八月廿一日養杖宿致着候間小屋掛峯筋伐明等之儀先例
之通宜——

班^ニ炗^ニ口村・虎口村・風木村・白草村御庄屋衆中様右養杖宿着小屋掛前同
断

上内田村御庄屋——右者深山宿小屋掛荷物

——同

矢谷村御庄——右深山宿小屋掛并荷物運也

相良村御庄屋——右深山宿小屋掛并二八月

十八日觀世音參詣之砌護摩供執行仕来候間護

摩木其外荷物運送等

山鹿町御庄屋——

右八月一日其地江罷越候間大宮止宿并二荷物送等——

山鹿町別當様

右同断

山鹿町雨屋新左衛門様

右八月二日御宅へ罷越候間御同家衆様別紙不致候ニ付夫々御通達

四丁分村御庄屋——右八月二日御地へ罷越候間止宿并二荷物運送

岩野村御兩処御庄屋——

右八月二日其地へ罷越候間止宿并荷物運送

筑後本分村

右八月三日御地へ罷越候間諸事先例之見合者大宿二ノ宿へ松尾恵助様三
ノ宿松尾嘉助様各當ニ止宿頼越候処、御難波御断ニ付御役向へ頼越申候、
此節モ右御堅慮を以無差支萬宜敷御主意可被下候様奉頼候、

同所大宿御宿本松尾宗八様

右八月三日御地へ罷越候間往古之通止宿并二荷物運送等之儀先例之通リ

右次第不同御用捨可被下候

先触 前之通り略ス

峯筋御惣庄屋衆中様大津御会所

右平川村御宮止宿之儀先例之通御通達被成置可被下様宜奉頼候

竹廻御会所

右住吉村御宮止宿先例之通——

川原御會所右養杖宿小屋掛峯筋道伐明等之儀原村へ先例之通

深川村御會所右養杖宿小屋掛道伐明等之儀虎口村・班^{ツマ}口村・風木村・

白草村へ先例之通——中村御會所右深山宿小屋掛人馬運送之儀村々へ

頼越置申候間猶又御度之時分程能被仰聞置可被下其御地通行之御先例之

通宜敷御手意被成下候様奉頼候 山鹿御會所

右八月二日其御地へ着仕候間大宮勤行且止宿等之儀先例之通宜——

筑後本分御庄屋様右八月四日其御地へ罷越申^(寄)候間先例之通宜御手意——

右次第不同之儀御用捨可被下候

先触

文要前之通略ス

大宿

大越家

右古先役附

何坊

賢名(花押)

二ノ宿二ノ宿同断略ス

淀姫宮御社司様右御宮へ七月廿九日罷越申候間勤行并ニ止宿等之儀先例

之通宜敷——住吉宮御社司様右御宮へ七月卅日罷越申候間勤行并ニ

止宿等之儀先例之通——

山鹿大宮御社司様右御宮へ勤行并ニ止宿等之儀先例之通——

岩野宮御社司様右御宮へ八月二日罷越——

室山御社司様右御宮へ八月五日罷越申候間勤行并ニ止宿護摩供修行御札

木護摩木等之儀先例之通宜敷御手意被成置可被下候様奉頼候

右次第不同之儀御用捨可被下候

此廻章順達相添候上拙寺等之内へ御届可被下候様奉頼候

右巻卷ニ仕立

先触 前之通略ス

大三宿古先ヨリ

星野村御庄屋様右八月五日其御地へ致通行室山社止宿等之儀——

猶仰木村板屋村之分先手御相談之通水海之宿小屋掛出夫御除被下空鉢宿

小屋掛之出夫へ御差出前峯之通宜敷御手意——

室山仙頭衆様右八月五日其御地へ罷越申候間諸事先例之通宜——

石川内村御庄屋衆様右八月十二日其御地へ止宿仕、十三日里懸衆僧中竹

原村へ着致シ、尤御村ヨリ竹原村笈掛夫三人御祈禱宮末之御手意被成置

北矢部村之内竹原名大宿御宿十左衛門様、同村二ノ宿御宿六兵衛様、同

村三ノ宿御宿太右衛門様、右八月十三日其御地へ罷越申候間止宿并ニ出

立之砌送り人馬等之儀先例之通宜御手意被成置可被下候様奉頼候

卷 次之卷二

式之卷

津 瀬村林左衛門様右八月十六日其御地へ罷越申候間止宿并ニ送人馬等

之儀——

同村之内梯ノ宮村茂平様右八月十六日其御地へ致通行候間諸事宜一之瀬

村林左衛門様被成御相談先例之通——

梅木村乙名衆様右八月廿三日——

揚杖宿所ヨリ小篠宿マテノ峯道筋伐明方并ニ小篠宿用小屋等先例之通

木地村乙名衆様右八月廿三日小篠宿所御懸内峯道筋先例之通——

猶大野村壹封乍御手数御送届可被下——

白草村乙名衆様右八月廿三日揚杖宿小屋掛峯筋伐明方將亦里掛之衆僧止宿并二人馬等之儀先例之通

右廻章順達相添候上七月上旬マテニ阿蘇内牧人馬會所へ御届可被下候様奉頼候

右廻章其御驛へ相達申候者々早速拙寺共之内ニ御届可被下候様奉頼候

アソ山三宿

役僧中

内牧人馬會所

御役人衆中様

右廻章二人數附相添先触何通書状何通ト書記一切封宮ニ入平川村庄屋へ當仕出可申事、

右庄屋へ送文要前ニ有リ、

切紙仕出文要

一簡致啓達ト弥御清一ニ可被成御座奉賀寿ト、然者当秋為天下泰平五穀成就御祈禱、阿蘇大峯執行被仰出ト間致修行筈御座ト、依之先例之通御懸内小篠宿所并ニ峯道筋伐明方案内等之儀村々江茂頼越置ト得共、御度之御宜被仰聞可被下ト様奉憑ト、謹言

六月五日

三宿 先名

日田御領大野村

御庄屋衆様

一簡致啓達ト弥御清一被成御座奉賀寿ト、然者当秋天下泰平五穀成就御祈禱阿蘇大峯執行被仰出ト間致修行申筈ニ御座ト、仍而御懸内揚杖白草両宿小屋懸并ニ荷物運送賄等之儀先例之通リ村々ハ御沙汰被成置被下ト様宜奉頼ト謹言

六月八日 尾口村

御庄屋様

古先名

一簡致啓達ト弥御清一被成御座奉賀寿ト、然者当秋為天下泰平五穀成就御祈禱阿蘇大峯執行被仰出ト間致修行申筈ニ御座ト、依之御懸内天上懸之道筋伐明方案内并ニ里掛之止宿竹原村止宿、次ニ荷物運送人馬等之儀先例之通差支無之様御斗意被成置可被下ト様、此段為御頼如是御座ト、謹言

アソ山三宿

石川内村

御庄屋様

古先名前

中華書六ツ折又ハハツ折仕出ス

一翰致啓達ト寒冷之節ニ御座ト得共弥以御清福ニ可被成御勤奉萬悦ト、然者当夏御届仕置ト通り峯修行無摩事相務申ト間則御陳屋へ入峯御札并ニ書状老封差出申ト故、先例之通リ御執達宜敷奉憑ト、右御札旁如是ニ御座ト、以上、

六月八日

三宿頭名

日隈彦三郎様

猶先例之通貴所様江も御札差出ト間御受納可被下ト、外ニ先規元緒衆四人之处此節ハ三人ニ而御座ト間老枚餘分差出申トニ付御堅慮之上不用にトハハ御返格可被下ト、以上

一翰致啓達ト寒冷之節ニ御座ト各様弥御清安可被成御務珍重ニ奉存ト、然者当夏御届申上置ト通り無摩事一峯修行相勤申ト間、則御札差出申ト故、御陳屋表江先例之通御執達可被下ト、為其飛札を以如此ニ御座ト、恐惶謹言、

月 日

三宿頭名

元締

御衆中

猶各様江も御札差出申下間御受納可被下下、已上、

有馬玄蕃頭様文面

阿蘇大峯執行之儀者天下泰平国土五穀成就之段往古五七年廻リニ執行仕規格ニ御座下、然処当年先格之通り執行仕下様国王表被申渡下ニ付右勤行仕下処、御領内江罷越來依之以前、御領主様御武運長久御祈禱別段相勸來下ニ付、去ル戊午入峯之砌奉願貴體御安全之御札差上申下、此筋も同様御札差上申度奉存下間、此段被為蒙御沙汰可被下下、為其書付下処奉頼下、以上、

年号月日

肥後国阿そ山

三宿頭名

二ノ宿頭名

大宿頭名

有馬玄蕃頭様

寺社奉行衆中

證文

一 出家山伏何十何人

右者今般入峯執行仕下ニ付、御領内今日右之人数本分村止宿仕下間先例之通り御届申上下条、宜敷被成御執達可被下下、為其書付を以申上下、以上、

年号月日

肥後国アソ山三宿

役僧中

有馬玄蕃頭様

御役人衆中

但護摩先達中越家關御先達小木先達何れも名前書分可申下事、

覚

一大越家何坊一野開先達何坊

一古先何坊 一役僧 何坊

一新客何坊 一带刀 何人

二ノ宿三ノ宿同様ニ仕立證文ト一同ニ役人へ引渡可申事、切紙仕立、

町童子塚札木長九尺二四寸角

奉修大峯八大金剛童子町内安全如意祈所

裏

大宿曬晒木綿長一丈

年号月日

一寸五分

大聖乙天童阿蘇大峯今上皇帝寶作萬歳国王尊君武運長久之所

二ノ宿

阿蘇大峯両部大曼茶羅法界道場令法久住諸願成拜祈所

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供天下泰平国家安全御武運長久国雨隨時百

穀成登万民快樂祈所

山上護摩供札長二間半二七寸二歩角下ヨリ一尺上ニ六十文字貫五寸三寸長九尺也但武本

奉修練阿蘇大峯柴燈護摩供天下泰平国家安全御武運長久風雨隨時百

穀成就万民快樂如意祈所如件 裏ニ奉修 年号月日

山上禮札長三間二八寸角下ヨリ若尺上ニ六十文字ニ貫五寸三寸長九尺式本

中越家

大聖乙天童阿蘇大峯大越家

護摩正丈

正大先達何坊——法印第何度

正大先達何坊實名法印第何度大先達

先達何坊——第何度

道場坊實名第何度 頼現坊契傳

法印何坊實名大先達法印覺祐坊俊陽

三位房實第四度 大教坊長勤

第十六度 養福坊豪彦

常照房契歎

第十度權大僧都實相坊法傳 各第四度

金光坊文應

第十度 教福坊豪傳

本了坊俊了

新客拾有七人

白草村札木書面左ニ書

何々々々丸 經日 奥量千万功德不可數

安住於佛法以來天上道

爰相垣義直大勝塚也

正面ニ

阿蘇大峯兩部諸尊八大金剛童子守護天下泰平五穀成就中安全如意吉祥祈處

右ニカク

奉祭祝鎮守年禰神威光倍増祈所 三宿正大先達中随附修験中

表并

文化十四年丁丑八月廻峯学頭坊弘解法印修行之時相改入峯毎ニ立ル也

明年入峯有之中間冬内大越家元より兩番へ沙汰外事、

拝借願并ニ御施米御渡し之事、

京都惣代之事、二ノ宿之役也

春三月中ニ峯法案之事、

四月中先触仕出し入峯要用札守拵へ方の事、并ニ桶具色々、

六月中山上惣札護摩札木御山支配へ懸合之事、木取寄夫方惣庄屋へ頼ミ

三十人計相談之事、

入峯月波紙六尺方老牧、六尺ニ三尺老牧、差紙老牧天蓋老牧、引敷老牧、

頭陀老ツ、右老一人前分并ニ味噌用意宿用之事、

七月頃ニ入峯用之帶刀小者定之事、峯道中用板札用意ノ事、

隣村寄進夫頼入事、

合羽・笠・上帯・手拭・脚伴・供廻り羽織・笈懸之上着・長持之湯栄・

両懸之湯単・笈ノ湯単・御祈禱宮湯単・大丸小丸管提灯大丸ノ屋幡竿幡

・晒木織三丈・墨筆蠟燭・大小御札守包紙・水引

九州卅三所之内 青龍寺

日本最初西国権輿ヲ尋ニ入皇四十三代元明天皇和銅六年法蓮和尚仁聞菩薩御弟子ニ覺滿法師羅運行者二人召連レ同行四人ニテ十八ヶ所順拝始メ、

其後靈龜二年熊野権現ノ御告ニテ天平三年更ニ二十五ヶ処灵場拝礼有リ

青龍寺ハ

九州十二番

打ナヒクアソノミタケノユフケムリミドリヲヒタスナミカトゾ見ル

十三番西殿寺

ワカクサノツミニカラリテモエイヅルケムリハカミノスガタナリケリ

資料 V

資料VI

阿蘇山打越宮秘法

嘉永六年改

阿蘇山打越水神宮縁記

抑々打越大水神申奉り者往昔阿蘇湖水之地主神ニ而山上草創之以前より之由、現在者九州四方八流之宗源、罔象女命之垂迹本地大功徳弁財天尊女、而脇士大黒毘沙門并十五童子、専天下泰平国家越護持し牛馬之危難を救ひ水火之災を消除し玉ふ之悲願、本地弁財天女と奉申者天地陰陽之為根元福徳才智武勇所々敬官録増長、現世安穩後生成佛之御誓願ニ而、士農工商之願ふ満足との奉、

阿蘇山打越宮由来略記

抑々阿蘇山打越大水神宮戸奉而ハ九州四萬八流れの宗源にて農耕牛馬之守護神にましくす、御池に湛申而熱湯故無くして婁々噴出人蓄農耕を損う事都に召聞へ給ひ帝御心を悩ませ給ひて御池に水神宮を勧請し給へるに始まり、那羅延坊杜僧代々相勤め奉る、

阿蘇山官司那羅延坊誌

豪忠口傳

鈕相考

一二六八に当るハ一体悪し

一 八佛にて老ツ残るハ貴しとしるへし、
鏝・目貫・縁頭の内に龍尾或ハきりん四足だけ物類主人運氣強しとしるへし、文字類に是に準して甚宜し、

一 武ツの時は家内ことく不和也、或は損失強し、主人に離れ子孫絶、惣して悪事多しとしるへし、

一 三ツ時ハ萬事益々大吉、何事も心中低なるへし、悦事吉事多し、

一 四ツ時ハ主人甚短慮にして乱心の如くにして悉不宜、是と龍虎の印有時ニハ必人をあやまる、形は或ハ出火の難有とすへし、慎へし、

一 五ツ時ハ縁談になやミあり、子供ニ縁薄、

一 六ツ時ニハ鈕難の事あり、又は繩目の禍有、或ハ窄へ入事有、下々ニ有時ハ水なんか着溢の難あり、何事も不宜大凶也、

一 七ツ時ニハ目下に名を顕し立身出世して誉を人にしらる、事あり、何事も吉事也、

一 八ツ時ニハ家大破の鈕難有、万事不宜としるへし、其鈕を持主ニ付添としるへし、

吉	老	坎
---	---	---

是当時ハ金銀ゆう福にして一生苦勞なし、万事よろし、何事も心のま、なり、

凶	武	良
---	---	---

是に当る時ハ人をあやまるか、我身をあやまるか、必子孫断絶の相有、一生宜しからず、

吉	三	震
---	---	---

是に当る時ハ高く名を上ル事あり、立身出世して子孫はん栄、万事よろし、

巽 四 吉

是に当る時ハ寿命長久家名はん昌也とするへし、

凶 離 五

是に当る時ハ主人ニミはなされ、妻子ヲ物を棄われ、我家名も断絶の基也、金銀損失
より害はられなく事あり、火難其外家内悉く別る、也、

六 坤 吉

是に当る時ハ主人ヲ能用ひられ、高位高官ニ登り、立身出世武家は加増、町人ハ財宝
を集はん昌一生のとくはるへし、

七 兌 凶

是に当る時ニは悉く大破ニ及ひ病なたへる間なし、一日とてもあんとなりかたし、
運情大凶身の上破る、事必定也、親類より財宝奪われ後々不和となるへし、

乾 八 吉

是に当る時ハ家内福貴ニ替也、其上に子孫長久し財宝心のま、にあつまり、武家ニ不
限万端大吉事也、

- 一 縁頭ニ草木色もの類又ハ色々はなやかなる物ハ何れも半吉也、
- 一 水もの類宜からず婦人ニおほれるのもとい也、万事慎むへし、
- 一 生物類万端誠ニ益々吉事也、
- 一 人形の類は誠ニ半吉となるへし、
- 一 文字の類は大福吉事也、
- 一 龍虎の文字は宜からず争有、
- 一 縁頭ニ鳥類有ハ半吉也、

- 一 弓矢の類武器の付たるハ一切吉事也、
- 一 縁頭ニ蟹貝類ハ半吉とするへし、

● #十此通りきつ先に文字有ハ必宝物とするへし、

◎ きつ先ニ此通りのうつ有時ハ必水難・盗難・刃 難武家ハせんぜふにて打死、町人ハ平

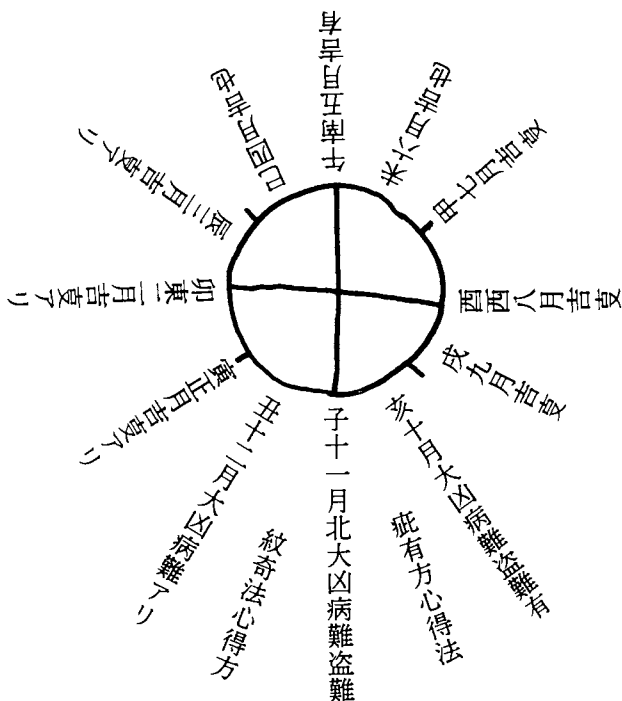
家ニてハ家とくに離れ宜しからず、

〆 きつ先に此通り印有時ニハ穢めにかかり恥辱を取事有、ごくもん打首ニ及ふ甚凶刃とし
るへし、

- 一 切先に黒く塗たる如く見へるハ悪し、災多し、
- 一 焼刃の外ニ星の様ニ見へる形有刃は甚大吉事とするへし、
- 一 焼刃の内ニ星の様ニ見へる形有刃ハ万事あし不吉也、
- 一 中ごの内ニ少しにてもきす有時ハ家内ニ混雑有内端破れ金銀損失多
し、子孫育かたし、
- 一 目釘穴多きは必目のやまいあるとするへし、

刃相終 右口傳

- 一 裏の真中に紋有は女主となる事あり、我ま、なるとしるへし、
- 一 花の類は不定としるへし、
- 一 文字の類はいつれにても万事よろし、
- 一 生もの類何れにても万事宜し、表裏に不限事、
- 一 青は乱心の心あり、蛇猫など度々ニのそきトハ此内にとふ病有と心
得しるへし、
- 一 紫は間夫する也、其心としるへし、
- 一 黄ハ誠ニ大吉事、繁昌し家内和合してよし、
- 一 黒は病難有と心得へし、



- 一 赤は身の上に宜敷事あると知へし、
 - 一 五色兼たるハ其身繁昌して子孫も曾へべし、^{家方}
 - 一 水類の模様有は何もよろし、
 - 一 鼻の筋之当りて疵有時ハ屋敷ニはなれ縁たんにはなれ、不遠内ニ鼻の落る事ありとするへし、
 - 一 黒と赤と星の様ニ見へるハ水難・盗難・刃なるとしてへし、
 - 一 神鏡ニは井の字十の字見へる物也、必悪しとするへし、
- 右鏡相考 口傳

びいどろ紙ノ法

かんてん五奴

水四合入て白砂糖老奴三分炭火にてとかし塗物江こし込て火ニ干てよし、

羊かん紙ノ法

かん天二本砂糖懸め十奴位入てなま乾之時分ニおこし、水をかけ外事、只し下ニ流し込中ニきすきの紙を入又上にそのかん天を入外事、焼物ニ絵書法

金銀ハ掛目老奴ニ付、朋砂焼て一分入能々まぜ合て下地を油墨にて書てそれに塗つけ焼てめん棒にて磨てよろし、

紺青法 焼紺青か又ハ花こん青かよろし、懸め一奴生白粉一分入能々摺、下絵は油墨にてかきふり掛ケやくなり、

本赤法 白玉十奴唐土二奴紅から一奴よくく摺てふのりを薄くの

りのよふにして夫を入にゆふはちにてよくく摺て夫にて書てよろし、

紫の法 白玉十奴唐土八奴日岡一奴紫、ごす六分前同断、

青の法 白玉十奴唐土十奴日岡一奴水飛カクシヨク三奴前同断、

黄色の法 白玉九奴唐土十奴日岡二分五厘唐白目四分前同断、

黒之法 黒ごす三奴鉄はた十奴唐土三奴前同断、

桃色 猩丹じの法 白玉十奴唐土二奴鉄えどかねと凡一枚法前同断

瀬戸物 焼次の法下繼之分唐土十奴日岡式奴白玉式奴六分ふのりに摺付よろし、上薬り唐土十奴日岡式奴四分白玉三奴八分朋砂二分

ふのりにてよくすりて光り出たる時に鼠の口鬚筆にて引へし、夫より干て素やきの物ニ入焼なり、

蛇頂石之法

初鹿之角ヲ程能拵木賊ニ而磨キ角ノ粉ニテツヤヲ出シ、素焼物ニモミヌ
カヲ入程能ナラベ又モミヌカヲ入ナラベ又モミヌカヲ入蓋ヲシテ炭火ニ
カケテ焼テ烟出止ム時、ヲロシサマシテ出スベシ、

一 萩

極朝ニ切根ヲタ、キキヒシキ湯ニ入后冷水ニ生ル也、葉ニ水ヲ打也、

一 芙蓉

前同断、

一 ツワフキ

干入ト云事有、熱湯ニ付ケテ一夜井戸ニ入ラク也、

一 アキイ・牡丹・芍薬・山吹アツ灰ニテ根ヲ焼水エ入ル也、葉ニ水ヲ

打也、

一 朝貞(ガキ)

極朝ニ切無用ノ葉ヲ切根ヲ酒ニツケテ生ル也、水ノ中根ノ取ニ少シ

酒ヲサシテヨロシ、

一 藤

前ニ同シク酢中エ暫ク入置冷水ニ生ル也、是モ酒ヲサス吉、

一 秋海棠

節ヲカミソリニテ割テ水潜テ生ル也、又節ヲヲシワリテモ吉、

一 蓮

カキ灰ニテモヨシ

石灰 生明凡水四合中へ各二匁入製シ冷シテ水ツキ、テツホヲ、

一 河骨

水四合ニ前品一匁五分宛入前同前、

一 竹 切様口傳有リ、

アタ、豆腐之事

兼而大豆ノ干スリテ粉ニ仕立置、入用之節ノリ漉袋ニ入而モミ出し、火
テタキニフキ法ノ節ニガリヲサシカタマル時分ニ柄杓ニ而丸角ノ品ニ入
テ用ル事、

同コンニヤクノ事

莧蕪湯ヲデテ、日二千ノチ粉ニ仕立置、入用ノ節アリヲ合セ用ユル事、

化石ノ

水芫升 中ノ生明盤一匁入蓮ヲイレタ凡食頃ニ煮テ出シ鉄漿ヲヌリテ天
火二千テ木賊カケテ角石ニ而艶ヲ付ル也

豆腐石ニ仕ル法

生明盤二十八匁にかり五勺水一升の中ニ入テせんしハ跡ハ同事、但し初
豆腐よく水ヲ取テ夫より煮なり、

鐵火

石焼火 牛王焼石天火ニテ焼頂戴之、天火取様摩利支天切先皈シ、又智
羅天切先皈行之畢テ天火ヲ取、

穢レタル時ロイ

ヨシアシヲワキマエサリシ我ナレハ、佛シタイノカケホヲシカナサツス
トモ直ナルコトハ人シラスイツレノ神ワ我カ身躰、

鐵火ヒ

先護 九

次観 仏

次縛賊咒 咒賊真言

次根本印 如五大尊一印

ランカ シラマチャソワカニ反

次外シ、印

五穀ののへソワカ三反

次内獅子印

五急札 兎 童子守

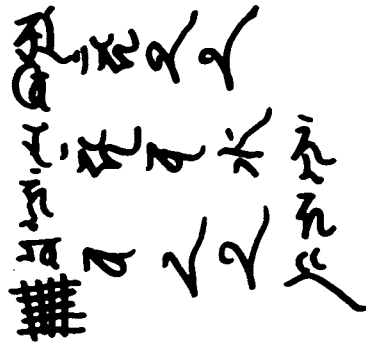
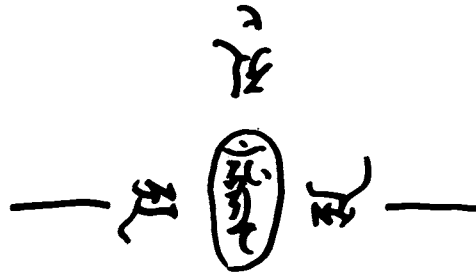
護平

次内縛印 兎

天地同根ニヤチヲ成ス万物一躰ロフンヌルヤソワカ、

次外縛印

キヤハ〜サン〜



麻力般若孕ノ里ヲ立出テ本来サンノ紐ヲ解ケル、

くワハ石ニ仕ル法

生明盤二十め 水一升跡ハ前ノ通ニ而よろし、

火立大事

光護

九

五大

四方堅

何ト只水波ノヘタテイカニセン神諸トモニ踏渡ル道、

字ココロかへえ 十二反

次丁ノ丁ノ丁ノ丁、 卯ロイ

火伏セテ通ル哥、

通ルニ〜

ロイ

イザヤ〜神諸共ニ打ツレテイサミノ道ヲ早く通ラン、

神ノ尊トトモナイ通ル其時ハモエ行火キモ水トコンナレ、

以上

ケガサレタル時ハ 定印

哥ウラ鐵火同前、

うき草の一葉なりとも磯かくれ心なかけそおつつしらなみ、
谷ハ八ツ峯ハ九ツ戸ト一ツ我行ききハあら、きのさと、

榊葉のかけにかくれて行先ハ高間の原の神の奥なり、

右は哥三返心中ニ讀て木の葉枝を取りて或ハ地に立戸口之上ニはさみ

一九九ツ月ノ光ガ今日ニ来テ弥陀ノ御恩テ誕
生スアヒラ
又文二日

口傳

不動經十二卷慈救咒ニテ

鉤 裏ニ鬼書ク也

天竺^{天チク}陀釋迦如来牙ユサシタホシヤランサノメナクシテシ、ムシヤノムシ
毘沙門^{ヒチク}不動ノ銀先を以頼虫ノヌシラタク

右針印ニテ釘ノ先ヲツク

ヲマレヲトシノ法

東ノ方ニサシタル梅ノ枝書コレヲツ

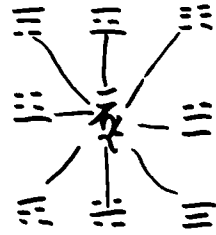
カモ誠願如意聖不動經三卷讀シ

真言ノタノ字ニテ切ヲトス、鞭ヲトリ懷中シテ迷故ノ文ニテ川ニナカ

ス、

人狐狸ヒキ不出時

不動金縛祕法 十二坐ニテ修法



五寸釘ニテ
字ニロイ
下ニウセタル
人ノ名ヲカク

哥

立別れいなほの山の峯に生る松としきかはいま帰りこん

厠ニサカシマニ張ル出タテハ早く剝ク事

不動經修外縛ニシテ針ノ印筆ニテロイ

ランバサラタカン

其人年ノカスツク

資料 VI
☆ 雷自分午ニ書

男ハ左リ 女ハ右

法樂不動經百二十卷^{百二十卷}

サル澤ノ池のほとりに大蛇出てあとかたもなくうせにけり

哥三返

ニテ

先向日天太刀ヌキ三度横ニ切刃上ニラシ切先 ヲ日天ニ見アテツカラ両

手ニタモツロイ、ラン子ラくヤソワカ 三反

日天ニ向ラ吹掛也

爰ニテ観念有リ ロイ

次太刀ヲサカ手ニ取、地ニ切先ヲツキ立ナカヘンハイ 左エ七足跡^七ベ

シ三度、又右ノ先エ右足踏ベシ三度

敵縛事内縛ノ銀印ニテ

本尊ノ顔ニ敵ノ名ヲ書テ上口ト云字ハツカキテ其上ニ鬼ト云字ヲカイテ

本尊ヲ縛ト心得行ベキ也

鬼^ク

名ノ上カキ此上ニ
鬼ト云字

繩ノ次第節季土用ノ内ニヨリタルアセ糸七十二口ハツクリニ左ウチニウ
チテ長サ七寸二分ニワサニシテラクヘシ

不動金縛五臟左加志作法 如常

南無帰命頂礼本尊聖者大聖不動明王 三遍

次着座 次九字護身法

外獅子印

降伏一切大魔最勝成就

内縛印シテロイカラメノ印

悪魔ノ者ヲカラメ取リ給エ三反

大日大聖不動明王 三反

本尊二印ヲナクルロイ

寄印

五大尊印真言

三反

亦五大尊印 大ウラタツタマリシテソノマシキソノワカニ反

智拳印

ロイ

光明真言

三反

外縛印

凡^レコ^レ元化^スマ^シ

三反

内縛印

トロク^クウン

ロイ
三反

マ子キノ印

千早フルコ、モ高間ノ原成レハロデン悪

薬師寄七印

庵コロ々々センダリマトウキンソワカ

金縛五臟サカシ

五ツ
ロイ
ロデン

シキノ符

五大尊印 悟故十方 空

城 童子

三 童子

迷 童子

非^レ卑^ク身^ヲ寫^シ回

西東無来本

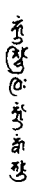
ヒナカタ五色ノ紙ニテ張ロイ


櫻ノ木雛形ノシンニ入ル

コノ木四角ニシテ面テニ

系無眼耳鼻舌身意

光明真言 裏書

右脇ニ 

左脇ニ  兕祖諸毒藥諸欲害心身者念彼觀音ゲンヂヤク

於本地帰シ給エ

凡^レ如^シ是^レ雛形ノ上エノ胸ニカク

ヒナガタノ内ニ入

光明真言ノ上エ櫻ノ木ニ書病人ノピンノ毛男左女右ヲ切りヒナガタエ

用ル事、ロイアリ、同エリ下三寸ノキレヒナガタノハラニ入ル、法藥

普門品 四十九卷

土砂ノ七印

光明真言二十一反二十一本ノ釘シムル、ロイ、四十九穴ニ打事一チ^クロ

イアリ、四十九本ノ外ニ八寸ノ釘アリ、此釘ニ而ヒナカタニサシ封シ込、

流レニ送ル

右一チ^ク大口傳アリ

真鍮ノ釘 四十九本長三寸

同 釘 一本長八寸

カナツチ 三寸

右行法八夜丑ノ刻ニカギル

病人エ掛加持ノ時ハタタミニ右ノ釘四十九穴ニタテ土砂ノ印ニテ光明

真言二十一反二十一本ノ釘打也、男左女右ヨリ打始ム

右行法ロイ多可秘々々

咒祖加惠師之法

ヒナガタ五色ノ紙五色切様ロイ、身ニ^レ書下ニ無眼耳鼻舌身意書、其
ヒナガタノソトニ咒祖諸毒藥諸欲害身者念彼觀音カ還チヤク於本地ニカ
エシ玉エ、左ノ袖ニ地水火風空年名ヲ書、雛形ノ裏ニ光明真言トカク、
ヒナガタヲ入ルグリヲハラニテ作、神酒徳利并五穀人不知ヨウニ成亥ニ
祝イ埋ム、五ツノ燈明ヲ不燈サ担ニ上ル、東ヨリ西向ニ飾是ニ向イテ九
字護身法般若心經六卷普門品一卷ニ九字ニ反一^ノニ刃物ヲヒナカタ
ノ胸ニサスマタ

咒祖諸ノ文ニテ煎リタル五穀ヲウチカクル

終テ荒神ノ真言百八反

日天真言 同

地藏同 同

不動同 同

薬師同 同

文珠 同

終テ燈明一ツ付ル、右ノ通五坐ニテ五ツ燈揃、ヒナガタ刃者共ニ北ノ方

ニ人不知ヨウニ埋ム

虫札

ナマクサモサマタノ虫ハヨモクワシ

本ハ不動ノハサラサングン ロイ

諸神勸請

護身法 如常

無所不至

千早振神の社ハこ、に有天下りませ三輪の里より

柳葉に神のい々してツけかけて拂ふて罪ハよもや残し

千早振我ナントクヲ吹拂祈リ祈テ誰カ益ラン

諸車路

ト口ノ^ノ曳ケキソワカ

同印 撥遣

ト口ノ^ノ云ゲツシヤノソワカ

柏ダニ雲井逢カニ飯シケン

瓦字ノ都元ノ社ニラント口ノ^ノ

云ケツ車々也

諸願成就法

成就印 内六ノ大指
立テ取

ナウマクサマシタホタナンニシチソワカ 七返

四方堅^ノ

ニ^ノキヤチノ^ノキヤヒンインソワカ

愛染ノ矢先ニ掛ルランリヨモ的トナリテイハサリケリ

幣取放文

迷故ノ文

即證妙覺三昧ヨリイ下

天魔外道ノ文

諸行無常ノ呪ノ文

每自作是念ノ文

心經一卷 ^ノゴシン法

柏掌

ランハサラタラトシヤコウ

内縛

神女ノ上打拂心中
光明真言唱フ

三胡印

左耳二當
誦ベシ

ランハサラヲミヌカ

カクスルヲ我ヲ恨ト思ナヨ、是ハ昔ノ神ノ教ゾ

地乞法

先 内バク印

キヤバタサンタウンハッタ

外バク印

中指立合

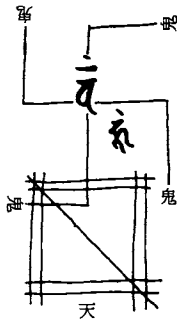
過去現在未來三世ノ荒神・地神・荒神・三宝大荒神・余經七年、摩法万
年、彌勤十年タツハ三世ノ暁マテ某来ヲ乞申ス地ヲ借玉エ

金剛綱印

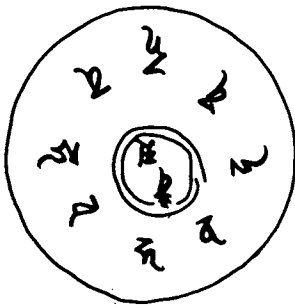
同 生印

同 縛印

天地同様ニ石ヲナス万物一鉢ロフンズルヤソワカ



地盤



五古印

東方大海音王除災与樂十方千凶万惡皆悉消除、壽命長遠増長、福德一
切平安、唵々如律令

北斗北辰妙見并七十二道靈符尊神抱卦童子 示卦童子善星背来悪星退
(善星)

散利運成弁皆令満足

北辰根本印

ランソチリソツチタヤソワカ

コフテヒルノ法

極上々 主明盤 掛目十匁

同 白粉 同四匁五分

同 白砂糖 同五匁五分

締テ三品鍋ニ油ヒキ此内ニ入炭火ニテ焼テ黒ク白味ナキヨウニシテ葉
ケンニテヲロシ德利ニ入テヤクヘシ、ヨク／＼ヤイテ煙リ出止ト火箸
ニテモ付テミルヘシ、口傳アリ、紙ニテ口ヲシテサマシテ外ノ德利手
早く入レ直ニ口ヲシテ入用ノ時出シテヨロシ



ハツカ油ノ法

ハツカ 百目

硝石 十匁

塩 十二匁

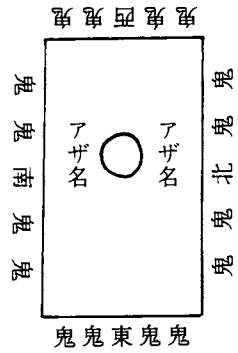
右茶碗の底に穴を明ケ水ヲいるよふにいたし油を受折々水を替る也
右葛の粉白砂糖入レませるなり

御符開眼

先護身法

左テン右テン

八威之大事



スケノ人形ヲツクリカクノコトク紙ニ書テ人形ニキセテ檀ニラク、次錫杖一卷心經廿一卷次ニ吒天咒千遍、^スダキニインモノニクルワセント思ニハ河ノソコニ埋イカニモ強ナカル、下ニ埋也、人ヲコロサント思ニハ犬ノサレカウヘニ可書也、ウセモノヲ出サント思ニハ白ノ下ニ埋ヘシ

秘傳

次フセタル所ニテ錫杖一卷世尊傷心經卅三卷兩部ノ真言千遍荒神ノ咒三千遍一字金輪千遍

次地結 四方結

金剛綱四堅五横ニテキル次ニフセタル所ニテウタヲ可讀、千早振神ノイガキニシキフセルテニモ足ニモトリツケコ神、右ニ反金神ノシキニウタレタシヌ時ハフケハヤ神ノリシヤウナリケリ、

ウタシキワハスル、コトノナキモノヲ三時ノ内ニタスケタマウナ、シワヤキウタシキナレハヨミコムルコトシノ内ニコロシ玉ヘヤ
一式ヲコス大事先護身法初ニ合掌ヲ開テ此真言ヲ可誦、

三ツサカラキリタテリメリタギヤレイ

一式ノ具物火ニヤキテハイヲ大歳ノ方エ可流又心經一卷ニテ奉送

合掌ノ印ニテ

資料 VI

彈指 白掌 可必々、

鍋釜の鉄氣を去ル法、

茶老袋塩三合山桃皮少シ、

右三色を煎すへし悉々鉄氣脱ること妙也、

極寒之節身冷さる秘法、

天門冬 白茯苓

右細末酒又ハ水ニ而毎朝多く用ゆべし、大寒之時も身温なること三四月

の比の如し、奇妙の法也、殊ニ常に用いて心肺を補ひ潤し渴を止メ咳を

留む用て害無之こと斯のことし、

物忘をするを治する法、

茯神 遠志^{甘草} 石菖蒲、

右等分細末にし用ゆる時ハ記憶甚た能して日々に千言を滴すべし、寄効

え法也、

幾度もねざれとも眠からぬ方、

灰鷹の尾黒焼にして水にて解臍の上を紙にてのりを以て張置べし、夜眠

からす奇妙の法也、

加減龍王湯

當 飯

川 苧

白芍薬

振根子

熟地黄

生茯苓

竹 節

干 姜

カガ黄連

唐黄苓

同大黄

同木香

同肉桂

同蒼木

イ子

甘草

右十七味三度振出し用、跡ニ合水ヲ入壺合ニせんし用、一廻分ハ十六味ハ老兩宛川骨ハ二三兩右ヲ十四服ニ調合シ一日ニ式帖宛七日用ルヲ一迫也、

豪忠持藥合法

龍眼肉

唐柴胡

拆根子

唐木香

甘草

江花

滑石

山抱子

丁子

丸藥

小人參

土竜

覆盆子

各三分

九分

掛目三匁

式匁七分

四匁

二匁

一匁九分

壹分

一匁五分

二匁

一分

一匁

八分

二匁一分

右一帖掛目二匁三分宛ニ分朝夕帖用振出し用ベシ、

節參

朱

天石

當歸

甘草

連蕊

清涼散

桔梗

連翹

防風

黃連

生地黃

薄荷五分

右十一味燈心上茶入煎シ用、功能如前、或ハ閉塞リ或ハ瘡ヲ生實火ノ者ナラハ皆能是ヲ治スベシ、

生地黃ハ制法數度酒ニツケヒタシ日ニ干シ金物ヲ忌竹ノヘラニテ切ベシ、

奇驗防劑

一山飯来

一唐大黃

一當飯

一黃蓮

一木通

一川芎

一茯苓

七匁

二匁

五分

三匁

一匁

二匁五分

● 如上丸シ朝夕二十五粒宛用其湯金水也、一切ノ実火ニテ咽喉腫痛ヲ治ス

二匁

山挽子

黃芩

枳殼

當故

各一匁

甘草三分

錢五匁分ニ

〃二匁五分

〃二分一

〃

〃

〃

〃

出現在之、九州四方八流之宗源罔象女命之垂迹奉地大切懷弁財天尊天女
 而脇士大黒天毘沙門并十五童子、專天下泰平國家を護持し牛馬之危難を
 救、水火之災を消除し玉ふ之悲願、本地弁財天女と奉申は、天地陰陽之
 為根元福德才智武勇所々敬官録增長現世安穩後生成佛之御誓願ニ而、土
 農工商之願無不満足との本迹二つの深秘有之中央戊寅当里鎮座し玉ふ也、
 然に当護摩堂之儀去る文化五辰年類焼ニ而漸神具等迄奉出其後寺家并門
 ヲは再建ニ相成り得共護摩堂再堂出来不在かねトへと房舎江御神躰奉安
 置り得共、当院之儀は自然國中儀參拜も有之依て一昨冬より発願仕漸當
 春迄再建築立者及成就ト處、此未下作事等之儀何分難伴自の仕合に御座
 ト間、打越水神御崇敬被成下ト所別段之御隨喜ニ而御助成之御合力御
 神納被成下前々首尾能造立之上御遷座仕猶御廣前各満々足百穀豊熟牛馬
 繁榮之旨別段抽懇誠度奉存ト尤而神納之興類共ニ御姓名等此之帳ニ御誌
 御遣シ被下トて永代記録ニ留置申度奉存ト右之段御願方如是ニ御座ト謹
 謹申上ト

卯ノ五月吉日

阿蘇山宮司那羅延坊

- 一 岡式拾五匁 本多熊吉
- 一 拾匁 仙之允
- 一 五匁 本多熊吉之内
- 一 樽代三匁 本多善左衛門
- 一 金百疋 同人
- 一 五匁 同人内
- 一 百疋 圓達坊

一 同 極樂坊
 一七〇拾匁 鏡觀坊

三病ノ藥

大風子 去皮五十目
 割香色ニ炒ル影

丁子 二匁

荆芥 十匁

黄芩 生貳匁五分

王蓮 生同

若辛 生十匁
半生半酒副

大黃 六匁

右六味粉ニメ大風子ノ粉ヲ合飯糊ニテ〇是位ニ丸ス、

極虛症ノ人ハ 獨人湯ヲ以下ス

中々々ノ人ハ 大神湯ニテ

實症ノ人ハ 八物湯ニテ下ス

禁物房事 魚鳥ノ肉風味能物

好物 大唐米 粟麥

丸藥用よふハ地黃煎ヲ拵口ニ入丸藥一度ニ入かきませて吞一口ニ三度宛
 ニ用べし、

的殺

中巽震坤坎離良兌乾

中軍

資料 VI

- 一 川芎 半両
 - 一 当帰 貳両
 - 一 山梔 半両
 - 一 菟活 同
 - 一 狸活 貳両
 - 一 煙粉 半両
 - 一 山帰来 同
 - 一 辰砂 八分
- メ八味丸薬ニして七日ニ用
- 血の道 妙薬
乱心の 妙薬
サイカク 老奴五厘

姓 宋名無忌知君是火精大金輪王勅
法 清如大海不說是非有凡夫見性人平
等 無高下

中札



中乾允坎坤良離震巽

- 一 虎骨 老奴壹分五才
 - 一 麒麟血 同
 - 一 苧木たぐきの黒焼 貳匁七分
 - 一 四味各々細末 酒ニて七日ニ用ゆ
- 爛目薬
- 一 タンハン 貳分
 - 一 ジンヒビ 同
 - 一 燈しん 少々
- 疝積妙薬
- 九十月ニとりて一夜酒ニつけ
鼠木実 一日干、三度する也、夫より
黒焼ニして貳匁五分
- 一 甘草 五分
 - 一 川芎 老奴
 - 一 モククハ 老奴五分
 - 一 黄コン 老奴
 - 一 黄レン 八分
 - 一 大黃 老奴
- メ七味 タハ細末
さゆニて用
- 魚の骨のんとにかゝりたる寄々 妙薬

- 一 龍のふ 五分
- 一 鯉の鱗 老奴
- 一 山盃子 八奴

メ三味細末ニして用てとれかねたる時又せんし用とれるうたかひなし

写本農前太夫秘方

美音散方

- 一 かんきゆう 老奴
- 一 桔梗 同
- 一 はつか 老奴二分
- 一 かん草 五分
- 一 うめ 老奴
- 一 丁子 三分

メ六味細ノ末

外ニ砂糖思召程調合誠ニ美声出る事奇々妙々の秘薬なり、

右之薬ニ相加へ用る法

- 一 餅白米 生老升細末
- 一 黒胡麻 生老升細末
- 一 上酒 老升
- 一 さとう 老斤

メ四味煉合寒三十日置て用、

ハレケ妙薬

山牛房 掛目四十目

草ホヲキ實 掛目十奴

二品水貳升之中ニ入老升ニせんじ老升ノ中ニ赤豆掛目四拾目入ニンニク
掛目八奴入ニル日々用ユ、

リン病妙薬

- 一 カコ草
- 一 甘草
- 一 茄子 煎ジ用ユ

丹波古市宿ヨリ三里半大山高藏寺

篠山城西

寶橋山老隠義謙衲

嘉永六年五月八日 止宿

年六十五歳也

上州甘楽郡埜上村照泉院

玉の寸法

式寸五歩丸

立高サ

式寸七歩

担ノ寸法

脇机式寸幅

高サ老尺三寸三歩

禮盤

式尺式寸幅

九寸五歩高サ

資料Ⅶ

『阿蕪文書』記載の僧侶名と坊名一覽

但、慶長四年（一五九九）の加藤清正判物まで

元應元年（一三一九）(三)三九号

權律師永圓

建武二年（一三三五）(三)三九九頁

大進房

正平六年（一三五二）(三)三九四頁

阿蕪嶽衆徒等

「大徳坊」 大法師良舜

「万福院」 大法師俊睿

「福満坊」 大法師契興

「学頭坊」 權律師増弁

「長善坊」 權律師義幸

「妙境坊」 權律師了義

「成満院」 權律師永珎

「寶門坊」 法橋覺尊

正平七年（一三五三）(三)三九五頁 ※以降(三)四一四頁

阿蕪山衆徒等

「大徳坊」 大法師良舜

「万福院」 大法師俊睿

「福満坊」 大法師契興

「学頭坊」 權律師増弁

「長善坊」 權律師増弁

「妙境坊」 權律師了義

「成満院」 權律師永珎

「寶門坊」 法橋覺尊

「万楽坊」 權律師弁昭

※
阿蕪嶽久住等

「道場坊」 禎明

「鏡一坊」 行明

「奈羅延坊」 明快

「妙圓坊」 道真

「極楽坊」 了明

「幸寶坊」 明眞

「了實坊」 了濟

「慈昭坊」 増眞

「圓連坊」 明覺

「了忍坊」 圓榮

「鏡歡坊」 増祐

「鏡珎坊」 了存

正平十一年（一三五八）(三)二八号 ※(三)二六四号

權律師弁昭

法橋覺尊

權律師永珎

權律師了義
 權律師義幸
 權律師增弁
 阿闍梨了清
 阿闍梨契興
 阿闍梨俊睿
 阿闍梨良房
 阿闍梨俊契
 阿闍梨勇清
 阿闍梨幸清
 阿闍梨義俊
 阿闍梨光賀
 阿闍梨了秀
 阿闍梨惟慶
 阿闍梨有弁
 阿闍梨永心
 僧 了良
 阿闍梨契珎
 阿闍梨玄寅
 阿闍梨俊賀
 阿闍梨了与
 良舜
 ※阿蘓嶽字頭房
 正平十二年(一二五七) 〇二八二号
 弁昭

覺尊
 永珎
 了義
 義幸
 增弁
 了清
 正平十三年(一二五八) 〇三九七頁
 阿蘓山衆徒等
 「新樂坊」 大法師圓惠
 「大德坊」 大法師良舜
 「大寶院」 大法師永位
 「万福院」 大法師俊睿
 「福滿坊」 大法師契興
 「成道坊」 大法師了清
 「學頭坊」 大法師增弁
 「長善坊」 大法師義幸
 「妙境坊」 大法師了義
 「成滿院」 大法師永珎
 延文五年(一二三六) 〇二八二号 ※以降〇四二号
 永珎
 了義
 義幸
 增弁
 了清
 契興

俊睿

永位

良舜

久住等^{*}

禎明

行明

祐快

明快

道心

淨慶

了明

明眞

了濟

增眞

了榮

明覺

圓榮

圓惠

了存

幸祐

阿蘇山衆徒等

「学頭坊」權律師増弁

「長善坊」權律師義幸

「妙境坊」權少僧都了義

正平十七年(一三六二) 〔四〇一頁〕

「成滿院」權少僧都永珍

正平二十三年(一三六八) 〔一八二頁〕

阿蘇山学頭房

正平二十五年(一三七〇) 〔一八七頁〕

御たけのまんりきはう

文中二年(一三七三) 〔二八二頁〕

法印了義

權律師了清

權律師契興

法眼俊睿

權律師了弁

阿闍梨永位

權律師良舜

權律師俊契

阿闍梨勇清

阿闍梨幸清

阿闍梨義俊
(マ)

阿闍梨光賀

阿闍梨了秀

阿闍梨惟慶

阿闍梨有弁

阿闍梨永心

僧 了良

阿闍梨玄寅

阿闍梨俊賀
僧 了譽
僧 降弁
僧 玄舜
僧 契増
僧 幸珍
僧 永睿
僧 契圓
阿闍梨俊(マ、ム)
阿闍梨了中
阿闍梨憲舜
僧 俊勝
阿闍梨俊存
僧 永印
俊弁
俊興
睿義
契念
契禪
良仲
照鎮
清印
俊増
俊空
契舜

俊幸
俊宗
榮弁
俊意
幸快
阿闍梨永海
俊契
阿闍梨了契
永智
良印
阿闍梨俊懷
阿闍梨契忠
阿闍梨契印
阿闍梨惟契
文中三年(一三七四) 印四七号
妙圓坊圓榮
妙賢房睿喜
天授元年(一三七五) 印二四三頁
まんらくはう
天授三年(一三七七) 印二〇四―二〇七号 ※以降印二〇四号
鏡乘房
満楽坊玄宣
太楽坊降弁
但馬坊
長善坊義俊

如月坊了良
圓智坊契增

性德坊了譽

万力坊俊睿

大德坊幸順

大力坊有弁

新樂坊光賀

善了房

得善坊了清

成滿坊契興

常道坊了弁

伍樂坊永位

福滿坊良嚴

定樂坊幸清

成力坊勇清

那羅延坊興珍

善性坊惟慶

實門坊了秀

* 久住 妙鏡房

極樂房

慶善房

妙圓房

了賢房

了運房

鏡住房

(增之一)
鏡尔房

幸勝房

天授四年(一三七八) 四〇八号

新樂坊 至德元年(一三八四) 一九九号

淨光院 至德四年(一三八七) 二九二頁

阿蘊山衆徒等

法印俊睿

權律師永位

權律師幸清

權律師義俊

阿闍梨玄宣

阿闍梨了秀

阿闍梨俊賀

阿闍梨惟慶

阿闍梨了譽

權律師有弁

大法師幸鎮

阿闍梨俊存

阿闍梨了良

阿闍梨契圓

阿闍梨了中

阿闍梨憲舜

大法師契增

阿門梨契金

嘉慶二年(一三八八) 二三八九頁

阿蘇山衆徒等

權少僧都永位

權少僧都幸清

權律師義俊

權律師契坊

阿闍梨玄宣

阿闍梨了秀

阿闍梨俊賀

阿闍梨惟慶

阿闍梨了譽

律師有弁

阿闍梨幸珎

阿闍梨永宥

阿闍梨俊存

阿闍梨了良

阿闍梨契圓

阿闍梨了中

阿闍梨憲舜

阿闍梨契增

應永元年 (一三九四) (三五一号)

阿蘇山久住等

鏡善坊

行達

乘一

行遊

德達

租鏡

慈眼坊

了音

鏡心房

鏡勸坊

道場坊

幸法坊

幸乘

法介

鏡一坊

覺心

圓德

妙圓坊

鏡珎

善德

了忍坊

妙淳

圓達坊

行音

行得

天得

妙空

善通

食實

食滿

資料 VII

云得
 善住
 行覺
 了善
 鏡清
 應永三年（一三九六）（三）五二頁
 義俊
 應永六年（一三九九）（三）一五八號
 學頭坊
 成道坊
 成滿院
 得善坊
 長善坊
 那羅延坊
 滿樂坊
 實門坊
 万福坊
 善性坊
 性德坊
 大寂坊
 極樂坊
 伍樂坊
 了覺坊
 福滿坊
 新樂坊

應永十一年（一四〇四）（三）二〇號
 大寶院
 應永十四年（一四〇七）（三）五三號
 得善坊
 應永二十九年（一四二二）（三）四〇三頁
 那羅延坊
 得善坊
 萬福院
 大寶院
 應永三十一年（一四二四）（三）九五・一九六號
 新樂坊
 應永三十二年（一四二五）（三）一九七號
 那羅延坊
 福滿坊
 應永三十三年（一四二六）（三）一九九號
 了覺坊
 長善坊
 正長二年（一四二九）（三）一八九號
 成滿院
 滿樂坊
 永享二年（一四三〇）（三）四〇四頁
 成滿院增重
 永享六年（一四三四）（三）〇九號
 阿闍梨幸珎
 阿闍梨幸鎮

阿闍梨契尊
阿闍梨豪契
阿闍梨良印
阿闍梨惟俊
僧 永昭
防闍梨俊智
防闍梨澄懷
防闍梨永尊
僧 弁能
防闍梨幸智
防闍梨契能
權少僧都法印長順
權少僧都澄遠
阿闍梨俊金
阿闍梨俊慶
幸意
幸懷
阿闍梨懷順
權少僧都良契
權律師契泉
永享九年（一四三七）（白）一八六号
那羅延坊
成道坊
永享十年（一四三八）（白）一八五号
得善坊

長善坊
永享十一年（一四三九）（白）一八四号
極樂坊
淨光院
永享十二年（一四四〇）（白）一八七号
伍樂坊
大寶院
嘉吉元年（一四四一）（白）一八八号
福滿坊
善性坊
嘉吉二年（一四四二）（白）一八三号
陽泉坊
萬福院
嘉吉三年（一四四三）（白）三三九号 *（白）一九〇号
學頭法印長順
福萬房（通）法印良仲
善性房少僧都尊与
長琳房良智
祐善房
連藏房
大寶院
成滿院
陽泉房
得善房
新樂房

伍樂房

乘仙房

喜久藏房

圓琳房

永琳房

滿樂房*

文安元年(一四四四) 三一九二号

新樂坊

成道坊

得善坊

極樂坊

文安四年(一四四七) 三一九四号

淨光院

了覺坊

文安五年(一四四八) 三一九三号

大寶院

新樂坊

康正元年(一四五五) 三二〇九号

權律師祐仲

防閑梨長俊

防閑梨良譽

防閑梨俊慶

權少僧都契久

長祿四年(一四六〇) 三二〇九号

防閑梨契秀

防閑梨契仲

寬正四年(一四六三) 三二〇九号

阿闍梨俊養

權少僧都俊能

阿闍梨良勇

阿闍梨長懷

契嚴

權律僧契仙

學頭坊長宣

快俊

防閑梨祐順

防閑梨契弁

應仁二年(一四六八) 四四〇五頁 四五六号

萬福院

學頭坊

萬樂坊

成滿院永珍

文明二年(一四七〇) 三二〇九号

權律師良契

文明四年(一四七二) 三二〇九号※三二五七号※三二四七九号※※以降四八五頁

淨光院澄祐*
 福萬坊長祐*
 新樂坊契弁*
 長善坊契秀*
 伍染坊幸懷*
 那羅延坊契久
 極染坊
 成滿院
 大德坊
 圓鏡坊
 慈眼坊
 陽泉坊
 禮德坊
 妙圓坊
 鏡觀坊
 福性坊
 了忍坊
 幸寶坊
 道場房
 實門房
 萬福院
 大寶院
 了實坊
 鏡一坊
 得善坊

極染房
 文明六年(一四七四) (三)一五九号 ※以降(三)四五号
 陽泉坊
 善性坊*
 圓達坊幸契*
 鏡善坊了俊
 了忍坊俊心
 鏡觀坊澄泉
 道場坊永俊
 妙圓坊辨与
 慈眼坊快琢
 幸寶坊尊誓
 了實坊契乘
 圓鏡坊慶弁
 講老永悟
 文明七年(一四七五) (三)五七・一五九号
 万福院俊能
 成道坊長契
 大寶院懷順
 淨光院澄祐
 善性坊長懷
 学頭坊
 陽泉坊
 文明八年(一四七六) (三)六〇号 ※(三)六一号
 鏡善望

学頭坊長宣

万福院

大寶院

文明十二年(一四八〇) 〇二一〇号

浄光院

文明十三年(一四八一) 〇三三八号 ※〇三三三号

学頭坊長宣

那羅延坊契久

文明十五年(一四八三) 〇二二七号

万福院

文明十六年(一四八四) 〇二〇九号 ※〇三三五頁

澄祐

契義

宣懷

權少僧都宣舜

契鎮

新樂坊

文明十七年(一四八五) 〇二〇九号 ※以降〇八二号

舜米

契幸

契壽

浄光院宣順

成満院

新樂坊

万福院

極樂坊

万樂坊

實門坊

善性坊

了覺坊

文明十六年(一四八四) 〇八二号

浄光院宣順

長善坊宣養

幸寶坊

極樂坊

道場坊

長享二年(一四八八) 〇四一三頁 ※以降〇四一四頁

成満院

浄光院

福蔵

懷順

宣舜

伍樂坊良勇

明應七年(一四九八) 〇三三三号

大寶院

那羅延坊

明應八年(一四九九) 〇三三四号

福満坊

契久

契義

懷順
契鎮

文龜元年(一五〇一) (二九三号)

万福院

文龜三年(一五〇三) (二一九号)

万福院

永正元年(一五〇四) (三二五号)

極樂坊契勇

万樂坊契壽

得善坊長契

那羅延坊契久

永正二年(一五〇五) (三三〇号) ※以降(三三二号)

幸賣坊

万福院

極樂坊契勇

万樂坊契壽

得善坊長契

那羅延坊契久

永正四年(一五〇七)

(三八七号)※(三二二号)※(三二六号)
※※※(四〇六頁)※※※以降(四〇五頁)

浄光院豪宣

成滿院

成道坊

了覚坊宣帳

「福満院」權少僧都契鎮

「極楽坊」權少僧都契勇

「万樂坊」權少僧都契壽
「歡喜院」權少僧都長契

永正九年(一五一一) (六五七頁) (二五六号)

那羅延坊

極樂坊

陽泉坊

学頭坊

永正十一年(一五一四) (三三七号) ※以降(三〇九号)

萬福院

防閑梨幸順

防閑梨澄祐

防閑梨長祐

永正十三年(一五一六) (三〇九号)

学頭坊權少僧都豪胤

極樂坊權少僧都契勇

万福院權少僧都有舜

長善坊權少僧都明舜

成道坊權少僧都宗舜

那羅延坊權少僧都幸仲

新樂坊權少僧都幸契

善性坊權律師精舜

伍樂坊豪懷

大賣院豪舜

万樂坊權少僧都契澄

了覚坊權少僧都契賢

資料 VII

淨光院阿闍梨長快
陽泉坊阿闍梨契舜

永正十四年(一五二七) ㊦二〇九号

大寶院權少僧都契壽

成滿院權大僧都豪教

福滿房權少僧都契鎮

学頭房權大僧辨豪胤

成道房權少僧都契弁

極樂房權少僧都宣懷

万福院權少僧都俊久

長善房舜快

善性房幸宣

了覚房舜海

德善房懷胤

万樂房豪久

成滿院頼幸

永正十五年(一五二八) ㊦二〇九号

成道坊豪弁

新樂坊壽海

淨光院豪懷

永正十七年(一五三〇) ㊦二〇九号

福滿坊頼乘

長善性坊養舜

福滿坊幸快

永正十八年(一五三二) ㊦二〇九号

万福院俊海
万樂坊俊澄

大永二年(一五二二) ㊦二〇九号

伍樂坊懷祐

大寶院契教

大永四年(一五二四) ㊦四〇二号 ※以降㊦二〇九号

大寶院

成滿院豪舜

長善坊壽勝

享祿二年(一五二九) ㊦四〇七号

成滿院

学頭房長宣

享祿三年(一五三〇) ㊦二〇九号

了覚坊正快

天文二年(一五三三) ㊦二〇九号

了覚坊俊胤

天文四年(一五三五) ㊦二〇九号

成滿院法印懷胤

長善坊法印宣勝

得善坊契舜
天文五年(一五三六) ㊦二〇九号

學頭坊榮胤

成道坊豪長

天文六年(一五三七) ㊦二〇九号

大寶院

福万房壽快

天文十年（一五四一）(三)二〇九号

浄光院栄懐

天文十一年（一五四二）(三)二〇九号 ※(二)四一〇頁

長善坊長順

伍楽坊

天文十三年（一五四四）(三)三七〇号※以降(三)二〇九号

学頭坊

伍楽坊舜懐

成満院豪契

天文十四年（一五四五）(三)五号

成満院

萬福院

天文十六年（一五四七）(三)二〇九号

福満坊契圓

了覚坊長契

天文十八年（一五四九）(三)二〇九号

善性坊榮運

新楽坊豪海

学頭房豪尊

得善坊純恵

了覺坊俊乘

成道坊榮玄

万福院俊喜

娛樂房豪和

天文十九年（一五五〇）(三)三九号

萬福院俊海法印

弘治二年（一五五五）(三)三〇号 ※(三)三二号

万福院権大僧都一和尚法印俊海

一乘房

前萬福院俊整

永祿元年（一五五八）(三)三三号

前万福院俊整

永祿九年（一五六六）(三)四〇四号

成満院

天正五年（一五七七）(三)四〇五号 ※以降(三)三三八号

成満院

萬福院

長善坊契雅

豪智

天正十一年（一五八三）(三)四〇六号 ※(二)七三四頁

成満院

新楽坊豪海

天正十二年（一五八四）(三)一四九号

福満房

新樂房

慶長四年（一五九九）(三)四〇八号

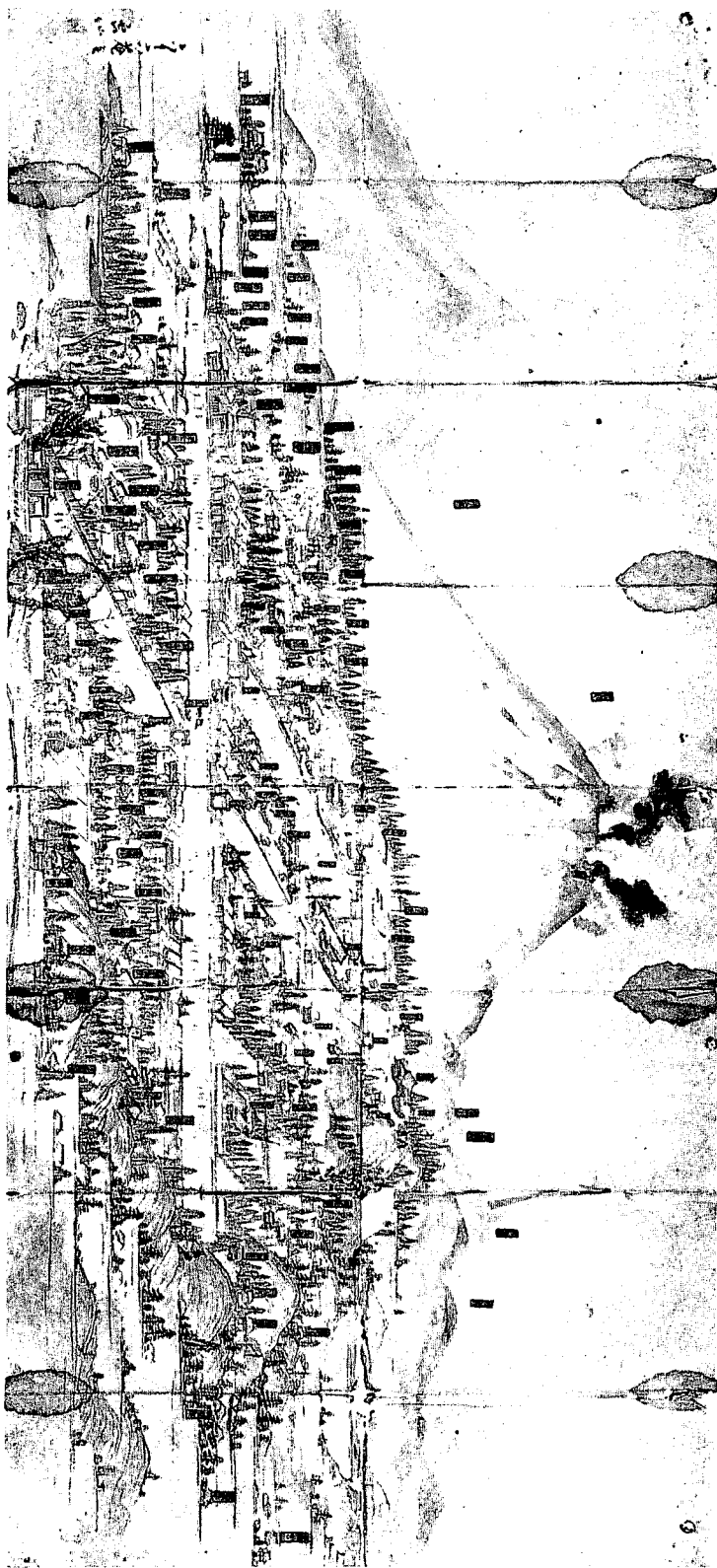
長善房

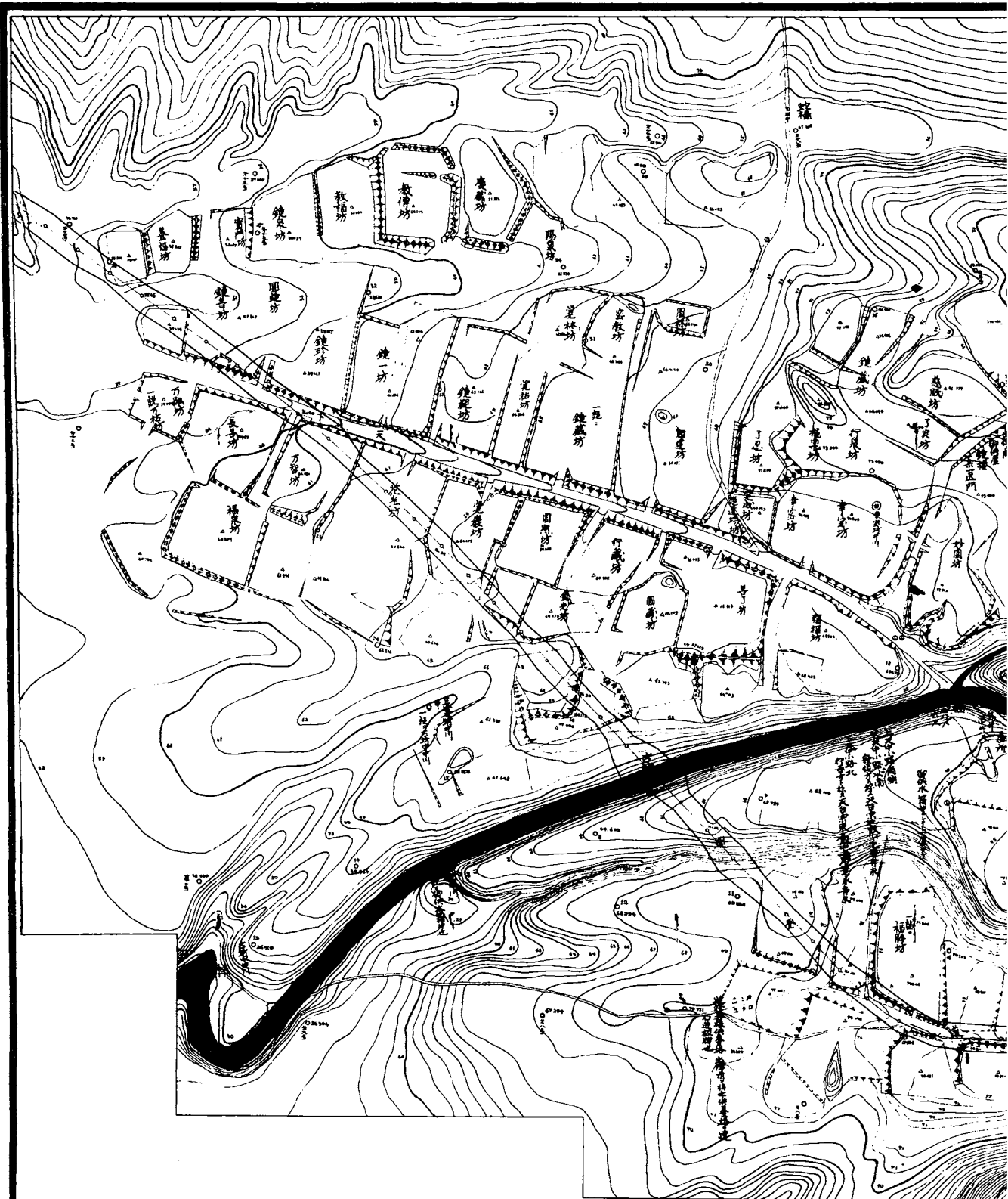
（備考）

(一)は『阿蘇文書之一』(二)は『阿蘇文書之二』(三)は『阿蘇文書之三』を表わし下の数字は(一)(二)は文書番号、(三)は頁数である。

資料Ⅷ

麓坊中絵図

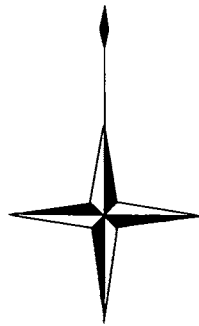




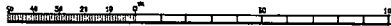
教場
 兵房
 倉庫
 營
 中國總督府
 繪圖部
 昭和六年八月

本圖係根據
 實地測量之
 結果繪成之
 其比例尺為
 1:50,000
 凡在圖中
 有紅色標記
 者均係重要
 之點也
 本圖係由
 測量部繪成
 其內容之詳
 盡與否
 尚祈鑒察
 特此聲明

阿蘇山古坊中地形圖



縮尺壹吋分之壹



昭和五年六月調查
本山又茂技官

白雲寺、小倉寺、大倉寺、
主座、神像、佛具、
神龕、三尊、佛具、
大倉寺、大倉寺、
大倉寺、大倉寺、

圖

版



古坊中空中写真(1)



古坊中空中写真(2)

図版 3



(1)



(2)



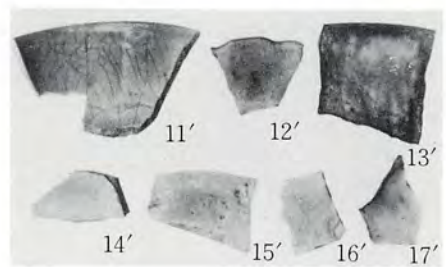
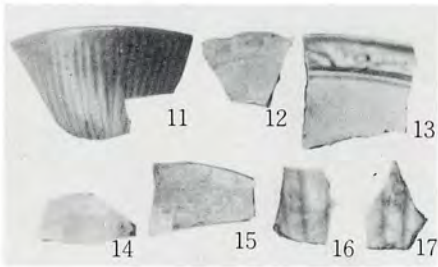
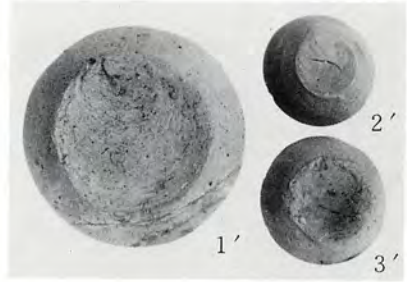
(3)

(1) 甕棺出土場所

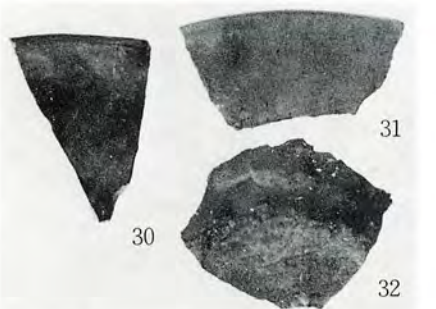
(2) 人骨出土状態

(3) 甕棺内面

图版 4



图版 5



古坊中採集遺物(2)

(1)

阿蘇山学頭職の法印の 初為通順
 佛印行 牙身月録

現之持之屋守之守之合守之
 一言百名

右田島ノ高守お世當子頭
 初引渡書件

貞享六年二月廿日 信樂持在 通

吉南草堂

村上喜屋(名弟)
 相村金屋(名弟)

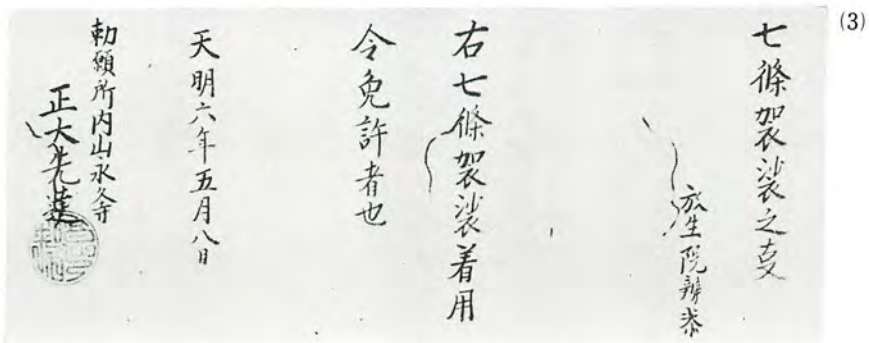
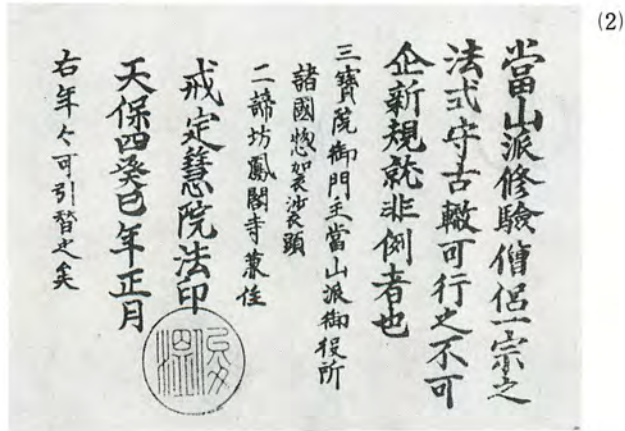
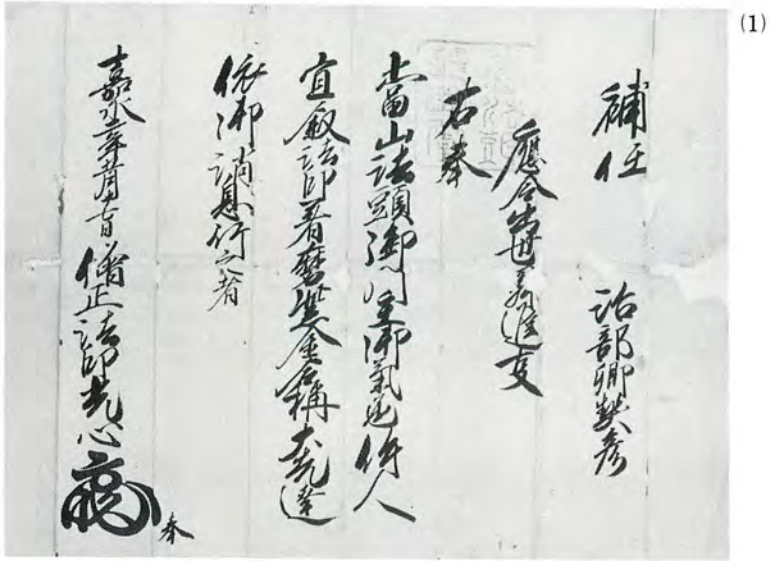
(2)

元禄中ノ中渡覚
 阿蘇山学頭職法印守玄年
 因六所枕病死後信藏 信統
 太守様末叡山
 赤川立有法道 達藏 信達内
 御凌院弘解 学頭職江
 信行以系 法年 今三之通
 沙和以江 法以自之 以後 法以之
 不知之 相守之 守有 法守年

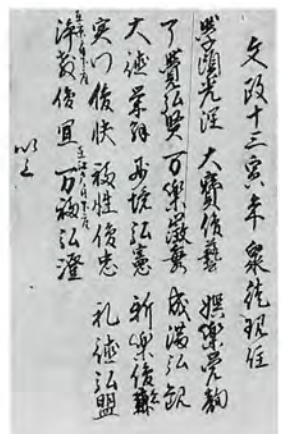
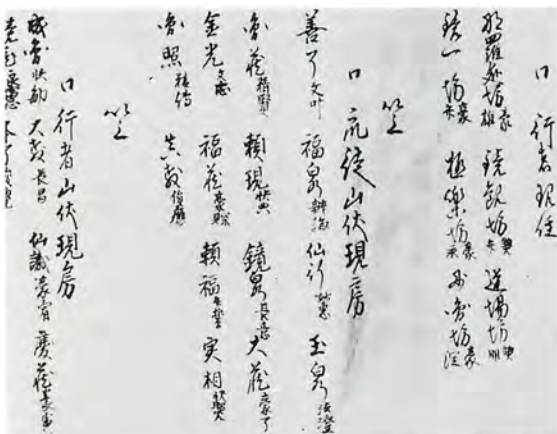
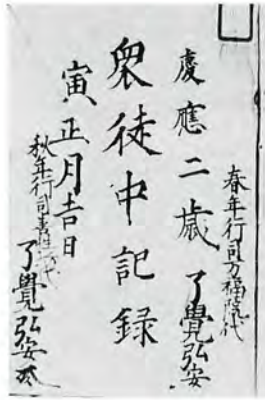
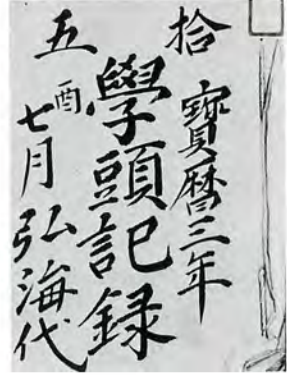
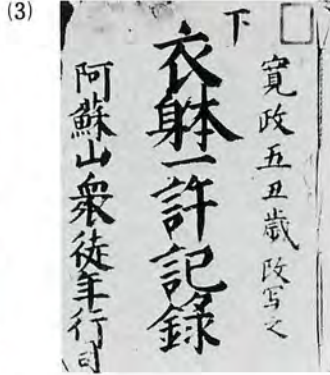
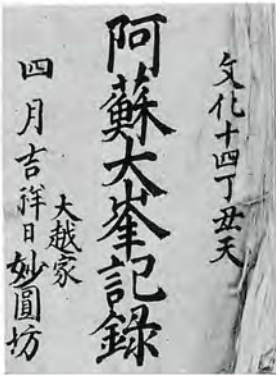
九月

(1) 学頭坊寺領地百石加増の目録

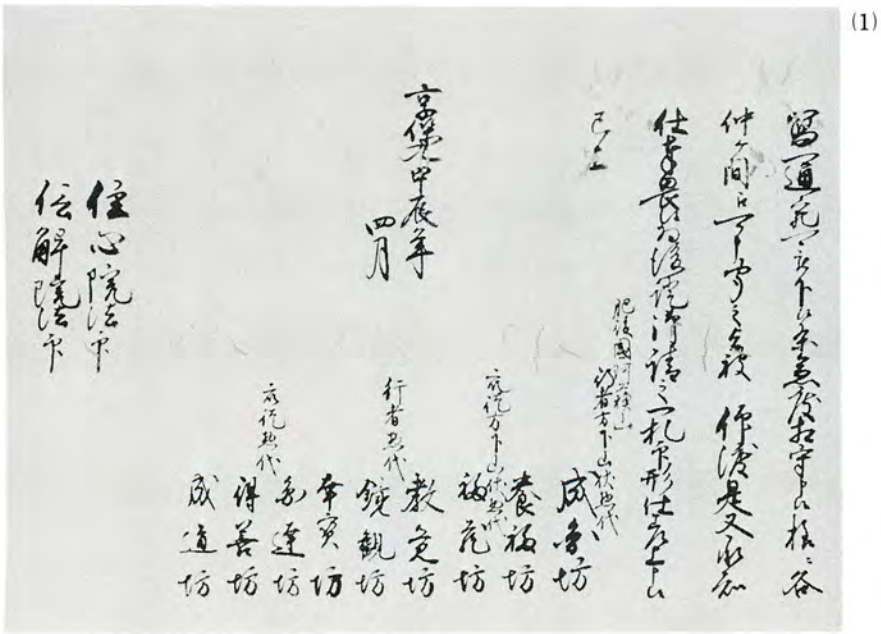
(2) 学頭後住職について衆徒中への申渡覚



- (1) 治部卿英彦（後に那羅延坊）の磨紫金袈裟着用並に大先達職補任伏
- (2) 戒定院からの掟書
- (3) 内山先達から放生院辨恭（福満坊下山伏福泉坊）への免許伏

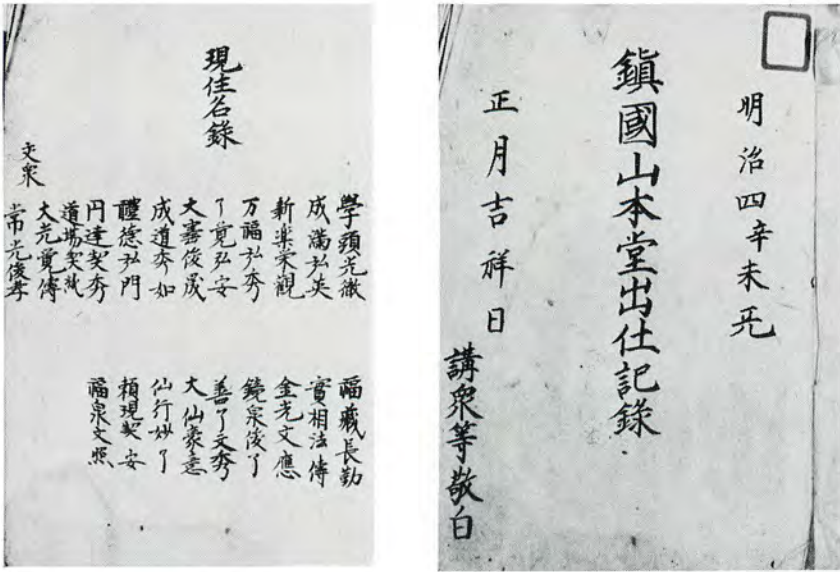


(1) 学頭坊日記 (2) 衣体論争の記録 (3) 阿蘇大峰記録
(4)(5) 衆徒年行司の記録 (6) 行者那羅延坊の年中記録
(7) 文政13年の衆徒・行者の現任名録及び衆徒・行者山伏の現房名録

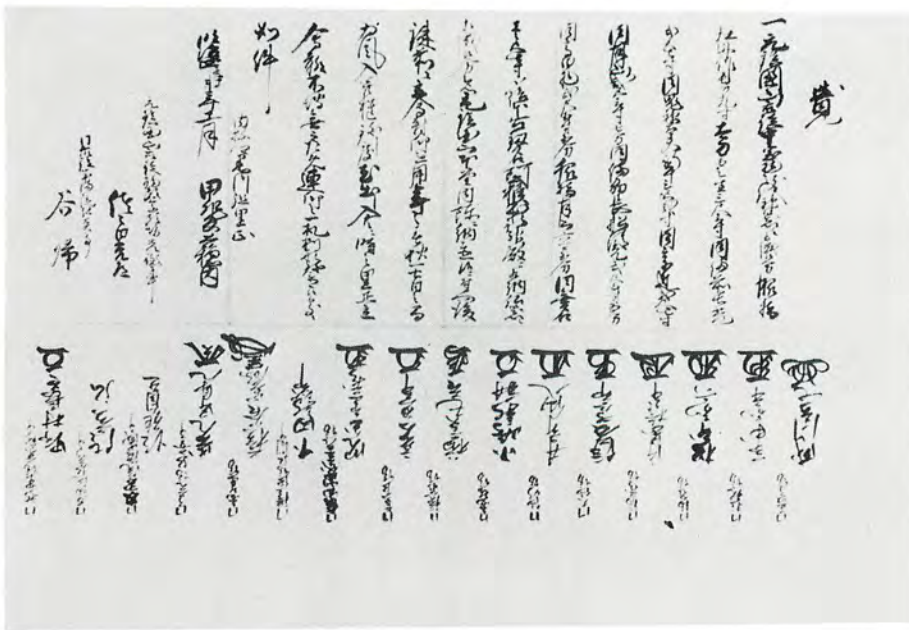


- (1) 享保九年の請書（行者方下山伏惣代成圓坊・養福坊・衆徒方下山伏惣代福蔵坊・教覚坊となっている）
- (2) 同上請書の後年の写（下山状が山伏と山伏の坊が房と変化している）

(1)



(2)



- (1) 明治四年鎮国山出仕記録に記載されている現住名録
- (2) 明治四年十一月に宝剑十振を阿蘇社へ渡した覚書

図版11



(1)



(2)



(3)

(1) 六十六墓 (ロクブ墓) (2) 天神山の墓 (3) ヤンボシ墓

図版 12



(1)



(2)



(3)

(1) 大山寺跡（一の宮町坂梨） (2) 踊山の墓
(3) 天神山の墓（57号線の建設に伴ってまとめられた）

図版 13



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 成道坊の墓……ロクブ墓
(4) 得善坊の墓……ロクブ墓

(1) 契稚(長善坊)の墓……善応寺
(3) 善性坊俊慧の墓……ロクブ墓

図版 14



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 峯三十七度と刻まれた寛文10年の墓……天神山
(4) 大越家豪雄（那羅延坊）の墓……………天神山

(1) 良等大先達（鏡観坊）の墓……天神山
(3) 鏡観坊の墓……………天神山



(2)



(1)



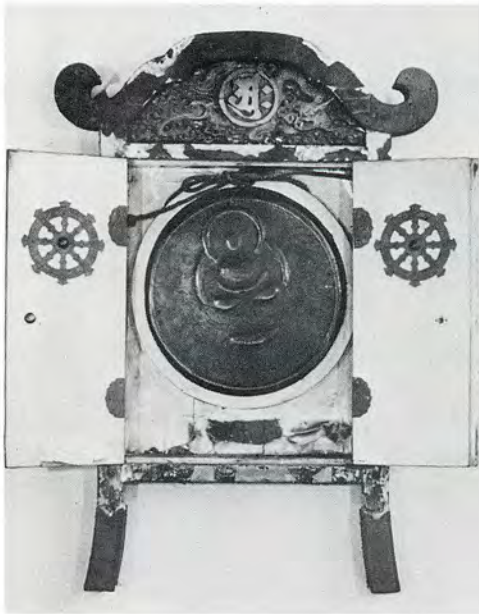
(4)



(3)

(2) 峯中権大僧都法印の墓……………ヤンボシ墓
(4) 妙圓坊創設圓榮、二世寮喜、三世裕勝の位牌

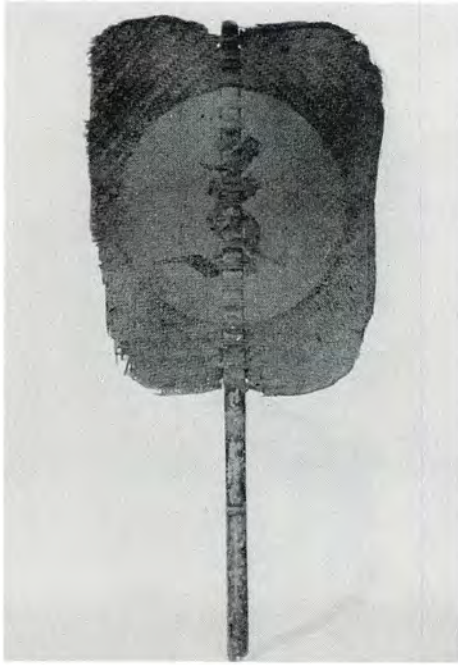
(1) 行者方山伏正現坊の墓……………天神山
(3) 行者方山伏覚祐坊の墓……………踊山



(1) 万延元年の峰入りの護摩札

(2) 笈 仏

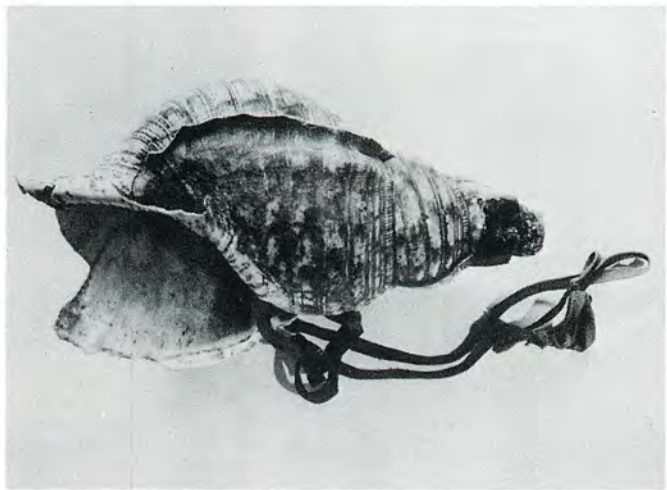
図版 17



(1)



(3)



(2)

(1) 火伏団扇

(2) ホラ貝

(3) 最多角念珠



(1)



(2)

(1) 阿蘇社の午王寶印

(2) 鏡観坊の堂と墓



(2)



(1)



(4)



(3)

(1)(2)(3) 山上本堂の乙護法

(4) 西巖殿寺の乙護法①



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 佐藤家蔵の乙護法①
(4) 佐藤家蔵の乙護法③

(1) 西巖殿寺の乙護法②
(3) 佐藤家蔵の乙護法②

図版 21



(2)



(1)



(4)



(3)

(1)(2)(3) 佐藤家蔵の乙護法④

(4) 佐藤家蔵の乙護法⑤



(2)



(1)



(4)



(3)

(1) 宮岡家蔵の乙護法

(2)(3)(4) 片岡家蔵の乙護法①



(2)



(1)



(4)



(3)

(1)(2)(3) 片岡家蔵の乙護法②

(4) 宮本家蔵の乙護法



(2)



(1)



(4)



(3)

(1)(2)(3) 川上家蔵の乙護法①

(4) 川上家蔵の乙護法②



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 稲實家蔵の乙護法②

(4) 山下組の乙護法②

(1) 稲實家蔵の乙護法①

(3) 山下組の乙護法①



(2)



(1)



(4)



(3)

(1)(2)(3) 山下組の乙護法③

(4) 桜間家蔵の乙護法



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 山口家蔵の乙護法②
(4) 福田家蔵の乙護法

(1) 山口家蔵の乙護法①
(3) 長浜家蔵の乙護法



(1)



(3)



(2)

(1)(2) 坂梨の乙護法堂と乙護法

(3) 佐藤家の乙護法堂



(1)

(1) 宮本家蔵の十一面観音



(2)

(2) 元行者御祈祷所にあつた十一面観音



(1)(2) 川上家蔵の十一面観音（光背を取りはずしている）



(2)



(3)



(1)

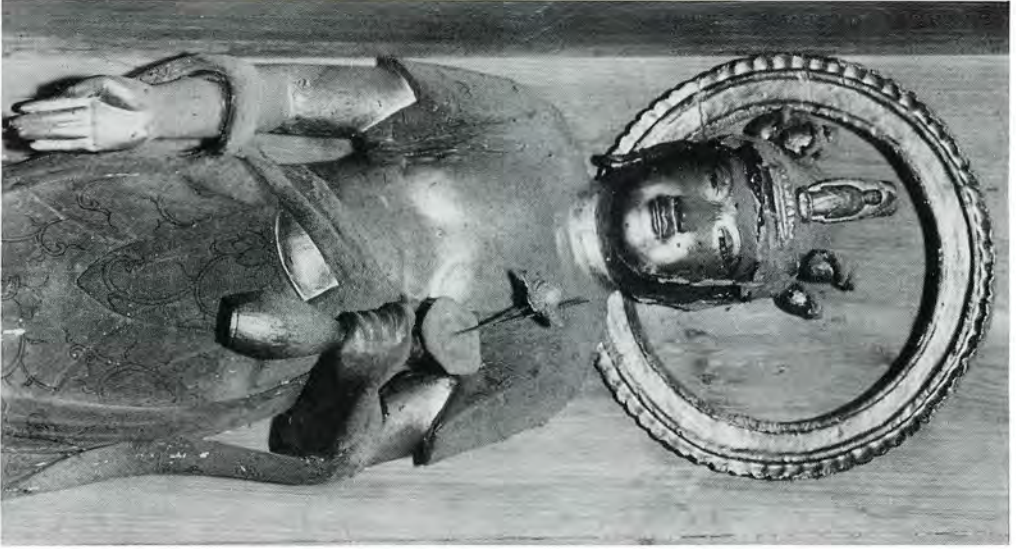
(1) 川上家蔵の十一面観音（光背を取りはずしている） (2)(3) 同上（光背をつけている）



(2) 桜間家蔵の十一面観音



(1) 宮岡家蔵の十一面観音



(1)

(1) 稲實家蔵の十一面観音 ①



(2)

(2) 稲實家蔵の十一面観音 ②



(1)

(1) 児玉家蔵の十一面観音



(2)

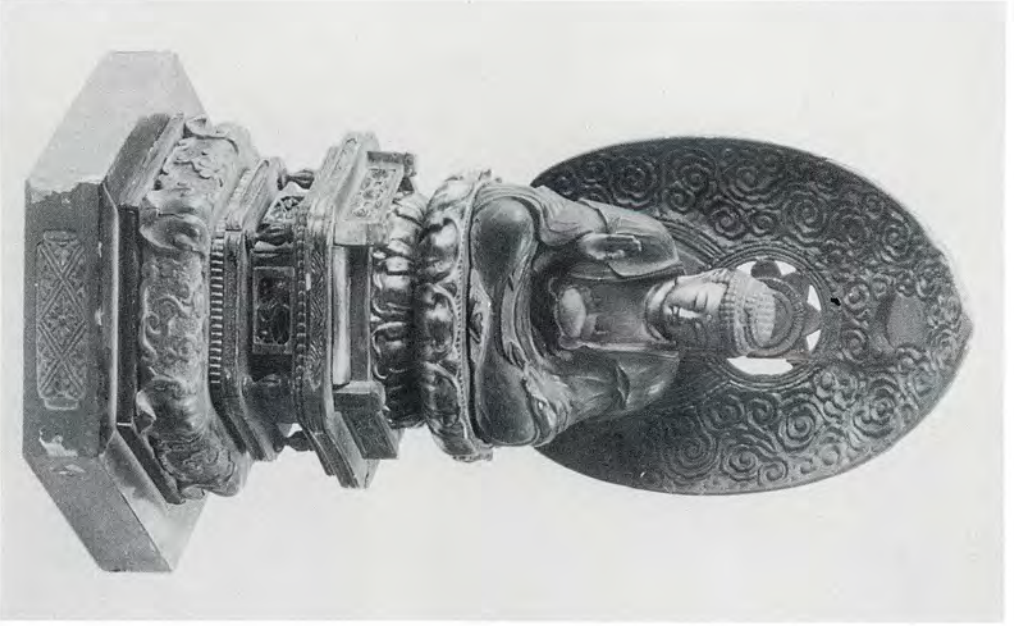
(2) 片岡家蔵の十一面観音



(2) 片岡家蔵の打越神社の御神絵

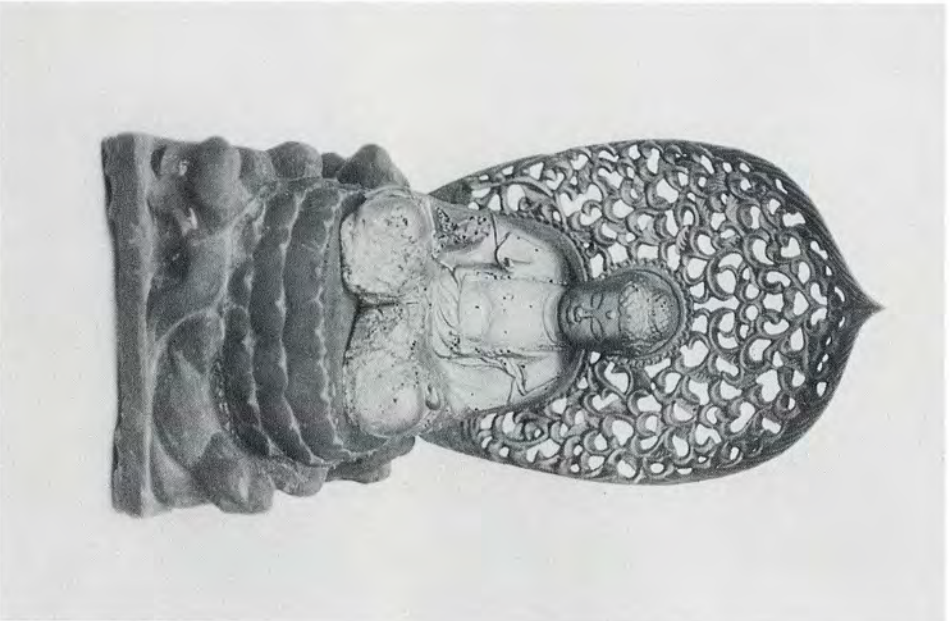


(1) 小島家蔵の十一面観音



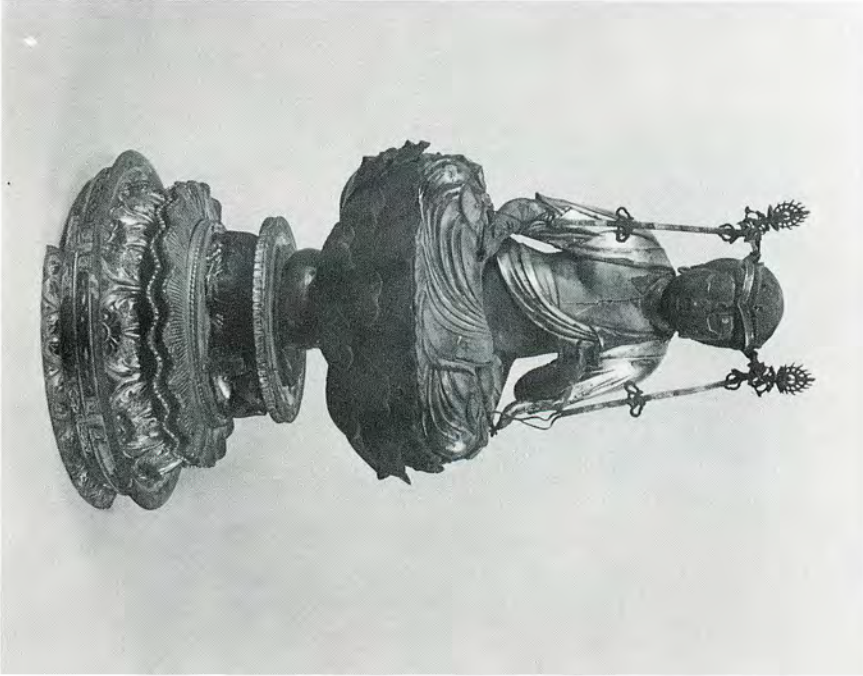
(1)

(1) 古島家蔵の阿彌陀如来



(2)

(2) 桜間家蔵の薬師如来



(1)

(1) 寛家蔵の聖観音



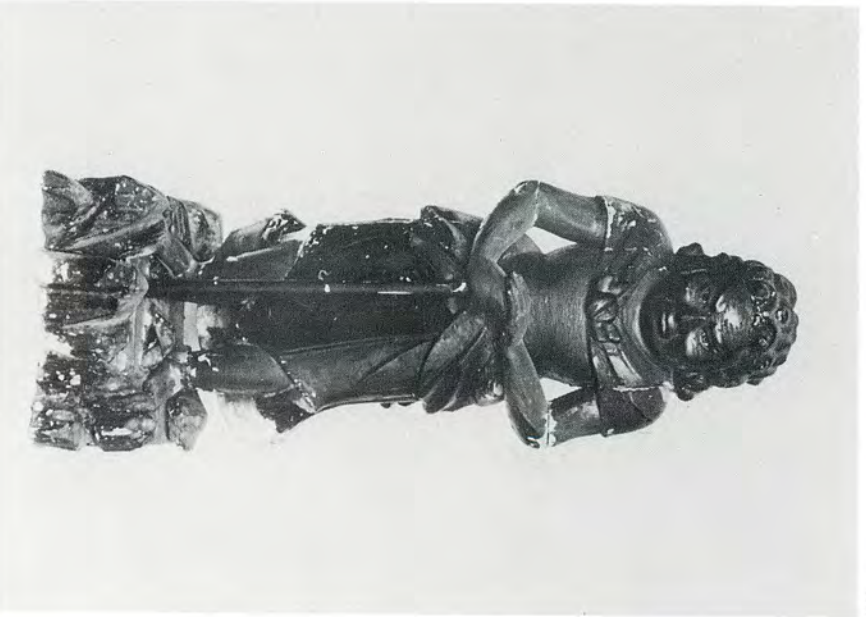
(2)

(2) 寛家蔵の薬師如来



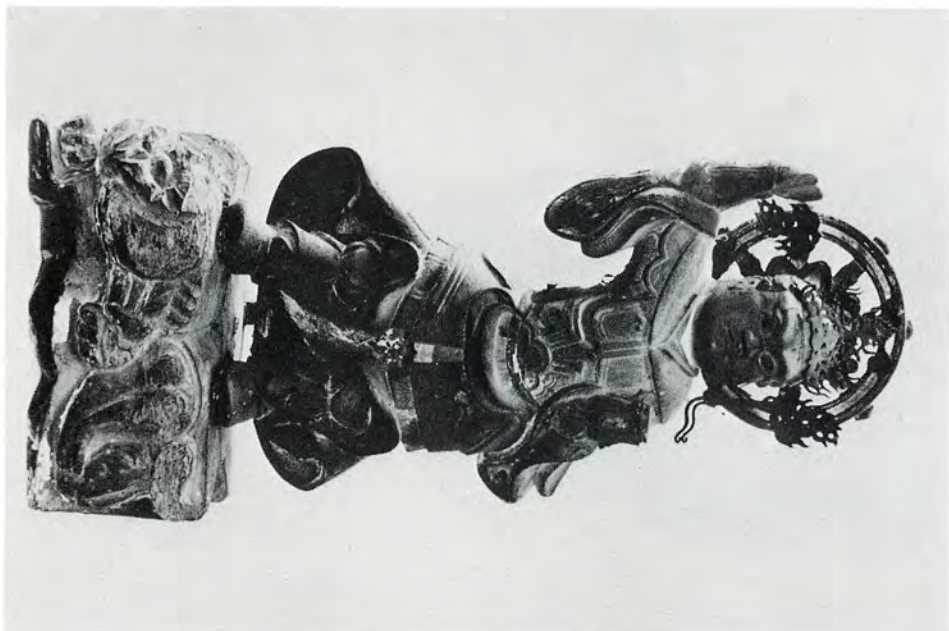
(1)

(1) 佐藤家蔵の弁財天



(2)

(2) 小島家蔵の制吒迦童子



(1)

(1) 佐藤家蔵の毘沙門天



(2)

(2) 片岡家蔵の毘沙門天



(1)

(1) 覺家藏の大日如来



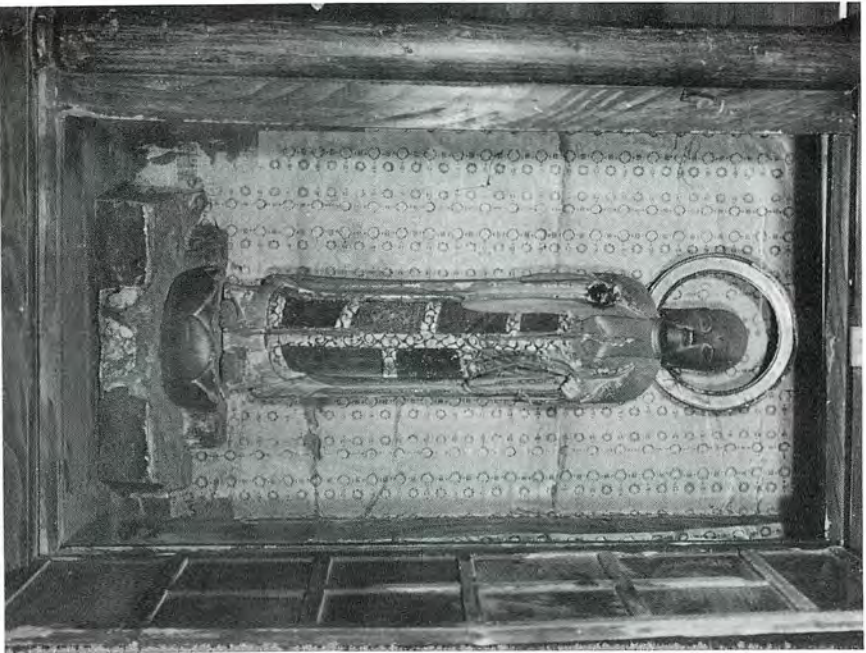
(2)

(2) 覺家藏の延命地藏



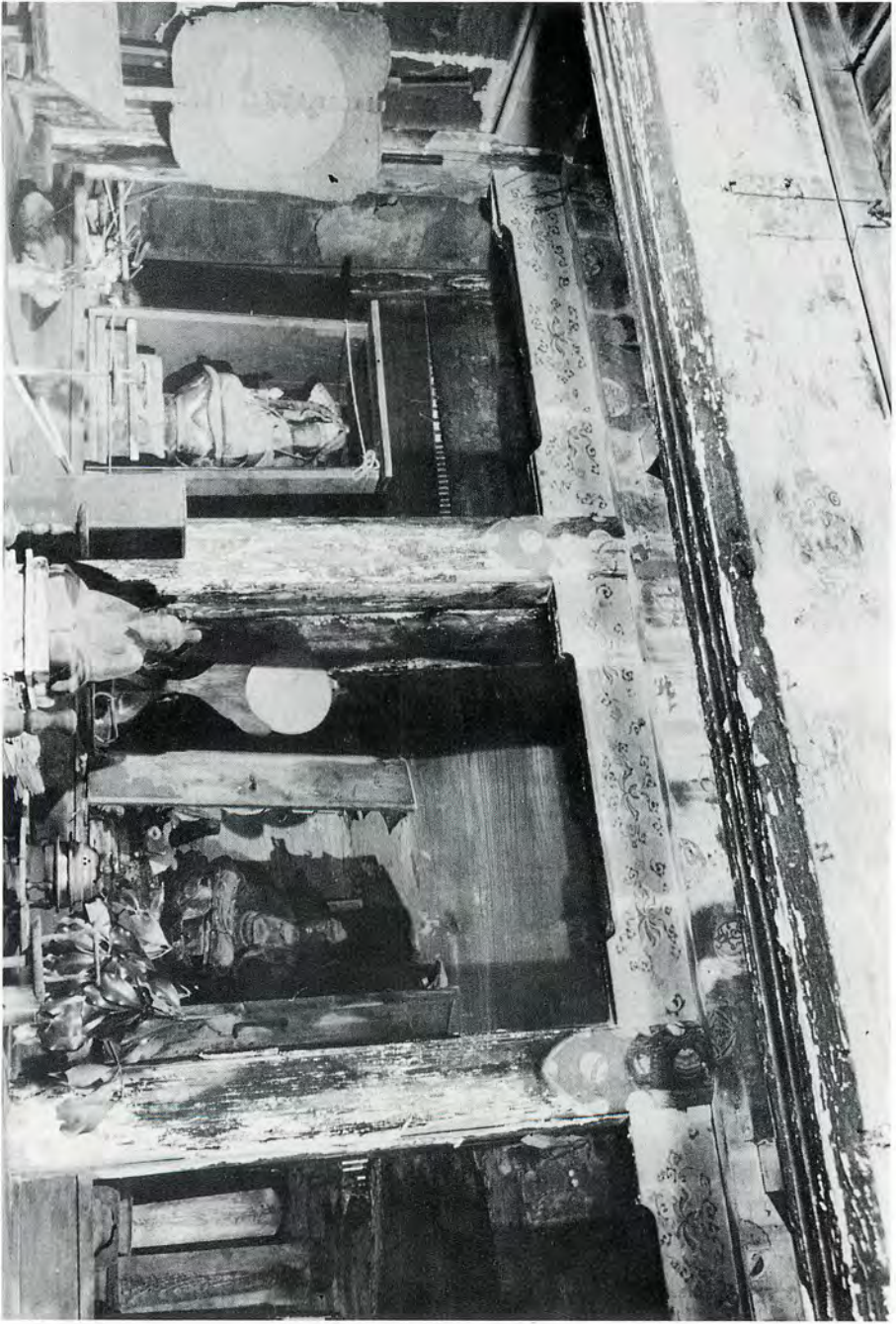
(1)

(1) 稲實家蔵の延命地藏



(2)

(2) 古島家蔵の地藏



実家のえんつう庵内部



(1)

(1) 実家えんつう庵内の子安観音



(2)

(2) 実家えんつう庵内の聖観音



(1)



(2)

- (1) 実家えんつう庵内の神像
- (2) 川上家蔵の神像



(1)



(2)

(1) 児玉家蔵の青面金剛

(2) 児玉家蔵のシヤク魔



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 小島家蔵の不動明王
(4) 稲實家蔵の不動明王

(1) 小島家蔵の毘沙門天
(3) 川上家蔵の不動明王



(2)



(1)



(4)



(3)

(2) 覚家蔵の誕生仏
(4) 本田家蔵の舍利塔

(1) 古島家蔵の誕生仏
(3) 西巖殿寺の舍利塔



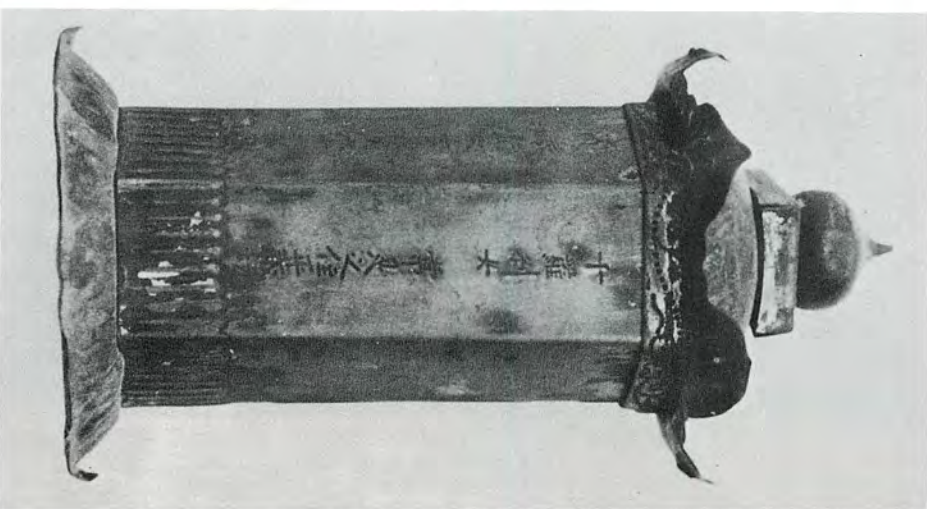
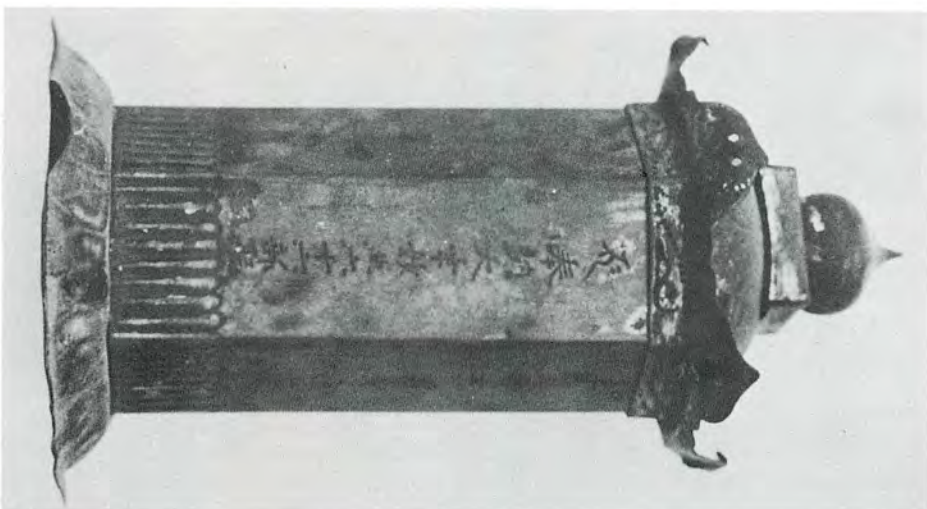
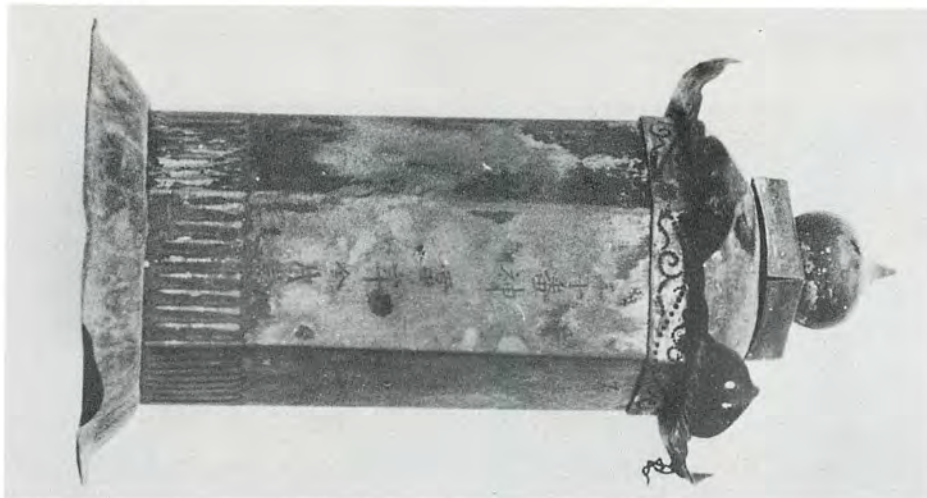
(1)

(1) 古島家蔵の大黒天



(2)

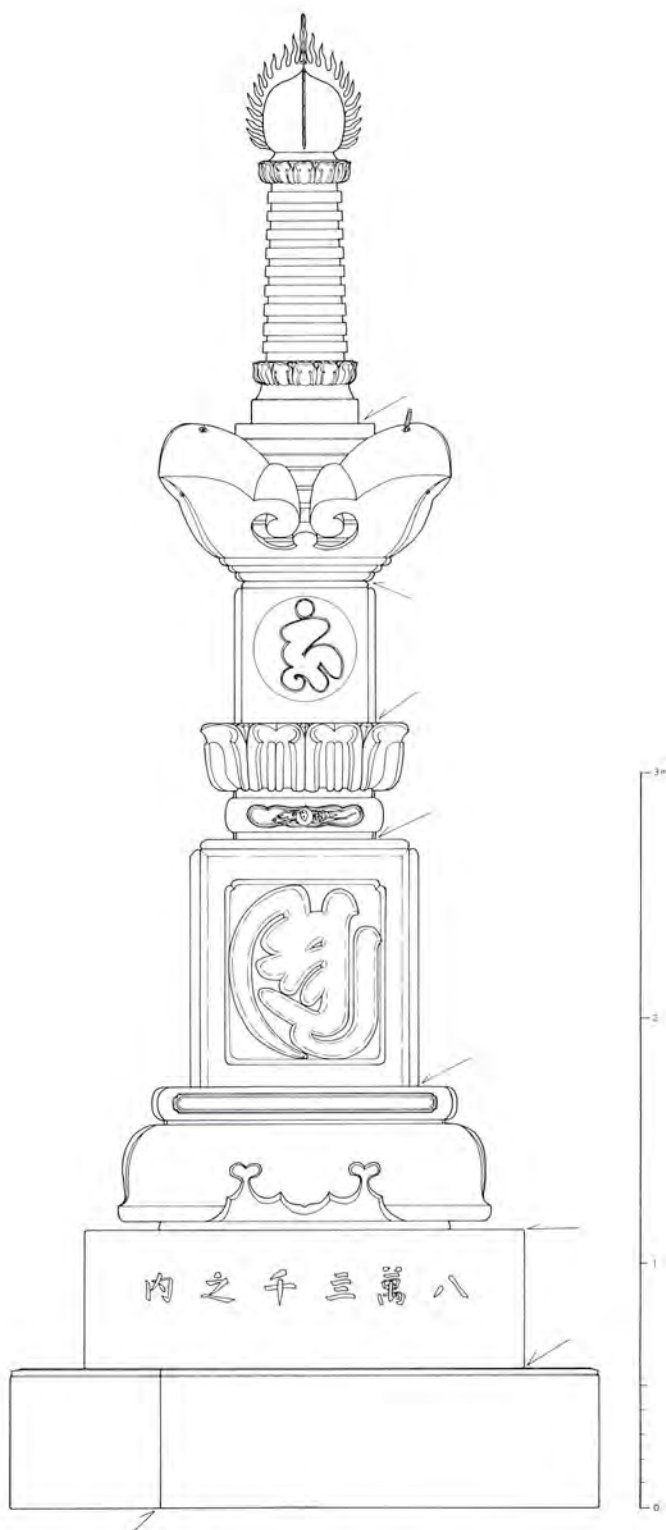
(2) 西巖殿寺の角大師 (元三大師) の絵がついた鏡



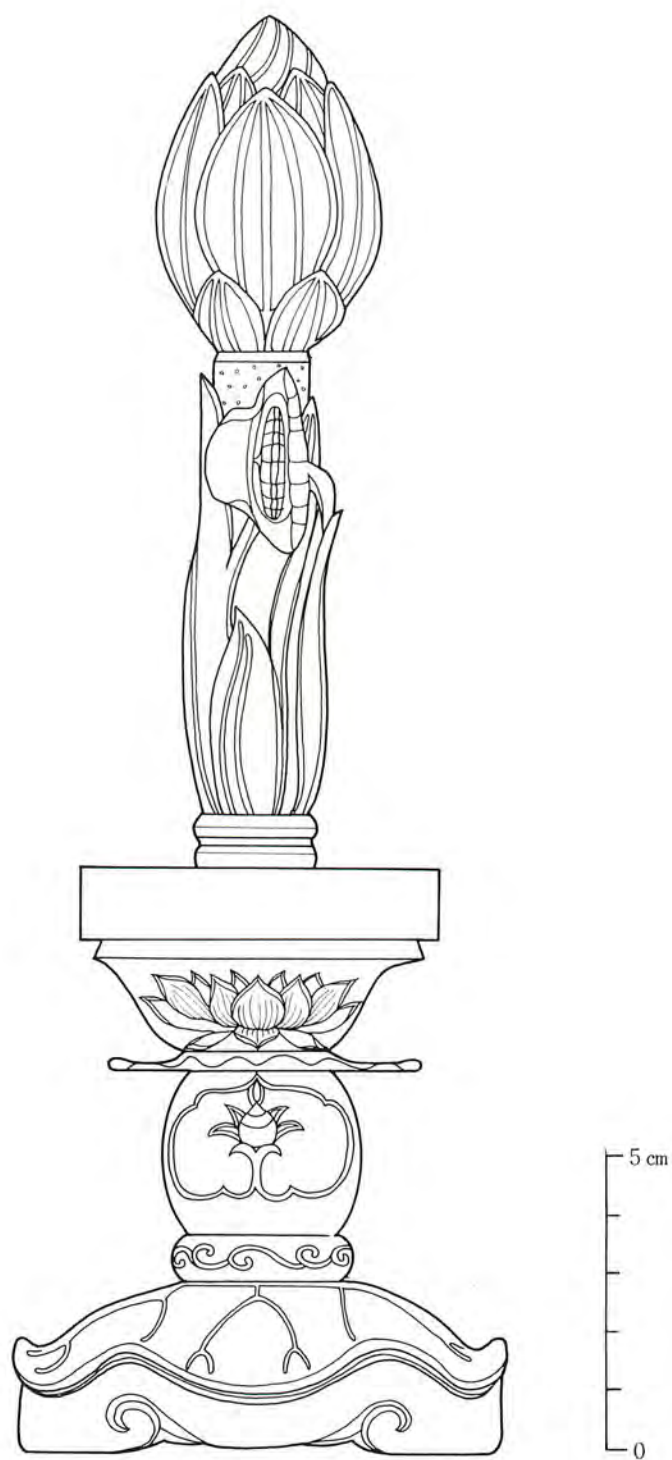
児玉家蔵の経筒



豪潮の宝篋印塔



豪湖の宝篋印塔実測図



西巖殿寺舍利塔実測図

古 坊 中

熊本県文化財調査報告―第49集―

昭和55年3月31日

発行 熊本県教育委員会

熊本市水前寺6丁目18番1号

印刷 中央印刷紙工株式会社

熊本市田崎2丁目5―38

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第 49 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：古坊中

発行：熊本県教育委員会

〒862-8609 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

電話： 096-383-1111

URL： <http://www.pref.kumamoto.jp/>

電子書籍制作日：2016 年 3 月 31 日